

厚生労働省

平成30年度障害者総合福祉推進事業

地域生活支援事業の実施状況（実態）及び
効果的な実施に向けた調査研究
報告書

平成31年3月

みずほ情報総研株式会社

目 次

第Ⅰ章 調査研究の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 調査研究の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2. 調査研究の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1) 有識者インタビュー調査・・・・・・・・・・	5
(2) 自治体アンケート調査・・・・・・・・・・	5
(3) 自治体インタビュー調査・・・・・・・・・・	8
(4) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・	10

第Ⅱ章 有識者インタビュー調査結果・・・・・・・・ 11

1. 対象①・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(1) 地域生活支援事業の実績に基づくばらつきの見方・・・・・・・・	11
(2) 調査票設計および事例調査実施にあたってのポイント・・・・・・・・	12
2. 対象②・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1) 問題意識の確認・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(2) 調査票設計および事例調査実施にあたってのポイント・・・・・・・・	13

第Ⅲ章 地域生活支援事業の実施状況（実態）等に関する市町村 アンケート調査結果・・・・・・・・ 16

1. 調査結果（要旨）・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(1) 地域生活支援事業の実施状況・・・・・・・・・・	16
(2) 日常生活用具給付等事業・・・・・・・・・・	16
(3) 移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(4) 日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(5) 地域生活支援事業に対する自治体のマネジメント状況・・・・・・・・	22
(6) 利用率、1人あたり年間金額（公費）等に関する分析・・・・・・・・	24
2. 基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(1) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(2) 障害福祉サービス等報酬における特別地域加算対象地域の状況・・	25
3. 障害者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(1) 平成29年度の自立支援給付（施設入所系）の各サービスの実利用者数 ・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(2) 平成29年度の障害者手帳等の実所持者数・・・・・・・・	27

4. 地域生活支援事業の実施状況	28
(1) 地域生活支援事業の実施状況および事業実施体制	28
5. 日常生活用具給付等事業の実施状況	33
(1) 給付対象とする用具の種目等について	33
(2) 利用者負担の状況	36
(3) 一人あたりの利用上限	40
(4) 基準額を超える金額であった場合の対応方法	42
(5) 平成 18 年度以降における、日常生活用具の種目、基準額、対象者、一人あたりの利用上限の見直し状況	44
(6) 他施策で利用可能な類似機能の用具等がある場合の併用状況	57
(7) 申請時に利用の必要性を評価する仕組の有無	58
(8) 利用者ごとの支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況	60
(9) 給付する用具の取り扱い事業者に対する事前登録の実施状況	64
(10) 平成 29 年度の日常生活用具給付等事業の実施状況	65
6. 移動支援事業の実施状況	90
(1) 各年度の実利用者数	90
(2) 事業所別の実施体制	91
(3) 利用対象者、利用上限の設定	93
(4) 医療的ケア児への対応状況	163
(5) 利用目的の規定	166
(6) 2 日以上継続した外出	171
(7) 出発前の準備、帰宅後の支援	172
(8) 利用上限について規定している内容	176
(9) 利用上限について規定している内容	179
(10) 減免措置	181
(11) 自立支援給付との併給	182
(12) サービスの必要性を評価する仕組	185
(13) 利用者ごとの支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況	188
(14) グループ支援型の実利用者の種別	191
(15) 今後のグループ支援型の体制整備に関する意向	191
(16) 事業費（委託費・補助）について	193
(17) 移動支援事業登録後の経過期間別の利用者数	196
7. 日中一時支援事業の実施状況	197
(1) 事業所別の実施状況	197
(2) 利用対象となる障害種別、障害支援区分等	201
(3) 利用料	223
(4) 利用者負担	225
(5) 減免措置	227
(6) 一人あたりの利用上限	228
(7) 平成 29 年度の実利用者数	232
(8) 医療的ケア児への対応	233
(9) 必要性を評価する仕組	237

（１０）定期的に状況把握を行っている内容	239
（１１）利用者ごとの支援計画作成	240
（１２）日中一時支援事業に関する追加調査（職員配置等状況）	243
８．地域生活支援事業の効果的な運用に向けて	245
（１）第５期障害福祉計画（計画期間：平成 30 年から平成 32 年）を策定する際の定量的な計画値（実利用見込者数）の設定方法	245
（２）地域生活支援事業に関する情報提供・支援の実施状況	247
（３）地域のニーズの把握方法	253
（４）障害福祉サービスに関わる取組状況	256
９．利用率、一人あたり年間金額（公費）に関する分析	258
（１）日常生活用具給付等事業	260
（２）移動支援事業	265
（３）日中一時支援事業	269

第Ⅳ章 自治体インタビュー調査結果 273

- ・ 和光市：地域生活支援事業を含む障害福祉サービスの公的マネジメントの実践事例
- ・ 練馬区：日常生活用具給付等事業等におけるニーズ把握とシミュレーション実施に関する実践事例
- ・ 横浜市：障害福祉分野における公的サービスマネジメント実践事例（移動支援事業）
- ・ 鎌倉市：移動支援事業に関する事業者アンケート調査等の実践事例
- ・ 綾瀬市：障害福祉分野における公的サービスマネジメント実践事例（日中一時支援事業）
- ・ 金沢市：利用者ニーズの把握に向けた体制づくりの実践事例
- ・ 三島市：障害福祉分野における公的サービスマネジメント実践事例（日中一時支援事業）
- ・ 箕面市：日中一時支援事業を含む多様な支援ニーズに対する総合相談体制の実践事例
- ・ A 市：障害福祉サービスの公的マネジメント体制づくりの実践事例
- ・ 大阪府：地域生活支援事業に関する基礎自治体間の情報共有に関する取組実践事例

第Ⅰ章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景・目的

(1) 背景

地域生活支援事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)4条第1項に規定する事業である。障害児者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現を目的とした事業として、平成18年度に創設された。

地域生活支援事業の実施主体は、市町村(特別区)である。また、都道府県においても、市町村の事業が円滑に行われるよう援助するとともに、広域的な取組が必要となる事業を担っている。

事業は、必須事業と任意事業で構成され、事業の企画、実施にあたっては、障害者が暮らす地理的、生活環境の違い、人口規模、社会資源の有無等を踏まえ、都道府県、市区町村が策定する障害福祉計画に基づき実施されている。そのため、事業の支援対象、支援内容、利用者負担等は、多様な形態が存在している。

事業費は、市町村、都道府県が、総事業費の25%ずつ、国が50%を負担・補助する仕組となっている。実施基準は、国より指針として提示されているが、事業規模、個々の事業費の積算基準は、自治体の判断により規定されている。実際、各年の事業実績、事業費規模は、都道府県によってばらつきがみられる(別添資料参照)。

近年、障害を有する高齢利用者数の増加要因等から、全体としては、事業費が拡大傾向にある。

これらの点を踏まえると、現状の財源状況の中で、多様な障害者ニーズに対応しながら、地域生活支援事業を効果的・効率的に運用していくための取組が必要になると考えられる。

図表 地域生活支援事業

「市町村地域生活支援事業」

■必須事業	
ア	理解促進研修・啓発事業
イ	自発的活動支援事業
ウ	相談支援事業
エ	成年後見制度利用支援事業
オ	成年後見制度法人後見支援事業
カ	意思疎通支援事業
キ	日常生活用具給付等事業
ク	手話奉仕員養成研修事業
ケ	移動支援事業
コ	地域活動支援センター機能強化事業
■任意事業	
○日常生活支援	
(1)	福祉ホームの運営
(2)	訪問入浴サービス
(3)	生活訓練等
(4)	日中一時支援
(5)	地域移行のための安心生活支援
(6)	巡回支援専門員整備
(7)	相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
(8)	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
○社会参加支援	
(1)	レクリエーション活動等支援
(2)	芸術文化活動振興
(3)	点字・声の広報等発行
(4)	奉仕員養成研修
(5)	複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
○就業・就労支援	
(1)	盲人ホームの運営
(2)	知的障害者職親委託

資料：「地域生活支援事業の実施について」，厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長，
平成 29 年 9 月 7 日

「都道府県地域生活支援事業」

■ 必須事業
ア 専門性の高い相談支援事業 イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 オ 広域的な支援事業
「サービス・相談支援者、相談者育成事業」
(1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 居宅介護従事者等養成研修事業 (5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (7) 精神障害関係従事者養成研修事業 (8) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業
■ 任意事業
○ 日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) オスメイト（人工肛門、人口膀胱造設者）社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 児童発達支援センター等の機能強化等 (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 (6) 医療型短期入所事業所開設支援 (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
○ 社会参加支援 (1) 手話通訳者設置 (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 障害者 IT サポートセンター運営 (6) パソコンボランティア養成・派遣 (7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (8) 身体障害者補助犬育成促進 (9) 奉仕員養成研修 (10) レクリエーション活動等支援 (11) 芸術文化活動振興 (12) サービス提供者情報提供等 (13) 地域における障害者自立支援機器の普及促進 (14) 視覚障害者用地域情報提供 (15) 企業 CSR 連携促進
○ 就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） (3) 一般就労移行等促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等
○ 重度障害者に係る市町村特別支援

「特別支援事業」

- ・上記以外の事業であって、市町村、都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充足を図る事業
その他別に定める事業並みに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

資料：「地域生活支援事業の実施について」，厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長，
平成 29 年 9 月 7 日

（２）目的

本調査研究は、自治体における地域生活支援事業の実施状況を把握するとともに、実施主体である市町村、都道府県が、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画策定時において、検討材料となる基礎資料を提供することを目的とした。

本調査研究の結果から、全国の自治体が、地域生活支援事業のより効果的、効率的な実施に向けた計画策定が実行できるよう、情報発信を行い、さらに、地域生活支援事業に関する制度の在り方について検討することを目指した。

2. 調査研究の方法

本調査研究は、1) 有識者インタビュー調査、2) 自治体アンケート調査、3) 自治体インタビュー調査を通じて、以下の情報収集を行った。

(1) 有識者インタビュー調査

【目 的】

地域生活支援事業の現状および課題について有識者を対象にインタビュー調査を実施した。

本インタビューを通じて、1) アンケート調査票設計にあたっての仮説（選択肢情報）を得ること、2) 事業を実施する市町村等が事業の企画、設計、事業評価等を行う際に求めている情報、課題、対応策を把握することを目的とした。

【対 象】

筑波大学人間系リハビリテーションコース (障害福祉分野)教授	小澤 温 氏
国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 主任研究官	大夢賀政昭 氏

【インタビュー項目】

- 地域生活支援事業の実績に基づくばらつきの見方
- 調査票設計および事例調査実施にあたってのポイント

(2) 自治体アンケート調査

【目 的】

地域生活支援事業の実施状況、障害福祉計画策定時等におけるニーズの把握状況、計画値の設定状況、障害福祉サービスに関わるマネジメントの実施状況について実態把握を行った。地域生活支援事業の実施状況については、事業費の実績額が地域生活支援事業の中で、比較的大きな事業であり、かつ対人サービスを対象としている、1) 日常生活用具給付等事業、2) 移動支援事業、3) 日中一時支援事業を対象に実施した。

【対 象】

全国の市区町村の障害福祉主管課を対象に実施した。

【実施方法】

障害福祉主管課担当者宛に、郵送により電子調査票を送付し、電子メールで回収する方式とした。

調査期間中は、フリーダイヤルによる電話問合せ窓口を設置し、自治体担当者からの質問に対応した。調査票回収期限前に、全対象自治体宛に、礼状兼調査協力依頼の葉書を発送し、回収率の向上を図った。

【回収数】

	有効回収数
自治体アンケート調査①	1,031 件 (有効回収率 59.2%)
自治体アンケート調査② (日中一時支援事業の実施体制に関する追加調査)	1,104 件 (有効回収率 63.4%)

※回収期限：

自治体アンケート調査①：平成 31 年 2 月 28 日回収分

自治体アンケート調査②日中一時支援事業 追加調査項目分：

平成 31 年 3 月 8 日回収分

【自治体アンケート調査①：調査項目】

基 本 属 性	・自治体名(自治体コード) ・主管部署名
I 基本情報	・人口 ・障害福祉サービス等報酬における特別地域加算の対象地域
II 障害者の状況	・自立支援給付の各サービス実利用者数 ・障害者手帳等の実所持者数
III 地域生活支援事業の実施状況	・実施の状況、直営・委託の別、委託箇所数 ・必須事業のうち未実施の事業に関する理由
IV 日常生活用具給付等事業	・用具の種類について ・利用者負担のあり方 ・利用上限額の設定状況 ・基準額を超えている用具の取り扱いについて ・平成 18 年度以降における種目、基準額、対象者一人あたりの利用上限額等の見直し状況 ・他施策との併用について ・必要性の評価を行う仕組の有無 ・利用者ごとの支援計画の策定状況 ・事業者の事前登録の状況 ・種目別の実施状況(実利用者数、年間金額(公費)、年負担額(自費)、基準額、利用対象)

V 移動支援事業	・実利用者数 ・事業所別の運営主体、他のサービスの実施状況、実施形態等 ・利用対象者、利用上限の設定状況 ・医療的ケア児への対応状況 ・利用目的の規定 ・出発前の準備、帰宅後の支援にかかる時間の取扱い ・利用上限の設定状況 ・利用者負担の減免 ・自立支援給付との併給 ・必要性の評価を行う仕組みの有無 ・利用者ごとの支援計画の策定状況 ・グループ支援型の対象等 ・委託契約の状況 ・登録後の経過期間別実利用者数
VI 日中一時支援事業	・事業所別、運営主体、併設施設等の種類、定員数、サービス提供日数、送迎サービスの有無、実利用者数、延べ利用者数、自治体から支払われた公費の額(合計)、利用者から支払われた額(合計)、サービスの内容、医療的ケア児へのサービスの可否 ・送迎サービスの状況 ・利用対象者、利用条件 ・利用料 ・利用者負担の減免 ・一人あたりの利用上限 ・実利用者数 ・医療的ケア児への対応状況 ・必要性の評価を行う仕組みの有無 ・利用者ごとの支援計画の策定状況 〔追加調査として実施した項目〕 ・人員配置基準の設定状況 ・サービス内容別の利用者当たりの人員配置の状況 ・配置職員の資格要件
VII 障害福祉計画について	・平成 30 年度、31 年度、32 年度の年間計画値 ・計画値の設定方法 ・地域生活支援事業に関する情報提供の状況 ・地域のニーズ把握の方法 ・障害福祉サービスの取組状況 ・地域生活支援事業の効率的、効果的な運用に向けて取組んでいること

（３）自治体インタビュー調査

【目 的】

自治体を対象に地域生活支援事業の取組状況等についてインタビューを実施し、他自治体が、事業企画、障害福祉計画等の見直しを行う際の参考資料となるよう整理を行った。

【インタビュー項目】

調査対象自治体別に次ページ「図表 対象・調査項目」に示した調査項目に沿って聞き取り調査を行った。

① 貴自治体における地域生活支援事業の実施方針

趣 旨：自治体における利用対象の設定方針、利用者負担、上限設定、委託事業費の単価設定・これらの見直しのあり方について

- ・利用対象者、受益者負担、適正な利用促進を念頭に置いた利用者負担の設定に関する考え方
- ・委託先に対する単価設定の状況（広域的調整の実態等）
- ・委託基準の緩和に対する考え方（専門職のみならず、多様な支援者による事業の実施：特に移動支援事業）

② 支援ニーズの把握、見直しについての取組状況

趣 旨：利用申請受理時におけるニーズ評価、見直しのあり方について

- ・利用希望者の支援ニーズに対する評価、見直しの状況
- ・支援計画策定等による、効果的、効率的な支援実施に向けたあり方の検討
- ・委託事業所との連携（委託先決定、委託事業所との情報交換、事業評価の実施状況）

③地域生活支援事業の実施課題および対応策

- ・障害種別もしくは各地域支援事業の問題点
- ・今後の対応策
- ・貴自治体オリジナル、独特な取組事例の紹介

④将来的な障害福祉分野における公的サービスのマネジメント体制の構築について

- ・自立支援給付、介護保険給付等との一体的な利用者支援・情報管理のあり方の検討
- ・情報提供、申請支援のあり方

⑤地域ニーズを踏まえた次期障害福祉計画策定のための取組等について

- ・先駆的取組事例を対象に、障害種別、程度区分等を考慮した、標準的支援量、アウトカム評価等に関するエビデンスの収集についての考え

【インタビュー対象】

- ・自治体インタビュー調査は、11自治体を対象に実施し、本報告書には以下の結果を掲載している。

図表 対象・調査項目

自治体名	人口 (人)	調査項目
和 光 市	41,143	・地域包括ケアの一環としてニーズ評価の実施、マネジメント機能の発揮。
練 馬 区	731,995	・日常生活用具給付等事業のニーズ評価の実施、マネジメント機能の発揮。 ・計画策定体制について。
横 浜 市	3,744,232	・移動支援事業の実施方針、ニーズ評価および効果検証等に対する意見等。 ・地活事業全般におけるマネジメント機能について。
鎌 倉 市	172,129	・移動支援事業に関する事業者へのアンケート調査、報酬単価の見直し、利用ガイドラインの見直し。
綾 瀬 市	84,229	・日中一時支援事業における、重度障害者や医療的ケアに関する対応。 ・地域生活支援事業全般における、マネジメント機能について。
金 沢 市	453,739	・日常生活用具給付等事業において、利用者ニーズにあわせた対象品目の拡大と見直しの検討を行うため、日常生活用具の見直しについて検討する専門部会の設置等。
三 島 市	110,444	・日中一次支援事業における、ニーズについて聞き取り調査等を実施し、適切な時間数・区分等を確認。
箕 面 市	137,826	・日中一時支援事業の実施方針、実施状況および効果的な運用について。
A 市	—	・日常生活用具給付等事業を対象に、検討部会を立ち上げ、ニーズのフィードバック等を実施。
大 阪 府	8,825,545	・地活事業全般に対するマネジメント機能について。 ・移動支援事業の実施方針、ニーズ評価および効果検証等に対する意見。

(4) 実施体制

本調査研究は、下記担当が事務局となり実施した。

みずほ情報総研 社会政策コンサルティング部 医療政策チーム	山本 眞理
みずほ情報総研 社会政策コンサルティング部 医療政策チーム	玉山 和裕
みずほ情報総研 社会政策コンサルティング部 医療政策チーム	佐藤 溪
みずほ情報総研 社会政策コンサルティング部 医療政策チーム	種田 郁子
みずほ情報総研 社会政策コンサルティング部 医療政策チーム	斉藤 恵美子

第Ⅱ章 有識者インタビュー調査結果

1. 対象①

【日時】平成30年10月9日（火）16:30～18:00

【対象】筑波大学人間系リハビリテーションコース（障害福祉分野）教授
小澤 温 氏

（1）地域生活支援事業の実績に関するばらつきについて

- ・自治体の財政力が、地域生活支援事業の実績に影響していることが推測される。また、地域生活支援事業を支給する対象者の範囲、1人あたりの年間金額（公費）の水準は、各自治体が地域ニーズを踏まえて設定している。地域生活支援事業は公的サービスであるという性質上、本来は、限られた財源の中にあっては“薄く広く給付する”ことが求められる事業であるとも考えられる。
- ・山形県、秋田県は、三世帯同居率が高い地域であることから、家族等による介護、インフォーマルサービスが機能していることが推察される。また、豪雪地帯の場合、冬の外出自体が容易でないことから、支援の仕方も変わることが想定される。
- ・日中一時支援事業の都道府県間の利用率のばらつきを見るのであれば、身体障害者手帳所持者数だけでなく、知的障害、精神障害、障害児療育手帳所持者数の合計値を用いて見てみる方法も考えられる。
- ・各地域における入所系サービス利用者割合が、日中一時支援事業の利用率に対してどのように影響するか、検証してみる必要があるだろう。入所系サービスをはじめ、自立支援給付と日常生活支援事業が代替関係にあること、自立支援給付の実施機関（地域資源）が、日常生活支援事業の委託先となる場合が多いこと等が想定される。

(2) 調査票設計および事例調査実施にあたってのポイント

- ・障害福祉サービス間の代替性に着目した分析を行うとよいであろう。例えば、1) 日中一時支援事業と放課後等デイサービス、2) 施設入所定員数が少ない地域では短期入所をつなぎニーズを補っていること、3) 同行援護と移動支援事業の関係一が挙げられる。想定される結果としては、サービス別にみると自治体ごとの公費の額、利用率には違いがみられるが、特定の自立支援給付の額と地域生活支援事業の公費の額を合算して比較すると、全体としてはあまり差がみられないのではないかと考える。
- ・一方で、成年後見制度利用支援事業のようなソフトサービスこそ、自治体間の提供実態に差があるのではないかと推測している。
- ・また、自治体において地域生活支援事業の事業規模が年々拡大している理由は何であるのか検討する必要があるだろう。
- ・障害福祉計画策定に関する支援、各種研究等を行った経験から、都道府県レベルで地域生活支援事業の効果的効率的運営についてマネジメントを行っている地域と、そうでない地域があることが存在すると感じている。
- ・今後は、障害福祉サービスにおいても、ゲートキーピング（ケアマネジメント）の仕組みを導入していくことが不可欠であると考え。現状としては、障害福祉サービスの中にこうした機能はシステム化されていないといえる。多くの自治体では、相談支援専門員の助言（申請代行）、事業者の提案により、日常生活支援事業が利用されている実態にあると考える。
- ・但し、障害福祉サービスの領域では、ゲートキーピング（ケアマネジメント）機能を導入することへの反対意見もある。その理由は、障害者から見るとサービスの勝手が悪くなるのではないかと指摘があるためである。
- ・都道府県間の地域生活支援事業の実績（利用率、1人あたり公費の額）をみると、突出した値を示している都道府県がいくつかみられる。データの分析、評価を行う際には、逸脱値を除外し、ある程度の分散の中におさまっている自治体を対象にその要因等を検証していくとよいであろう。
- ・将来、地域生活支援事業のアウトカムを評価するためには、例えば、移動支援事業であれば、障害者の外出頻度を測定し、移動支援事業を利用することで、一般的な外出頻度（指標）との差がどの程度埋められているのか、その差を検証する方法もあるだろう。なお、この外出スケールは、当大学の社会人大学院において研究を行った実績がある（例 脳卒中後遺症患者を対象に、リハビリテーションの実施により、近所レベル、中距離移動、遠距離移動の外出についてどのレベルが達成されているか研究）。なお、比較対象となる一般的な外出頻度（指標）は、国民生活基礎調査等の公表値を活用する方法が考えられる。
- ・障害福祉計画の策定支援に多数関わってきたが、PDCA サイクルが機能していない自治体も多いと感じている。

- ・今後、精神障害者を含めた地域包括ケアシステムの構築、就労支援は、都道府県が基礎自治体をリードしていくことが求められていると考える。その理由は、単独の基礎自治体ではエリアが狭く、社会的資源も限られる。そのため、都道府県単位でエリアをセッティングし、ニーズと資源を調整していく機能を果たすことが必要であると考えます。

2. 対象②

【日時】平成30年10月9日（火）10:30～12:00

【対象】国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 主任研究官
大野賀政昭 氏

（1）問題意識の確認

- ・現状では、地域生活支援事業の事業費（公費）に上限（キャップ）はないと考えられる。そのため、今後は、各自治体においてより効果的、効率的な事業運営を実現するための方策について検討することが重要な課題の1つになるであろう。
- ・地域生活支援事業を効果的、効率的に実施していくためには、各地域生活支援事業の役割の明確化、アウトカム指標の設定、指標の標準化について検討する必要があるだろう。

（2）調査票設計および事例調査実施にあたってのポイント

- ・全国の市区町村を対象としたアンケート調査において、障害福祉サービス（地域生活支援事業を含む）における地域マネジメントの実施状況を把握する質問を入れるとよいであろう。
- ・障害福祉サービスの領域においては、多くの市区町村において、地域マネジメントが実施されていない実態にあると考えられる。介護保険制度の運営を通じて市区町村に定着しつつある、地域マネジメント機能を、障害福祉サービスの領域の中にも整備していくための一助となるような設問を入れてはどうか。こうした設問の集計を通じて参考となる事例を見つけ出し、具体的な取組内容を自治体間で共有するとともに、全国の市区町村の障害福祉サービスにおける地域マネジメント機能整備の進捗状況を継続的に見ていくことが必要であろう。
- ・地域生活支援事業の実績について都道府県間のばらつきを見るためには、身

体障害者手帳交付台帳登載人数1人当たりだけでなく、他の指標も検討してみることが必要であろう。例えば和光市では、障害福祉サービスの利用者の多くが高齢者である。高齢の障害者は、介護保険サービスが優先されるが、その上で充足されないニーズを地域生活支援事業等で補っている実態にあると考えられる。そのため、実績の評価にあたっては、高齢化率、手帳所持者数、自立支援給付者数、自立支援給付額、介護保険の給付額等を指標にする方法もあると考えられる。

- ・また、地域によっては、障害福祉サービスの担い手（地域資源）が不足しており、提供したくとも実施体制が組めない実態にあると聞く。
- ・本調査を通じて、基礎自治体における障害福祉サービスのコーディネーション現場の最前線において、どのような考え方に基づいてサービスを実施しているのか実態把握を行ってはどうか（障害福祉計画の中で、地域生活支援事業をどのような考え方に基づいてプランしているのか）。
- ・将来、地域生活支援事業のアウトカム評価を行うことを目指し、例えば移動支援事業であれば、1)対象は誰か、2)利用目的は何か、3)事業所数、4)サービス実施までのプロセス等を把握しておくといよいであろう。
- ・各自治体における地域生活支援事業の適正なサービス量を検討する上で、身体障害者の標準的なニーズは比較的に想定しやすいだろう。一方、精神障害、知的障害は一般的に個別性が高く、標準的なニーズの設定は難しいであろう。
- ・地域協議会の中では、課題やニーズの把握を行っていると考えられるが、そうした情報を標準的なニーズに変換し、個別のマネジメントに活かし、さらに障害福祉計画の策定につなげていくことが必要である。
- ・今後の検討課題としては、地域生活支援事業の効果的、効率的運営においてベストプラクティスと考えられる自治体を対象に、ニーズ調査（モデル事業）を実施し、その結果から利用者の状態像別に、サービスの必要量を設定するためのものさしづくりを行うことが挙げられる。
- ・なお、事例調査を行う際には、自治体属性（例 人口規模）等の情報をつけることで、他の自治体が、どの事例を参考にすることが効果的であるか選択するための情報を提示しておくといよいであろう。
- ・精神障害者は、入院医療から地域移行を進めている途上にある。本調査においても、地域生活支援事業を通じた各自治体の取組状況等を把握してはどうか。
- ・諸外国と比較した場合、わが国の社会保障関連予算に占める親支援に関わる予算の割合が小さいことが指摘されている。今後、障害児分野において同様の課題が指摘される可能性があると考えている。
- ・日中一時支援事業については、利用率の向上、拠点数の集約化等、効率的な実施体制づくりも課題であると考えられる。
- ・アンケート調査の項目として、1)ニーズ調査をどのように実施しているか

(一般的なニーズ調査レベル、真のニーズ調査レベル)、2)実施基準、委託方法の見直しをどのように実施しているか(どのような場面で、どのように実施しているか。事業者に自治体としての実施方針を示しているか、課題は何か等)、3)支援計画、相談支援、コーディネーションを行うことについて障害者等に情報提供を行っているか、といった点が挙げられる。

- ・和光市では、地域包括支援センター単位で開催されている、地域ケア会議の中で、介護保険サービスの利用者のみならず、障害福祉サービス利用者、生活保護世帯等についても横並びで議論が行われている。つまり、制度横断的に一体的な議論が行われている点が参考になるだろう。

第Ⅲ章 地域生活支援事業の実施状況（実態）等に関する 市町村アンケート調査結果

1. 調査結果（要旨）

（1）地域生活支援事業の実施状況

自治体アンケート調査の結果から、地域生活支援事業のうち必須事業は、「成年後見制度利用支援事業」、「自発的活動支援事業」、「理解促進研修・啓発事業」において実施率が低くなっていた。未実施の理由をみると、支援を行うための地域資源の不足、障害者のニーズが顕在化していないことが理由として挙げられていた（図表 6、12）。

任意事業については、「日中一時支援事業」の実施率が最も高く、次いで「訪問入浴サービス」であった（図表 9）。

（2）日常生活用具給付等事業

①対象として定めていない用具の申請に関する対応

日常生活用具給付等事業については、9割超の自治体が、給付対象としている種目を定めていた（図表 13）。対象となっていない用具の申請があった場合には、申請を認めない自治体が4割、用具の詳細情報を収集・評価した上で、種目への追加がなされている自治体が2割みられた（図表 15）。種目を定めつつも、相談、申請時に寄せられる障害者の個別支援ニーズを的確に判断し、継続的に見直しながら給付につなげている様子が伺われた。

②利用者負担

日常生活用具給付等事業における利用者負担については、全ての用具で利用者負担があると回答した自治体が9割超を占めた（図表 16）。また、その割合は、約8割の自治体で、用具の種類に関わらず一律であることが示された（図表 17）。一方で、利用者負担の減免措置は、7割超の自治体で実施されていた（図表 18）。

③利用上限

日常生活用具給付等事業における、各自治体で設定している、一人あたりの利用上限（例：利用している用具の基準額の合計額や、用具数の上限）をみると、8割の自治体において定められていなかった（図表 19）。

④基準額を超える金額の申請

日常生活用具給付等事業における、申請時に基準額を超える金額の用具の給付希望があった場合には、8割の自治体が、全てのケースにおいて基準額との差は（利用者負担の上限額を超えない範囲で）利用者負担としていた（図表 21）。

⑤種目、基準額、対象者の見直し

平成 18 年度以降、6 割超の自治体において、日常生活用具の種目の見直しが行われており、その頻度は、3 年よりも長い期間であった。また、見直し時の情報源は、利用者からのニーズ調査が多くなっていた（図表 22、23）。

平成 18 年度以降、日常生活用具の基準額の見直し状況については、4 割の自治体において見直しが行われていた。その頻度は、3 年よりも長い期間が大半であった（図表 25、26）。見直し時の情報源とは、市場価格を情報収集するとした回答が多くなっていた（図表 27）。

対象者の見直しについては、5 割の自治体が見直しを行っていた（図表 28）。

⑥申請時に利用の必要性を評価する仕組

申請時に利用の必要性を評価する仕組がある自治体は、4 割であった（図表 35）。評価を行う仕組がある自治体において、その評価を行う者は、自治体職員である割合が 9 割であった（図表 36）。

⑦利用者ごとの支援計画

日常生活用具給付等事業における利用者ごとの支援計画の策定状況をみると、9 割超の自治体において義務付けや推奨を行っていなかった（図表 37）。なお、利用者ごとの支援計画の策定を義務付けもしくは推奨している 8 自治体を対象に、支援計画の形式をみると、自立支援給付におけるサービス利用計画と一体的に作成され、それには、他施策におけるサービスも含めているとの回答が得られた（図表 38）。

⑧事業者の事前登録制

日常生活用具を取り扱う事業者について、事前登録制を行っている自治体は 4 割であった（図表 40）。

(3) 移動支援事業

①事業所の属性

移動支援事業を実施している事業所の運営主体をみると、株式会社が3割強、社会福祉法人3割弱、NPO法人2割弱、その他の民間事業者2割の構成であった(図表91)。

移動支援事業所内で実施している他のサービス種類をみると、総合支援法に基づく自立支援給付における居宅介護が9割、同行援護4割、他の自立支援給付におけるサービス・事業6割であった。介護保険サービスも4割みられた(図表92)。

事業の実施形態としては、直営が2割、8割が補助・委託により実施されていた(図表93)。

②サービス形態

移動支援事業のサービス形態別実施割合をみると、個別支援型93.6%、グループ支援型37.8%、車両移送型18.4%であり、個別支援型が中心であった(図表94、117、140)。障害種別にみると、個別支援型では、難病等を除き9割強が対象としていた(図表95、98、104、108、113)。なお、利用上限がある自治体の割合は、4割から5割であった(図表97、103、107、112、116)。

なお、グループ支援型の利用対象者をみると、委託事業者が実施している事業・サービスの利用者が6割、比較的障害の程度が軽い利用者が4割であった(図表189)。

移動支援事業において医療的ケア児を対象としている自治体は、5割弱であり、実績があるところは1割であった(図表163)。

○各サービス形態を実施している自治体における対象、利用上限の設定状況

	障害児		身体障害		知的障害		精神		難病等	
	対象 として いる割 合	利 用 上 限 の 設 定 あ り	対 象 とし て いる 割 合	利 用 上 限 の 設 定 あ り	対 象 とし て いる 割 合	利 用 上 限 の 設 定 あ り	対 象 とし て いる 割 合	利 用 上 限 の 設 定 あ り	対 象 とし て いる 割 合	利 用 上 限 の 設 定 あ り
個別支援型 (実施割合) 93.6%	96.4%	47.1%	97.2%	44.2%	98.2%	45.7%	95.9%	45.3%	67.8%	43.0%
グループ支援型 (実施割合) 37.8%	94.9%	43.7%	94.4%	40.2%	96.5%	45.4%	95.7%	45.5%	69.3%	44.0%
車両移送型 (実施割合) 18.4%	88.5%	40.4%	90.7%	41.2%	78.0%	42.3%	71.4%	40.8%	57.1%	40.4%

③利用目的・期間

移動支援事業の利用目的についてみると、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の外出を対象としている自治体がそれぞれ 8 割であった。利用目的を制限していない自治体は 1 割であった。

また、2 日以上継続した移動支援を認めている自治体は、3 割みられた（図表 166、169）。

④利用上限

移動支援事業の利用上限を設定している自治体の割合をみると、個別支援型、グループ支援型はそれぞれ 5 割、車両移送型では 1 割であった（図表 174、175、176）。

⑤利用者負担

移動支援事業において、利用者負担がある自治体の割合は 9 割であり、一律の利用者負担が規定されているとした回答が 4 割、利用者の状況により利用者負担が異なるが 6 割であった（図表 177、178）。

⑥自立支援給付との併給

移動支援事業の自立支援給付との併給については、全ての利用者に認められている自治体が 3 割、利用者の状態により併給が認められている 1 割、特に制限はないが 4 割であった（図表 180）。なお、自立支援給付の供給が規制されているサービス種類は、全ての利用者について規制されているサービス種類としては、同行援護 8 割、重度訪問介護 7 割、利用者の状態に応じて規制されているサービスでは、同行援護 9 割、重度訪問介護 6 割であった（図表 181、182）。

⑦サービスの必要性を評価する仕組

移動支援事業についてサービスの必要性を評価する仕組についてみると、仕組みがある自治体は 5 割であり、評価している機関等は、自治体職員が 9 割を占めた（図表 183、184）。

なお、定期的に状況把握を行っている内容は、障害支援区分 3 割、障害部位 2 割、主たる介護者の就労状況 1 割であった（図表 185）。

⑧利用者ごとの支援計画

利用者ごとの支援計画の作成状況をみると、義務付け推奨ともに行っていない自治体が 7 割であった。なお、利用者ごとの支援計画の策定を義務付けもしくは推奨している自治体を対象に、支援計画の形式をみると、自立支援給付における

サービス利用計画と一体的に作成されているが 9 割であった（図表 186、187）。

（４）日中一時支援事業

①事業所の属性

日中一時支援事業を実施している事業所の運営主体をみると、社会福祉法人が 6 割、NPO 法人 2 割の構成であった（図表 196）。

日中一時支援事業に併設している他のサービス種類をみると、障害者支援施設 5 割、障害児入所施設、児童発達支援センターがそれぞれ 1 割弱であった（図表 197）。

②定員数等

日中一時支援事業の定員数をみると、1 人から 5 人が 3 割、6 人から 10 人が 2 割、21 人以上が 1 割弱であった（図表 198）。

送迎サービスを実施している事業所は 5 割であった（図表 199）。

③サービスの内容

日中一時支援事業のサービスの内容をみると、見守りとした事業所が 8 割、社会適応訓練は 3 割であった（図表 201）。

医療的ケア児へのサービス提供可能と回答した事業所は 1 割であった。なお、自治体として、医療的ケア児を対象としている（実績の有無に関わらず）割合は、5 割であった（図表 234）。

④利用対象

日中一時支援事業の利用対象をみると、障害児を対象としている自治体が 9 割であり、利用条件は特に規定していないが 5 割、家族等による日中の見守り・介護ができないことが 5 割であった。主たる介護者が就労していることを条件としている自治体は 1 割であった（図表 203、204）。

身体障害については、利用対象としている自治体が 9 割であり、障害支援区分、障害の部位、身体障害者手帳の等級での制限は、それぞれ 9 割の自治体で行っていなかった（図表 206、207、208、209）。また、利用条件は特に規定していないが 5 割、家族等による日中の見守り・介護ができないことが 5 割であった。主たる介護者が就労していることを条件としている自治体は 1 割であった（図表 210）。

知的障害については、利用対象としている自治体が 9 割であった。利用条件は特に規定していないが 5 割、家族等による日中の見守り・介護ができないことが 5 割であった。主たる介護者が就労していることを条件としている自治体は 1 割であった（図表 212、214）。

精神障害については、利用対象としている自治体が 8 割であった。障害支援区分、精神障害者保健福祉手帳の等級での制限は、それぞれ 9 割の自治体で行っていなかった。利用条件は特に規定していないが 5 割、家族等による日中の見守り・介護ができないことが 5 割であった。主たる介護者が就労していることを条件としている自治体は 1 割であった（図表 216、217、218、219）。

難病等については、利用対象としている自治体が 6 割であった。障害支援区分、での制限は 9 割の自治体で行っていなかった（図表 221、222）。

利用条件は特に規定していないが 5 割、家族等による日中の見守り・介護ができないことが 5 割であった。主たる介護者が就労していることを条件としている自治体は 1 割であった（図表 223）。

⑤利用料

日中一時支援事業における利用料の設定状況をみると、全ての利用者において定額である自治体が 1 割であった。それ以外の条件は、総利用時間（時間数が増えるほど時間あたりの料金が高額となる等）が 7 割、障害の程度が 5 割であった（図表 225、226）。

⑥利用者負担

日中一時支援事業において、利用者負担がある自治体の割合は 9 割であり、一律の利用者負担が規定されているとした回答が 5 割、利用者の状況により利用者負担が異なるが 4 割であった（図表 227、228、）

⑦利用上限

日中一時支援事業の利用上限を設定している自治体の割合をみると、定めている割合は 4 割であった。なお、対象者の状況、サービス内容によって上限を定めている自治体のうち、レスパイトサービスを目的として利用する場合であっても 6 割の自治体は利用上限を定めていなかった（図表 230、231、232）。

⑧サービスの必要性を評価する仕組

日中一時支援事業についてサービスの必要性を評価する仕組についてみると、仕組みがある自治体は 5 割であり、評価している機関等は、自治体職員が 9 割を占めた（図表 237、238）。

なお、定期的に状況把握を行っている内容は、障害支援区分 4 割、障害部位 2 割、主たる介護者の就労状況 1 割であった（図表 239）。

⑨利用者ごとの支援計画

日中一時支援事業の利用者ごとの支援計画の作成状況をみると、義務付け推奨ともに行っていない自治体が7割であった。なお、利用者ごとの支援計画の策定を義務付けもしくは推奨している自治体を対象に、支援計画の形式をみると、自立支援給付におけるサービス利用計画と一体的に作成されているが9割であった（図表240）。

⑩職員配置等の状況

日中一時支援事業において、自治体として職員配置基準を定めているとした回答は、2割であった（図表243）。定めているとした自治体を対象に、資格要件の設定状況をみると、施設長・管理者では7割が資格要件は定めていなかった。また、生活支援員・介護職員（施設長・管理者以外）についても6割が定めていなかった（図表245）。なお、回答のあった自治体におけるサービス内容別の職員1人あたりの利用者人数（平均値）は、「見守り」5.4人、「社会適応訓練」5.3人、「その他」5.2人であった。

（５）地域生活支援事業に対する自治体のマネジメント状況

①第5期障害福祉計画策定時の定量的な計画値の設定方法

第5期障害福祉計画（平成30年から平成32年）を策定する際、実利用者数の見込み数等、定量的な計画値の設定方法についてみると、9割の自治体が、前年度実績値（金額や利用者の伸び率等）から設定していると回答していた。また、計画策定のために実施した調査結果（利用者・住民向けアンケート結果等）が4割であった（図表246）。

②地域のニーズ把握、計画への反映状況

地域生活支援事業に関わる地域のニーズの把握方法についてみると、自治体の窓口を訪れた際に意見を聴取している4割、協議体で意見を聴取している、ニーズ把握のためのアンケート調査を実施しているがそれぞれ3割であった。なお、ニーズ把握は特に行っていないとした回答も2割みられた（図表250）。

把握したニーズの反映方法についてみると、障害福祉計画の計画値に反映しているが7割、事業内容の見直しを行っている4割、利用対象者についての規定の見直しを行っている、事業者に対するアドバイスや指導を行っている割合がそれぞれ2割であった（図表252）。

③障害福祉サービスのマネジメントに関わる取組状況

自治体としての障害福祉サービスに関するマネジメントの取組状況を把握するため、18の活動について実施の有無について回答を求めた。実施している割合が高い取組では、各機関との連絡協議、支援困難ケースについてのカンファレンス、自治体としてのサービス等利用計画のチェックや評価が挙げられた。

一方で、中長期的な障害者増に対する自治体としての基盤整備方針の提示、相談支援機能を担う組織からの提案・要望などに基づいた講座等の新規実施、障害福祉サービス事業者を対象とした会議や研修会の定期的主催、中長期的な障害者人口の推移を推計については実施割合が相対的に低い傾向にあった（図表 253）。

（６）利用率、１人あたり年間金額（公費）等に関する分析

本調査研究では、地域生活支援事業のうち、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業を対象に、各自治体の実施規定、利用申請時における必要性の評価に関する仕組、実績（実人数、自治体から支払われた公費の額等）の実態を詳細に把握した。さらに、地位生活支援事業の効果的な運用に向けて、自治体によるマネジメントの実態を把握した。

これらのデータより、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業における利用率（障害者等 1,000 人あたり実利用者数）、1 人あたり年間金額（公費）（障害者等 1 人あたりの年間金額（公費）の値）、1 人あたり提供年間総時間数（障害者等 1 人あたりの提供年間層時間数）の分布状況と、各自治体の実施条件等との関連性について分析を行った。

その結果、日常生活用具給付等事業の利用率（障害者等 1,000 人あたり実利用者数）は、平均値 52.2 人、標準偏差 36.0 であった。また、1 人あたり年間金額（公費）は、平均値 3880.7 円、標準偏差 1194.0 であり、変動係数（標準偏差を平均値で割った値）が小さい傾向にあった。また、1)用具の種類を定めているか、2)利用者負担の有無、3)利用上限の設定の有無、4)申請時に必要性を評価する仕組の有無によって、日常生活用具給付等事業の利用率、1 人あたり年間金額（公費）に有意な差はみられなかった（図表 254 から 262）。

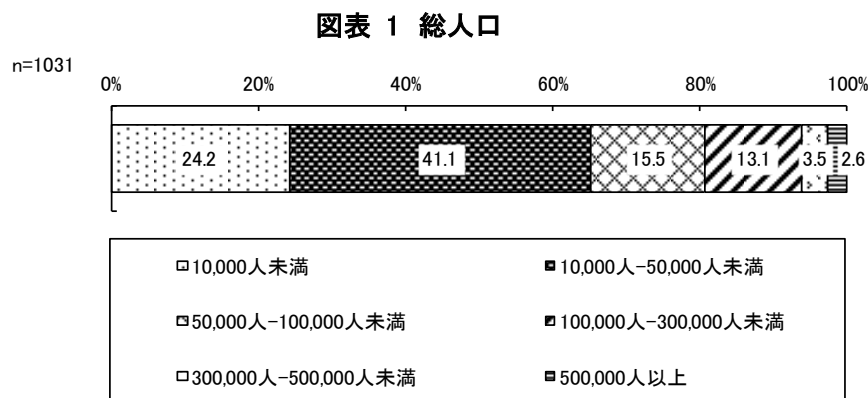
移動支援事業（データ件数の制約から個別支援事業を対象に集計）についてみると、利用率は、平均値 15.4 人、標準偏差 16.8 であった。また、1 人あたり提供年間総時間数では、平均値 0.9 時間、標準偏差 1.0 であった。また、1)利用者負担の有無、2)利用上限の設定の有無、3)申請時に必要性を評価する仕組の有無、4)利用者ごとの支援計画の作成に関する義務付け・推奨の状況について、利用率、1 人あたり提供年間総時間数の違いをみた。2)利用上限の設定の有無については、「特に規定はない」自治体において有意に利用率、1 人あたり提供総時間数が小さくなる傾向にあった（5%水準）。また、4)利用者ごとの支援計画の作成に関する義務付け・推奨については、「支援計画作成の義務付け・推奨を行っていない」自治体において、有意に利用率、1 人あたり提供総時間数が小さくなる傾向にあった（1%水準）。なお、日中一時支援事業の利用率と移動支援事業の利用率には、有意な相関がみられた（図表 264 から 272）。

日中一時支援事業は、利用率が、平均値 14.1 人、標準偏差 11.1 であった。また、1 人あたり年間金額（公費）は、平均値 2,006.7 円、標準偏差 2,134.9 であった。また、1)利用者負担の有無、2)利用上限の設定の有無、3)申請時に必要性を評価する仕組の有無、4)利用者ごとの支援計画の作成に関する義務付け・推奨の違いによって、利用率、1 人あたり年間金額（公費）に有意な差はみられなかった（図表 273 から 281）。

2. 基本情報

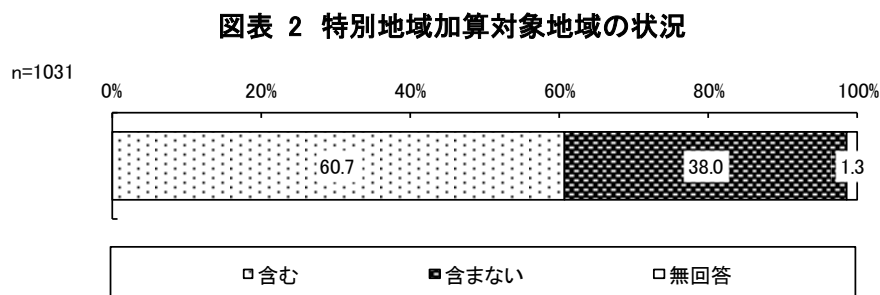
(1) 人口

回答のあった市区町村の総人口については以下のとおりであった。

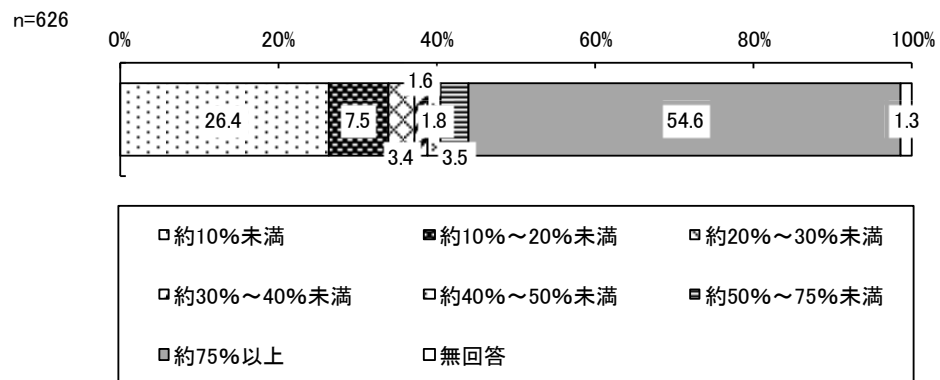


(2) 障害福祉サービス等報酬における特別地域加算対象地域の状況

特別地域加算対象地域の状況については、「含む」と回答した自治体が60.7%、「含まない」が38.0%であった。また、自治体の平成29年度の自立支援給付・居宅介護の実利用者数に占める、特別地域加算の実対象者数の割合については、「約10%未満」26.4%、「約75%以上」が54.6%であった。



図表 3 平成 29 年度の障害福祉サービス等報酬・居宅介護の実利用者数に占める、特別地域
加算の実対象者数の割合



3. 障害者の状況

(1) 平成 29 年度の自立支援給付（施設入所系）の各サービスの実利用者数

回答自治体における、平成 29 年度の自立支援給付（施設入所系）の実利用者数は以下のとおりであった。

図表 4 問 2 平成 29 年度 自立支援給付 実利用者数

	調査数	平均値	最小値	最大値
施設入所支援実利用者数	1,020	175.2	0	18,168
共同生活援助 (グループホーム)実利用者数	1,020	193.9	0	46,489
療養介護実利用者数	1,017	29.1	0	3,803
宿泊型自立訓練実利用者数	1,012	6.8	0	1,090

(2) 平成 29 年度の障害者手帳等の実所持者数

回答自治体における、障害者手帳等の所持者数の分布は以下のとおりであった。

図表 5 問 3 平成 29 年度 障害者手帳等の実所持者数

身体障害者手帳			精神障害者保健福祉手帳			療育手帳		
	自治体数(件)			自治体数(件)			自治体数(件)	
0-499	253	24.5%	0-99	343	33.3%	0-99	250	24.2%
500-999	176	17.1%	100-199	175	17.0%	100-199	179	17.4%
1000-1499	138	13.4%	200-299	127	12.3%	200-299	124	12.0%
1500-1999	102	9.9%	300-399	64	6.2%	300-399	92	8.9%
2000-2499	63	6.1%	400-499	55	5.3%	400-499	70	6.8%
2500-2999	54	5.2%	500-999	120	11.6%	500-999	160	15.5%
3000-3499	30	2.9%	1000-1999	68	6.6%	1000-4999	137	13.3%
3500-4999	77	7.5%	2000-	79	7.7%	5000-9999	12	1.2%
5000-9999	66	6.4%	合計	1,031	100.0%	10000-	7	0.7%
10000-29999	62	6.0%				合計	1,031	100.0%
30000-49999	6	0.6%						
50000-	4	0.4%						
合計	1,031	100.0%						

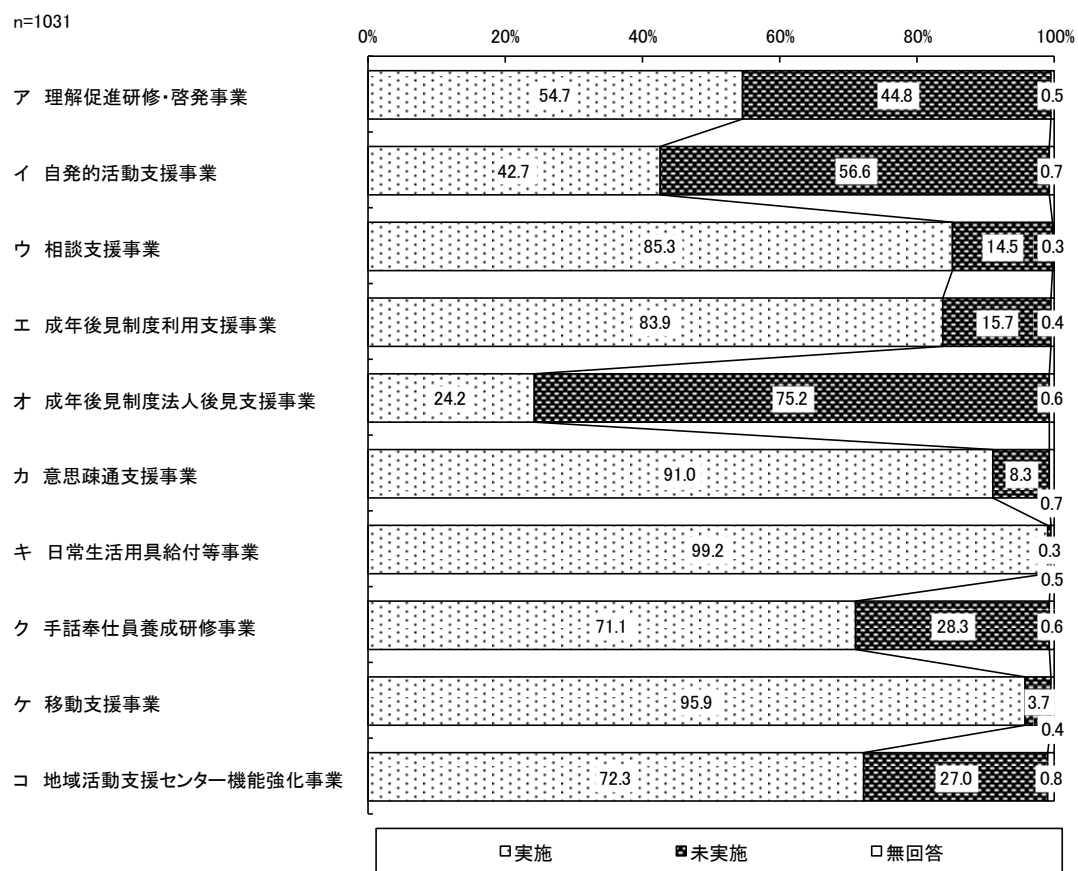
4. 地域生活支援事業の実施状況

(1) 地域生活支援事業の実施状況および事業実施体制

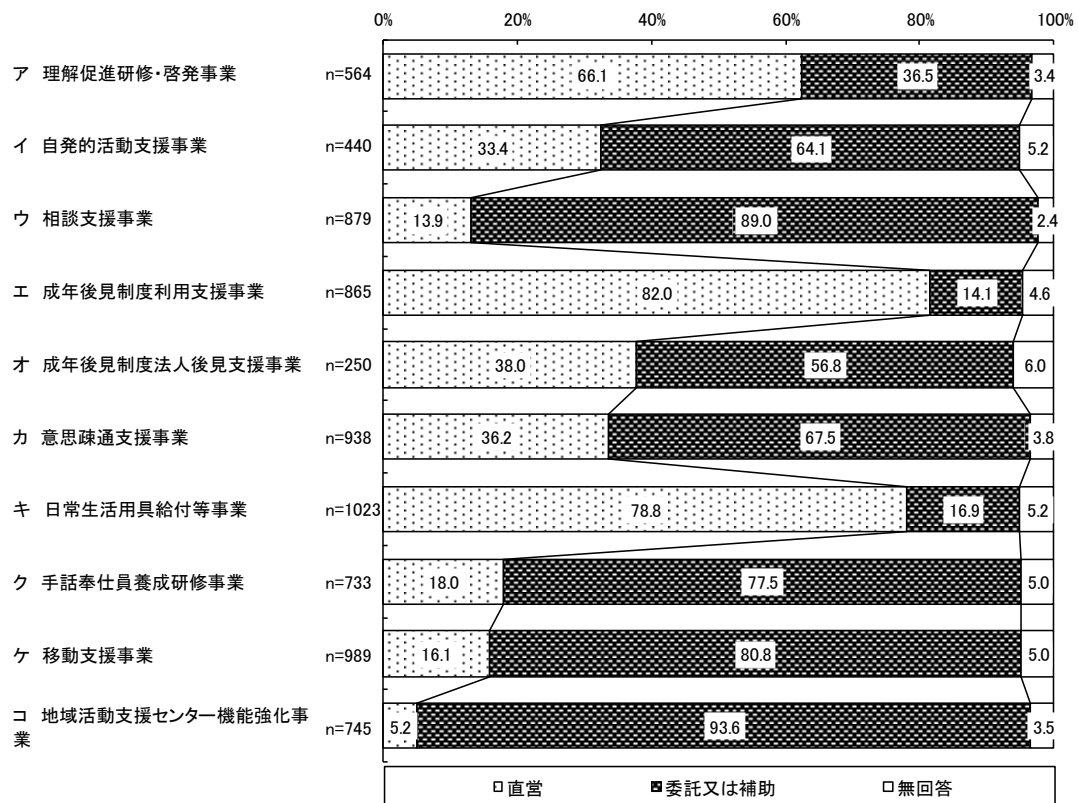
① 地域生活支援事業の実施状況等

地域生活支援事業の必須事業と任意事業に係る実施状況および事業実施体制は以下のとおりであった。

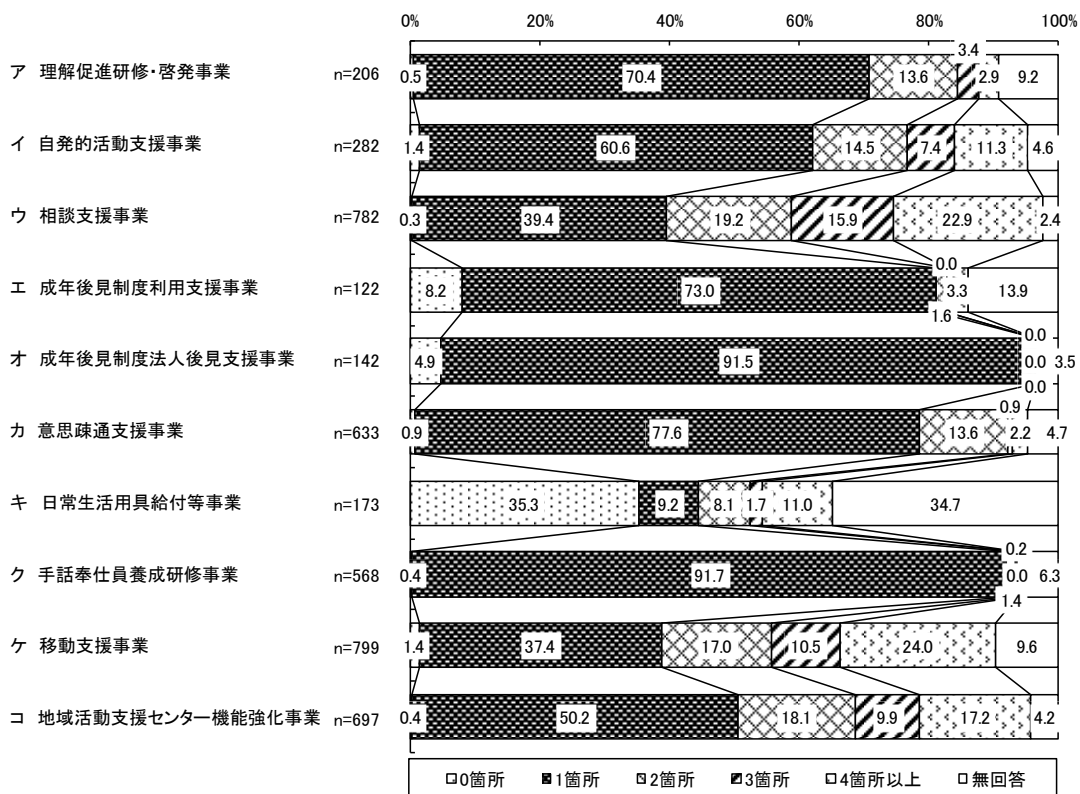
図表 6 必須事業:実施状況



図表 7 必須事業:実施方法

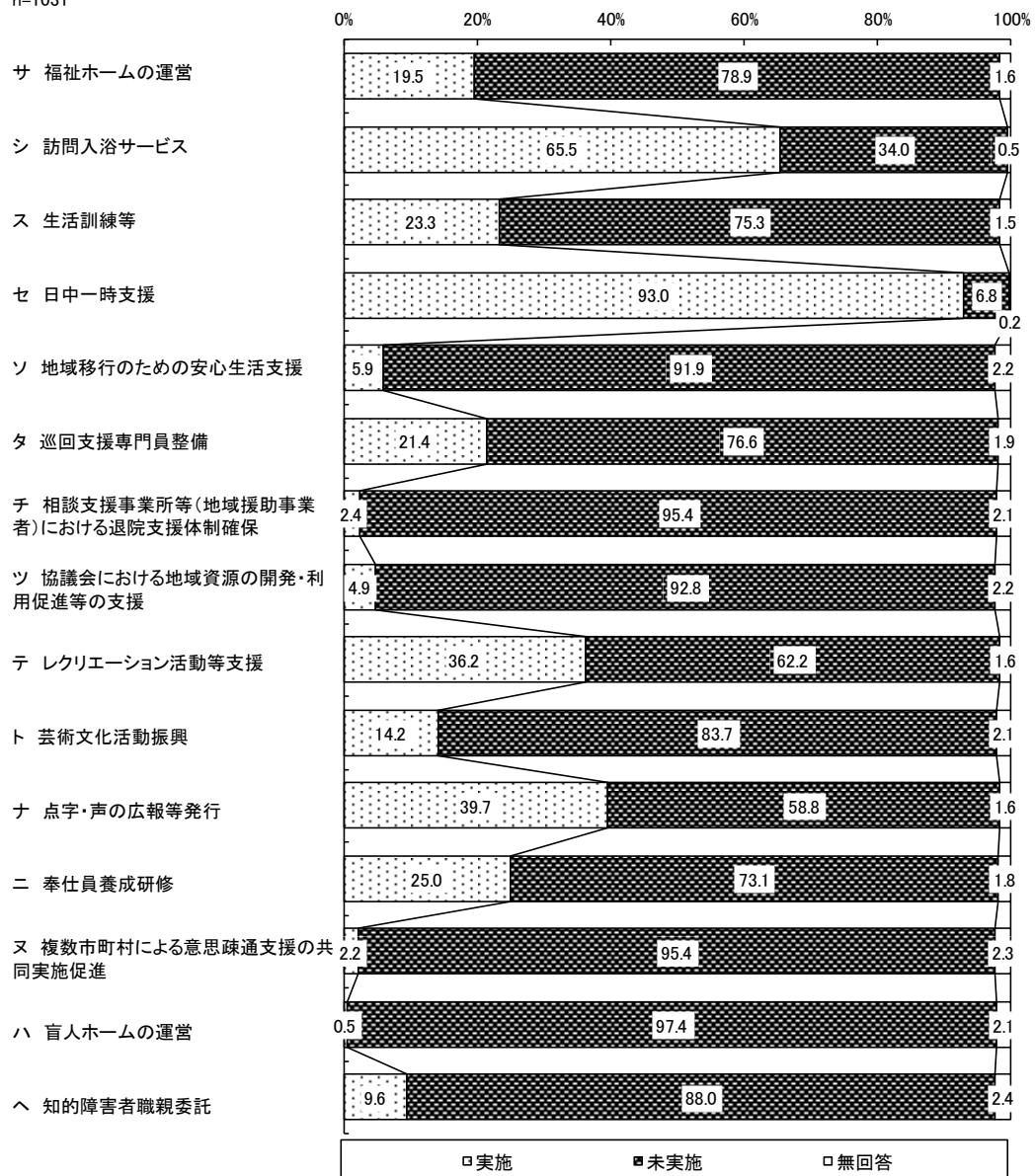


図表 8 必須事業:委託又は補助の場合の箇所数

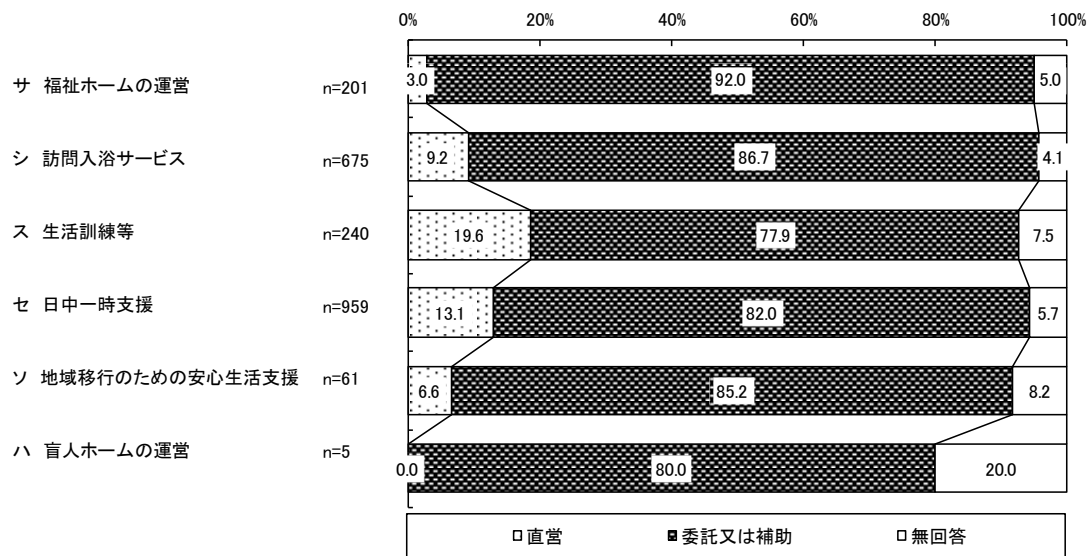


図表 9 任意事業:実施状況

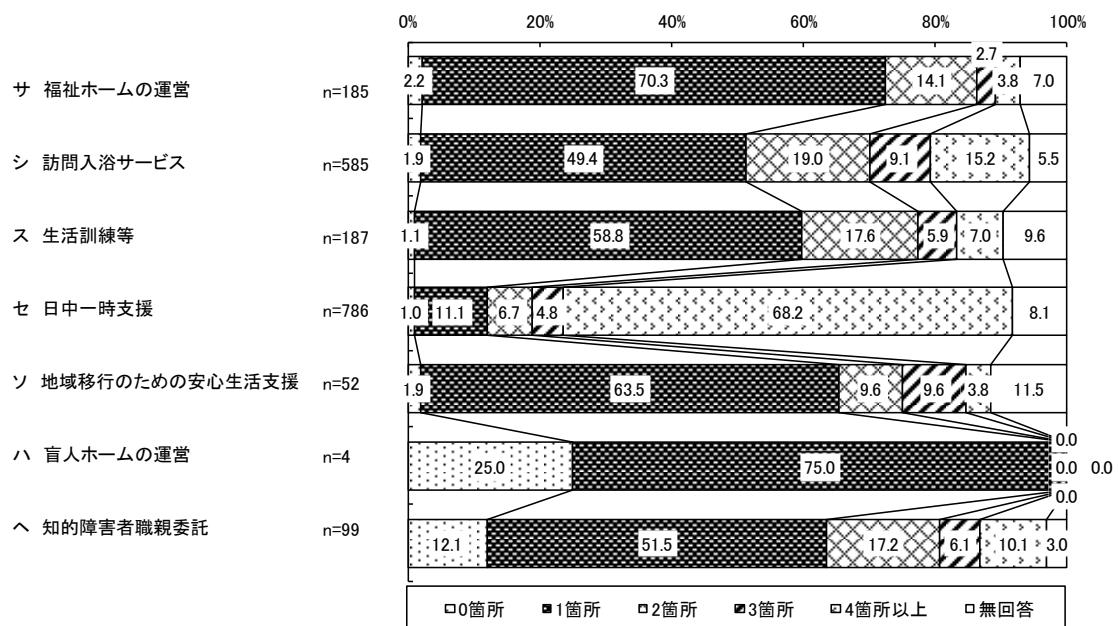
n=1031



図表 10 任意事業:事業方法



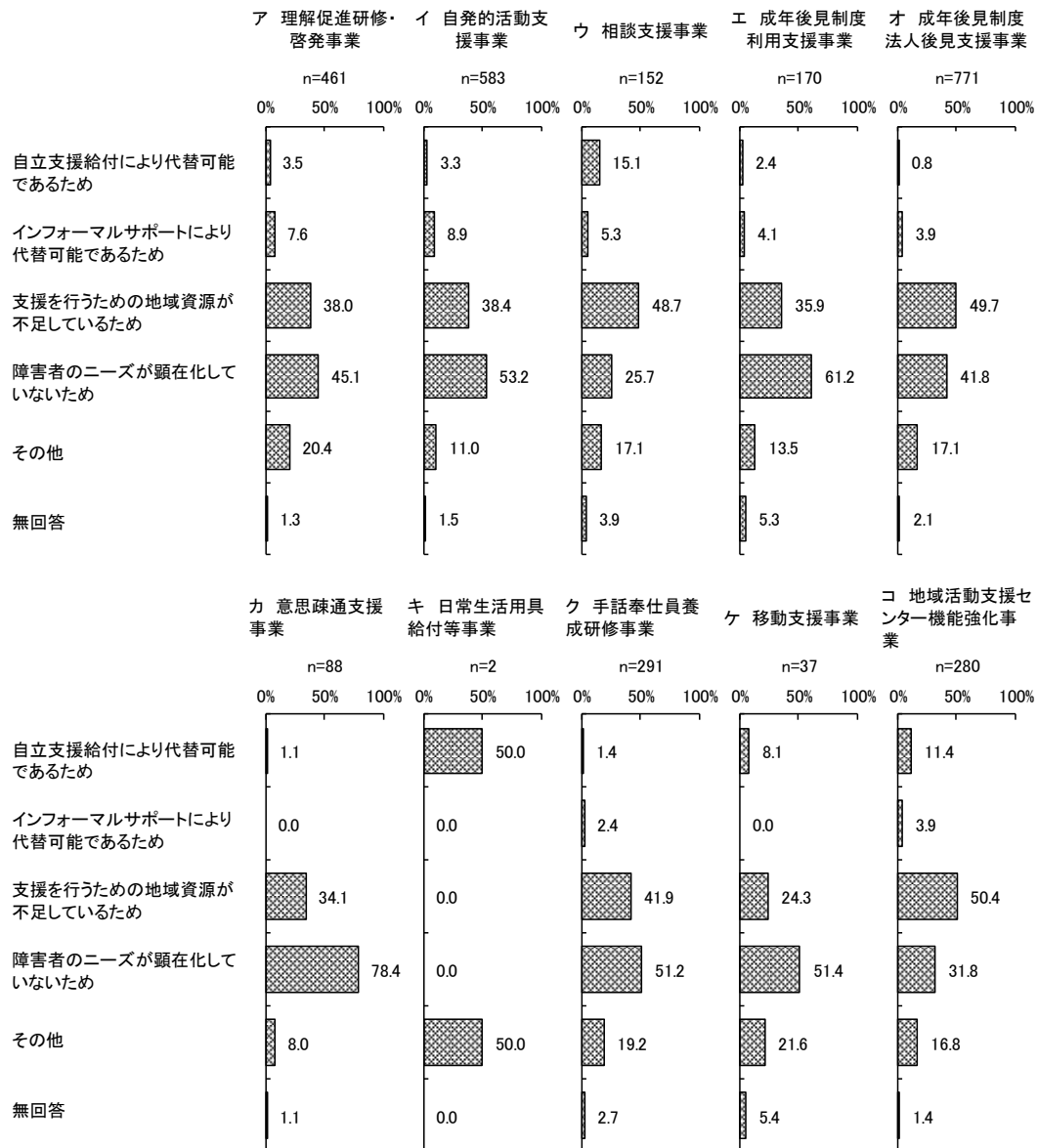
図表 11 任意事業:委託又は補助の場合の箇所数



② 必須事業のうち未実施である事業の理由

必須事業のうち、未実施の理由をみると、「支援を行うための地域資源が不足しているため」、「障害者ニーズが顕在化していないため」の回答割合が多い傾向にあった。

図表 12 必須事業のうち「未実施」である事業の理由（複数回答）



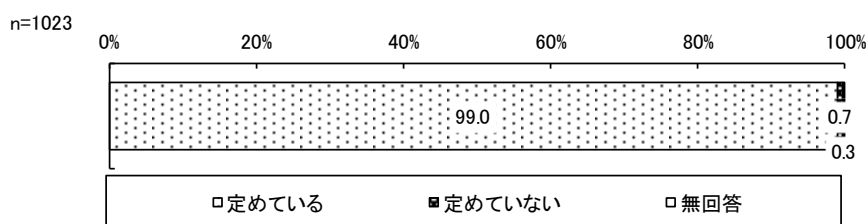
5. 日常生活用具給付等事業の実施状況

(1) 給付対象とする用具の種目等について

①種目の規定状況

給付対象とする用具の種目の規定についてみると、「定めている」と回答した自治体がほとんどであった。このうち、給付対象とする製品の規定については、「定めていない」が97.9%であった。

図表 13 給付対象とする用具の種目の規定状況



■総人口

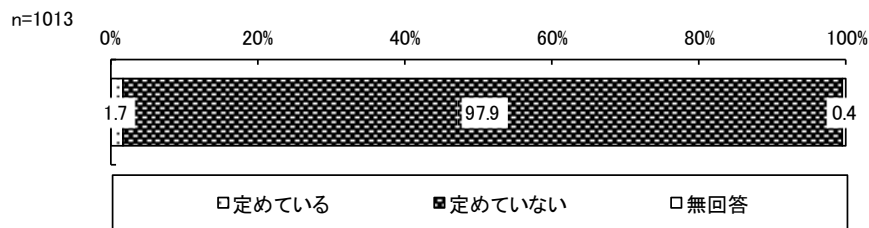
	調査数	定めている	定めていない	無回答
全 体	1023	1013	7	3
	100.0	99.0	0.7	0.3
10,000人未満	244	239	4	1
	100.0	98.0	1.6	0.4
10,000人-50,000 人未満	422	419	2	1
	100.0	99.3	0.5	0.2
50,000人-100,000人未満	160	160	—	—
	100.0	100.0	—	—
100,000 人-300,000人未満	134	133	1	—
	100.0	99.3	0.7	—
300,000 人-500,000人未満	36	36	—	—
	100.0	100.0	—	—
500,000 人以上	27	26	—	1
	100.0	96.3	—	3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	219	215	3	1
	100.0	98.2	1.4	0.5
1,000 人-5,000人未満	465	461	3	1
	100.0	99.1	0.6	0.2
5,000 人-10,000 人未満	170	170	—	—
	100.0	100.0	—	—
10,000人以上	166	164	1	1
	100.0	98.8	0.6	0.6

注:「障害者手帳等所持者数合計」は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者数の合計を表している(以下同様)。

図表 14 給付対象とする製品(商品名、型番)の規定状況



■ 総人口

	調査数	定めている	指定していない	無回答
全 体	1013	17	992	4
	100.0	1.7	97.9	0.4
10,000人未満	239	2	236	1
	100.0	0.8	98.7	0.4
10,000人-50,000人未満	419	6	410	3
	100.0	1.4	97.9	0.7
50,000人-100,000人未満	160	2	158	-
	100.0	1.3	98.8	-
100,000人-300,000人未満	133	5	128	-
	100.0	3.8	96.2	-
300,000人-500,000人未満	36	1	35	-
	100.0	2.8	97.2	-
500,000人以上	26	1	25	-
	100.0	3.8	96.2	-

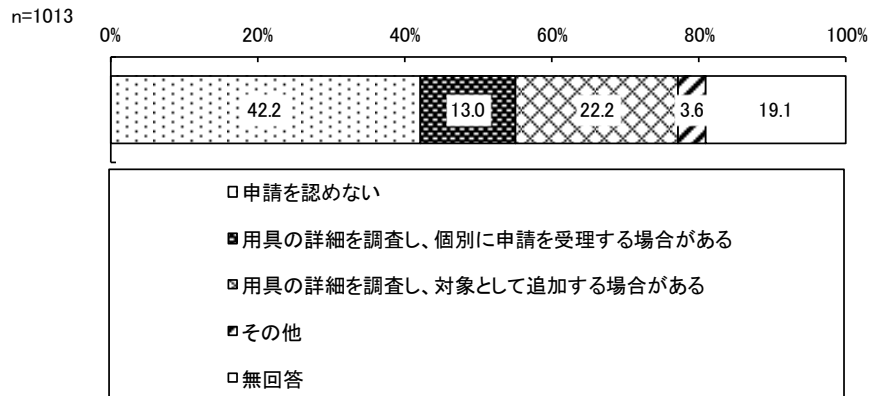
■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	215	2	213	-
	100.0	0.9	99.1	-
1,000人-5,000人未満	461	6	451	4
	100.0	1.3	97.8	0.9
5,000人-10,000人未満	170	3	167	-
	100.0	1.8	98.2	-
10,000人以上	164	6	158	-
	100.0	3.7	96.3	-

②対象として規定していない用具の申請に関する対応

対象として規定していない用具の申請があった場合の対応方法については、「申請を認めない」が42.2%と最も多く、ついで「用具の詳細を調査し、対象として追加する場合がある」が22.2%であった。

図表 15 規定していない用具の申請があった場合の対応



■総人口

	調査数	申請を認めない	用具の詳細を調査し、個別に申請を受理する場合がある	用具の詳細を調査し、対象として追加する場合がある	その他	無回答
全 体	1013	427	132	225	36	193
	100.0	42.2	13.0	22.2	3.6	19.1
10,000人未満	239	77	48	50	10	54
	100.0	32.2	20.1	20.9	4.2	22.6
10,000人-50,000 人未満	419	179	51	99	12	78
	100.0	42.7	12.2	23.6	2.9	18.6
50,000人-100,000人未満	160	77	13	35	7	28
	100.0	48.1	8.1	21.9	4.4	17.5
100,000 人-300,000人未満	133	65	12	27	4	25
	100.0	48.9	9.0	20.3	3.0	18.8
300,000 人-500,000人未満	36	18	3	7	2	6
	100.0	50.0	8.3	19.4	5.6	16.7
500,000 人以上	26	11	5	7	1	2
	100.0	42.3	19.2	26.9	3.8	7.7

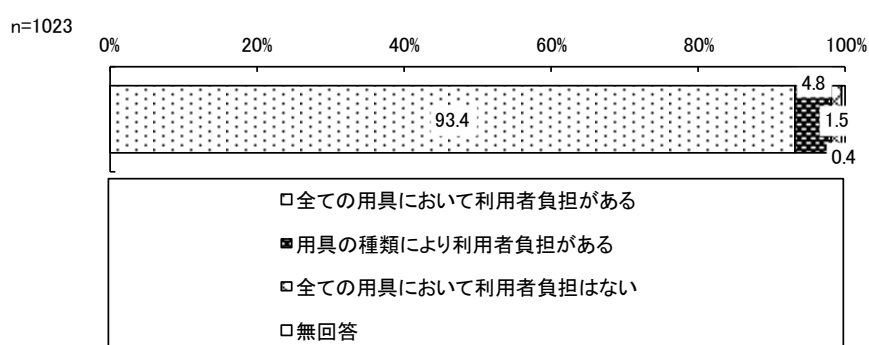
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	215	74	47	41	6	47
	100.0	34.4	21.9	19.1	2.8	21.9
1,000 人-5,000人未満	461	191	53	115	18	84
	100.0	41.4	11.5	24.9	3.9	18.2
5,000 人-10,000 人未満	170	88	16	30	5	31
	100.0	51.8	9.4	17.6	2.9	18.2
10,000人以上	164	73	16	38	6	31
	100.0	44.5	9.8	23.2	3.7	18.9

(2) 利用者負担の状況

利用者負担の状況については、「全ての用具において利用者負担がある」と回答した自治体が 93.4%であった。このうち、負担する場合の具体的な規定内容については、「利用者負担のある全ての用具について一律で負担割合・額が規定されている」が 78.4%と最も多く、ついで「利用者負担のある用具の種類ごとに負担割合・額が規定されている」が 10.3%であった。利用者負担の減免措置については、「利用者負担のある全ての用具について一律で減免措置がある」が 72.3%で過半を占めた。

図表 16 利用者負担についての規定状況



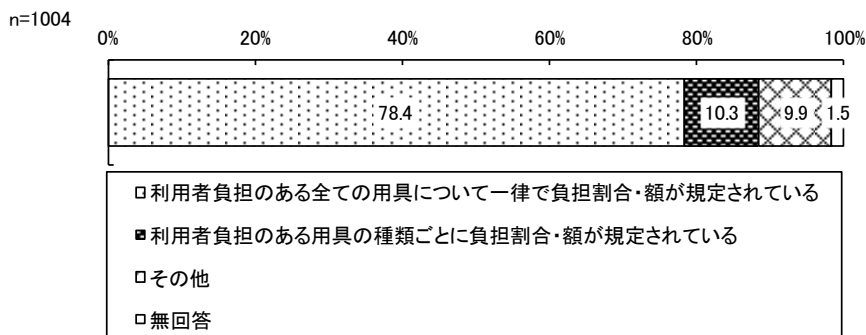
■総人口

	調査数	全ての用具において利用者負担がある	用具の種類により利用者負担がある	全ての用具において利用者負担はない	無回答
全 体	1023	955	49	15	4
	100.0	93.4	4.8	1.5	0.4
10,000人未満	244	222	14	7	1
	100.0	91.0	5.7	2.9	0.4
10,000人-50,000 人未満	422	405	14	2	1
	100.0	96.0	3.3	0.5	0.2
50,000人-100,000人未満	160	150	7	3	-
	100.0	93.8	4.4	1.9	-
100,000 人-300,000人未満	134	122	9	2	1
	100.0	91.0	6.7	1.5	0.7
300,000 人-500,000人未満	36	32	3	1	-
	100.0	88.9	8.3	2.8	-
500,000 人以上	27	24	2	-	1
	100.0	88.9	7.4	-	3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	219	198	13	7	1
	100.0	90.4	5.9	3.2	0.5
1,000 人-5,000人未満	465	448	14	2	1
	100.0	96.3	3.0	0.4	0.2
5,000 人-10,000 人未満	170	158	10	2	-
	100.0	92.9	5.9	1.2	-
10,000人以上	166	148	12	4	2
	100.0	89.2	7.2	2.4	1.2

図表 17 利用者負担の具体的内容



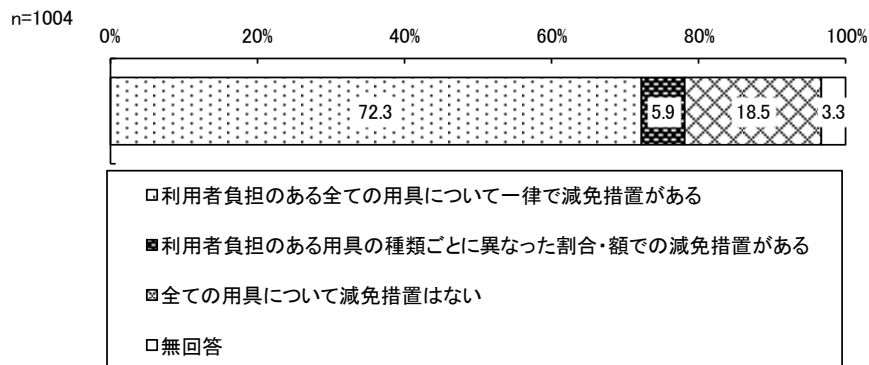
■総人口

	調査数	規定での利用者負担割合・額が規定されている	利用者負担のある用具の種類ごとに負担割合・額が規定されている	その他	無回答
全 体	1004	787 100.0	103 10.3	99 9.9	15 1.5
10,000人未満	236	180 100.0	28 11.9	26 11.0	2 0.8
10,000人-50,000人未満	419	331 100.0	43 10.3	36 8.6	9 2.1
50,000人-100,000人未満	157	128 100.0	17 10.8	10 6.4	2 1.3
100,000人-300,000人未満	131	104 100.0	10 7.6	15 11.5	2 1.5
300,000人-500,000人未満	35	27 100.0	3 8.6	5 14.3	-
500,000人以上	26	17 100.0	2 7.7	7 26.9	-

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	211	159 100.0	25 11.8	25 11.8	2 0.9
1,000人-5,000人未満	462	366 100.0	52 11.3	36 7.8	8 1.7
5,000人-10,000人未満	168	141 100.0	11 6.5	14 8.3	2 1.2
10,000人以上	160	119 100.0	15 9.4	23 14.4	3 1.9

図表 18 利用者負担の減免措置の状況



■総人口

	調査数	利用者負担の減免措置がある割合・額での減免措置がある (%)	利用者負担のある用具の種類ごとに異なった割合・額での減免措置がある (%)	全ての用具について減免措置はない (%)	無回答
全 体	1004	726	59	186	33
	100.0	72.3	5.9	18.5	3.3
10,000人未満	236	160	16	54	6
	100.0	67.8	6.8	22.9	2.5
10,000人-50,000人未満	419	309	17	73	20
	100.0	73.7	4.1	17.4	4.8
50,000人-100,000人未満	157	116	15	24	2
	100.0	73.9	9.6	15.3	1.3
100,000人-300,000人未満	131	93	6	27	5
	100.0	71.0	4.6	20.6	3.8
300,000人-500,000人未満	35	27	4	4	-
	100.0	77.1	11.4	11.4	-
500,000人以上	26	21	1	4	-
	100.0	80.8	3.8	15.4	-

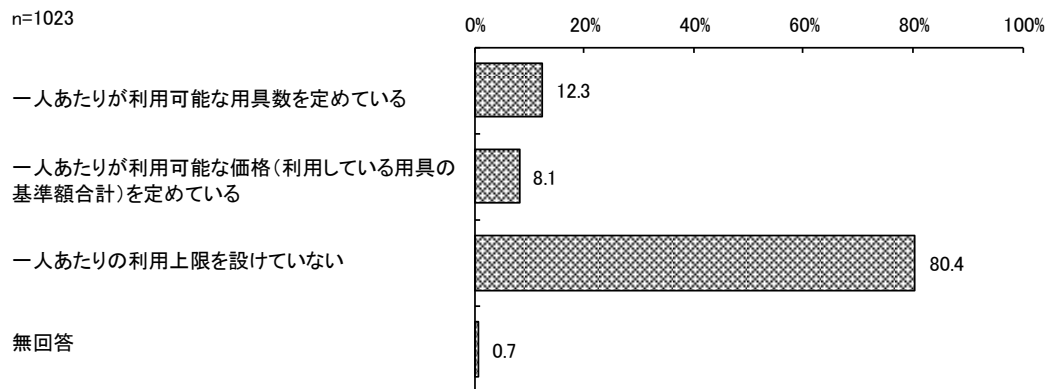
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	211	143	12	50	6
	100.0	67.8	5.7	23.7	2.8
1,000人-5,000人未満	462	343	24	79	16
	100.0	74.2	5.2	17.1	3.5
5,000人-10,000人未満	168	122	13	26	7
	100.0	72.6	7.7	15.5	4.2
10,000人以上	160	115	10	31	4
	100.0	71.9	6.3	19.4	2.5

（３）一人あたりの利用上限

一人あたりの利用上限（各自治体で設定している、利用している用具の基準額合計の上限や、用具数の上限）については、「一人あたりの利用上限を設けていない」が80.4%と最も多かった。このうち、利用上限額を定めている場合の上限額は、60.2%が「30,001 円～40,000 円」の金額帯と回答した。

図表 19 利用上限の規定状況（複数回答）



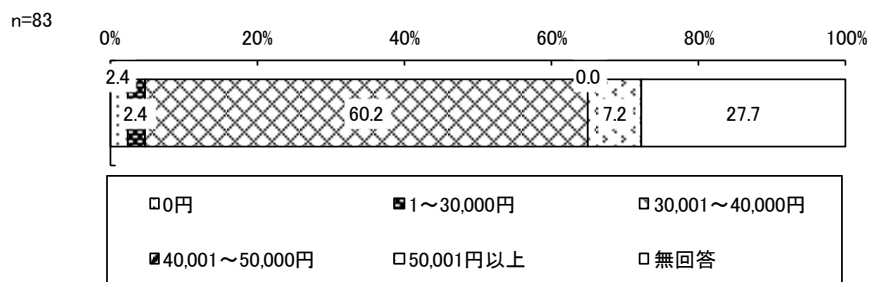
■総人口

	調査数	一人あたりの利用可能な器具数を定めている	一人あたりの利用可能な価格（利用している器具の基準額合計）を定めている	一人あたりの利用上限を設けていない	無回答
全 体	1023	126	83	823	7
	100.0	12.3	8.1	80.4	0.7
10,000人未満	244	29	23	191	3
	100.0	11.9	9.4	78.3	1.2
10,000人-50,000 人未満	422	53	38	337	3
	100.0	12.6	9.0	79.9	0.7
50,000人-100,000人未満	160	22	15	125	-
	100.0	13.8	9.4	78.1	-
100,000 人-300,000人未満	134	16	5	115	-
	100.0	11.9	3.7	85.8	-
300,000 人-500,000人未満	36	2	1	33	-
	100.0	5.6	2.8	91.7	-
500,000 人以上	27	4	1	22	1
	100.0	14.8	3.7	81.5	3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	219	29	22	166	4
	100.0	13.2	10.0	75.8	1.8
1,000 人-5,000人未満	465	56	39	377	1
	100.0	12.0	8.4	81.1	0.2
5,000 人-10,000 人未満	170	25	17	131	1
	100.0	14.7	10.0	77.1	0.6
10,000人以上	166	16	5	146	1
	100.0	9.6	3.0	88.0	0.6

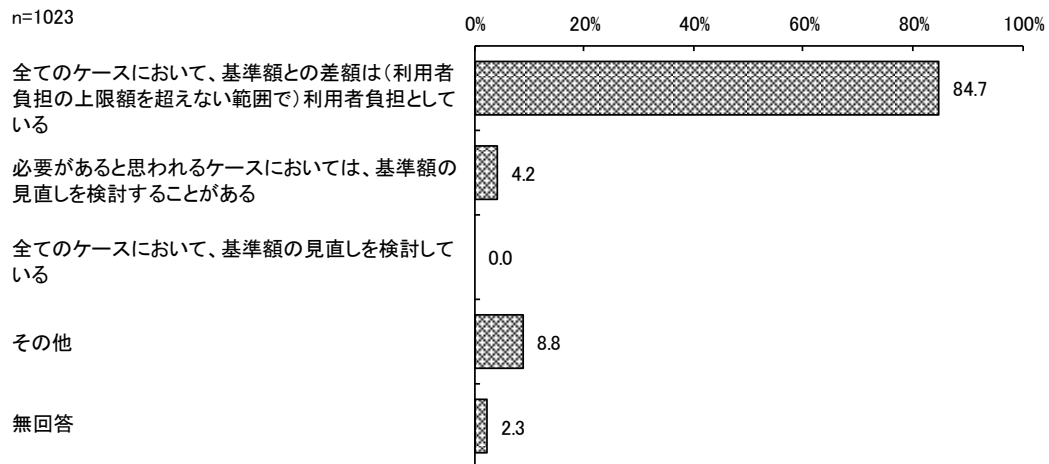
図表 20 利用上限額があると答えた場合の金額



(4) 基準額を超える金額であった場合の対応方法

利用申請のあった日常生活用具が基準額を超える用具の申請があった場合の対応方法については、「全てのケースにおいて、基準額との差額は（利用者負担の上限額を超えない範囲で）利用者負担としている」が84.7%と最も多かった。

図表 21 基準額を超える用具の申請があった場合の対応方法



■総人口

	調査数	利用者を 超えない 負担とし て範囲に いる～利 額は	全ての 利用者の 基準額と の差にお いて上限 額は	全ての 利用者の 基準額と の差にお いて上限 額は	必要があ ると認め られる基 礎額の見 直しを考 える	検討して いる	全ての 利用者の 基準額と の差にお いて上限 額は	その他	無回 答
全 体	1023	866	43	—	90	24			
	100.0	84.7	4.2	—	8.8	2.3			
10,000人未満	244	216	14	—	10	4			
	100.0	88.5	5.7	—	4.1	1.6			
10,000人-50,000 人未満	422	355	14	—	43	10			
	100.0	84.1	3.3	—	10.2	2.4			
50,000人-100,000人未満	160	142	4	—	10	4			
	100.0	88.8	2.5	—	6.3	2.5			
100,000 人-300,000人未満	134	110	6	—	16	2			
	100.0	82.1	4.5	—	11.9	1.5			
300,000 人-500,000人未満	36	27	2	—	6	1			
	100.0	75.0	5.6	—	16.7	2.8			
500,000 人以上	27	16	3	—	5	3			
	100.0	59.3	11.1	—	18.5	11.1			

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	219	194	13	—	8	4
	100.0	88.6	5.9	—	3.7	1.8
1,000 人～5,000人未満	465	396	16	—	41	12
	100.0	85.2	3.4	—	8.8	2.6
5,000 人～10,000 人未満	170	146	5	—	17	2
	100.0	85.9	2.9	—	10.0	1.2
10,000人以上	166	128	9	—	23	6
	100.0	77.1	5.4	—	13.9	3.6

(5) 平成 18 年度以降における、日常生活用具の種目、基準額、対象者、
一人あたりの利用上限の見直し状況

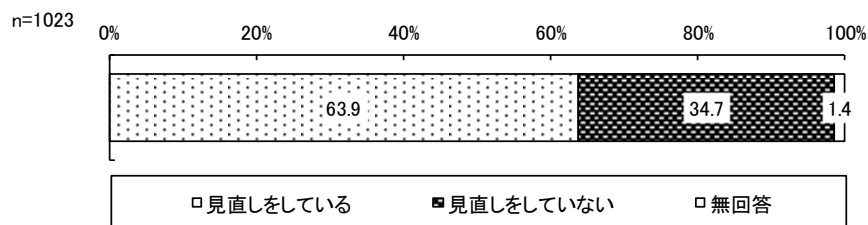
①種目の見直し

平成 18 年度以降における、種目の見直しの実施状況をみると、「見直しをしている」が 63.9%であった。

また、見直しの頻度をみると、「毎年実施」14.4%、「3 年に 1 回実施」14.5%、「それ以外の期間で実施」69.7%であった。

見直し時の情報源については、「利用者への調査で把握したニーズ」41.1%で最も多くなっていた。「その他」の回答も 47.2%みられた。具体的には、利用者からの要望、他自治体の実施状況等の情報収集が多くなっていた。

図表 22 種目 平成 18 年度以降における見直し状況



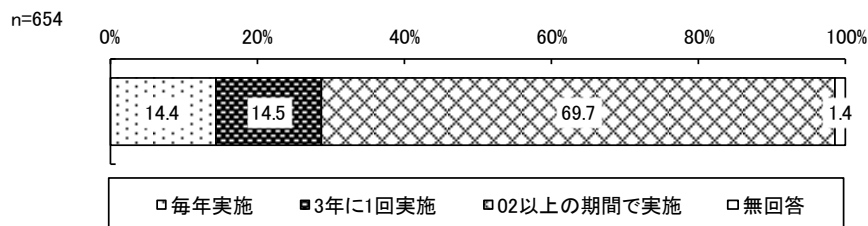
■ 総人口

	調査数	て見直しをし いる	て見直しをし ない	無回答
全 体	1023	654	355	14
	100.0	63.9	34.7	1.4
10,000人未満	244	88	153	3
	100.0	36.1	62.7	1.2
10,000人-50,000 人未満	422	257	158	7
	100.0	60.9	37.4	1.7
50,000人-100,000人未満	160	123	35	2
	100.0	76.9	21.9	1.3
100,000 人-300,000人未満	134	125	8	1
	100.0	93.3	6.0	0.7
300,000 人-500,000人未満	36	35	1	-
	100.0	97.2	2.8	-
500,000 人以上	27	26	-	1
	100.0	96.3	-	3.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	219	72	144	3
	100.0	32.9	65.8	1.4
1,000 人-5,000人未満	465	289	169	7
	100.0	62.2	36.3	1.5
5,000 人-10,000 人未満	170	137	31	2
	100.0	80.6	18.2	1.2
10,000人以上	166	154	10	2
	100.0	92.8	6.0	1.2

図表 23 種目 見直しの頻度



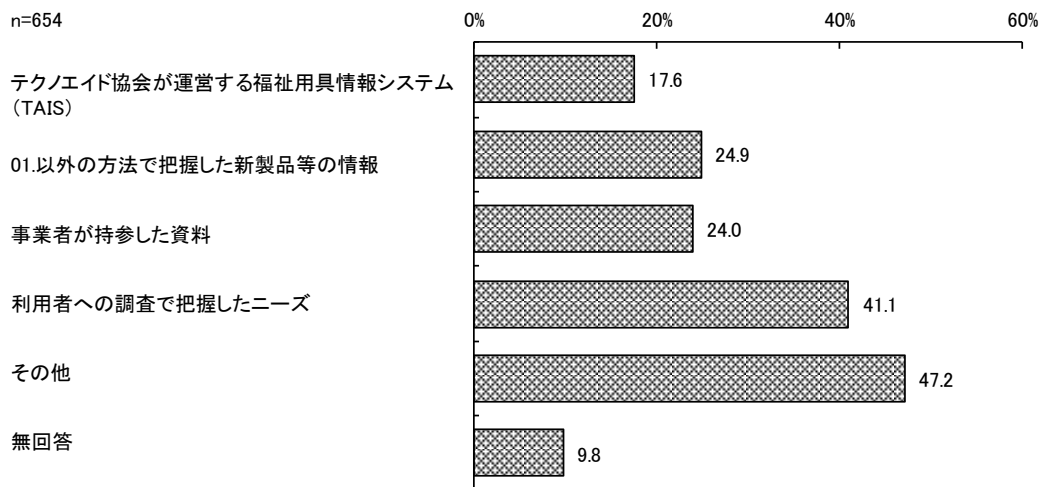
■総人口

	調査数	毎 年 実 施	実 施 年 に 1 回	期 間 2 3 で 以 上 施 の	無 回 答
全 体	654 100.0	94 14.4	95 14.5	456 69.7	9 1.4
10,000人未満	88 100.0	7 8.0	5 5.7	75 85.2	1 1.1
10,000人-50,000 人未満	257 100.0	27 10.5	29 11.3	195 75.9	6 2.3
50,000人-100,000人未満	123 100.0	13 10.6	24 19.5	85 69.1	1 0.8
100,000 人-300,000人未満	125 100.0	23 18.4	28 22.4	73 58.4	1 0.8
300,000 人-500,000人未満	35 100.0	11 31.4	4 11.4	20 57.1	- -
500,000 人以上	26 100.0	13 50.0	5 19.2	8 30.8	- -

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	72 100.0	4 5.6	6 8.3	62 86.1	- -
1,000 人-5,000人未満	289 100.0	29 10.0	36 12.5	218 75.4	6 2.1
5,000 人-10,000 人未満	137 100.0	19 13.9	21 15.3	95 69.3	2 1.5
10,000人以上	154 100.0	42 27.3	32 20.8	79 51.3	1 0.6

図表 24 ①種目 見直し時の情報源（複数回答）



■総人口

	調査数	（T A I S） 運シス テム 福祉 用具 情報	01 テ ク ノ ロ ジ イ ン フ ル メ ー シ ョ ン	02 の 情 報 把 握 し た 以 外 の 方 法 新 製 品 等	03 料 事 業 者 が 持 参 し た 資	04 握 利 し た 者 の ニ ー ズ の 調 査 で 把	05 そ の 他	無 回 答
全 体	654 100.0	115 17.6	163 24.9	157 24.0	269 41.1	309 47.2	64 9.8	
10,000人未満	88 100.0	18 20.5	16 18.2	11 12.5	21 23.9	28 31.8	15 17.0	
10,000人-50,000 人未満	257 100.0	59 23.0	60 23.3	55 21.4	99 38.5	118 45.9	28 10.9	
50,000人-100,000人未満	123 100.0	17 13.8	30 24.4	29 23.6	58 47.2	62 50.4	9 7.3	
100,000 人-300,000人未満	125 100.0	12 9.6	35 28.0	40 32.0	61 48.8	65 52.0	10 8.0	
300,000 人-500,000人未満	35 100.0	5 14.3	13 37.1	14 40.0	24 68.6	16 45.7	1 2.9	
500,000 人以上	26 100.0	4 15.4	9 34.6	8 30.8	6 23.1	20 76.9	1 3.8	

■障害者手帳等実所持者数合計

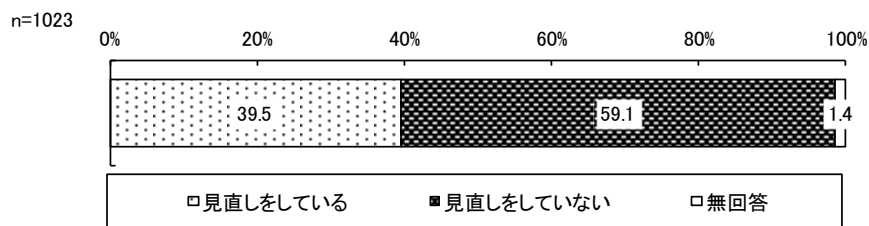
1,000 人未満	72	17	23.6	17	23.6	12	16.7	16	22.2	23	31.9	8	11.1
1,000 人-5,000人未満	289	63	21.8	67	23.2	65	22.5	110	38.1	134	46.4	34	11.8
5,000 人-10,000 人未満	137	16	11.7	30	21.9	28	20.4	67	48.9	67	48.9	11	8.0
10,000人以上	154	19	12.3	49	31.8	52	33.8	74	48.1	85	55.2	11	7.1

②基準額の見直し

平成 18 年度以降における、基準額の見直しの実施状況をみると、「見直しをしている」が 39.5%であった。見直しの頻度をみると「毎年実施」が 14.9%、「3 年に 1 回実施」13.1%、「それ以外の期間で実施」が 70.5%であった。

見直し時の情報源については、「テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム以外の市場価格」38.6%で最も多くなっていた。「その他」の回答も 46.3%みられた。具体的には、近隣自治体からの情報収集が多くなっていた。

図表 25 ②基準額 見直しの実施状況



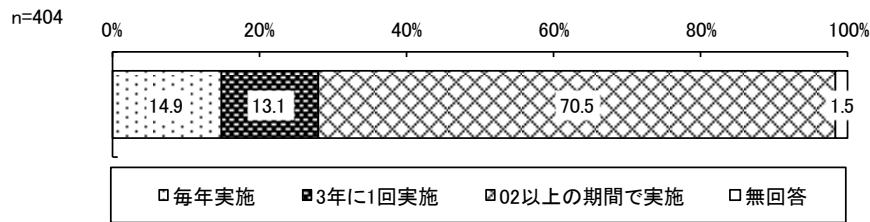
■ 総人口

	調査数	見直しをしている	見直しをしていない	無回答
全 体	1023	404	605	14
	100.0	39.5	59.1	1.4
10,000人未満	244	57	183	4
	100.0	23.4	75.0	1.6
10,000人-50,000 人未満	422	145	270	7
	100.0	34.4	64.0	1.7
50,000人-100,000人未満	160	70	88	2
	100.0	43.8	55.0	1.3
100,000 人-300,000人未満	134	82	52	-
	100.0	61.2	38.8	-
300,000 人-500,000人未満	36	26	10	-
	100.0	72.2	27.8	-
500,000 人以上	27	24	2	1
	100.0	88.9	7.4	3.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	219	49	166	4
	100.0	22.4	75.8	1.8
1,000 人-5,000人未満	465	165	293	7
	100.0	35.5	63.0	1.5
5,000 人-10,000 人未満	170	78	90	2
	100.0	45.9	52.9	1.2
10,000人以上	166	111	54	1
	100.0	66.9	32.5	0.6

図表 26 基準額 見直しの頻度



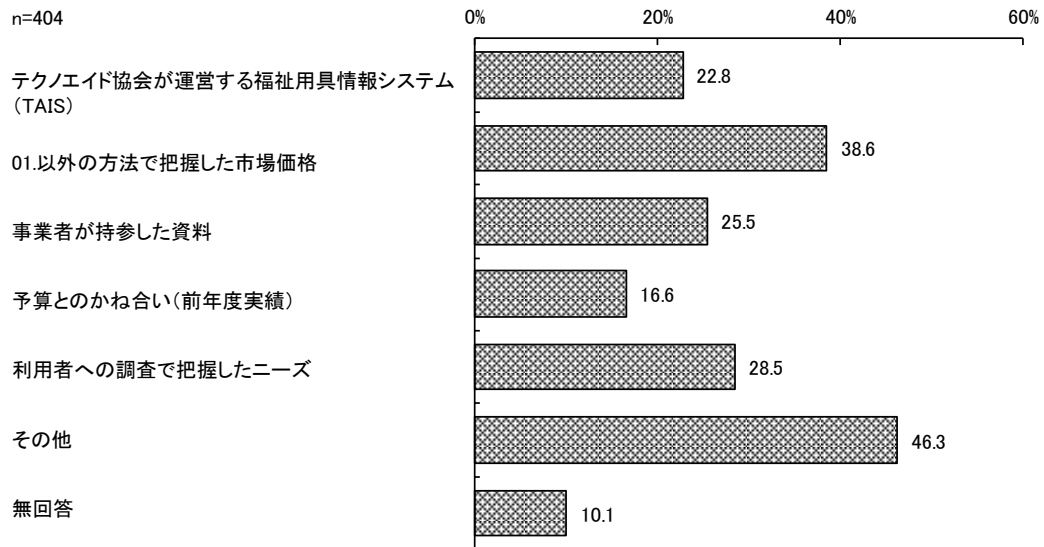
■総人口

	調査数	毎年実施 01年1回	3年に1回 02年に1回	02以上の期間 03年以上	無回答
全 体	404 100.0	60 14.9	53 13.1	285 70.5	6 1.5
10,000人未満	57 100.0	5 8.8	4 7.0	47 82.5	1 1.8
10,000人-50,000 人未満	145 100.0	12 8.3	17 11.7	113 77.9	3 2.1
50,000人-100,000人未満	70 100.0	8 11.4	13 18.6	48 68.6	1 1.4
100,000 人-300,000人未満	82 100.0	14 17.1	14 17.1	53 64.6	1 1.2
300,000 人-500,000人未満	26 100.0	11 42.3	1 3.8	14 53.8	-
500,000 人以上	24 100.0	10 41.7	4 16.7	10 41.7	-

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	49 100.0	4 8.2	4 8.2	40 81.6	1 2.0
1,000 人-5,000人未満	165 100.0	13 7.9	22 13.3	127 77.0	3 1.8
5,000 人-10,000 人未満	78 100.0	10 12.8	12 15.4	55 70.5	1 1.3
10,000人以上	111 100.0	33 29.7	15 13.5	62 55.9	1 0.9

図表 27 ②基準額 見直し時の情報源（複数回答）



■総人口

	調査数	（テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム）	01.以外の方法で把握した市場価格	02.事業者が持参した資料	03.予算とのかね合い(前年度実績)	04.利用者への調査で把握したニーズ	05.その他	無回答
全 体	404	92	156	103	67	115	187	41
	100.0	22.8	38.6	25.5	16.6	28.5	46.3	10.1
10,000人未満	57	14	12	11	2	9	15	12
	100.0	24.6	21.1	19.3	3.5	15.8	26.3	21.1
10,000人～50,000 人未満	145	45	54	32	14	33	72	13
	100.0	31.0	37.2	22.1	9.7	22.8	49.7	9.0
50,000人～100,000人未満	70	15	23	15	12	19	36	6
	100.0	21.4	32.9	21.4	17.1	27.1	51.4	8.6
100,000 人～300,000人未満	82	9	38	25	21	36	39	7
	100.0	11.0	46.3	30.5	25.6	43.9	47.6	8.5
300,000 人～500,000人未満	26	5	16	11	9	14	11	2
	100.0	19.2	61.5	42.3	34.6	53.8	42.3	7.7
500,000 人以上	24	4	13	9	9	4	14	1
	100.0	16.7	54.2	37.5	37.5	16.7	58.3	4.2

■障害者手帳等実所持者数合計

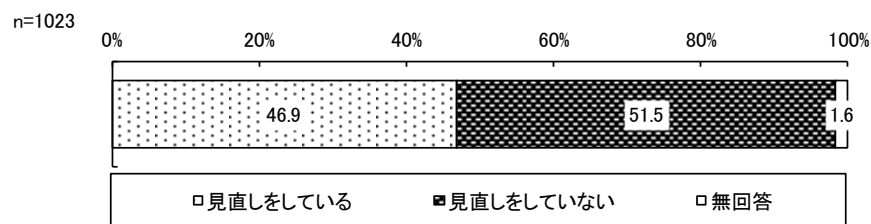
	調査数	（テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム）	01.以外の方法で把握した市場価格	02.事業者が持参した資料	03.予算とのかね合い(前年度実績)	04.利用者への調査で把握したニーズ	05.その他	無回答
1,000 人未満	49	15	12	12	2	7	15	7
	100.0	30.6	24.5	24.5	4.1	14.3	30.6	14.3
1,000 人～5,000人未満	165	47	57	35	17	38	81	18
	100.0	28.5	34.5	21.2	10.3	23.0	49.1	10.9
5,000 人～10,000 人未満	78	16	27	19	16	26	35	7
	100.0	20.5	34.6	24.4	20.5	33.3	44.9	9.0
10,000人以上	111	14	60	37	32	43	56	9
	100.0	12.6	54.1	33.3	28.8	38.7	50.5	8.1

③対象者

平成 18 年度以降における、対象者の見直しの実施状況をみると、「見直しをしている」が 46.9%であった。見直しの頻度をみると「3 年に 1 回以外の期間で実施」が 73.3%であった。

見直し時の情報源については、「利用者への調査で把握したニーズ」38.1%で最も多くなっていた。「その他」の回答も 54.0%みられた。具体的には、当事者団体からの要望、他自治体からの情報収集が多くなっていた。

図表 28 対象者 見直しの実施状況



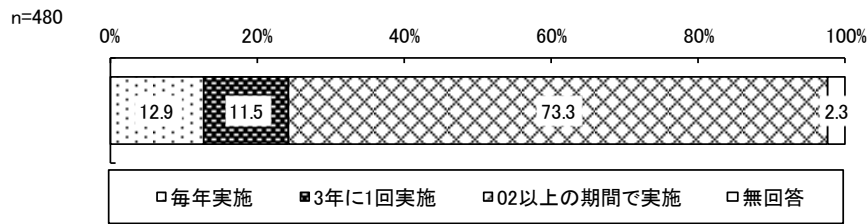
■総人口

	調査数	見直しをしている	見直しをしていない	無回答
全 体	1023	480	527	16
	100.0	46.9	51.5	1.6
10,000人未満	244	50	189	5
	100.0	20.5	77.5	2.0
10,000人-50,000 人未満	422	182	233	7
	100.0	43.1	55.2	1.7
50,000人-100,000人未満	160	96	61	3
	100.0	60.0	38.1	1.9
100,000 人-300,000人未満	134	101	33	-
	100.0	75.4	24.6	-
300,000 人-500,000人未満	36	28	8	-
	100.0	77.8	22.2	-
500,000 人以上	27	23	3	1
	100.0	85.2	11.1	3.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	219	45	170	4
	100.0	20.5	77.6	1.8
1,000 人-5,000人未満	465	208	249	8
	100.0	44.7	53.5	1.7
5,000 人-10,000 人未満	170	96	71	3
	100.0	56.5	41.8	1.8
10,000人以上	166	131	34	1
	100.0	78.9	20.5	0.6

図表 29 対象者 見直しの頻度



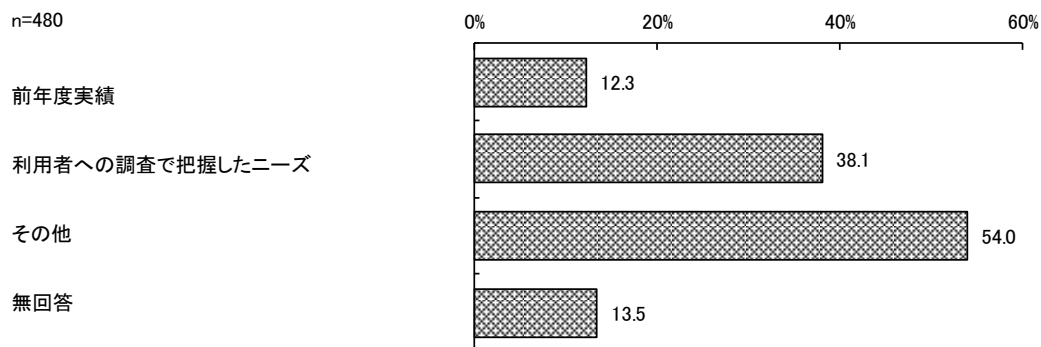
■総人口

	調査数	毎年実施 01年1回	3年に1回 02年に1回	02以上の期間 03年以上	無回答
全 体	480 100.0	62 12.9	55 11.5	352 73.3	11 2.3
10,000人未満	50 100.0	3 6.0	3 6.0	44 88.0	—
10,000人-50,000 人未満	182 100.0	12 6.6	14 7.7	150 82.4	6 3.3
50,000人-100,000人未満	96 100.0	9 9.4	16 16.7	67 69.8	4 4.2
100,000 人-300,000人未満	101 100.0	18 17.8	18 17.8	64 63.4	1 1.0
300,000 人-500,000人未満	28 100.0	10 35.7	1 3.6	17 60.7	—
500,000 人以上	23 100.0	10 43.5	3 13.0	10 43.5	—

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	45 100.0	2 4.4	3 6.7	40 88.9	—
1,000 人-5,000人未満	208 100.0	13 6.3	21 10.1	166 79.8	8 3.8
5,000 人-10,000 人未満	96 100.0	12 12.5	14 14.6	68 70.8	2 2.1
10,000人以上	131 100.0	35 26.7	17 13.0	78 59.5	1 0.8

図表 30 対象者 見直し時の情報源（複数回答）



■総人口

	調査数	前年度実績	利用者への調査で把握したニーズ	その他	無回答
全 体	480	59	183	259	65
	100.0	12.3	38.1	54.0	13.5
10,000人未満	50	6	12	22	12
	100.0	12.0	24.0	44.0	24.0
10,000人-50,000 人未満	182	14	55	112	26
	100.0	7.7	30.2	61.5	14.3
50,000人-100,000人未満	96	12	39	49	12
	100.0	12.5	40.6	51.0	12.5
100,000 人-300,000人未満	101	17	53	50	11
	100.0	16.8	52.5	49.5	10.9
300,000 人-500,000人未満	28	6	17	11	3
	100.0	21.4	60.7	39.3	10.7
500,000 人以上	23	4	7	15	1
	100.0	17.4	30.4	65.2	4.3

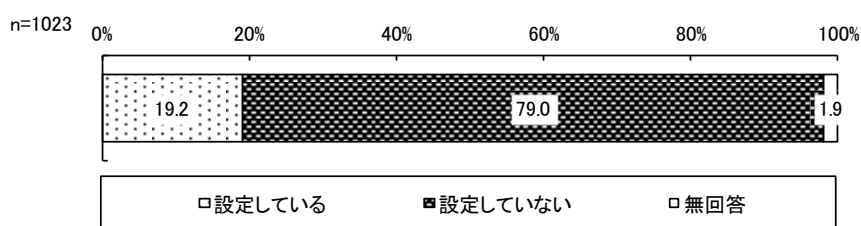
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	45	6	9	21	10
	100.0	13.3	20.0	46.7	22.2
1,000 人-5,000人未満	208	20	68	121	30
	100.0	9.6	32.7	58.2	14.4
5,000 人-10,000 人未満	96	10	43	51	10
	100.0	10.4	44.8	53.1	10.4
10,000人以上	131	23	63	66	15
	100.0	17.6	48.1	50.4	11.5

④一人あたりの利用上限

平成 18 年度以降における、一人あたりの利用上限（各自治体で設定している、利用している用具の基準額合計の上限や、用具数の上限のことを指す）の設定状況をみると、「設定している」が 19.2%であった。また、見直しの実施状況は、「見直しをしている」が 25.5%であった。また、見直しの頻度をみると「毎年実施」10.0%、「3 年に 1 回実施」12.0%、「3 年に 1 回以上の期間で実施」76.0%であった。

図表 31 一人あたりの利用上限 上限設定の有無



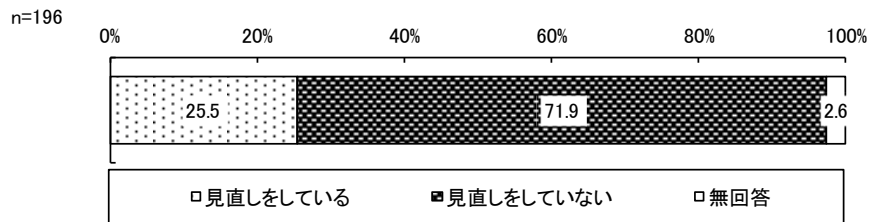
■ 総人口

	調査数	設定している	設定していない	無回答
全 体	1023	196	808	19
	100.0	19.2	79.0	1.9
10,000人未満	244	52	185	7
	100.0	21.3	75.8	2.9
10,000人-50,000人未満	422	82	332	8
	100.0	19.4	78.7	1.9
50,000人-100,000人未満	160	30	127	3
	100.0	18.8	79.4	1.9
100,000人-300,000人未満	134	20	114	-
	100.0	14.9	85.1	-
300,000人-500,000人未満	36	5	31	-
	100.0	13.9	86.1	-
500,000人以上	27	7	19	1
	100.0	25.9	70.4	3.7

■ 障害者手帳等実所持ち数合計

1,000人未満	219	48	165	6
	100.0	21.9	75.3	2.7
1,000人-5,000人未満	465	87	369	9
	100.0	18.7	79.4	1.9
5,000人-10,000人未満	170	35	132	3
	100.0	20.6	77.6	1.8
10,000人以上	166	26	139	1
	100.0	15.7	83.7	0.6

図表 32 一人あたりの利用上限 見直しの実施状況



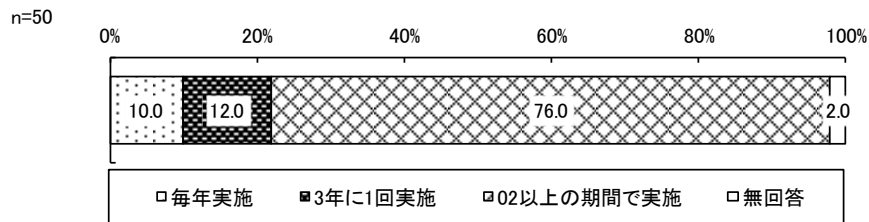
■ 総人口

	調査数	見直しをしている	見直しをしていない	無回答
全 体	196	50	141	5
	100.0	25.5	71.9	2.6
10,000人未満	52	13	36	3
	100.0	25.0	69.2	5.8
10,000人-50,000人未満	82	15	65	2
	100.0	18.3	79.3	2.4
50,000人-100,000人未満	30	9	21	-
	100.0	30.0	70.0	-
100,000人-300,000人未満	20	6	14	-
	100.0	30.0	70.0	-
300,000人-500,000人未満	5	4	1	-
	100.0	80.0	20	-
500,000人以上	7	3	4	-
	100.0	42.9	57.1	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	48	13	32	3
	100.0	27.1	66.7	6.3
1,000人-5,000人未満	87	17	69	1
	100.0	19.5	79.3	1.1
5,000人-10,000人未満	35	11	23	1
	100.0	31.4	65.7	2.9
10,000人以上	26	9	17	-
	100.0	34.6	65.4	-

図表 33 一人あたりの利用上限 見直しの頻度



■総人口

	調査数	毎年実施	3年に1回実施	02以上の期間で実施	無回答
全 体	196	6	6	56	128
	100.0	3.1	3.1	28.6	65.3
10,000人未満	52	4	—	18	30
	100.0	7.7	—	34.6	57.7
10,000人-50,000 人未満	82	—	2	17	63
	100.0	—	2.4	20.7	76.8
50,000人-100,000人未満	30	2	3	6	19
	100.0	6.7	10.0	20.0	63.3
100,000 人-300,000人未満	20	—	—	7	13
	100.0	—	—	35.0	65.0
300,000 人-500,000人未満	5	—	—	4	1
	100.0	—	—	80.0	20
500,000 人以上	7	—	1	4	2
	100.0	—	14.3	57.1	28.6

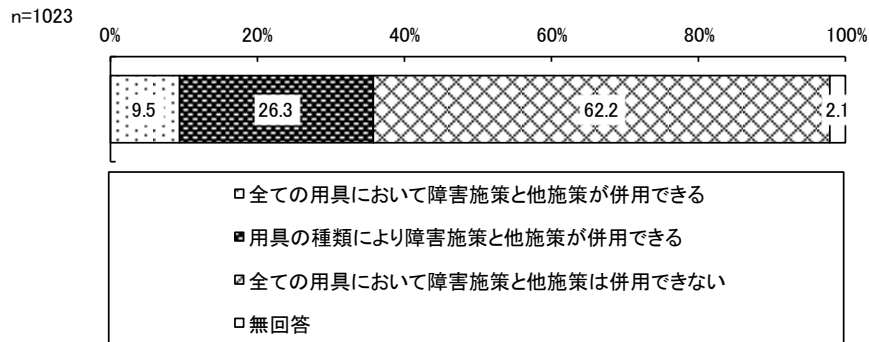
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	48	4	—	17	27
	100.0	8.3	—	35.4	56.3
1,000 人-5,000人未満	87	—	3	18	66
	100.0	—	3.4	20.7	75.9
5,000 人-10,000 人未満	35	2	2	10	21
	100.0	5.7	5.7	28.6	60.0
10,000人以上	26	—	1	11	14
	100.0	—	3.8	42.3	53.8

(6) 他施策で利用可能な類似機能の用具等がある場合の併用状況

他施策で利用可能な用具等がある場合の併用状況についてみると、「全ての用具において障害施策と他施策は併用できない」が 62.2%と過半を占めた。

図表 34 対象用具に係る他施策との併用状況



■総人口

	調 査 数	併 用 で き る	お い て の 用 具 に	用 具 の 種 類 に	併 用 で き な い	お い て の 用 具 に	無 回 答
全 体	1023	97	269	636	21		
	100.0	9.5	26.3	62.2	2.1		
10,000人未満	244	44	67	125	8		
	100.0	18.0	27.5	51.2	3.3		
10,000人-50,000 人未満	422	37	118	258	9		
	100.0	8.8	28.0	61.1	2.1		
50,000人-100,000人未満	160	13	42	102	3		
	100.0	8.1	26.3	63.8	1.9		
100,000 人-300,000人未満	134	3	31	100	-		
	100.0	2.2	23.1	74.6	-		
300,000 人-500,000人未満	36	-	5	31	-		
	100.0	-	13.9	86.1	-		
500,000 人以上	27	-	6	20	1		
	100.0	-	22.2	74.1	3.7		

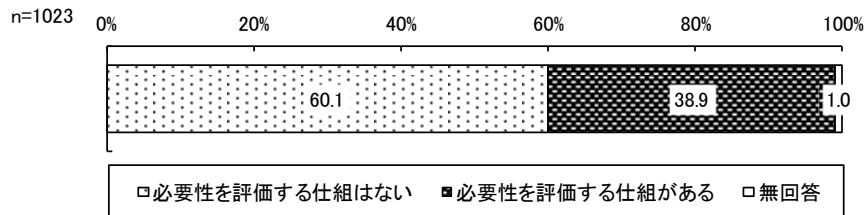
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	219	39	61	113	6
	100.0	17.8	27.9	51.6	2.7
1,000 人-5,000人未満	465	42	131	283	9
	100.0	9.0	28.2	60.9	1.9
5,000 人-10,000 人未満	170	12	43	110	5
	100.0	7.1	25.3	64.7	2.9
10,000人以上	166	3	34	128	1
	100.0	1.8	20.5	77.1	0.6

(7) 申請時に利用の必要性を評価する仕組の有無

申請時に利用の必要性を評価する仕組の有無については、「仕組はない」と回答した自治体が 60.1%であった。また、評価を行う者については、「自治体職員」が 89.9%であった。

図表 35 必要性を評価する仕組の有無



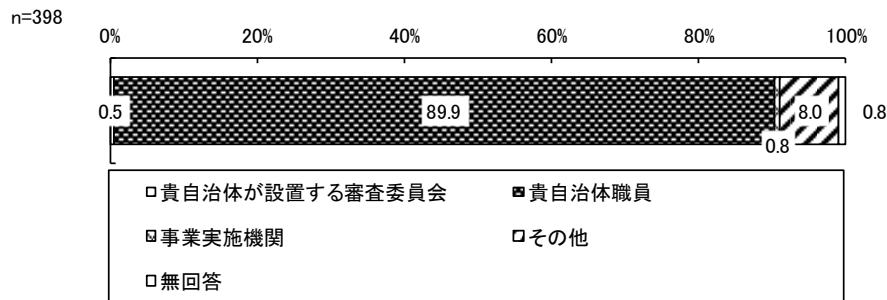
■ 総人口

	調査数	は価必要な仕組を評価	が価必要ある仕組を評価	無回答
全 体	1023	615	398	10
	100.0	60.1	38.9	1.0
10,000人未満	244	169	72	3
	100.0	69.3	29.5	1.2
10,000人-50,000人未満	422	255	163	4
	100.0	60.4	38.6	0.9
50,000人-100,000人未満	160	83	75	2
	100.0	51.9	46.9	1.3
100,000人-300,000人未満	134	75	59	-
	100.0	56.0	44.0	-
300,000人-500,000人未満	36	21	15	-
	100.0	58.3	41.7	-
500,000人以上	27	12	14	1
	100.0	44.4	51.9	3.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	219	152	65	2
	100.0	69.4	29.7	0.9
1,000人-5,000人未満	465	278	182	5
	100.0	59.8	39.1	1.1
5,000人-10,000人未満	170	95	73	2
	100.0	55.9	42.9	1.2
10,000人以上	166	90	75	1
	100.0	54.2	45.2	0.6

図表 36 評価を行う者



■総人口

	調査数	貴自治体が設置する審査委員会	貴自治体職員	事業実施機関	その他	無回答
全 体	398 100.0	2 0.5	358 89.9	3 0.8	32 8.0	3 0.8
10,000人未満	72 100.0	1 1.4	66 91.7	3 4.2	1 1.4	1 1.4
10,000人-50,000 人未満	163 100.0	-	148 90.8	-	14 8.6	1 0.6
50,000人-100,000人未満	75 100.0	-	67 89.3	-	7 9.3	1 1.3
100,000 人-300,000人未満	59 100.0	-	54 91.5	-	5 8.5	-
300,000 人-500,000人未満	15 100.0	-	13 86.7	-	2 13.3	-
500,000 人以上	14 100.0	1 7.1	10 71.4	-	3 21.4	-

■障害者手帳等実所持者数合計

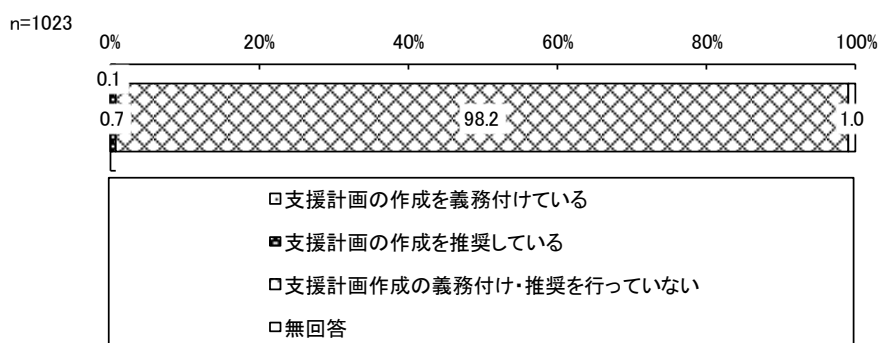
1,000 人未満	65 100.0	1 1.5	58 89.2	3 4.6	2 3.1	1 1.5
1,000 人-5,000人未満	182 100.0	-	165 90.7	-	15 8.2	2 1.1
5,000 人-10,000 人未満	73 100.0	-	67 91.8	-	6 8.2	-
10,000人以上	75 100.0	1 1.3	65 86.7	-	9 12.0	-

（８）利用者ごとの支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況

利用者ごとの支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況についてみると、「支援計画作成の義務付け・推奨を行っていない」が 98.2%であった。また、支援計画の形式については、「サービス利用計画と一体的に作成されている」と「他施策におけるサービスを含めて作成されている」がそれぞれ同率の 62.5%であった。

支援計画作成への関わり方については、「事業者が作成した支援計画の提出を求めている」が 100%、「自治体の担当者が支援計画を作成している」が 25.0%であった。

図表 37 支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況



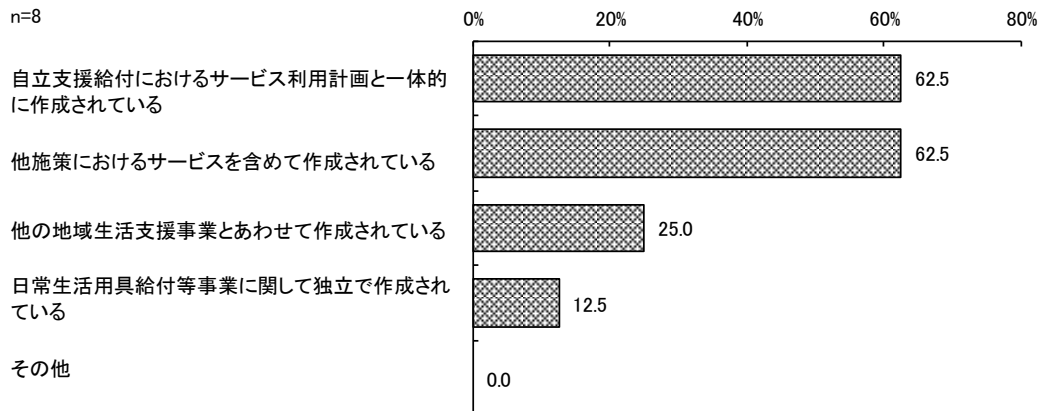
■総人口

	調査数	支援計画の作成 を義務付けて いる	支援計画の作成 を推奨している	支援計画の作成 を義務付けていない	無回答
全 体	1023 100.0	1 0.1	7 0.7	1005 98.2	10 1.0
10,000人未満	244 100.0	— —	6 2.5	237 97.1	1 0.4
10,000人-50,000 人未満	422 100.0	1 0.2	— —	417 98.8	4 0.9
50,000人-100,000人未満	160 100.0	— —	1 0.6	157 98.1	2 1.3
100,000 人-300,000人未満	134 100.0	— —	— —	134 100.0	— —
300,000 人-500,000人未満	36 100.0	— —	— —	34 94.4	2 5.6
500,000 人以上	27 100.0	— —	— —	26 96.3	1 3.7

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	219 100.0	— —	6 2.7	212 96.8	1 0.5
1,000 人-5,000人未満	465 100.0	1 0.2	— —	461 99.1	3 0.6
5,000 人-10,000 人未満	170 100.0	— —	1 0.6	166 97.6	3 1.8
10,000人以上	166 100.0	— —	— —	163 98.2	3 1.8

図表 38 義務付けまたは推奨している支援計画の形式（複数回答）



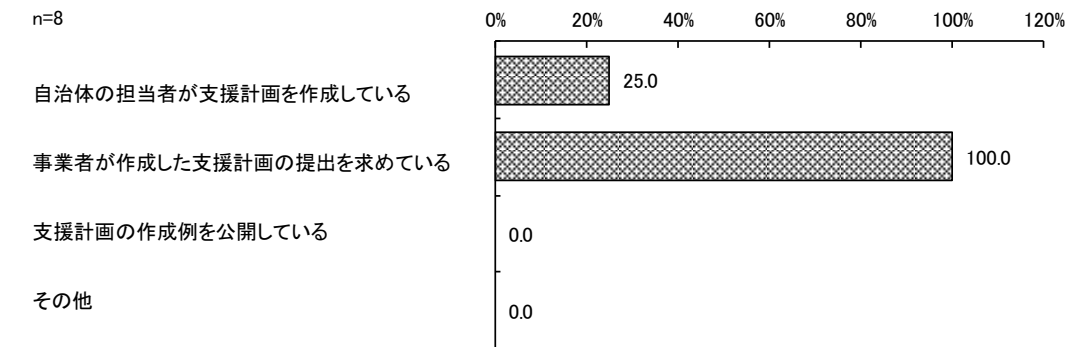
■総人口

	調査数	体的に作成されているサービス利用計画における	自立支援給付に於けるサービスを含めて作成されている	他施策におけるサービスを含めて作成されている	他の地域生活支援事業とあわせて作成されている	日常生活用具給付等事業に関して独立で作成されている	その他	無回答
全 体	8 100.0	5 62.5	5 62.5	2 25.0	1 12.5	- -	- -	
10,000人未満	6 100.0	4 66.7	3 50.0	1 16.7	- -	- -	- -	
10,000人-50,000 人未満	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	- -	- -	
50,000人-100,000人未満	1 100.0	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -	
100,000 人-300,000人未満	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
300,000 人-500,000人未満	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
500,000 人以上	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	6	4	3	1	-	-	-
	100.0	66.7	50.0	16.7	-	-	-
1,000人-5,000人未満	1	1	1	1	1	-	-
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
5,000人-10,000人未満	1	-	1	-	-	-	-
	100.0	-	100.0	-	-	-	-
10,000人以上	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

図表 39 支援計画作成への関わり（複数回答）



■総人口

	調査数	自治体の担当者が支援計画作成している	事業者が作成した支援計画の提出を求めている	支援計画の作成例を公開している	その他	無回答
全 体	8 100.0	2 25.0	8 100.0	—	—	—
10,000人未満	6 100.0	2 33.3	6 100.0	—	—	—
10,000人-50,000 人未満	1 100.0	—	1 100.0	—	—	—
50,000人-100,000人未満	1 100.0	—	1 100.0	—	—	—
100,000 人-300,000人未満	—	—	—	—	—	—
300,000 人-500,000人未満	—	—	—	—	—	—
500,000 人以上	—	—	—	—	—	—

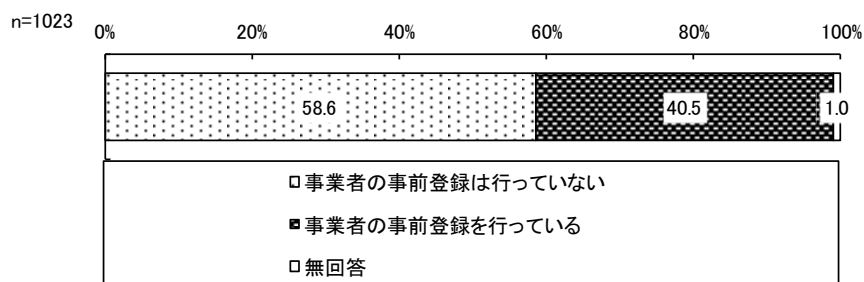
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	6 100.0	2 33.3	6 100.0	—	—	—
1,000 人-5,000人未満	1 100.0	—	1 100.0	—	—	—
5,000 人-10,000 人未満	1 100.0	—	1 100.0	—	—	—
10,000人以上	—	—	—	—	—	—

(9) 給付する用具の取り扱い事業者に対する事前登録の実施状況

給付する用具の取り扱い事業者に対する事前登録の実施については、「行っていない」が58.6%、「行っている」が40.5%であった。

図表 40 事業者の事前登録の有無



■ 総人口

	調査数	行 事 業 者 の 事 前 登 録 は 行 っ て い な い	行 事 業 者 の 事 前 登 録 を 行 っ て い る	無 回 答
全 体	1023	599	414	10
	100.0	58.6	40.5	1.0
10,000人未満	244	156	86	2
	100.0	63.9	35.2	0.8
10,000人-50,000 人未満	422	247	171	4
	100.0	58.5	40.5	0.9
50,000人-100,000人未満	160	94	64	2
	100.0	58.8	40.0	1.3
100,000 人-300,000人未満	134	69	64	1
	100.0	51.5	47.8	0.7
300,000 人-500,000人未満	36	21	15	-
	100.0	58.3	41.7	-
500,000 人以上	27	12	14	1
	100.0	44.4	51.9	3.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

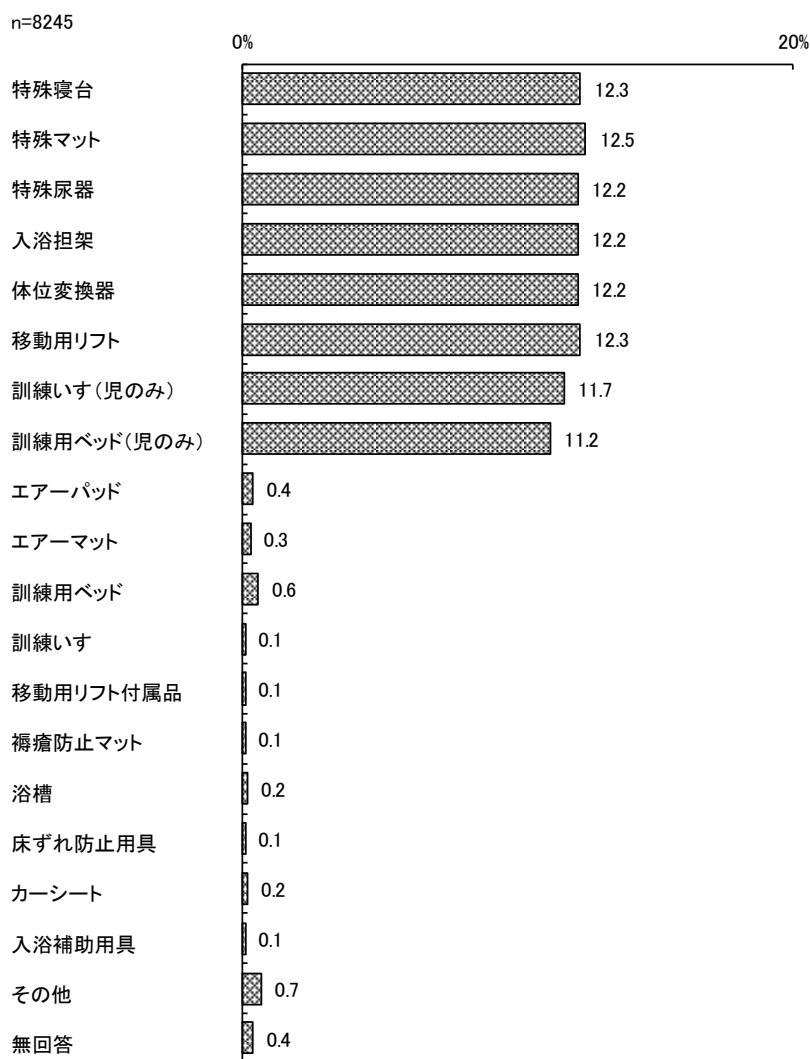
1,000 人未満	219	140	77	2
	100.0	63.9	35.2	0.9
1,000 人-5,000人未満	465	271	190	4
	100.0	58.3	40.9	0.9
5,000 人-10,000 人未満	170	103	65	2
	100.0	60.6	38.2	1.2
10,000人以上	166	85	79	2
	100.0	51.2	47.6	1.2

(10) 平成29年度の日常生活用具給付等事業の実施状況

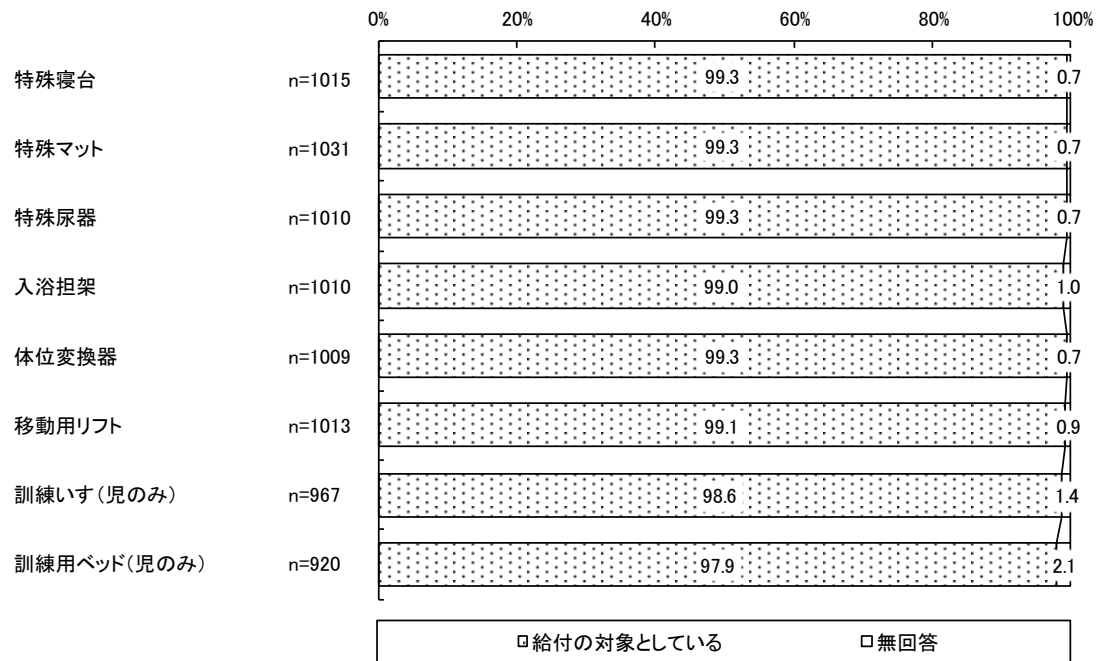
①介護・訓練支援用具

介護・訓練支援用具の実施状況は以下のとおりであった。

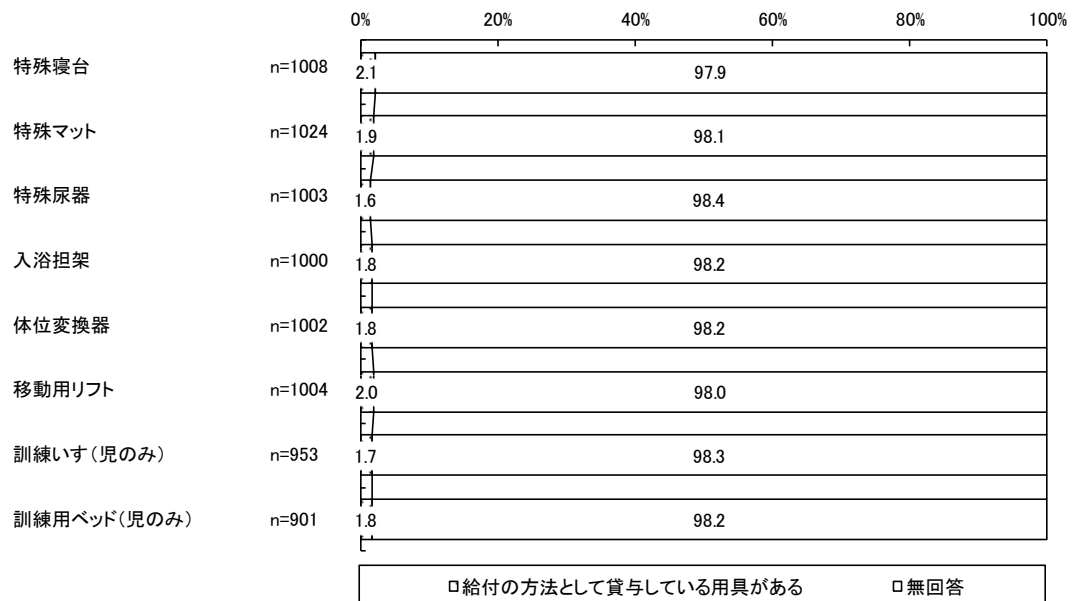
図表 41 ①介護・訓練支援用具 給付対象としている種目(全て)



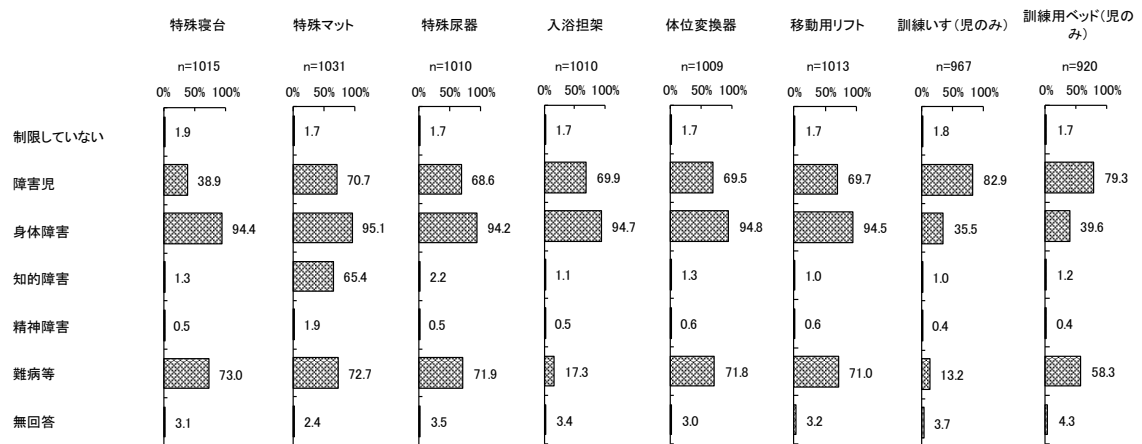
図表 42 ①介護・訓練支援用具 給付対象としている種目



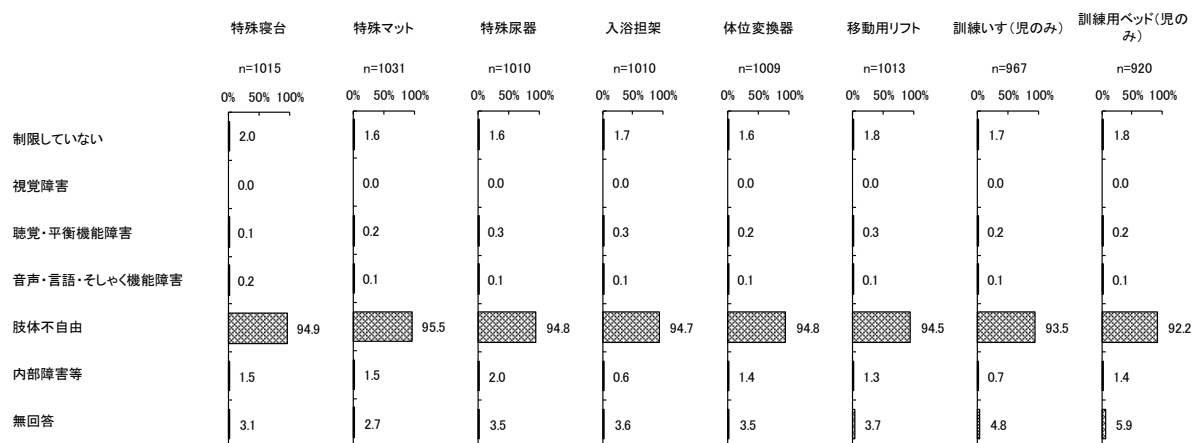
図表 43 ①介護・訓練支援用具 貸与としている種目



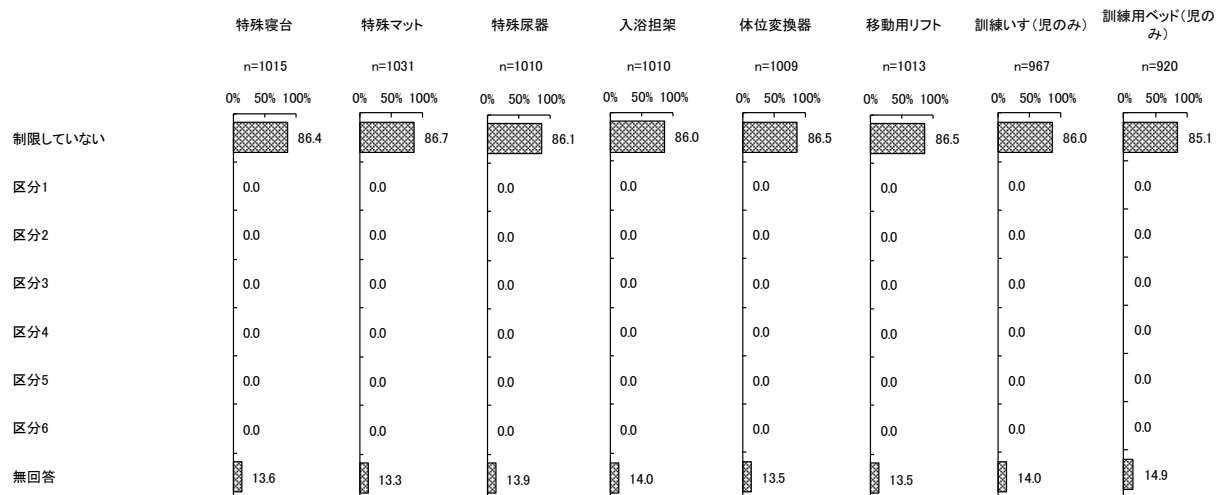
図表 44 ①介護・訓練支援用具 障害種別（複数回答）



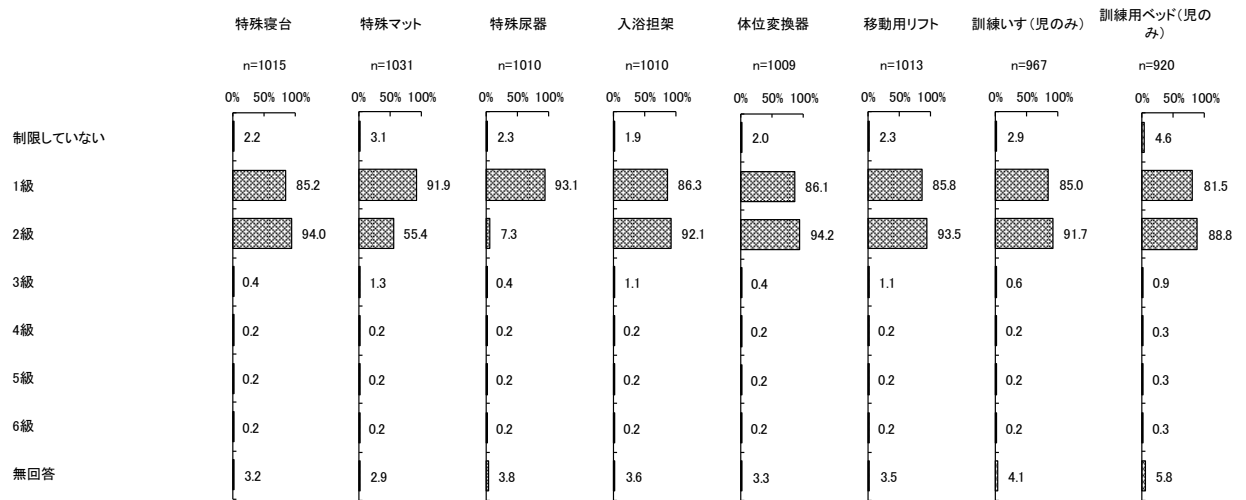
図表 45 ①介護・訓練支援用具 身体障害の部位（複数回答）



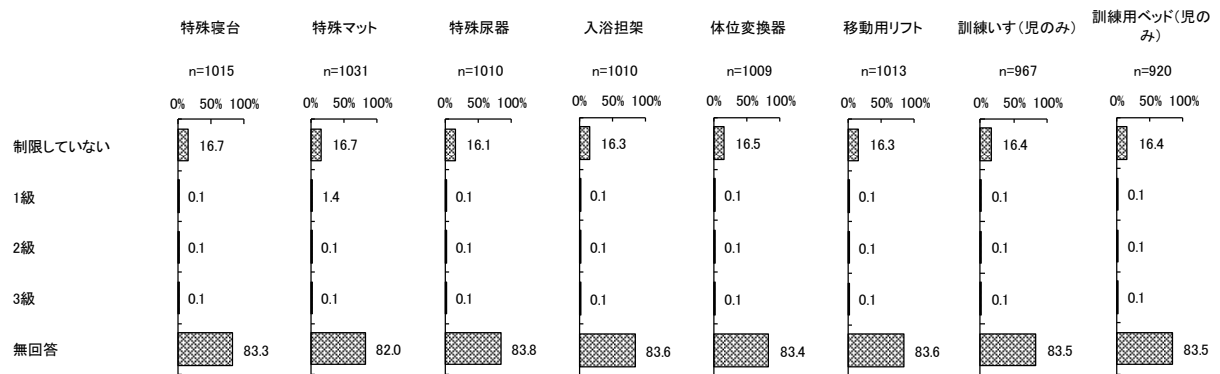
図表 46 ①介護・訓練支援用具 障害支援区分（複数回答）



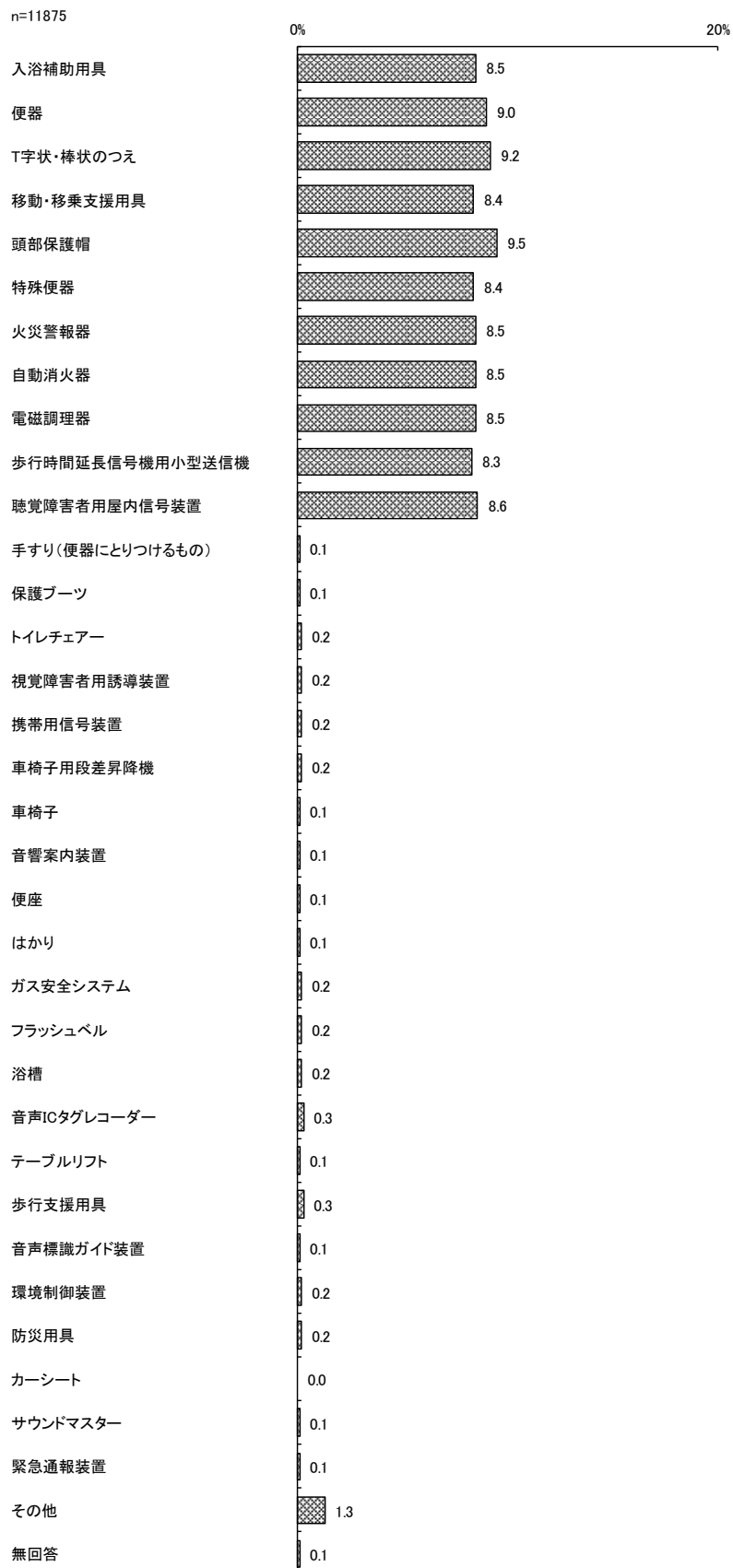
図表 47 ①介護・訓練支援用具 身体障害者手帳の等級（複数回答）



図表 48 ①介護・訓練支援用具 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



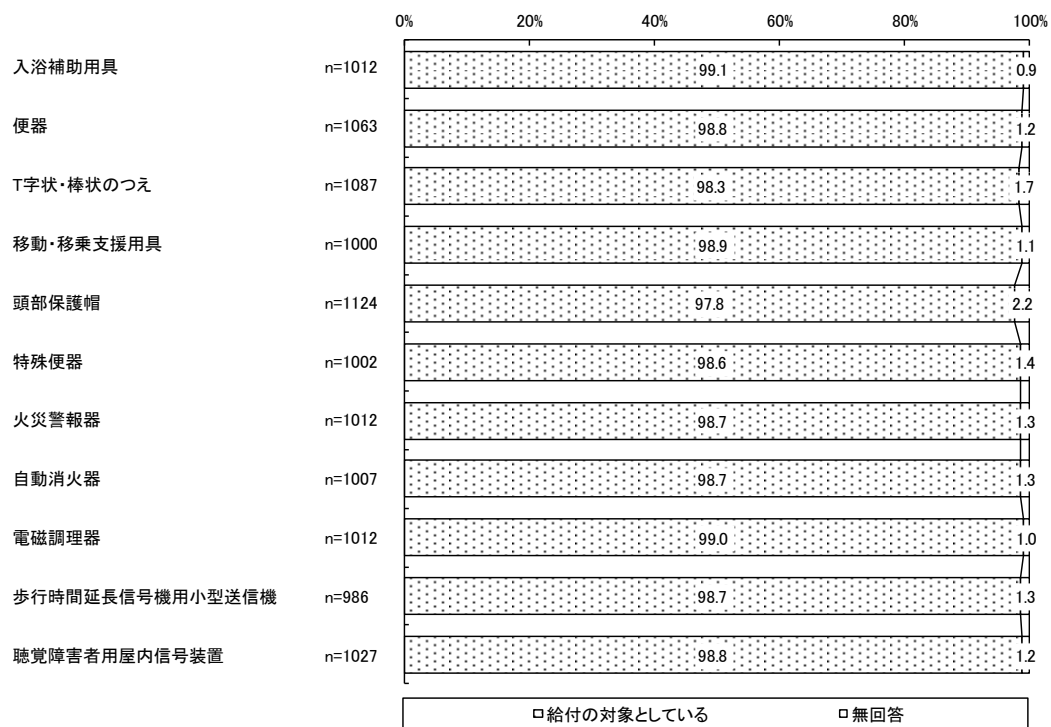
図表 49 ②自立生活支援用具 給付対象としている種目(全て)



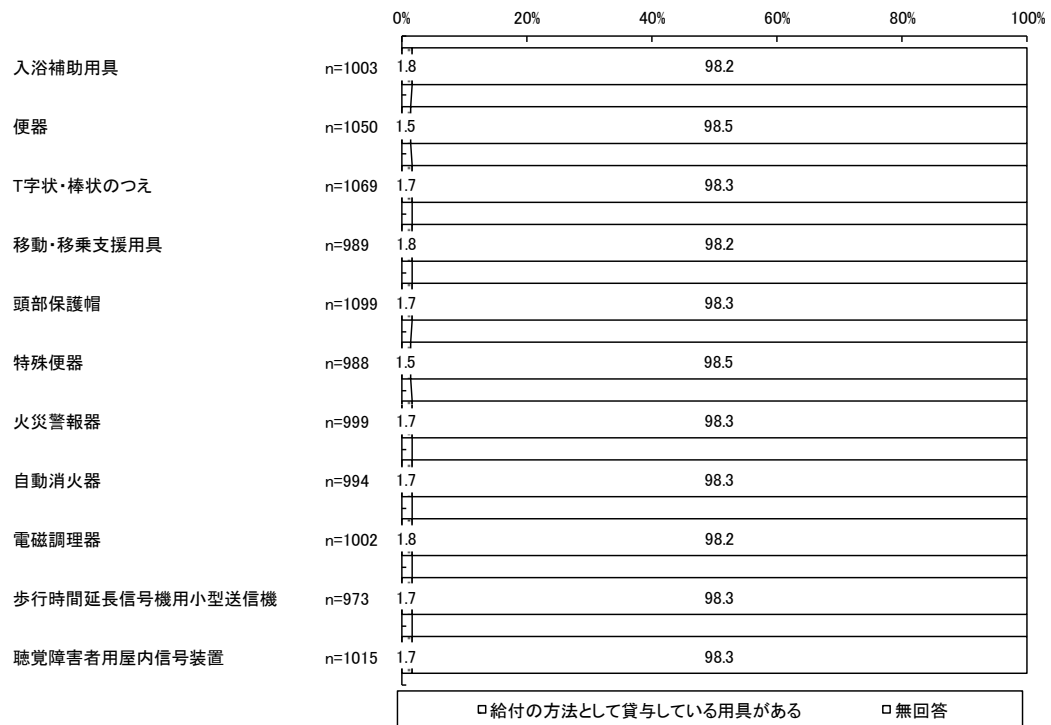
②自立生活支援用具

自立生活支援用具の実施状況は以下のとおりであった。

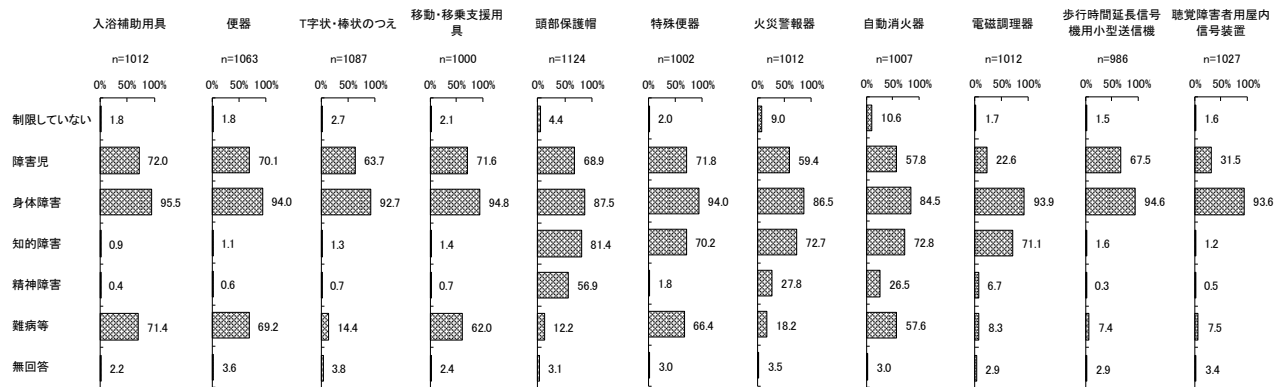
図表 50 ②自立生活支援用具 給付対象としている種目



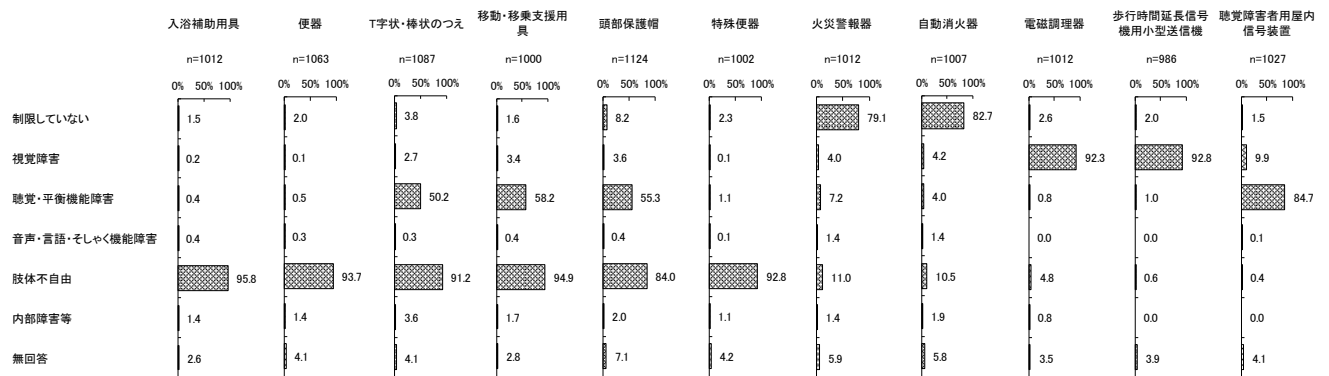
図表 51 ②自立生活支援用具 貸与としている種目



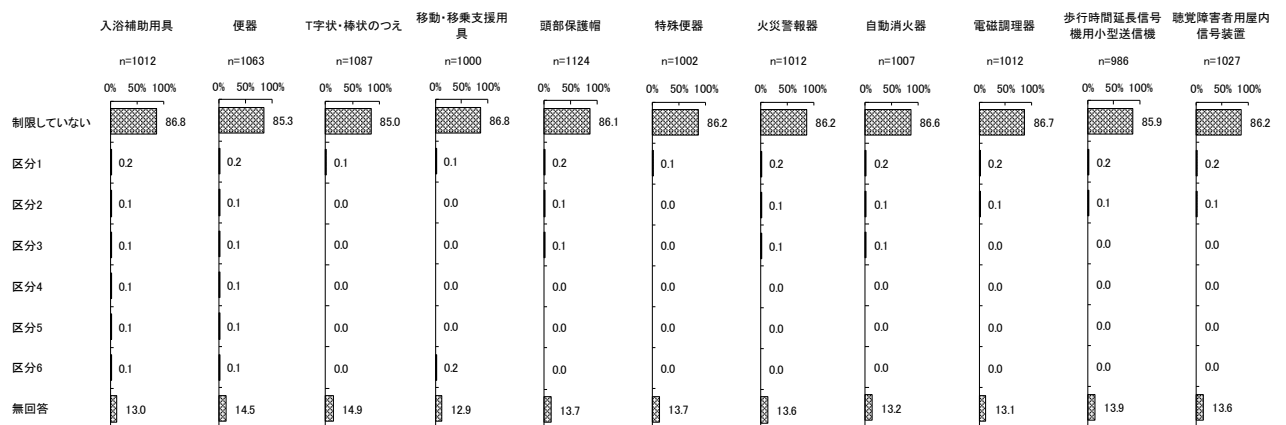
図表 52 ②自立生活支援用具 障害種別（複数回答）



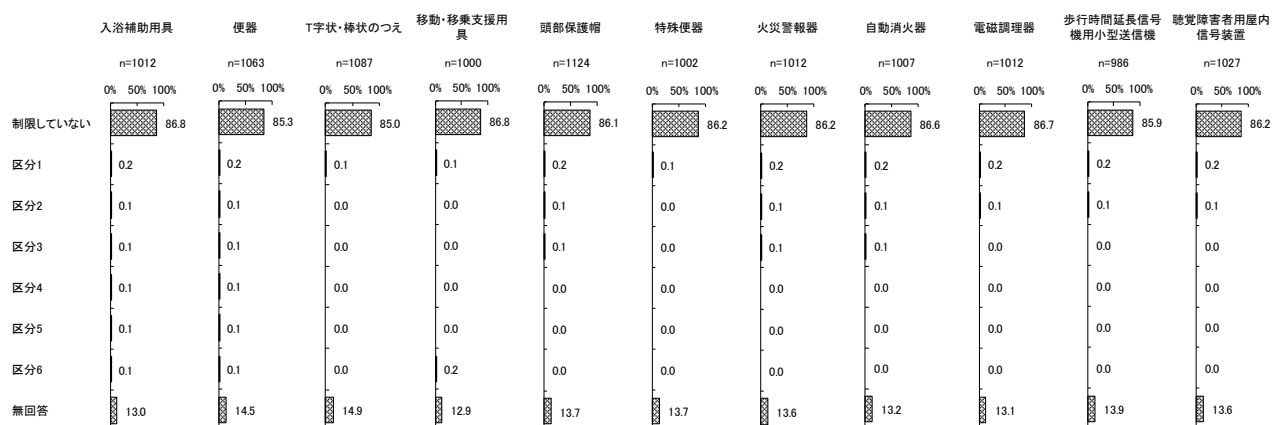
図表 53 ②自立生活支援用具 身体障害の部位（複数回答）



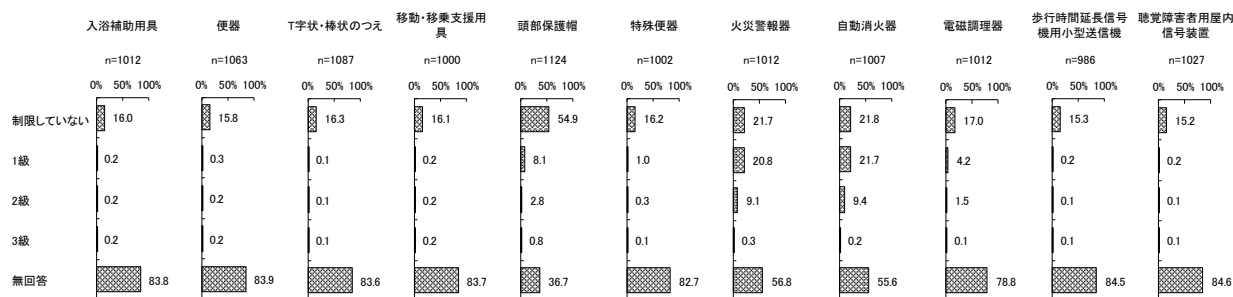
図表 54 ②自立生活支援用具 障害支援区分（複数回答）



図表 55 ②自立生活支援用具 身体障害者手帳の等級（複数回答）



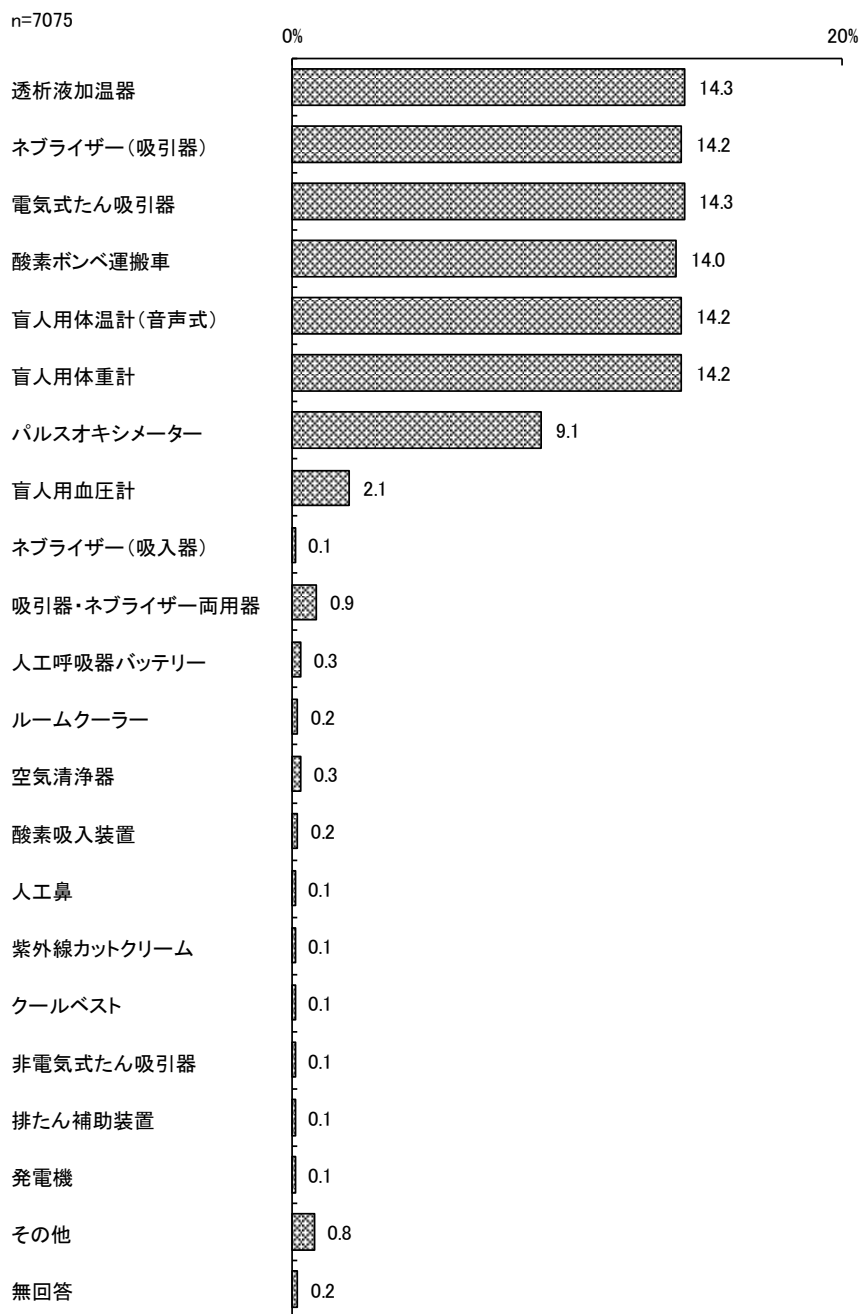
図表 56 ②自立生活支援用具 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



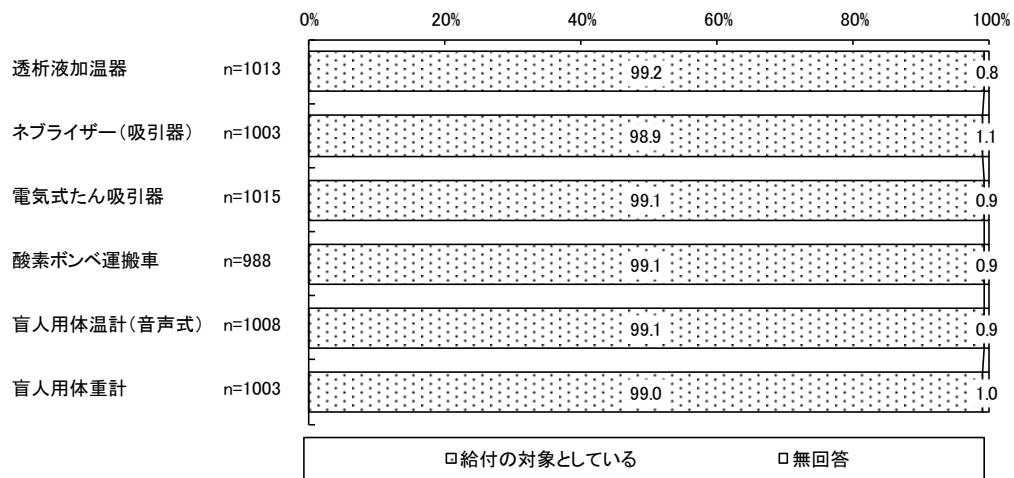
③在宅療養等支援用具

在宅療養等支援用具の実施状況は以下のとおりであった。

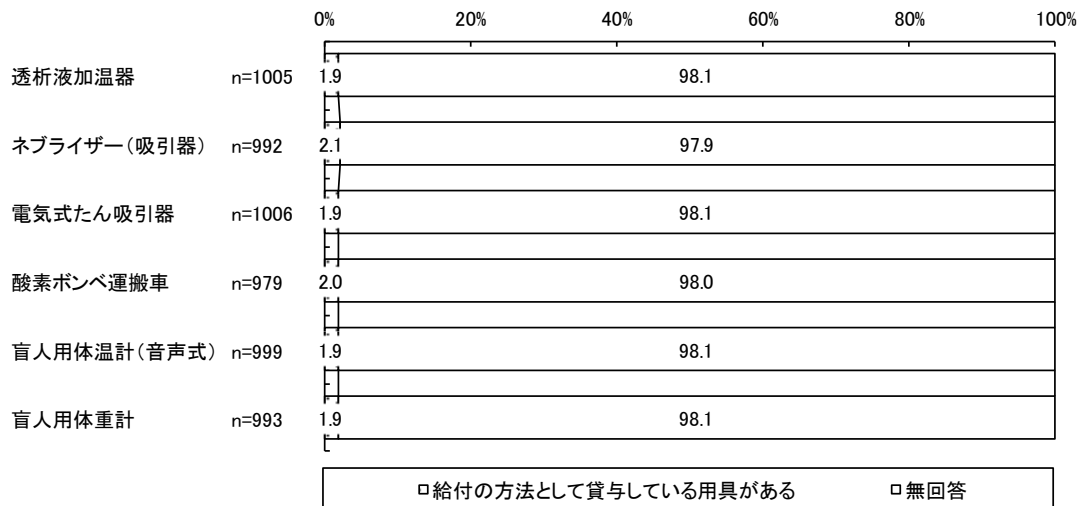
図表 57 ③在宅療養等支援用具 給付対象としている種目(全て)



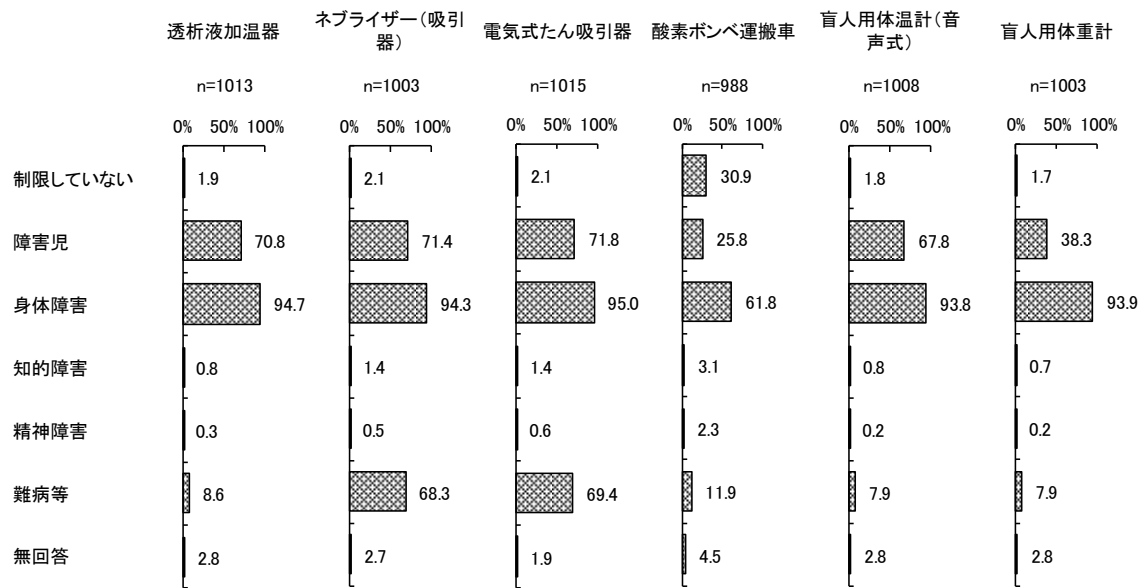
図表 58 ③在宅療養等支援用具 給付対象としている種目



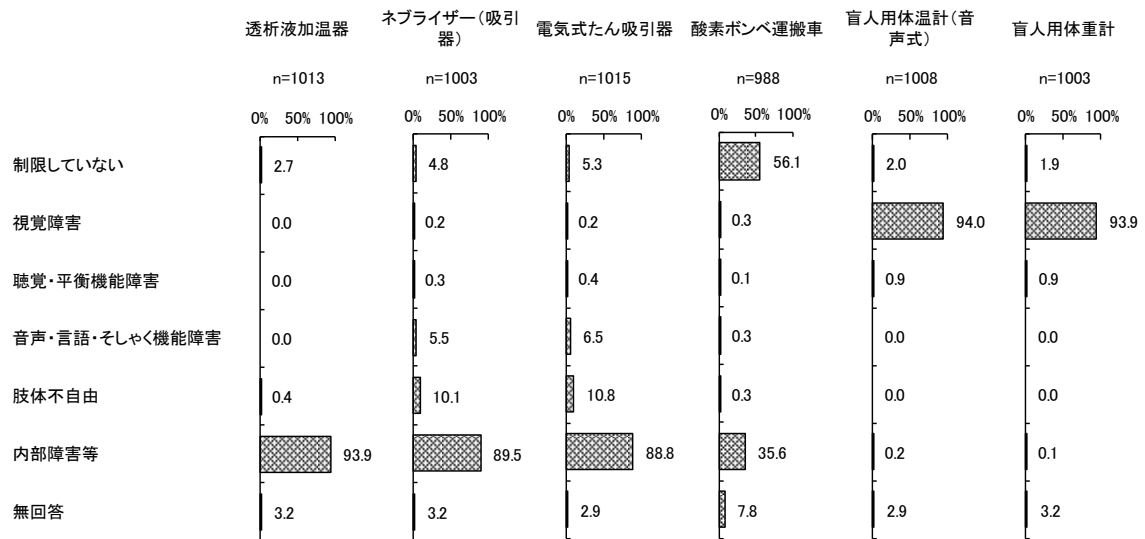
図表 59 ③在宅療養等支援用具 貸与としている種目



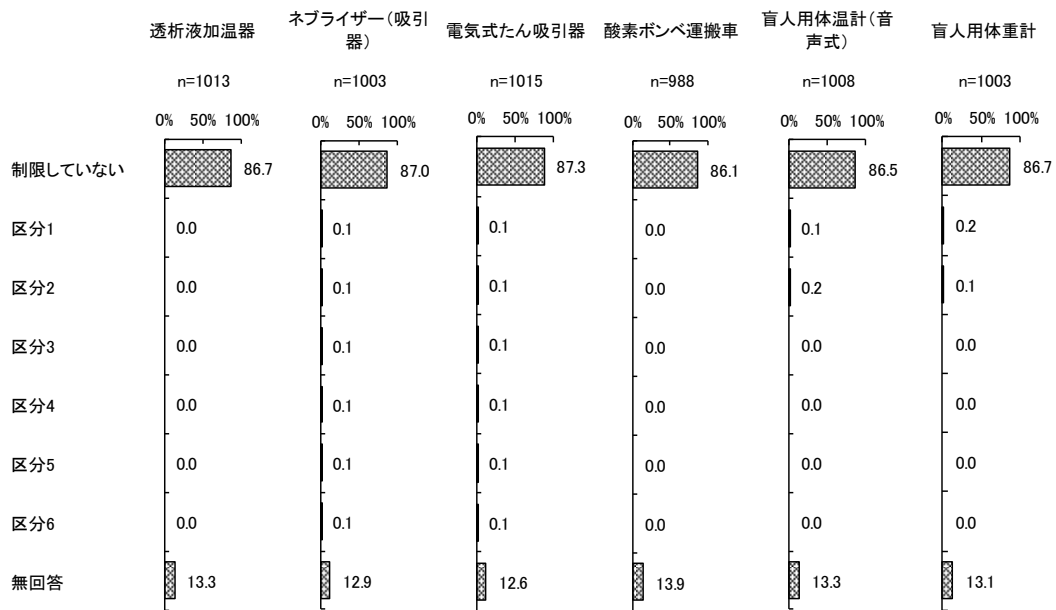
図表 60 ③在宅療養等支援用具 障害種別（複数回答）



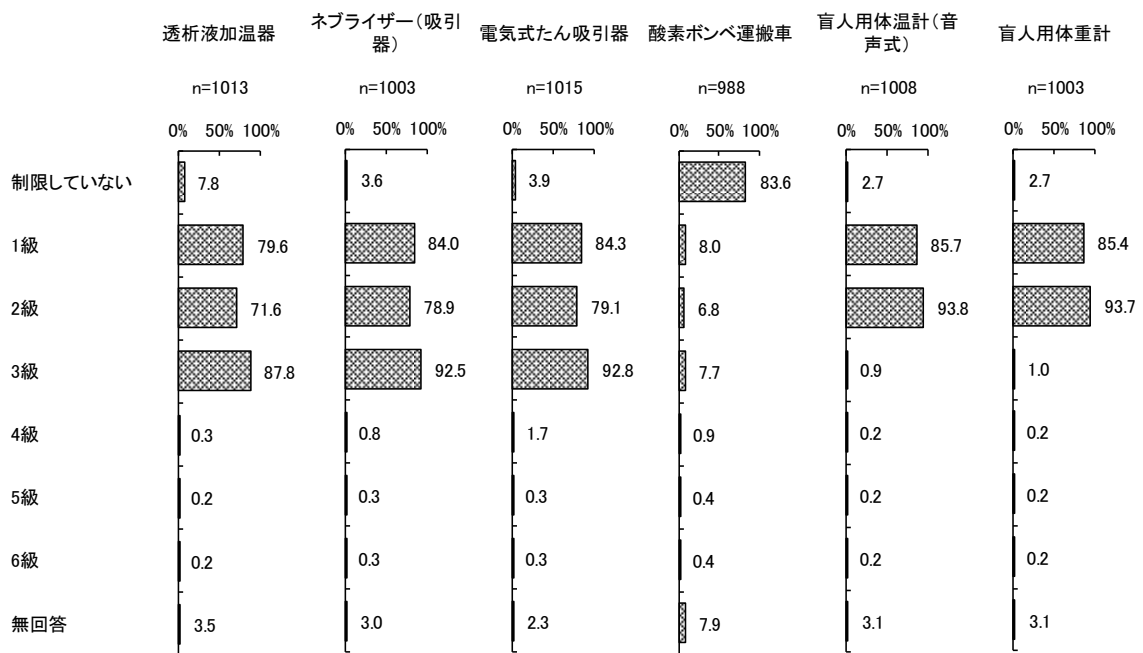
図表 61 ③在宅療養等支援用具 身体障害の部位（複数回答）



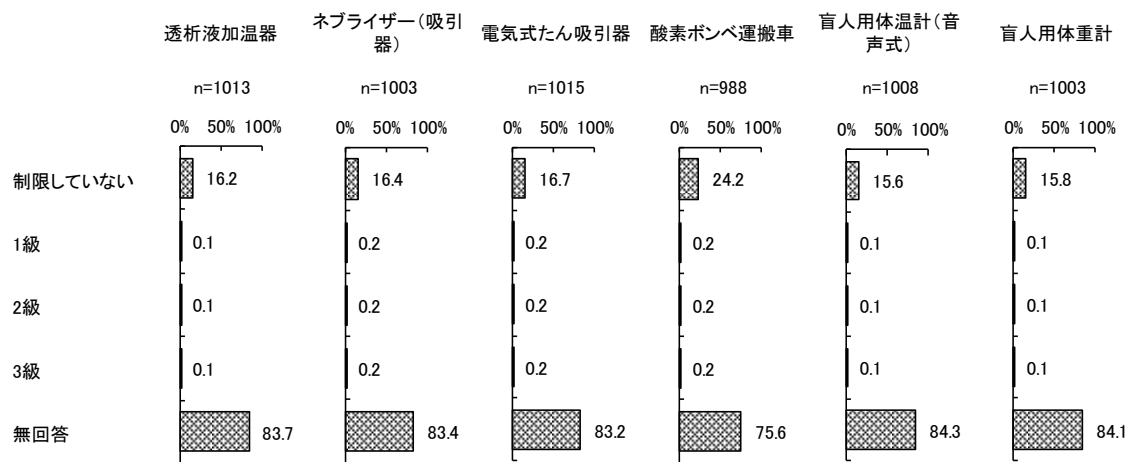
図表 62 ③在宅療養等支援用具 障害支援区分（複数回答）



図表 63 ③在宅療養等支援用具 身体障害者手帳の等級（複数回答）



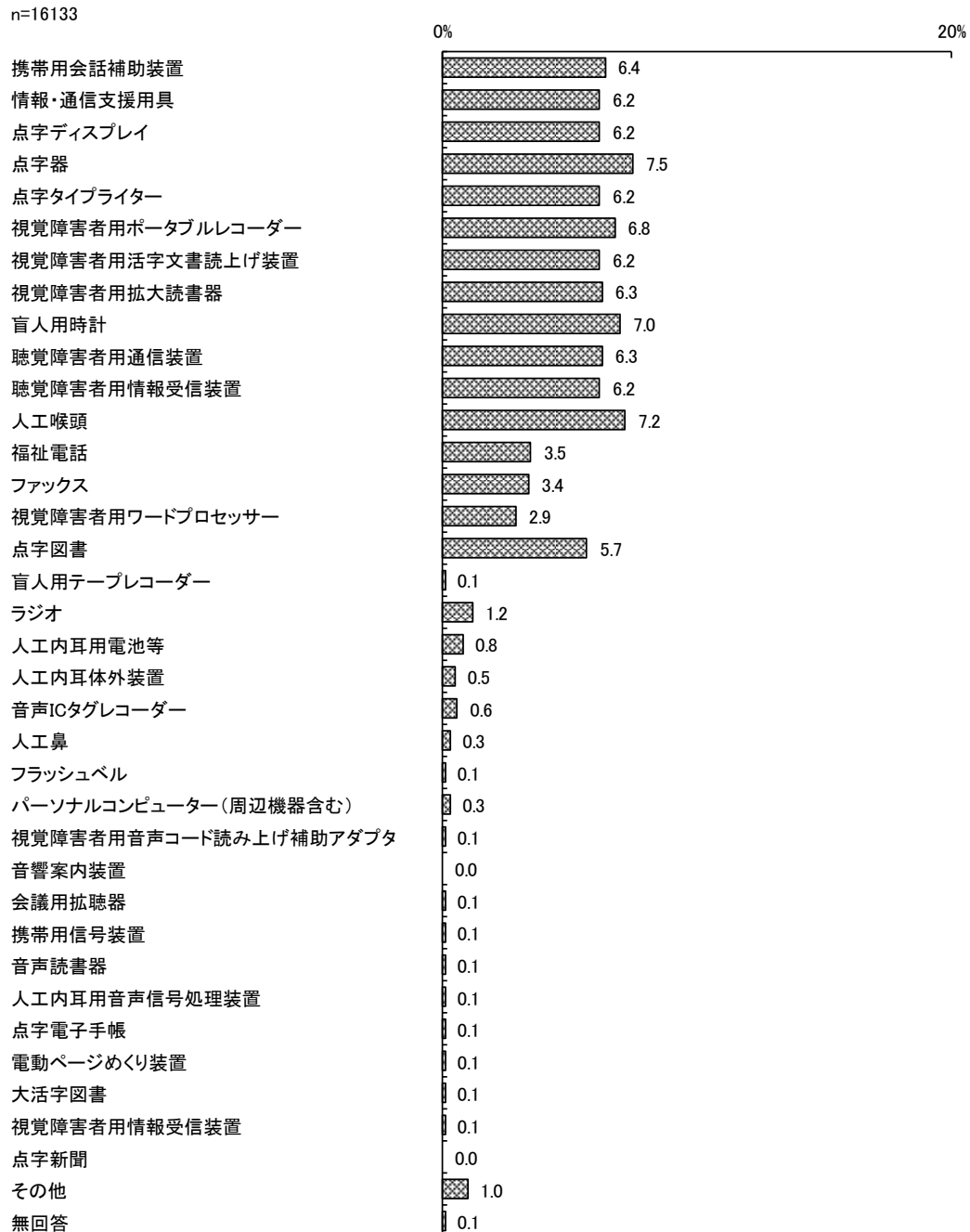
図表 64 ③在宅療養等支援用具 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



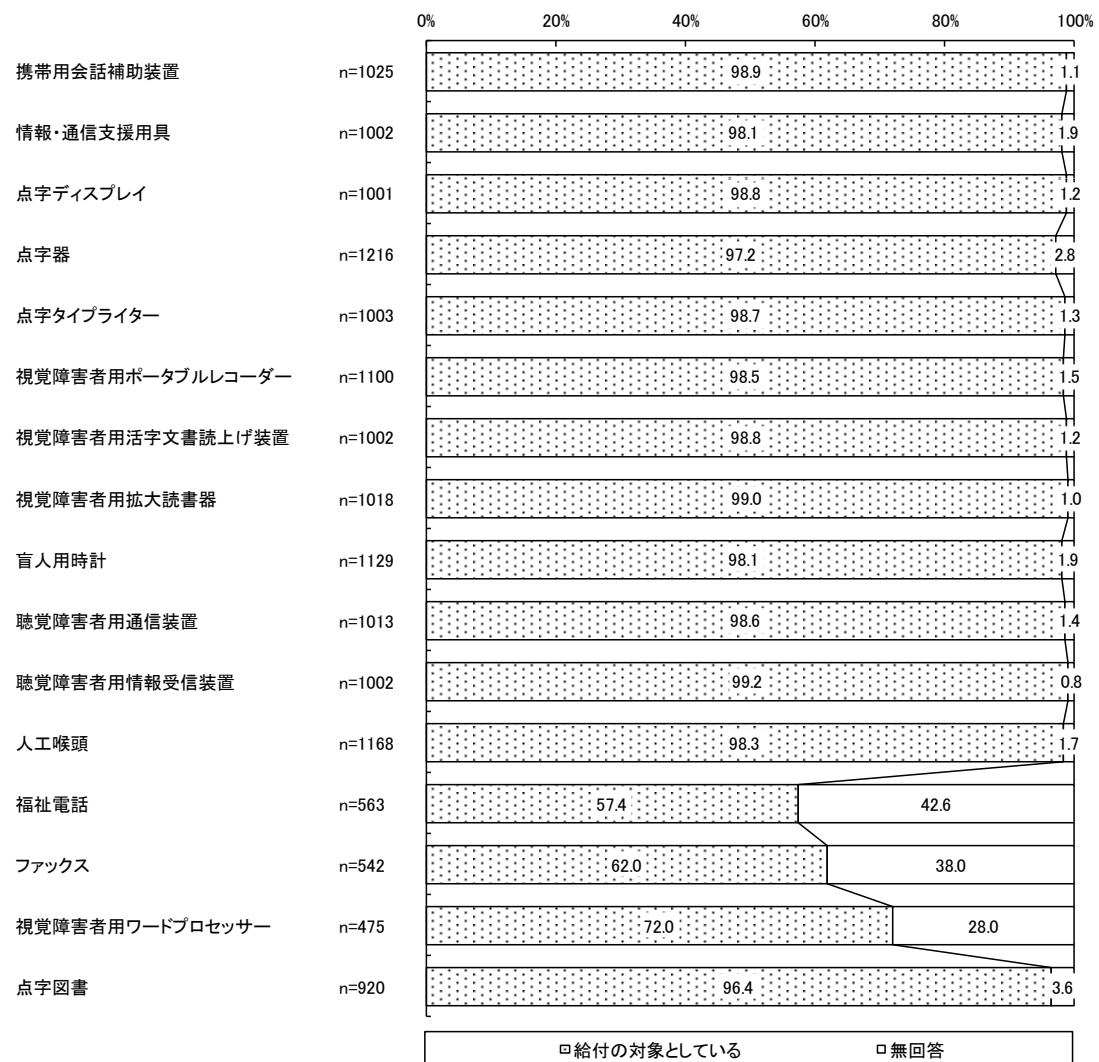
④情報・意思疎通支援用具

情報・意思疎通支援用具の実施状況は以下のとおりであった。

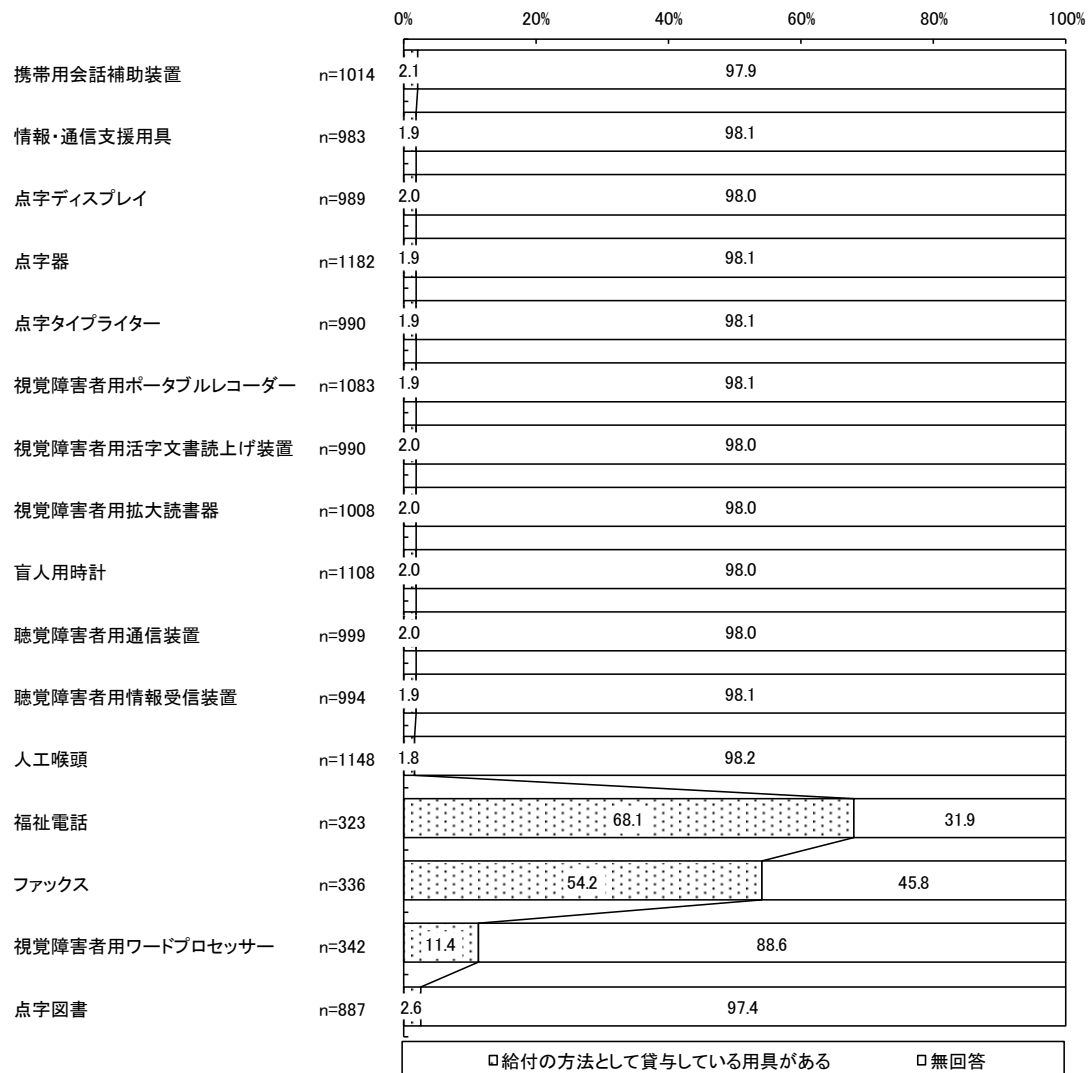
図表 65 ④情報・意思疎通支援用具 給付対象としている種目(全て)



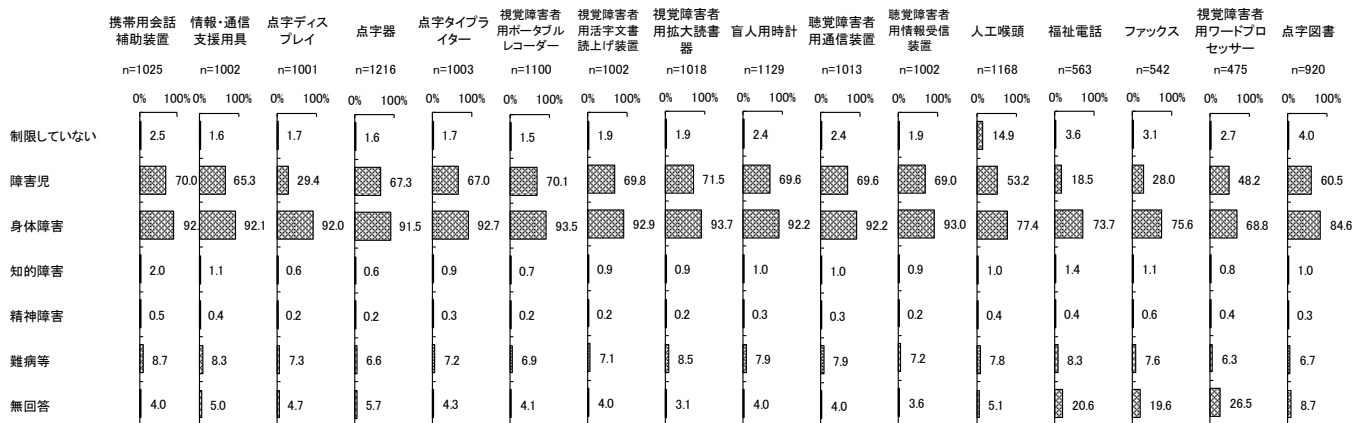
図表 66 ④情報・意思疎通支援用具 給付対象としている種目



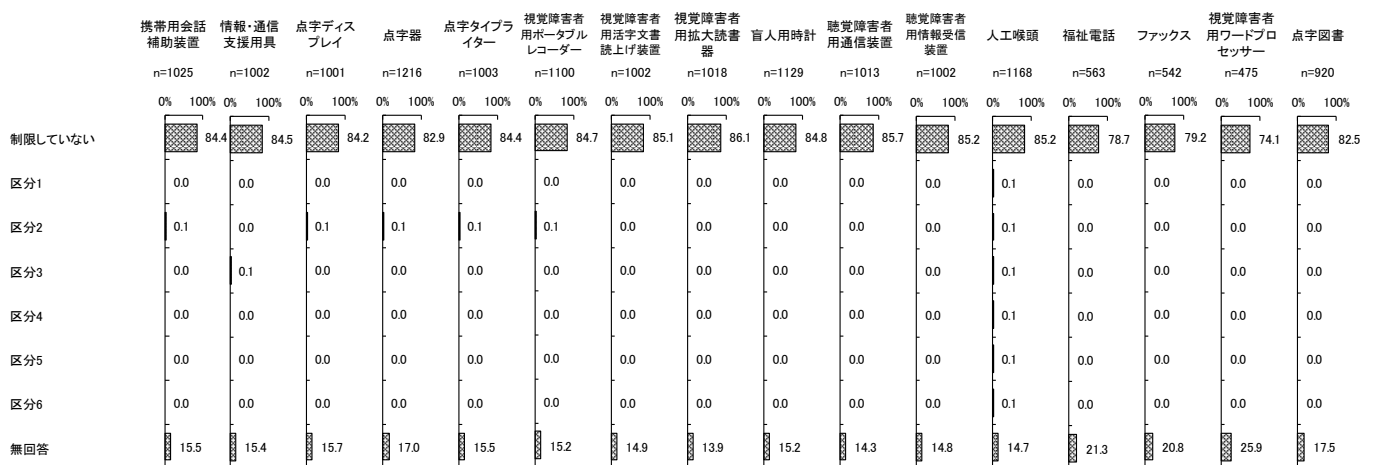
図表 67 ④情報・意思疎通支援用具 貸与としている種目



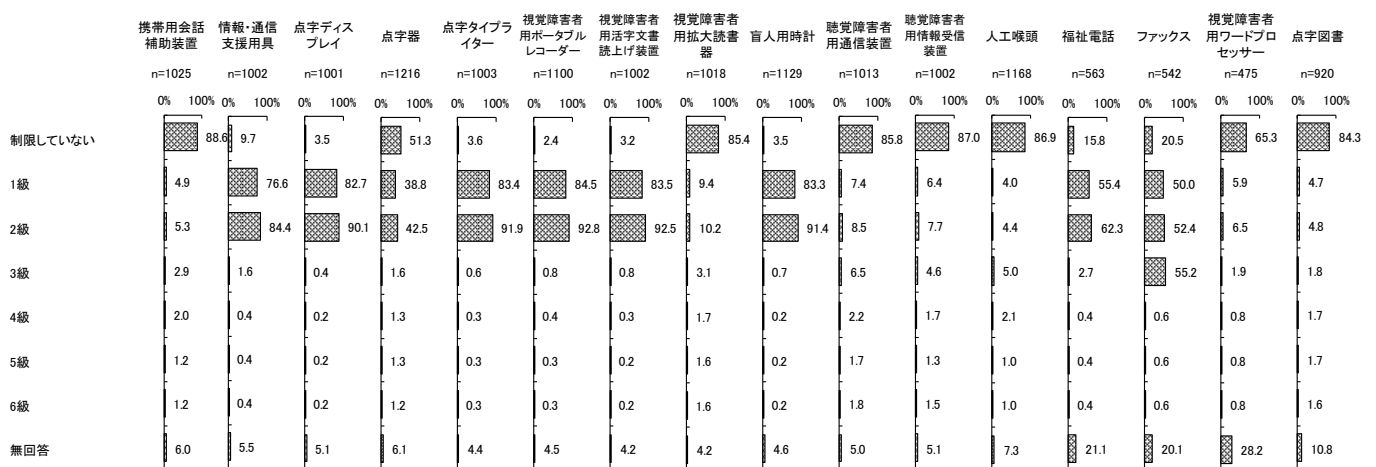
図表 68 ④情報・意思疎通支援用具 障害種別（複数回答）



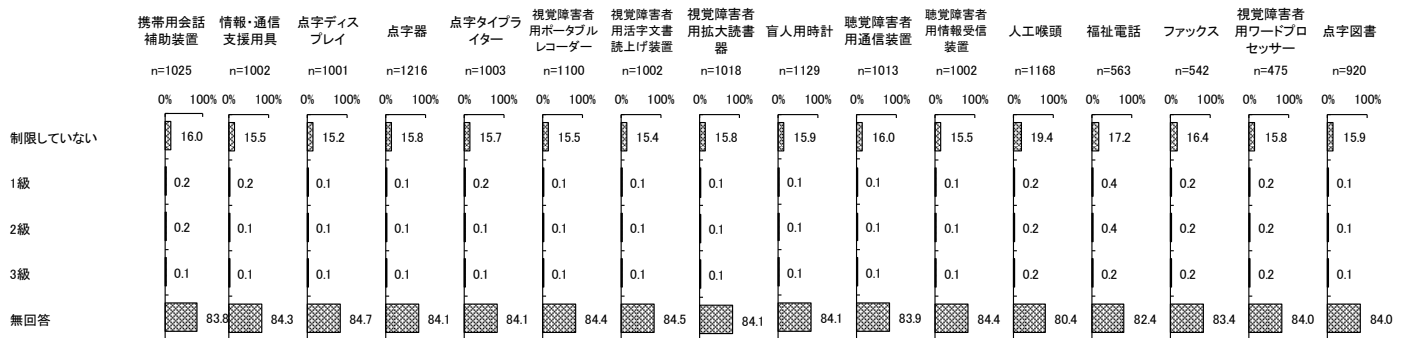
図表 69 ④情報・意思疎通支援用具 身体障害の部位（複数回答）



図表 70 ④情報・意思疎通支援用具 身体障害者手帳の等級（複数回答）



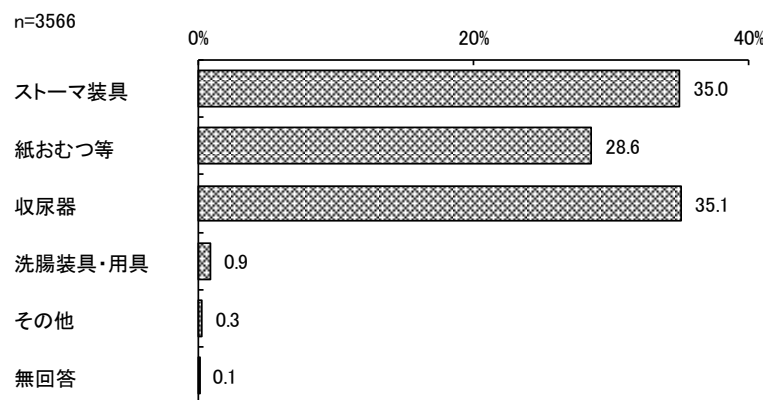
図表 71 ④情報・意思疎通支援用具 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



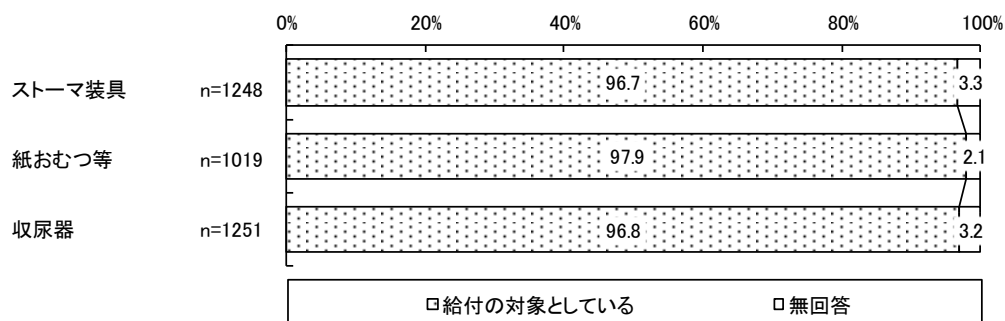
⑤排泄管理支援用具

排泄管理支援用具の実施状況は以下のとおりであった。

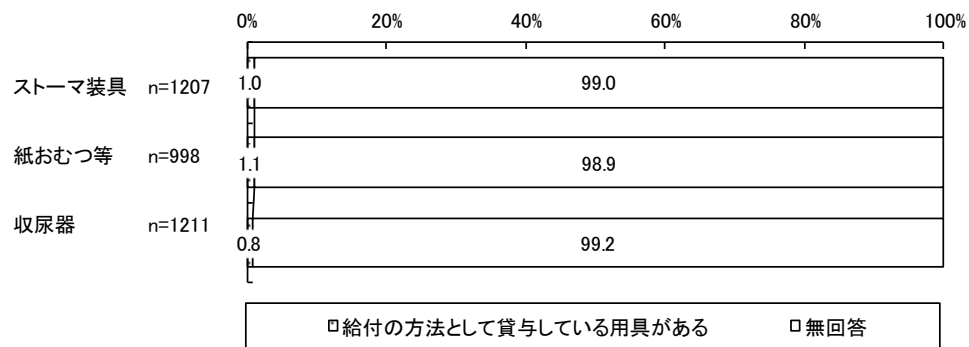
図表 72 ⑤排泄管理支援用具 給付対象としている種目（全て）



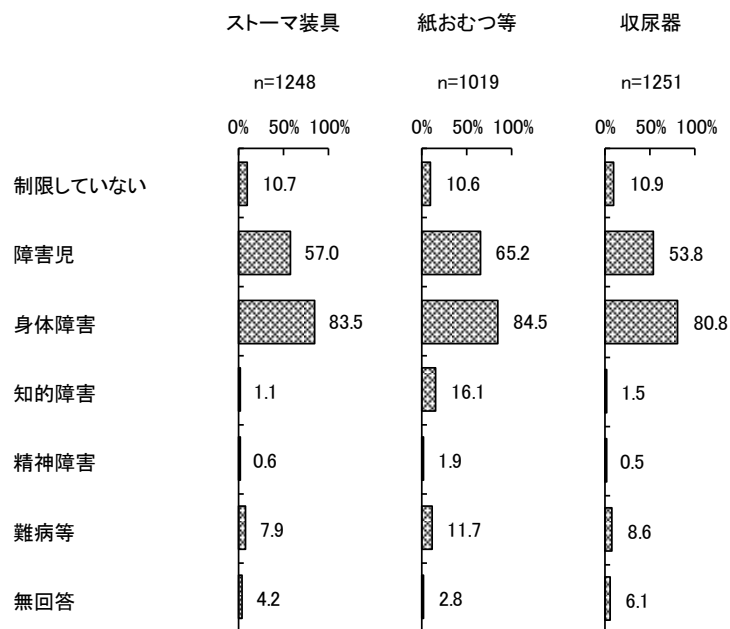
図表 73 ⑤排泄管理支援用具 給付対象としている種目



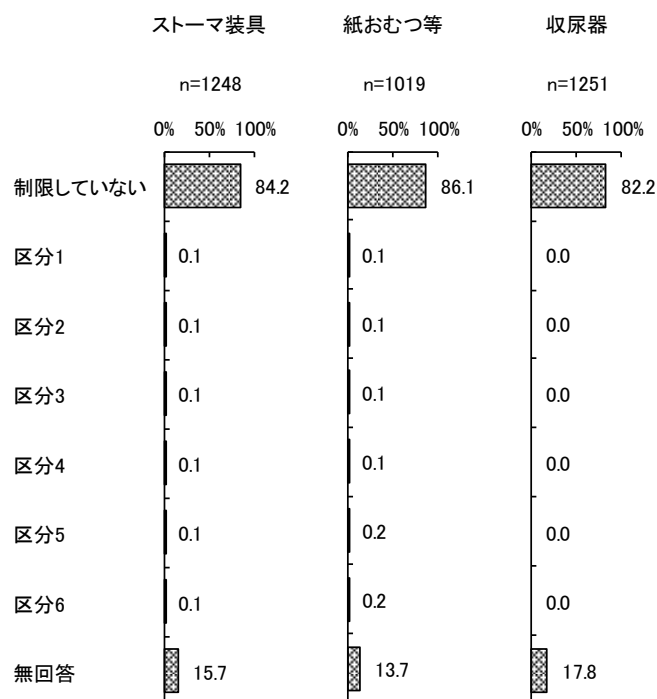
図表 74 ⑤排泄管理支援用具 貸与としている種目



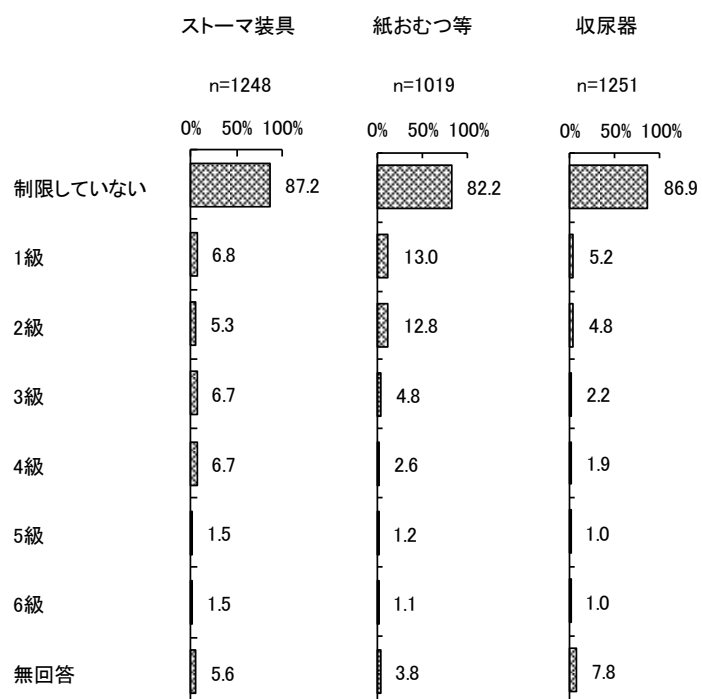
図表 75 ⑤排泄管理支援用具 障害種別（複数回答）



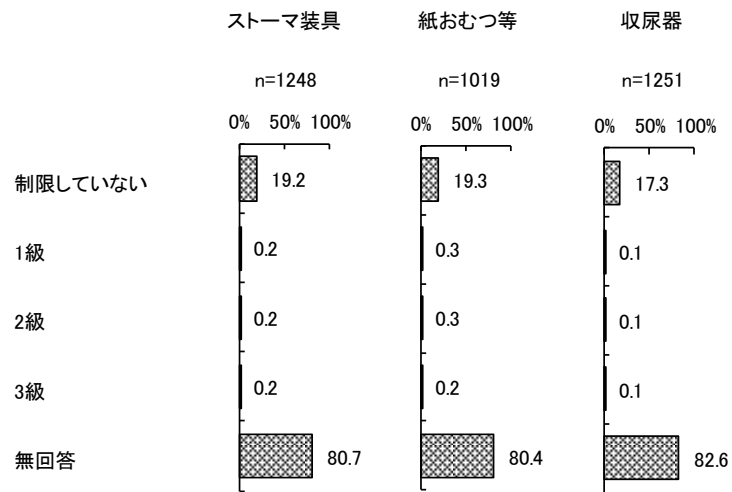
図表 76 ⑤排泄管理支援用具 身体障害の部位（複数回答）



図表 77 ⑤排泄管理支援用具 身体障害者手帳の等級（複数回答）



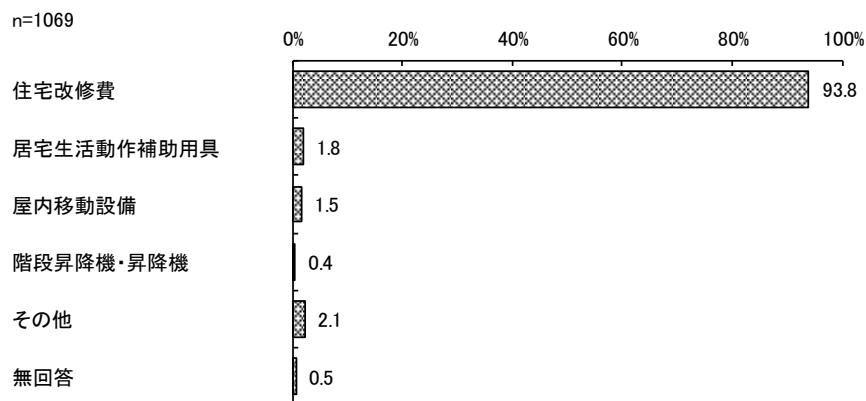
図表 78 ⑤排泄管理支援用具 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



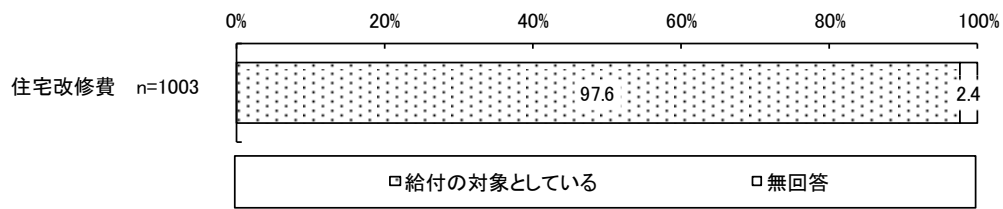
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の実施状況は以下のとおりであった。

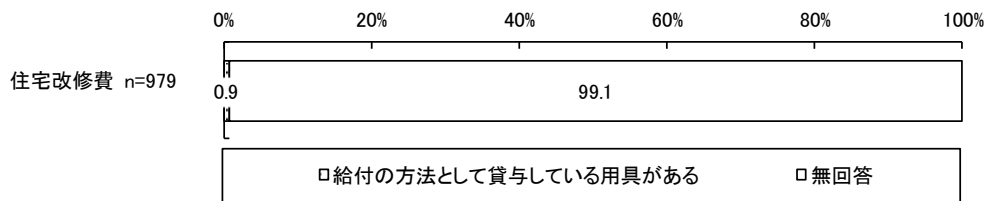
図表 79 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 給付対象としている種目（全て）



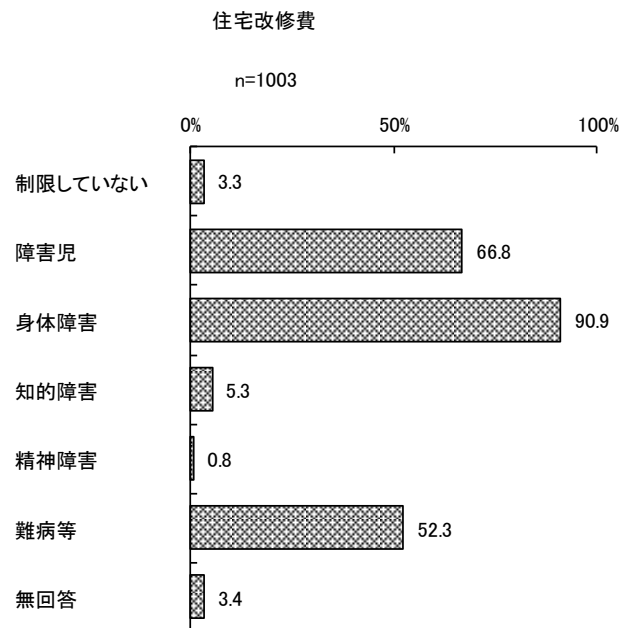
図表 80 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 給付対象としている種目



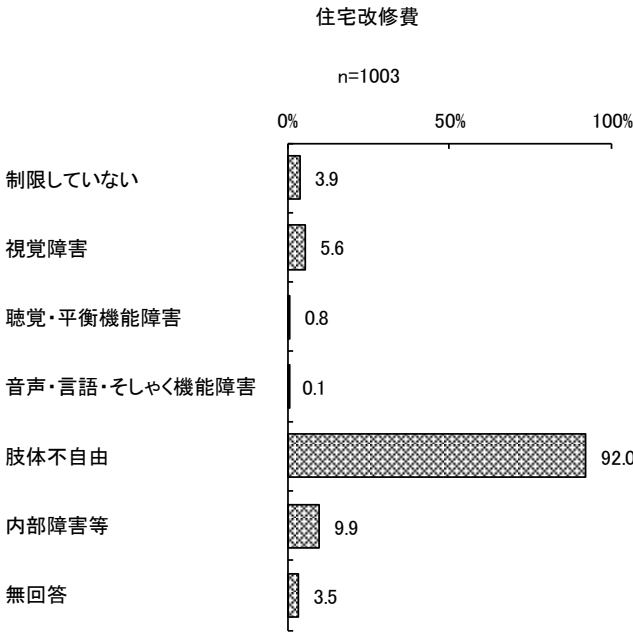
図表 81 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 貸与としている種目



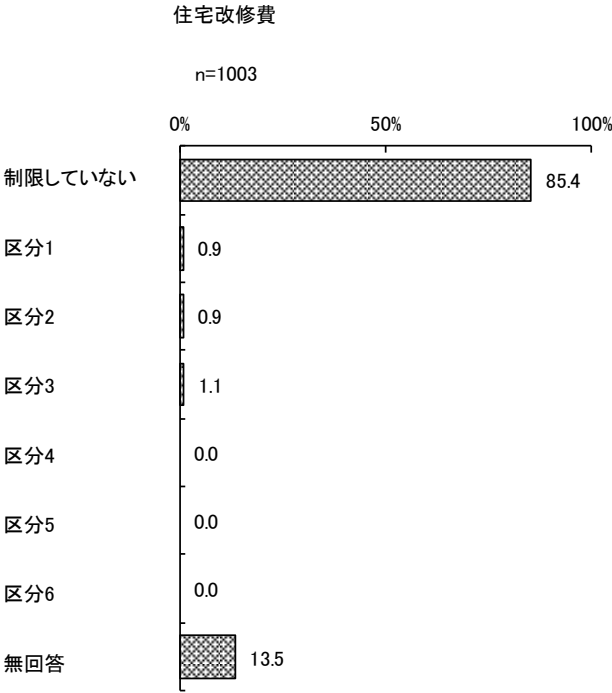
図表 82 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 利用対象となる障害種別 (複数回答)



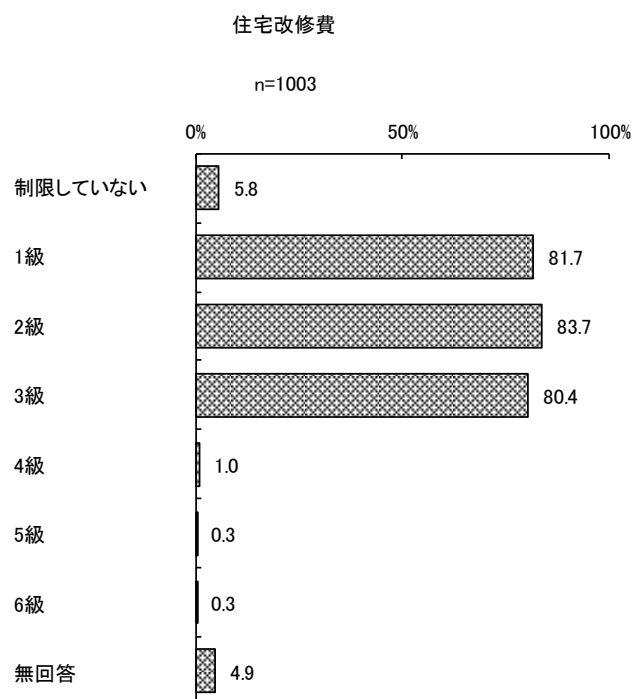
図表 83 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 身体障害の部位 (複数回答)



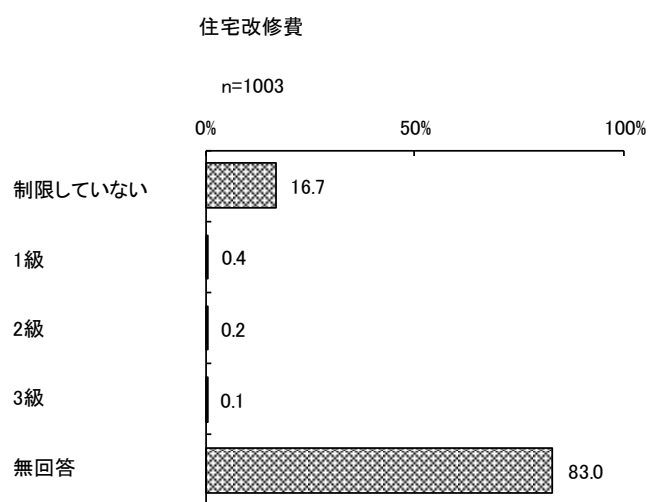
図表 84 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 障害支援区分 (複数回答)



図表 85 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 身体障害者手帳の等級 (複数回答)



図表 86 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 精神障害者保健福祉手帳の等級 (複数回答)

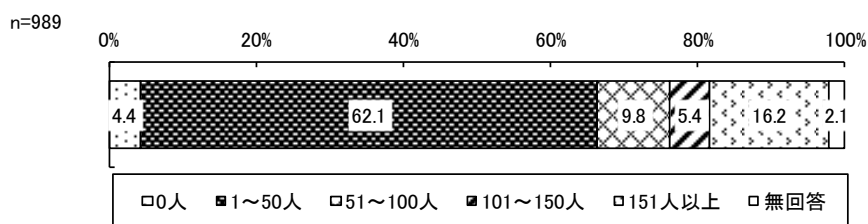


6. 移動支援事業の実施状況

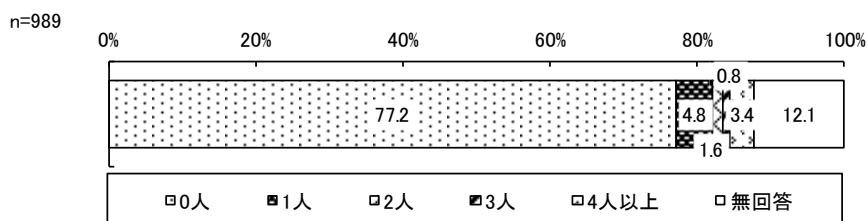
(1) 各年度の実利用者数

平成 29 年度および平成 26 年度における移動支援事業の実利用者数は以下のとおりであった。

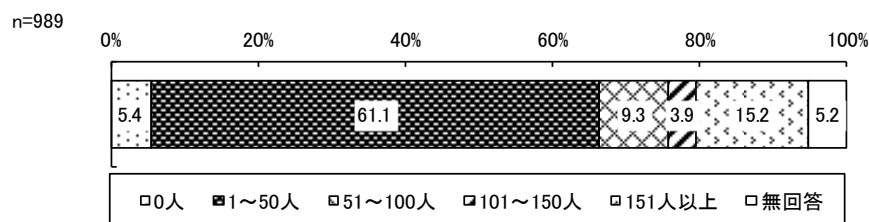
図表 87 平成 29 年度の実利用者数



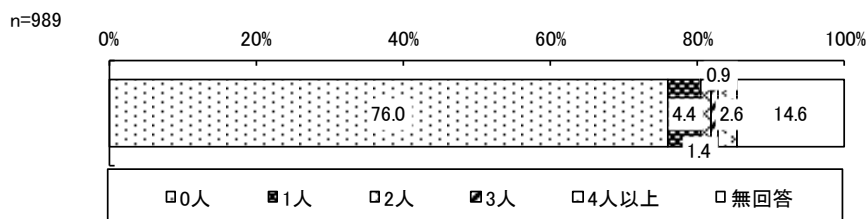
図表 88 平成 29 年度実利用者数のうち医療的ケア児の利用者数



図表 89 平成 26 年度の実利用者数



図表 90 平成 26 年度実利用者数のうち医療的ケア児の利用者数



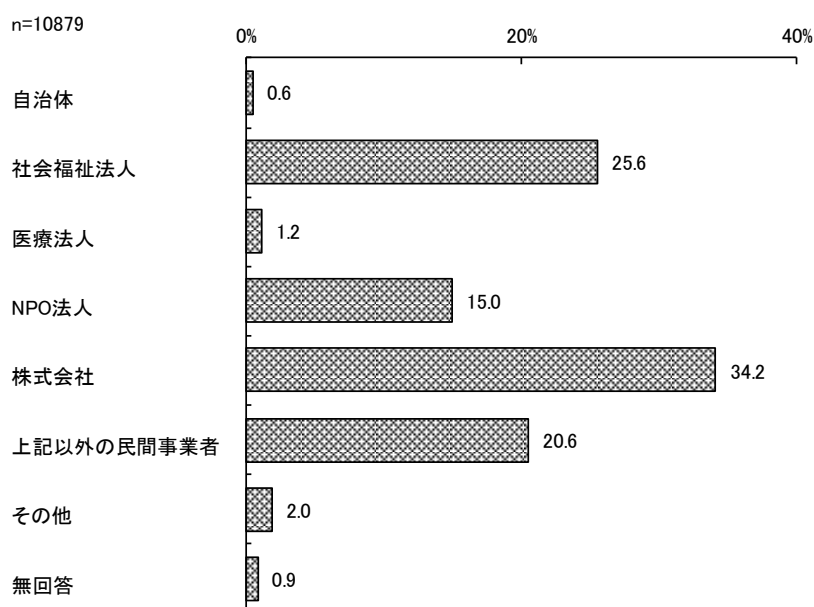
(2) 事業所別の実施体制

移動支援事業を提供している事業所別の運営体制をみると、運営主体では、「株式会社」34.2%、「社会福祉法人」25.6%の順に多くなっていた。

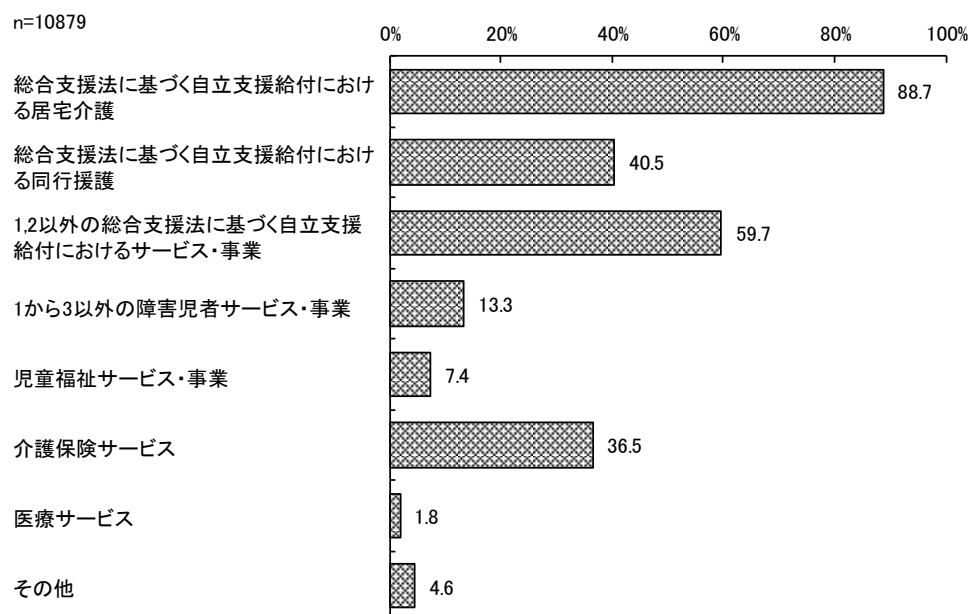
事業所内で実施している他のサービスをみると、「総合支援法に基づく自立支援給付における居宅介護」88.7%、「同法の居宅介護、同行援護以外の自立支援給付におけるサービス・事業」59.7%、「同法の同行援護」40.5%、「介護保険サービス」36.5%の順に多くなっていた。

実施形態については、「直営」20.4%、「補助・委託」77.2%であった。

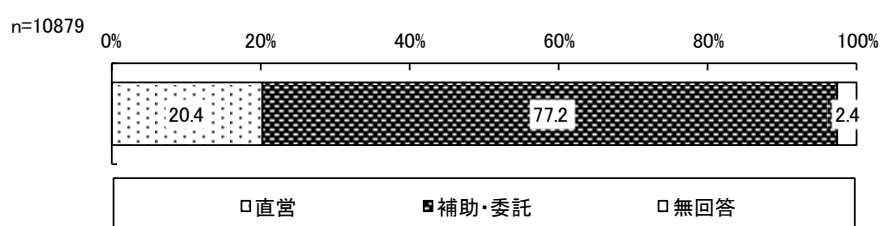
図表 91 運営主体別事業所数



図表 92 移動支援事業所内で実施している他のサービス（複数回答）



図表 93 実施形態別実施状況

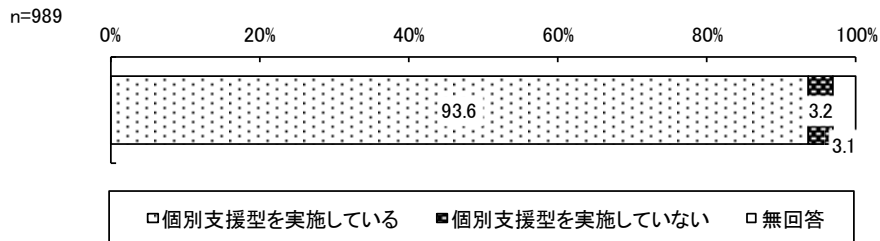


(3) 利用対象者、利用上限の設定

①個別支援型

移動支援事業のうち個別支援型を実施している自治体は、93.6%であった。

図表 94 個別支援型 実施状況



■ 総人口

	調査数	て個別支援型を実施し	て個別支援型を実施し	無回答
全 体	989	926	32	31
	100.0	93.6	3.2	3.1
10,000人未満	219	187	21	11
	100.0	85.4	9.6	5.0
10,000人-50,000人未満	413	393	9	11
	100.0	95.2	2.2	2.7
50,000人-100,000人未満	160	156	1	3
	100.0	97.5	0.6	1.9
100,000人-300,000人未満	135	129	1	5
	100.0	95.6	0.7	3.7
300,000人-500,000人未満	36	36	-	-
	100.0	100.0	-	-
500,000人以上	26	25	-	1
	100.0	96.2	-	3.8

■ 障害者手帳等実所持者数合計

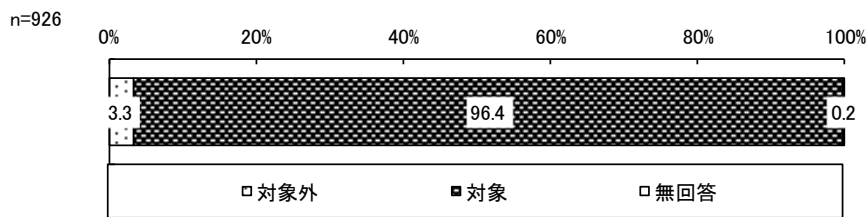
1,000人未満	192	163	20	9
	100.0	84.9	10.4	4.7
1,000人-5,000人未満	458	437	9	12
	100.0	95.4	2.0	2.6
5,000人-10,000人未満	170	162	3	5
	100.0	95.3	1.8	2.9
10,000人以上	166	161	-	5
	100.0	97.0	-	3.0

【障害児】

移動支援事業のうち個別支援型において障害児を対象として実施している自治体は、96.4%であった。障害児の年齢規定については、「年齢規定がない」82.4%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」52.3%であった。

図表 95 個別支援型 障害児の対象適否



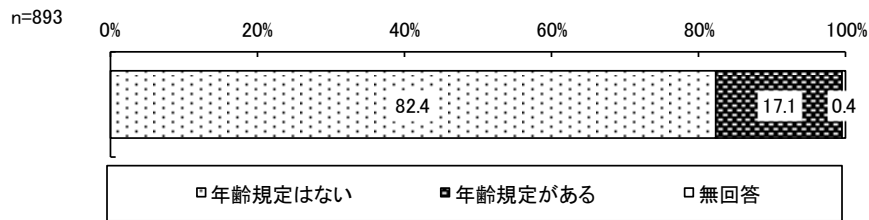
■ 総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	926	31	893	2
	100.0	3.3	96.4	0.2
10,000人未満	187	11	174	2
	100.0	5.9	93.0	1.1
10,000人-50,000 人未満	393	15	378	-
	100.0	3.8	96.2	-
50,000人-100,000人未満	156	2	154	-
	100.0	1.3	98.7	-
100,000 人-300,000人未満	129	2	127	-
	100.0	1.6	98.4	-
300,000 人-500,000人未満	36	-	36	-
	100.0	-	100	-
500,000 人以上	25	1	24	-
	100.0	4.0	96	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	163	10	151	2
	100.0	6.1	92.6	1.2
1,000 人-5,000人未満	437	16	421	-
	100.0	3.7	96.3	-
5,000 人-10,000 人未満	162	2	160	-
	100.0	1.2	98.8	-
10,000人以上	161	3	158	-
	100.0	1.9	98.1	-

図表 96 個別支援型 障害児の年齢規定の有無



■ 総人口

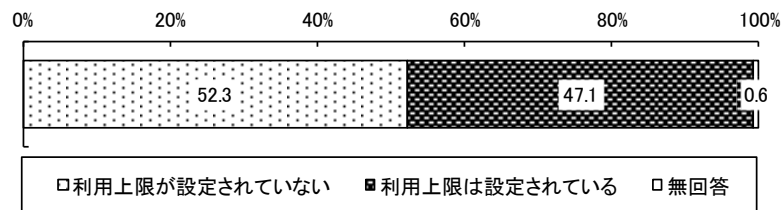
	調査数	ない年齢規定は	ある年齢規定が	無回答
全 体	893	736	153	4
	100.0	82.4	17.1	0.4
10,000人未満	174	162	11	1
	100.0	93.1	6.3	0.6
10,000人-50,000 人未満	378	340	36	2
	100.0	89.9	9.5	0.5
50,000人-100,000人未満	154	122	32	-
	100.0	79.2	20.8	-
100,000 人-300,000人未満	127	81	45	1
	100.0	63.8	35.4	0.8
300,000 人-500,000人未満	36	18	18	-
	100.0	50.0	50.0	-
500,000 人以上	24	13	11	-
	100.0	54.2	45.8	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	151	141	10	-
	100.0	93.4	6.6	-
1,000 人-5,000人未満	421	376	42	3
	100.0	89.3	10.0	0.7
5,000 人-10,000 人未満	160	122	38	-
	100.0	76.3	23.8	-
10,000人以上	158	95	62	1
	100.0	60.1	39.2	0.6

図表 97 個別支援型 障害児の利用上限の設定

n=893



■ 総人口

	調査数	て利用 ない 限が 設定 され	て利用 する 上限 は 設定 され	無 回 答
全 体	893	467	421	5
	100.0	52.3	47.1	0.6
10,000人未満	174	126	45	3
	100.0	72.4	25.9	1.7
10,000人-50,000 人未満	378	220	157	1
	100.0	58.2	41.5	0.3
50,000人-100,000人未満	154	71	83	-
	100.0	46.1	53.9	-
100,000 人-300,000人未満	127	40	86	1
	100.0	31.5	67.7	0.8
300,000 人-500,000人未満	36	7	29	-
	100.0	19.4	80.6	-
500,000 人以上	24	3	21	-
	100.0	12.5	87.5	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	151	109	40	2
	100.0	72.2	26.5	1.3
1,000 人-5,000人未満	421	243	176	2
	100.0	57.7	41.8	0.5
5,000 人-10,000 人未満	160	70	90	-
	100.0	43.8	56.3	-
10,000人以上	158	44	113	1
	100.0	27.8	71.5	0.6

【身体障害】

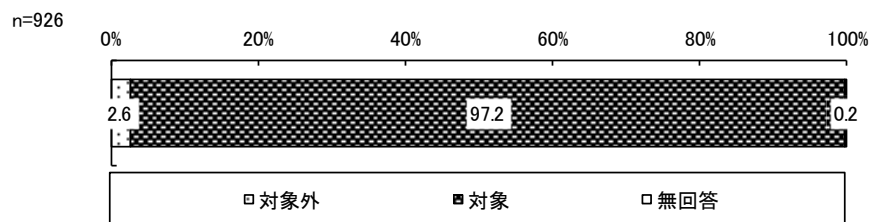
移動支援事業のうち個別支援型において身体障害を対象としている自治体の割合は、97.2%であった。対象としている障害支援区分等をみると、「制限なし」87.1%であった。同様に年齢規定をみると、「年齢規定がない」90.7%であった。

障害の部位についてみると、「部位での制限なし」47.2%、「肢体不自由」42.1%、「視覚障害」31.4%の順に多くなっていた。

身体障害者手帳の等級については、「等級での制限なし」57.2%、「1 級」32.7%、「2 級」20.9%の順に多くなっていた。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」53.2%であった。

図表 98 個別支援型 身体障害の対象適否



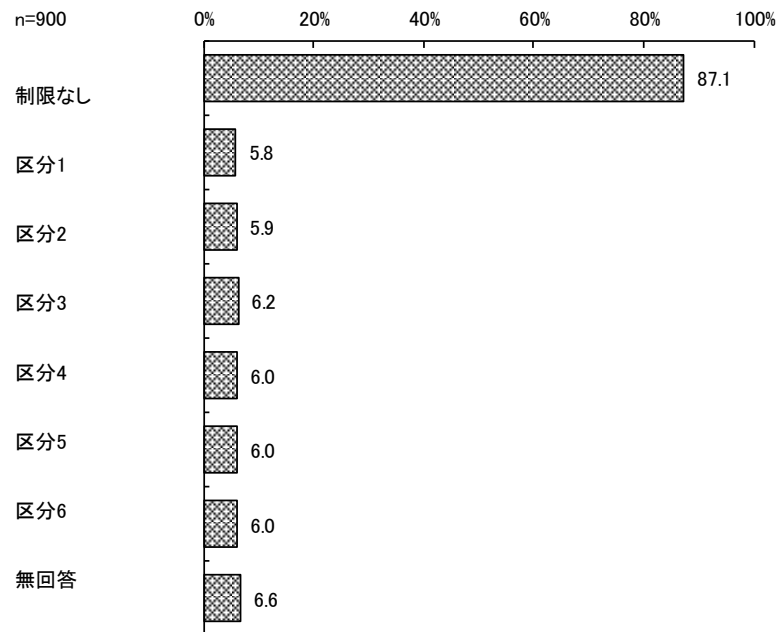
■ 総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	926	24	900	2
	100.0	2.6	97.2	0.2
10,000人未満	187	4	182	1
	100.0	2.1	97.3	0.5
10,000人-50,000 人未満	393	14	378	1
	100.0	3.6	96.2	0.3
50,000人-100,000人未満	156	1	155	-
	100.0	0.6	99.4	-
100,000 人-300,000人未満	129	3	126	-
	100.0	2.3	97.7	-
300,000 人-500,000人未満	36	-	36	-
	100.0	-	100	-
500,000 人以上	25	2	23	-
	100.0	8.0	92	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	163	3	159	1
	100.0	1.8	97.5	0.6
1,000 人-5,000人未満	437	14	422	1
	100.0	3.2	96.6	0.2
5,000 人-10,000 人未満	162	3	159	-
	100.0	1.9	98.1	-
10,000人以上	161	4	157	-
	100.0	2.5	97.5	-

図表 99 個別支援型 身体障害 障害支援区分等（複数回答）



■ 総人口

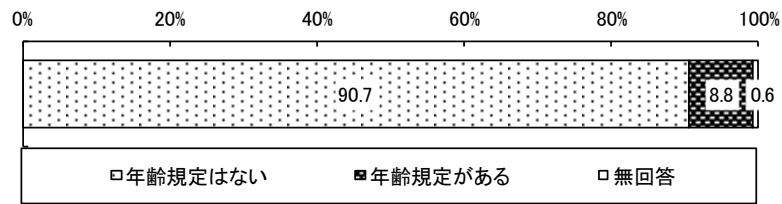
	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	900	784	52	53	56	54	54	54	59
	100.0	87.1	5.8	5.9	6.2	6.0	6.0	6.0	6.6
10,000人未満	182	157	7	7	7	6	6	6	18
	100.0	86.3	3.8	3.8	3.8	3.3	3.3	3.3	9.9
10,000人-50,000 人未満	378	323	24	25	26	25	25	24	29
	100.0	85.4	6.3	6.6	6.9	6.6	6.6	6.3	7.7
50,000人-100,000人未満	155	138	10	10	10	10	10	10	7
	100.0	89.0	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	4.5
100,000 人-300,000人未満	126	112	8	8	9	9	9	10	4
	100.0	88.9	6.3	6.3	7.1	7.1	7.1	7.9	3.2
300,000 人-500,000人未満	36	35	1	1	1	1	1	1	-
	100.0	97.2	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	-
500,000 人以上	23	19	2	2	3	3	3	3	1
	100.0	82.6	8.7	8.7	13.0	13.0	13.0	13.0	4.3

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	159	136	8	8	8	7	7	7	15
	100.0	85.5	5.0	5.0	5.0	4.4	4.4	4.4	9.4
1,000 人-5,000人未満	422	361	24	25	26	26	26	25	35
	100.0	85.5	5.7	5.9	6.2	6.2	6.2	5.9	8.3
5,000 人-10,000 人未満	159	143	11	11	11	10	10	10	5
	100.0	89.9	6.9	6.9	6.9	6.3	6.3	6.3	3.1
10,000人以上	157	141	9	9	11	11	11	12	4
	100.0	89.8	5.7	5.7	7.0	7.0	7.0	7.6	2.5

図表 100 個別支援型 身体障害の年齢規定の有無

n=900



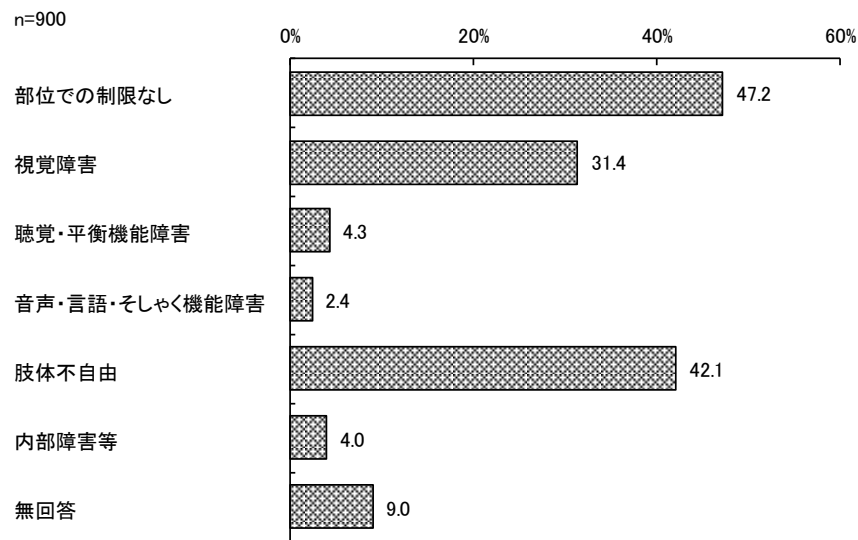
■ 総人口

	調査数	ない年齢規定は	ある年齢規定が	無回答
全 体	900	816	79	5
	100.0	90.7	8.8	0.6
10,000人未満	182	174	6	2
	100.0	95.6	3.3	1.1
10,000人-50,000 人未満	378	355	21	2
	100.0	93.9	5.6	0.5
50,000人-100,000人未満	155	137	17	1
	100.0	88.4	11.0	0.6
100,000 人-300,000人未満	126	103	23	-
	100.0	81.7	18.3	-
300,000 人-500,000人未満	36	27	9	-
	100.0	75.0	25.0	-
500,000 人以上	23	20	3	-
	100.0	87.0	13.0	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	159	150	8	1
	100.0	94.3	5.0	0.6
1,000 人-5,000人未満	422	393	25	4
	100.0	93.1	5.9	0.9
5,000 人-10,000 人未満	159	141	18	-
	100.0	88.7	11.3	-
10,000人以上	157	129	28	-
	100.0	82.2	17.8	-

図表 101 個別支援型 身体障害 障害部位（複数回答）



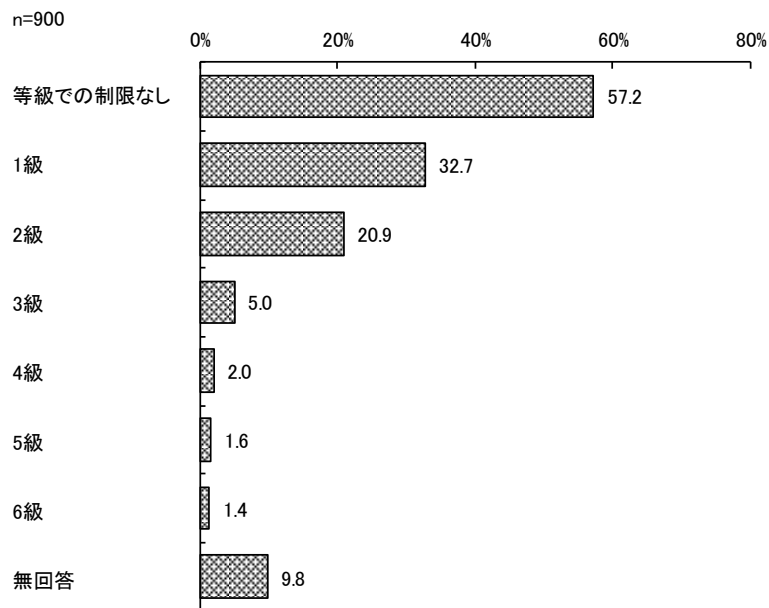
■ 総人口

	調査数	部位での制限なし	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	く音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害等	無回答
全 体	900	425	283	39	22	379	36	81
	100.0	47.2	31.4	4.3	2.4	42.1	4.0	9.0
10,000人未満	182	100	49	4	2	49	1	27
	100.0	54.9	26.9	2.2	1.1	26.9	0.5	14.8
10,000人-50,000人未満	378	205	111	16	9	131	16	38
	100.0	54.2	29.4	4.2	2.4	34.7	4.2	10.1
50,000人-100,000人未満	155	74	51	9	5	73	9	6
	100.0	47.7	32.9	5.8	3.2	47.1	5.8	3.9
100,000人-300,000人未満	126	34	54	7	4	82	8	7
	100.0	27.0	42.9	5.6	3.2	65.1	6.3	5.6
300,000人-500,000人未満	36	7	10	1	1	28	1	1
	100.0	19.4	27.8	2.8	2.8	77.8	2.8	2.8
500,000人以上	23	5	8	2	1	16	1	2
	100.0	21.7	34.8	8.7	4.3	69.6	4.3	8.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	159	86	43	4	2	45	1	23
	100.0	54.1	27.0	2.5	1.3	28.3	0.6	14.5
1,000人-5,000人未満	422	221	128	19	11	154	18	43
	100.0	52.4	30.3	4.5	2.6	36.5	4.3	10.2
5,000人-10,000人未満	159	76	53	8	3	73	10	4
	100.0	47.8	33.3	5.0	1.9	45.9	6.3	2.5
10,000人以上	157	42	58	8	6	106	7	9
	100.0	26.8	36.9	5.1	3.8	67.5	4.5	5.7

図表 102 個別支援型 身体障害 身体障害者手帳の等級（複数回答）



■ 総人口

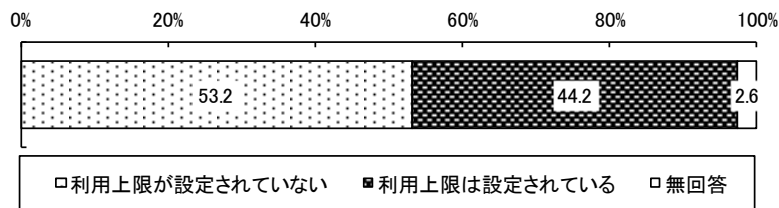
	調査数	等級での制限なし	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答
全 体	900	515	294	188	45	18	14	13	88
	100.0	57.2	32.7	20.9	5.0	2.0	1.6	1.4	9.8
10,000人未満	182	104	49	28	9	4	3	3	28
	100.0	57.1	26.9	15.4	4.9	2.2	1.6	1.6	15.4
10,000人-50,000 人未満	378	240	93	62	14	5	3	3	43
	100.0	63.5	24.6	16.4	3.7	1.3	0.8	0.8	11.4
50,000人-100,000人未満	155	97	52	34	9	4	3	2	6
	100.0	62.6	33.5	21.9	5.8	2.6	1.9	1.3	3.9
100,000 人-300,000人未満	126	56	62	38	10	5	5	5	8
	100.0	44.4	49.2	30.2	7.9	4.0	4.0	4.0	6.3
300,000 人-500,000人未満	36	10	25	18	2	-	-	-	1
	100.0	27.8	69.4	50.0	5.6	-	-	-	2.8
500,000 人以上	23	8	13	8	1	-	-	-	2
	100.0	34.8	56.5	34.8	4.3	-	-	-	8.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	159	93	41	23	8	3	2	2	24
	100.0	58.5	25.8	14.5	5.0	1.9	1.3	1.3	15.1
1,000 人-5,000人未満	422	265	108	71	18	7	5	5	47
	100.0	62.8	25.6	16.8	4.3	1.7	1.2	1.2	11.1
5,000 人-10,000 人未満	159	101	53	36	5	2	1	-	5
	100.0	63.5	33.3	22.6	3.1	1.3	0.6	-	3.1
10,000人以上	157	56	91	57	14	6	6	6	10
	100.0	35.7	58.0	36.3	8.9	3.8	3.8	3.8	6.4

図表 103 個別支援型 身体障害 利用上限の設定

n=900



■ 総人口

	調査数	て利用 ない 上限 が 設定 され	て利用 する 上限 は 設定 され	無 回 答
全 体	900	479	398	23
	100.0	53.2	44.2	2.6
10,000人未満	182	135	42	5
	100.0	74.2	23.1	2.7
10,000人-50,000 人未満	378	219	146	13
	100.0	57.9	38.6	3.4
50,000人-100,000人未満	155	74	79	2
	100.0	47.7	51.0	1.3
100,000 人-300,000人未満	126	42	81	3
	100.0	33.3	64.3	2.4
300,000 人-500,000人未満	36	6	30	-
	100.0	16.7	83.3	-
500,000 人以上	23	3	20	-
	100.0	13.0	87	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

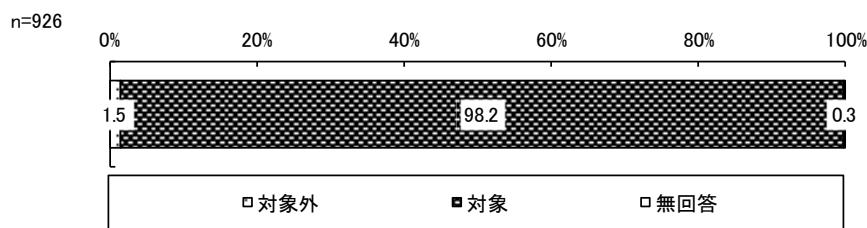
1,000 人未満	159	117	37	5
	100.0	73.6	23.3	3.1
1,000 人-5,000人未満	422	247	162	13
	100.0	58.5	38.4	3.1
5,000 人-10,000 人未満	159	68	88	3
	100.0	42.8	55.3	1.9
10,000人以上	157	46	109	2
	100.0	29.3	69.4	1.3

【知的障害】

移動支援事業のうち個別支援型において知的障害を対象としている自治体の割合は、98.2%であった。対象としている障害支援区分等を見ると、「制限なし」83.3%であった。同様に年齢規定を見ると、「年齢規定がない」90.5%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」53.1%であった。

図表 104 個別支援型 知的障害の対象適否



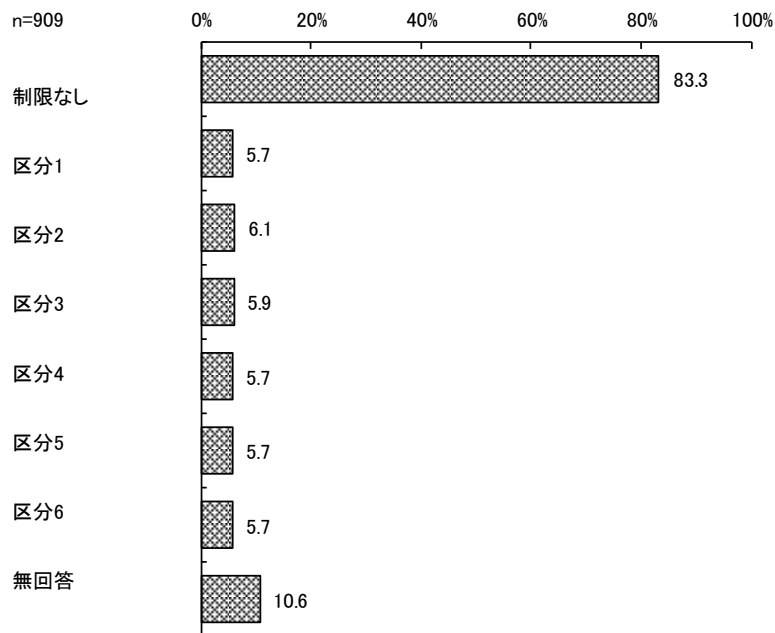
■総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	926	14	909	3
	100.0	1.5	98.2	0.3
10,000人未満	187	4	182	1
	100.0	2.1	97.3	0.5
10,000人-50,000 人未満	393	8	383	2
	100.0	2.0	97.5	0.5
50,000人-100,000人未満	156	1	155	-
	100.0	0.6	99.4	-
100,000 人-300,000人未満	129	1	128	-
	100.0	0.8	99.2	-
300,000 人-500,000人未満	36	-	36	-
	100.0	-	100	-
500,000 人以上	25	-	25	-
	100.0	-	100	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	163	5	157	1
	100.0	3.1	96.3	0.6
1,000 人-5,000人未満	437	6	429	2
	100.0	1.4	98.2	0.5
5,000 人-10,000 人未満	162	3	159	-
	100.0	1.9	98.1	-
10,000人以上	161	-	161	-
	100.0	-	100.0	-

図表 105 個別支援型 知的障害 障害支援区分等（複数回答）



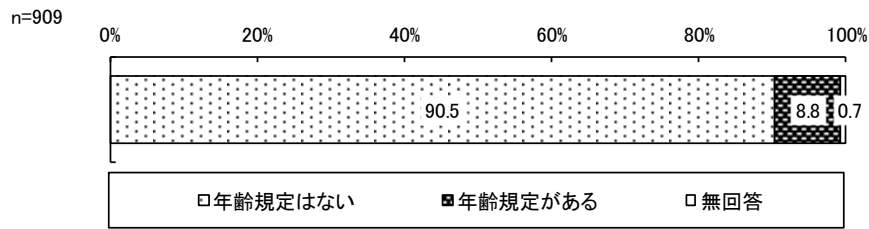
■ 総人口

	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	909	757	52	55	54	52	52	52	96
	100.0	83.3	5.7	6.1	5.9	5.7	5.7	5.7	10.6
10,000人未満	182	148	7	8	8	7	7	7	26
	100.0	81.3	3.8	4.4	4.4	3.8	3.8	3.8	14.3
10,000人-50,000 人未満	383	311	26	27	26	25	25	25	44
	100.0	81.2	6.8	7.0	6.8	6.5	6.5	6.5	11.5
50,000人-100,000人未満	155	138	9	10	10	10	10	10	7
	100.0	89.0	5.8	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	4.5
100,000 人-300,000人未満	128	111	6	6	6	6	6	6	11
	100.0	86.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	8.6
300,000 人-500,000人未満	36	33	1	1	1	1	1	1	2
	100.0	91.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	5.6
500,000 人以上	25	16	3	3	3	3	3	3	6
	100.0	64.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	24.0

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	157	126	8	9	9	8	8	8	22
	100.0	80.3	5.1	5.7	5.7	5.1	5.1	5.1	14.0
1,000 人-5,000人未満	429	353	26	28	27	27	27	27	47
	100.0	82.3	6.1	6.5	6.3	6.3	6.3	6.3	11.0
5,000 人-10,000 人未満	159	140	9	9	9	8	8	8	10
	100.0	88.1	5.7	5.7	5.7	5.0	5.0	5.0	6.3
10,000人以上	161	137	9	9	9	9	9	9	15
	100.0	85.1	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	9.3

図表 106 個別支援型 知的障害の年齢規定の有無



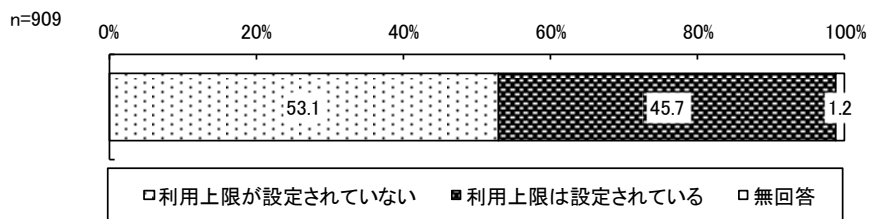
■ 総人口

	調査数	年 齢 規 定 は な い	年 齢 規 定 が あ る	無 回 答
全 体	909	823	80	6
	100.0	90.5	8.8	0.7
10,000人未満	182	175	4	3
	100.0	96.2	2.2	1.6
10,000人-50,000 人未満	383	359	23	1
	100.0	93.7	6.0	0.3
50,000人-100,000人未満	155	136	18	1
	100.0	87.7	11.6	0.6
100,000 人-300,000人未満	128	103	24	1
	100.0	80.5	18.8	0.8
300,000 人-500,000人未満	36	28	8	-
	100.0	77.8	22.2	-
500,000 人以上	25	22	3	-
	100.0	88.0	12	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	157	149	6	2
	100.0	94.9	3.8	1.3
1,000 人-5,000人未満	429	399	28	2
	100.0	93.0	6.5	0.5
5,000 人-10,000 人未満	159	139	19	1
	100.0	87.4	11.9	0.6
10,000人以上	161	133	27	1
	100.0	82.6	16.8	0.6

図表 107 個別支援型 知的障害 利用上限の設定



■ 総人口

	調査数	て利用 ない 上限 が 設定 され	て利用 する 上限 は 設定 され	無 回 答
全 体	909	483	415	11
	100.0	53.1	45.7	1.2
10,000人未満	182	135	44	3
	100.0	74.2	24.2	1.6
10,000人-50,000 人未満	383	222	154	7
	100.0	58.0	40.2	1.8
50,000人-100,000人未満	155	73	81	1
	100.0	47.1	52.3	0.6
100,000 人-300,000人未満	128	44	84	-
	100.0	34.4	65.6	-
300,000 人-500,000人未満	36	6	30	-
	100.0	16.7	83.3	-
500,000 人以上	25	3	22	-
	100.0	12.0	88.0	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	157	115	39	3
	100.0	73.2	24.8	1.9
1,000 人-5,000人未満	429	249	173	7
	100.0	58.0	40.3	1.6
5,000 人-10,000 人未満	159	72	86	1
	100.0	45.3	54.1	0.6
10,000人以上	161	46	115	-
	100.0	28.6	71.4	-

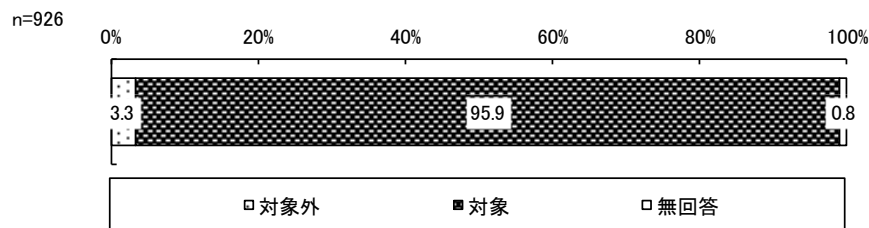
【精神障害】

移動支援事業のうち個別支援型において精神障害を対象としている自治体の割合は、95.9%であった。対象としている障害支援区分等をみると、「制限なし」78.3%であった。同様に年齢規定をみると、「年齢規定がない」90.3%であった。

障害の精神障害者保健福祉手帳の等級については、「等級での制限なし」56.1%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」52.9%であった。

図表 108 個別支援型 精神障害の対象適否



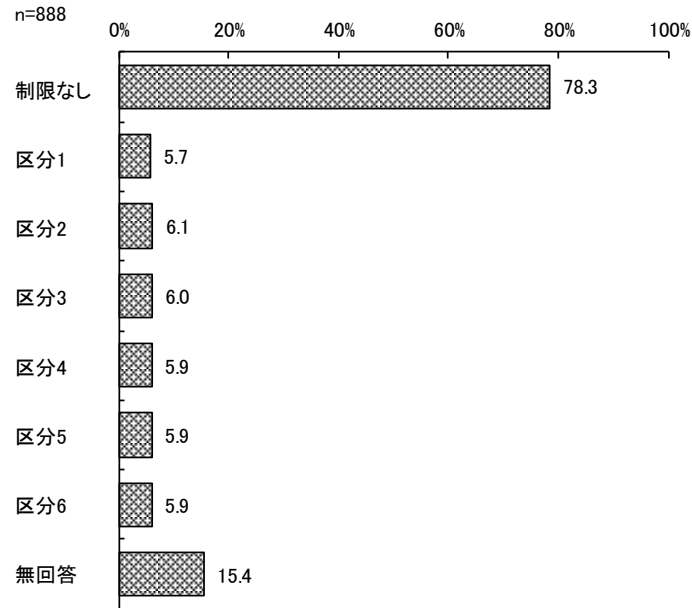
■ 総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	926	31	888	7
	100.0	3.3	95.9	0.8
10,000人未満	187	15	171	1
	100.0	8.0	91.4	0.5
10,000人-50,000 人未満	393	14	376	3
	100.0	3.6	95.7	0.8
50,000人-100,000人未満	156	-	155	1
	100.0	-	99.4	0.6
100,000 人-300,000人未満	129	1	127	1
	100.0	0.8	98.4	0.8
300,000 人-500,000人未満	36	-	36	-
	100.0	-	100	-
500,000 人以上	25	1	23	1
	100.0	4.0	92	4.0

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	163	14	148	1
	100.0	8.6	90.8	0.6
1,000 人-5,000人未満	437	12	422	3
	100.0	2.7	96.6	0.7
5,000 人-10,000 人未満	162	3	158	1
	100.0	1.9	97.5	0.6
10,000人以上	161	1	158	2
	100.0	0.6	98.1	1.2

図表 109 個別支援型 精神障害 障害支援区分等（複数回答）



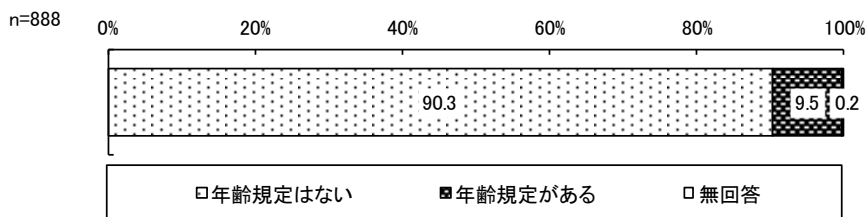
■ 総人口

	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	888	695	51	54	53	52	52	52	137
	100.0	78.3	5.7	6.1	6.0	5.9	5.9	5.9	15.4
10,000人未満	171	133	6	7	7	6	6	6	31
	100.0	77.8	3.5	4.1	4.1	3.5	3.5	3.5	18.1
10,000人-50,000 人未満	376	289	24	25	24	24	24	24	60
	100.0	76.9	6.4	6.6	6.4	6.4	6.4	6.4	16.0
50,000人-100,000人未満	155	127	9	10	10	10	10	10	18
	100.0	81.9	5.8	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	11.6
100,000 人-300,000人未満	127	100	6	6	6	6	6	6	21
	100.0	78.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	16.5
300,000 人-500,000人未満	36	32	1	1	1	1	1	1	3
	100.0	88.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	8.3
500,000 人以上	23	14	5	5	5	5	5	5	4
	100.0	60.9	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	17.4

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	148	114	7	8	8	7	7	7	26
	100.0	77.0	4.7	5.4	5.4	4.7	4.7	4.7	17.6
1,000 人-5,000人未満	422	326	24	26	26	26	26	26	68
	100.0	77.3	5.7	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	16.1
5,000 人-10,000 人未満	158	128	9	9	8	8	8	8	21
	100.0	81.0	5.7	5.7	5.1	5.1	5.1	5.1	13.3
10,000人以上	158	126	11	11	11	11	11	11	21
	100.0	79.7	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	13.3

図表 110 個別支援型 精神障害 年齢規定の有無



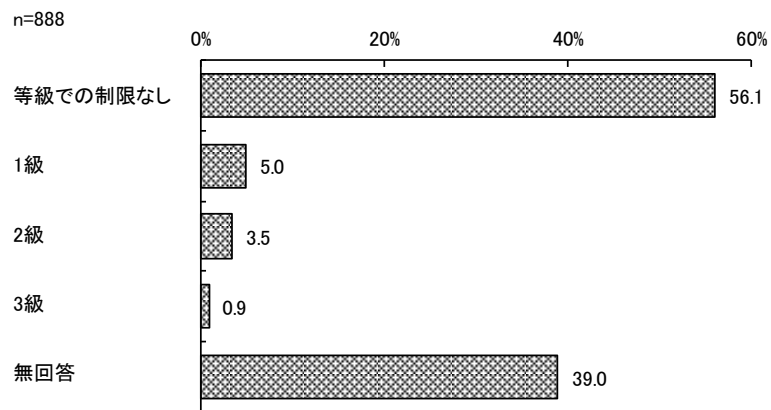
■ 総人口

	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	888	802	84	2
	100.0	90.3	9.5	0.2
10,000人未満	171	163	7	1
	100.0	95.3	4.1	0.6
10,000人-50,000 人未満	376	354	21	1
	100.0	94.1	5.6	0.3
50,000人-100,000人未満	155	136	19	-
	100.0	87.7	12.3	-
100,000 人-300,000人未満	127	101	26	-
	100.0	79.5	20.5	-
300,000 人-500,000人未満	36	28	8	-
	100.0	77.8	22.2	-
500,000 人以上	23	20	3	-
	100.0	87.0	13	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	148	140	8	-
	100.0	94.6	5.4	-
1,000 人-5,000人未満	422	393	27	2
	100.0	93.1	6.4	0.5
5,000 人-10,000 人未満	158	138	20	-
	100.0	87.3	12.7	-
10,000人以上	158	129	29	-
	100.0	81.6	18.4	-

図表 111 個別支援型 精神障害 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



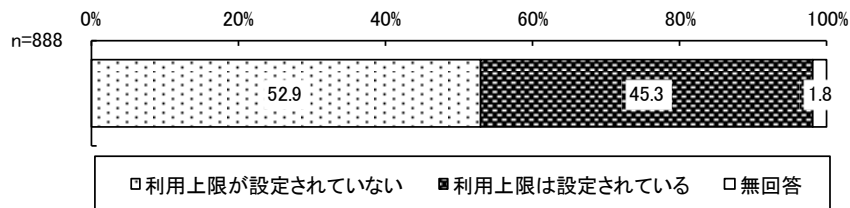
■ 総人口

	調査数	等級での制限なし	1級	2級	3級	無回答
全 体	888	498	44	31	8	346
	100.0	56.1	5.0	3.5	0.9	39.0
10,000人未満	171	80	9	7	—	82
	100.0	46.8	5.3	4.1	—	48.0
10,000人-50,000 人未満	376	210	14	10	2	152
	100.0	55.9	3.7	2.7	0.5	40.4
50,000人-100,000人未満	155	99	8	4	1	48
	100.0	63.9	5.2	2.6	0.6	31.0
100,000 人-300,000人未満	127	70	9	7	3	48
	100.0	55.1	7.1	5.5	2.4	37.8
300,000 人-500,000人未満	36	22	1	1	1	13
	100.0	61.1	2.8	2.8	2.8	36.1
500,000 人以上	23	17	3	2	1	3
	100.0	73.9	13.0	8.7	4.3	13.0

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	148	75	8	5	—	65
	100.0	50.7	5.4	3.4	—	43.9
1,000 人-5,000人未満	422	227	18	13	3	177
	100.0	53.8	4.3	3.1	0.7	41.9
5,000 人-10,000 人未満	158	101	9	6	1	48
	100.0	63.9	5.7	3.8	0.6	30.4
10,000人以上	158	95	9	7	4	54
	100.0	60.1	5.7	4.4	2.5	34.2

図表 112 個別支援型 精神障害 利用上限の設定



■ 総人口

	調査数	て利用 ない 上限 が 設定 され	て利用 する 上限 は 設定 され	無 回 答
全 体	888	470	402	16
	100.0	52.9	45.3	1.8
10,000人未満	171	127	41	3
	100.0	74.3	24.0	1.8
10,000人-50,000 人未満	376	221	148	7
	100.0	58.8	39.4	1.9
50,000人-100,000人未満	155	70	83	2
	100.0	45.2	53.5	1.3
100,000 人-300,000人未満	127	42	81	4
	100.0	33.1	63.8	3.1
300,000 人-500,000人未満	36	6	30	-
	100.0	16.7	83.3	-
500,000 人以上	23	4	19	-
	100.0	17.4	82.6	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

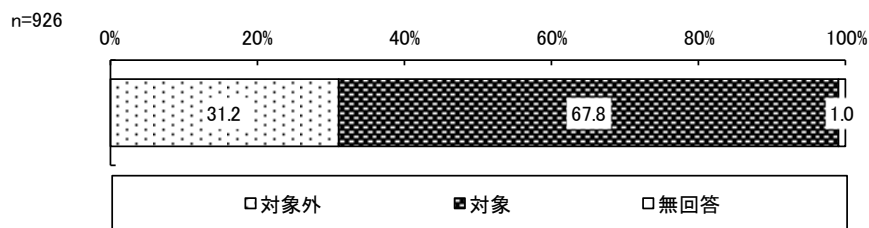
1,000 人未満	148	109	36	3
	100.0	73.6	24.3	2.0
1,000 人-5,000人未満	422	247	167	8
	100.0	58.5	39.6	1.9
5,000 人-10,000 人未満	158	67	88	3
	100.0	42.4	55.7	1.9
10,000人以上	158	46	110	2
	100.0	29.1	69.6	1.3

【難病等】

移動支援事業のうち個別支援型において難病等を対象としている自治体の割合は、67.8%であった。対象としている障害支援区分等をみると、「制限なし」76.1%であった。同様に年齢規定をみると、「年齢規定がない」90.9%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」55.7%であった。

図表 113 個別支援型 難病等の対象適否



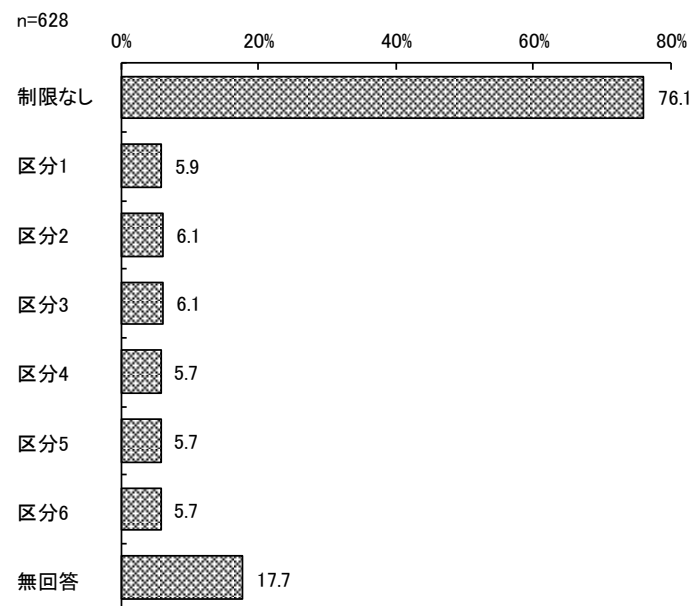
■ 総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	926	289	628	9
	100.0	31.2	67.8	1.0
10,000人未満	187	75	109	3
	100.0	40.1	58.3	1.6
10,000人-50,000 人未満	393	116	274	3
	100.0	29.5	69.7	0.8
50,000人-100,000人未満	156	48	108	-
	100.0	30.8	69.2	-
100,000 人-300,000人未満	129	37	91	1
	100.0	28.7	70.5	0.8
300,000 人-500,000人未満	36	6	28	2
	100.0	16.7	77.8	5.6
500,000 人以上	25	7	18	-
	100.0	28.0	72	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	163	62	98	3
	100.0	38.0	60.1	1.8
1,000 人-5,000人未満	437	137	297	3
	100.0	31.4	68.0	0.7
5,000 人-10,000 人未満	162	48	114	-
	100.0	29.6	70.4	-
10,000人以上	161	40	118	3
	100.0	24.8	73.3	1.9

図表 114 個別支援型 難病等 障害支援区分等（複数回答）



■ 総人口

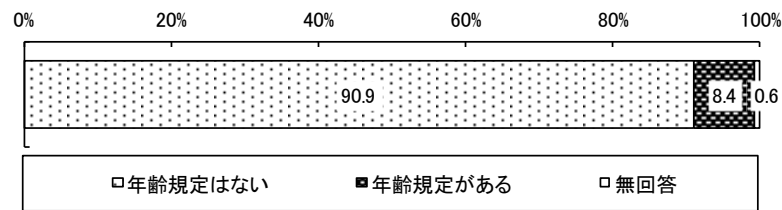
	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	628	478	37	38	38	36	36	36	111
	100.0	76.1	5.9	6.1	6.1	5.7	5.7	5.7	17.7
10,000人未満	109	71	6	6	6	5	5	5	32
	100.0	65.1	5.5	5.5	5.5	4.6	4.6	4.6	29.4
10,000人-50,000 人未満	274	208	17	18	18	17	17	17	47
	100.0	75.9	6.2	6.6	6.6	6.2	6.2	6.2	17.2
50,000人-100,000人未満	108	88	7	7	7	7	7	7	13
	100.0	81.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	12.0
100,000 人-300,000人未満	91	73	4	4	4	4	4	4	14
	100.0	80.2	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	15.4
300,000 人-500,000人未満	28	24	1	1	1	1	1	1	3
	100.0	85.7	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	10.7
500,000 人以上	18	14	2	2	2	2	2	2	2
	100.0	77.8	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	98	63	6	6	6	5	5	5	29
	100.0	64.3	6.1	6.1	6.1	5.1	5.1	5.1	29.6
1,000 人-5,000人未満	297	224	17	18	18	18	18	18	54
	100.0	75.4	5.7	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	18.2
5,000 人-10,000 人未満	114	94	8	8	8	7	7	7	12
	100.0	82.5	7.0	7.0	7.0	6.1	6.1	6.1	10.5
10,000人以上	118	97	6	6	6	6	6	6	15
	100.0	82.2	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	12.7

図表 115 個別支援型 難病等 年齢規定の有無

n=628



■ 総人口

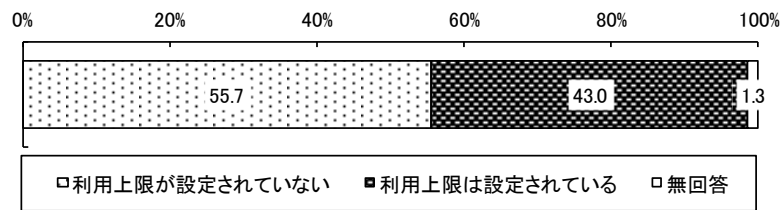
	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	628	571	53	4
	100.0	90.9	8.4	0.6
10,000人未満	109	102	5	2
	100.0	93.6	4.6	1.8
10,000人-50,000 人未満	274	258	16	-
	100.0	94.2	5.8	-
50,000人-100,000人未満	108	95	12	1
	100.0	88.0	11.1	0.9
100,000 人-300,000人未満	91	78	13	-
	100.0	85.7	14.3	-
300,000 人-500,000人未満	28	24	4	-
	100.0	85.7	14.3	-
500,000 人以上	18	14	3	1
	100.0	77.8	16.7	5.6

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	98	90	6	2
	100.0	91.8	6.1	2.0
1,000 人-5,000人未満	297	279	18	-
	100.0	93.9	6.1	-
5,000 人-10,000 人未満	114	103	10	1
	100.0	90.4	8.8	0.9
10,000人以上	118	98	19	1
	100.0	83.1	16.1	0.8

図表 116 個別支援型 難病等 利用上限の設定

n=628



■ 総人口

	調査数	利用上限が設定されていない	利用上限は設定されている	無回答
全 体	628	350	270	8
	100.0	55.7	43.0	1.3
10,000人未満	109	84	21	4
	100.0	77.1	19.3	3.7
10,000人-50,000 人未満	274	168	104	2
	100.0	61.3	38.0	0.7
50,000人-100,000人未満	108	52	55	1
	100.0	48.1	50.9	0.9
100,000 人-300,000人未満	91	37	54	-
	100.0	40.7	59.3	-
300,000 人-500,000人未満	28	5	23	-
	100.0	17.9	82.1	-
500,000 人以上	18	4	13	1
	100.0	22.2	72.2	5.6

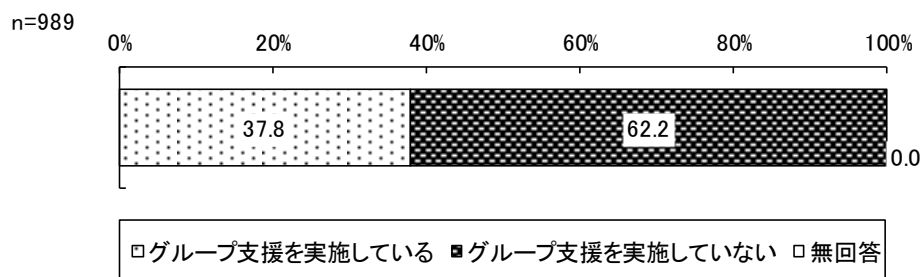
■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	98	74	20	4
	100.0	75.5	20.4	4.1
1,000 人-5,000人未満	297	181	115	1
	100.0	60.9	38.7	0.3
5,000 人-10,000 人未満	114	53	59	2
	100.0	46.5	51.8	1.8
10,000人以上	118	41	76	1
	100.0	34.7	64.4	0.8

②グループ支援型

移動支援事業のうちグループ支援型を実施している自治体は、37.8%であった。

図表 117 グループ支援型の実施状況



■総人口

	調査数	グループ支援を実施している	グループ支援を実施していない	無回答
全 体	374 100.0	374 100.0	—	—
10,000人未満	92 100.0	92 100.0	—	—
10,000人～50,000 人未満	136 100.0	136 100.0	—	—
50,000人～100,000人未満	64 100.0	64 100.0	—	—
100,000 人～300,000人未満	55 100.0	55 100.0	—	—
300,000 人～500,000人未満	17 100.0	17 100.0	—	—
500,000 人以上	10 100.0	10 100.0	—	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

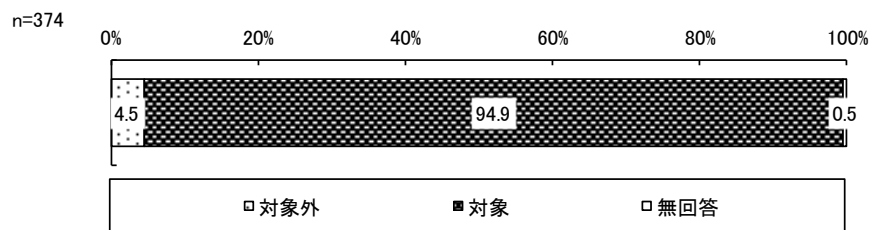
1,000 人未満	76 100.0	76 100.0	—	—
1,000 人～5,000人未満	166 100.0	166 100.0	—	—
5,000 人～10,000 人未満	61 100.0	61 100.0	—	—
10,000人以上	71 100.0	71 100.0	—	—

【障害児】

移動支援事業のうちグループ支援型において障害児を対象として実施している自治体は、94.9%であった。障害児の年齢規定については、「年齢規定はない」82.5%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」55.5%であった。

図表 118 グループ支援型 障害児の対象適否



■ 総人口

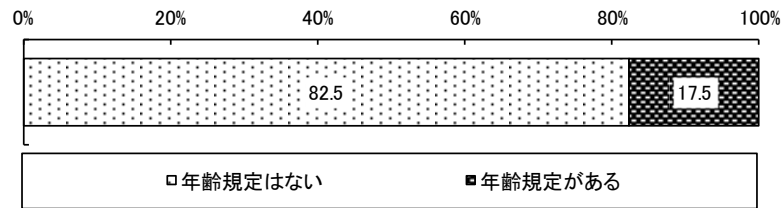
	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	374	17	355	2
	100.0	4.5	94.9	0.5
10,000人未満	92	-	91	1
	100.0	-	98.9	1.1
10,000人-50,000 人未満	136	9	126	1
	100.0	6.6	92.6	0.7
50,000人-100,000人未満	64	1	63	-
	100.0	1.6	98.4	-
100,000 人-300,000人未満	55	5	50	-
	100.0	9.1	90.9	-
300,000 人-500,000人未満	17	1	16	-
	100.0	5.9	94.1	-
500,000 人以上	10	1	9	-
	100.0	10.0	90	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	76	-	75	1
	100.0	-	98.7	1.3
1,000 人-5,000人未満	166	10	155	1
	100.0	6.0	93.4	0.6
5,000 人-10,000 人未満	61	1	60	-
	100.0	1.6	98.4	-
10,000人以上	71	6	65	-
	100.0	8.5	91.5	-

図表 119 グループ支援型 障害児の年齢規定の有無

n=355



■ 総人口

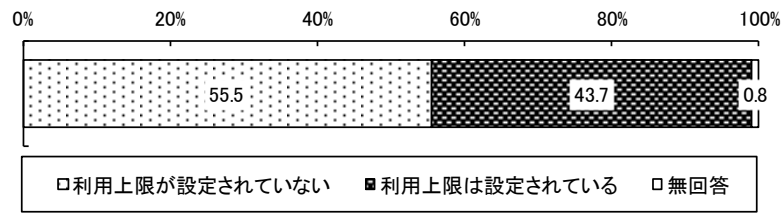
	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	355	293	62	-
	100.0	82.5	17.5	-
10,000人未満	91	85	6	-
	100.0	93.4	6.6	-
10,000人-50,000 人未満	126	114	12	-
	100.0	90.5	9.5	-
50,000人-100,000人未満	63	46	17	-
	100.0	73.0	27.0	-
100,000 人-300,000人未満	50	34	16	-
	100.0	68.0	32.0	-
300,000 人-500,000人未満	16	9	7	-
	100.0	56.3	43.8	-
500,000 人以上	9	5	4	-
	100.0	55.6	44.4	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	75	71	4	-
	100.0	94.7	5.3	-
1,000 人-5,000人未満	155	138	17	-
	100.0	89.0	11.0	-
5,000 人-10,000 人未満	60	44	16	-
	100.0	73.3	26.7	-
10,000人以上	65	40	25	-
	100.0	61.5	38.5	-

図表 120 グループ支援型 障害児の利用上限の設定

n=355



■ 総人口

	調査数	利用上限が設定されていない	利用上限は設定されている	無回答
全 体	355	197	155	3
	100.0	55.5	43.7	0.8
10,000人未満	91	64	26	1
	100.0	70.3	28.6	1.1
10,000人-50,000 人未満	126	73	53	-
	100.0	57.9	42.1	-
50,000人-100,000人未満	63	34	29	-
	100.0	54.0	46.0	-
100,000 人-300,000人未満	50	21	28	1
	100.0	42.0	56.0	2
300,000 人-500,000人未満	16	3	12	1
	100.0	18.8	75.0	6.3
500,000 人以上	9	2	7	-
	100.0	22.2	77.8	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	75	53	21	1
	100.0	70.7	28.0	1.3
1,000 人-5,000人未満	155	90	65	-
	100.0	58.1	41.9	-
5,000 人-10,000 人未満	60	31	28	1
	100.0	51.7	46.7	1.7
10,000人以上	65	23	41	1
	100.0	35.4	63.1	1.5

【身体障害】

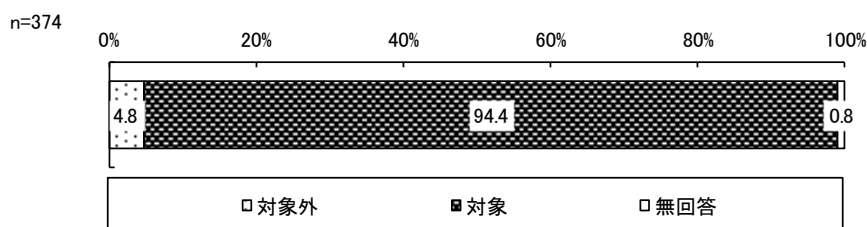
移動支援事業のうちグループ支援型において身体障害を対象としている自治体の割合は、94.4%であった。対象としている障害支援区分等をみると、「制限なし」83.6%であった。同様に年齢規定をみると、「年齢規定がない」90.4%であった。

障害の部位についてみると、「部位での制限なし」51.0%、「肢体不自由」37.7%、「視覚障害」29.7%の順に多くなっていた。

身体障害者手帳の等級については、「等級での制限なし」58.4%、「1 級」30.0%、「2 級」19.3%の順に多くなっていた。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」56.1%であった。

図表 121 グループ支援型 身体障害の対象適否



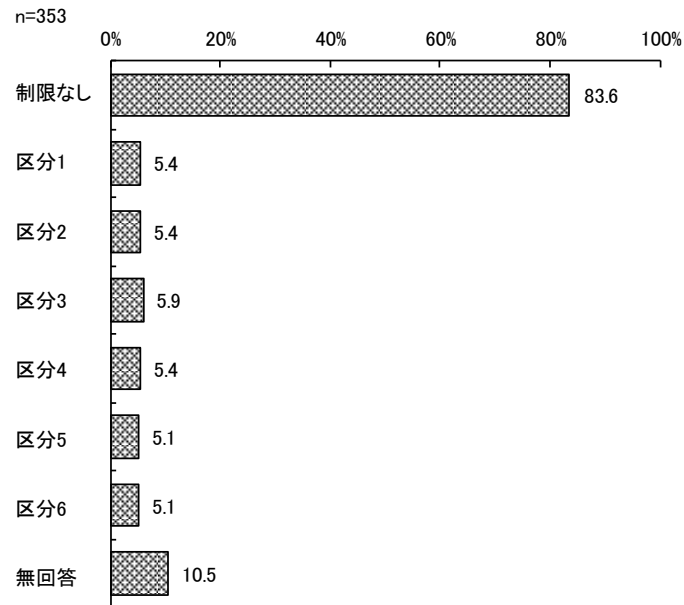
■ 総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	374 100.0	18 4.8	353 94.4	3 0.8
10,000人未満	92 100.0	2 2.2	88 95.7	2 2.2
10,000人-50,000 人未満	136 100.0	7 5.1	128 94.1	1 0.7
50,000人-100,000人未満	64 100.0	3 4.7	61 95.3	- -
100,000 人-300,000人未満	55 100.0	2 3.6	53 96.4	- -
300,000 人-500,000人未満	17 100.0	2 11.8	15 88.2	- -
500,000 人以上	10 100.0	2 20.0	8 80	- -

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	76 100.0	2 2.6	72 94.7	2 2.6
1,000 人-5,000人未満	166 100.0	10 6.0	155 93.4	1 0.6
5,000 人-10,000 人未満	61 100.0	1 1.6	60 98.4	- -
10,000人以上	71 100.0	5 7.0	66 93.0	- -

図表 122 グループ支援型 身体障害 障害支援区分等（複数回答）



■ 総人口

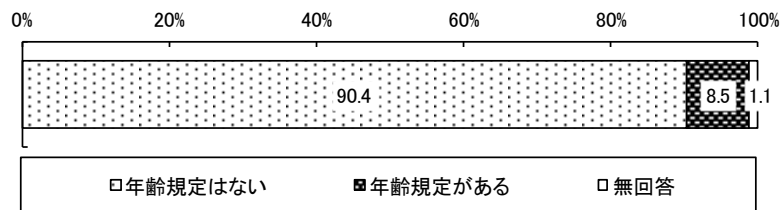
	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	353	295	19	19	21	19	18	18	37
	100.0	83.6	5.4	5.4	5.9	5.4	5.1	5.1	10.5
10,000人未満	88	70	4	4	4	3	3	3	14
	100.0	79.5	4.5	4.5	4.5	3.4	3.4	3.4	15.9
10,000人～50,000 人未満	128	106	11	11	11	10	9	9	11
	100.0	82.8	8.6	8.6	8.6	7.8	7.0	7.0	8.6
50,000人～100,000人未満	61	54	3	3	3	3	3	3	4
	100.0	88.5	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	6.6
100,000 人～300,000人未満	53	46	—	—	1	1	1	1	6
	100.0	86.8	—	—	1.9	1.9	1.9	1.9	11.3
300,000 人～500,000人未満	15	14	—	—	—	—	—	—	1
	100.0	93.3	—	—	—	—	—	—	6.7
500,000 人以上	8	5	1	1	2	2	2	2	1
	100.0	62.5	12.5	12.5	25.0	25.0	25.0	25.0	12.5

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	72	55	5	5	5	4	4	4	12
	100.0	76.4	6.9	6.9	6.9	5.6	5.6	5.6	16.7
1,000 人～5,000人未満	155	132	9	9	9	9	8	8	14
	100.0	85.2	5.8	5.8	5.8	5.8	5.2	5.2	9.0
5,000 人～10,000 人未満	60	52	4	4	4	3	3	3	4
	100.0	86.7	6.7	6.7	6.7	5.0	5.0	5.0	6.7
10,000人以上	66	56	1	1	3	3	3	3	7
	100.0	84.8	1.5	1.5	4.5	4.5	4.5	4.5	10.6

図表 123 グループ支援型 身体障害 年齢規定の有無

n=353



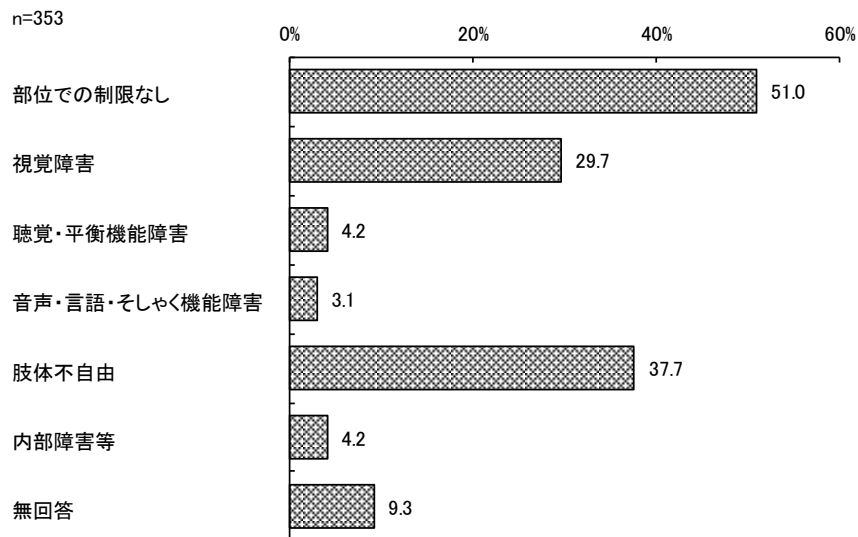
■ 総人口

	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	353	319	30	4
	100.0	90.4	8.5	1.1
10,000人未満	88	85	3	—
	100.0	96.6	3.4	—
10,000人-50,000 人未満	128	121	6	1
	100.0	94.5	4.7	0.8
50,000人-100,000人未満	61	51	8	2
	100.0	83.6	13.1	3.3
100,000 人-300,000人未満	53	42	10	1
	100.0	79.2	18.9	1.9
300,000 人-500,000人未満	15	13	2	—
	100.0	86.7	13.3	—
500,000 人以上	8	7	1	—
	100.0	87.5	12.5	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	72	69	3	—
	100.0	95.8	4.2	—
1,000 人-5,000人未満	155	146	8	1
	100.0	94.2	5.2	0.6
5,000 人-10,000 人未満	60	52	7	1
	100.0	86.7	11.7	1.7
10,000人以上	66	52	12	2
	100.0	78.8	18.2	3.0

図表 124 グループ支援型 身体障害 障害部位（複数回答）



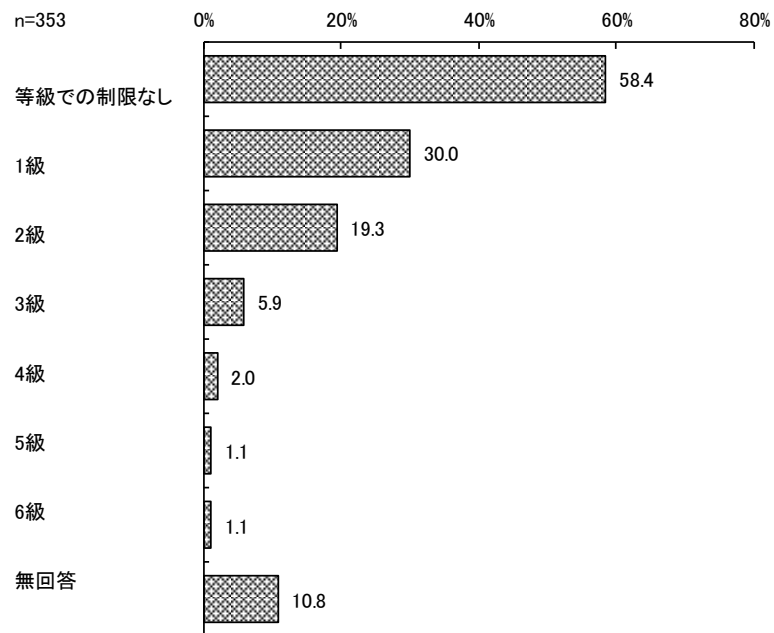
■ 総人口

	調査数	部位での制限なし	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害等	無回答
全 体	353	180	105	15	11	133	15	33
	100.0	51.0	29.7	4.2	3.1	37.7	4.2	9.3
10,000人未満	88	46	26	1	-	24	-	14
	100.0	52.3	29.5	1.1	-	27.3	-	15.9
10,000人-50,000 人未満	128	76	29	7	5	39	7	12
	100.0	59.4	22.7	5.5	3.9	30.5	5.5	9.4
50,000人-100,000人未満	61	34	20	4	3	25	4	1
	100.0	55.7	32.8	6.6	4.9	41.0	6.6	1.6
100,000 人-300,000人未満	53	20	18	2	2	28	3	4
	100.0	37.7	34.0	3.8	3.8	52.8	5.7	7.5
300,000 人-500,000人未満	15	3	8	1	1	11	1	1
	100.0	20.0	53.3	6.7	6.7	73.3	6.7	6.7
500,000 人以上	8	1	4	-	-	6	-	1
	100.0	12.5	50.0	-	-	75.0	-	12.5

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	72	36	22	1	-	20	-	12
	100.0	50.0	30.6	1.4	-	27.8	-	16.7
1,000 人-5,000人未満	155	89	38	9	6	50	9	15
	100.0	57.4	24.5	5.8	3.9	32.3	5.8	9.7
5,000 人-10,000 人未満	60	37	16	2	2	23	3	-
	100.0	61.7	26.7	3.3	3.3	38.3	5.0	-
10,000人以上	66	18	29	3	3	40	3	6
	100.0	27.3	43.9	4.5	4.5	60.6	4.5	9.1

図表 125 グループ支援型 身体障害 身体障害者手帳の等級（複数回答）



■ 総人口

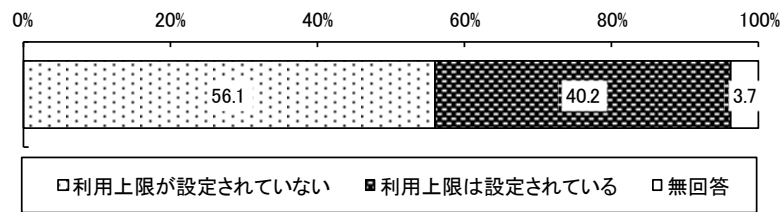
	調査数	等級での制限なし	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答
全 体	353	206	106	68	21	7	4	4	38
	100.0	58.4	30.0	19.3	5.9	2.0	1.1	1.1	10.8
10,000人未満	88	48	24	13	5	2	1	1	14
	100.0	54.5	27.3	14.8	5.7	2.3	1.1	1.1	15.9
10,000人-50,000 人未満	128	86	27	16	7	3	2	2	14
	100.0	67.2	21.1	12.5	5.5	2.3	1.6	1.6	10.9
50,000人-100,000人未満	61	37	21	13	4	1	-	-	3
	100.0	60.7	34.4	21.3	6.6	1.6	-	-	4.9
100,000 人-300,000人未満	53	28	20	16	4	1	1	1	5
	100.0	52.8	37.7	30.2	7.5	1.9	1.9	1.9	9.4
300,000 人-500,000人未満	15	5	9	6	1	-	-	-	1
	100.0	33.3	60.0	40.0	6.7	-	-	-	6.7
500,000 人以上	8	2	5	4	-	-	-	-	1
	100.0	25.0	62.5	50.0	-	-	-	-	12.5

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	72	40	18	8	5	2	1	1	12
	100.0	55.6	25.0	11.1	6.9	2.8	1.4	1.4	16.7
1,000 人-5,000人未満	155	99	37	24	9	3	2	2	18
	100.0	63.9	23.9	15.5	5.8	1.9	1.3	1.3	11.6
5,000 人-10,000 人未満	60	42	17	10	2	1	-	-	1
	100.0	70.0	28.3	16.7	3.3	1.7	-	-	1.7
10,000人以上	66	25	34	26	5	1	1	1	7
	100.0	37.9	51.5	39.4	7.6	1.5	1.5	1.5	10.6

図表 126 グループ支援型 身体障害 利用上限の設定

n=353



■ 総人口

	調査数	て利用 ない 上限 が 設定 され	て利用 する 上限 は 設定 され	無 回 答
全 体	353	198	142	13
	100.0	56.1	40.2	3.7
10,000人未満	88	63	22	3
	100.0	71.6	25.0	3.4
10,000人-50,000 人未満	128	74	50	4
	100.0	57.8	39.1	3.1
50,000人-100,000人未満	61	34	25	2
	100.0	55.7	41.0	3.3
100,000 人-300,000人未満	53	22	28	3
	100.0	41.5	52.8	5.7
300,000 人-500,000人未満	15	4	10	1
	100.0	26.7	66.7	6.7
500,000 人以上	8	1	7	-
	100.0	12.5	87.5	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

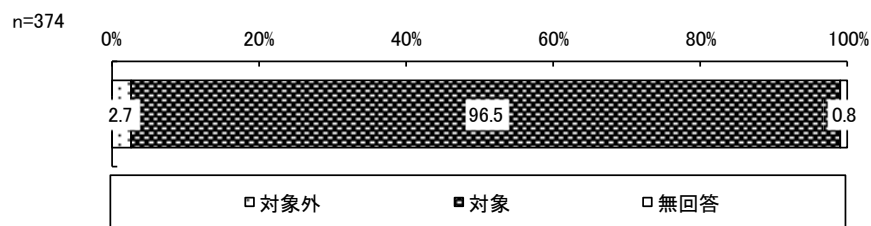
1,000 人未満	72	51	19	2
	100.0	70.8	26.4	2.8
1,000 人-5,000人未満	155	92	58	5
	100.0	59.4	37.4	3.2
5,000 人-10,000 人未満	60	31	27	2
	100.0	51.7	45.0	3.3
10,000人以上	66	24	38	4
	100.0	36.4	57.6	6.1

【知的障害】

移動支援事業のうちグループ支援型において知的障害を対象としている自治体の割合は、96.5%であった。対象としている障害支援区分等をみると、「制限なし」77.3%であった。同様に年齢規定をみると、「年齢規定がない」90.3%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」53.5%であった。

図表 127 グループ支援型 知的障害の対象適否



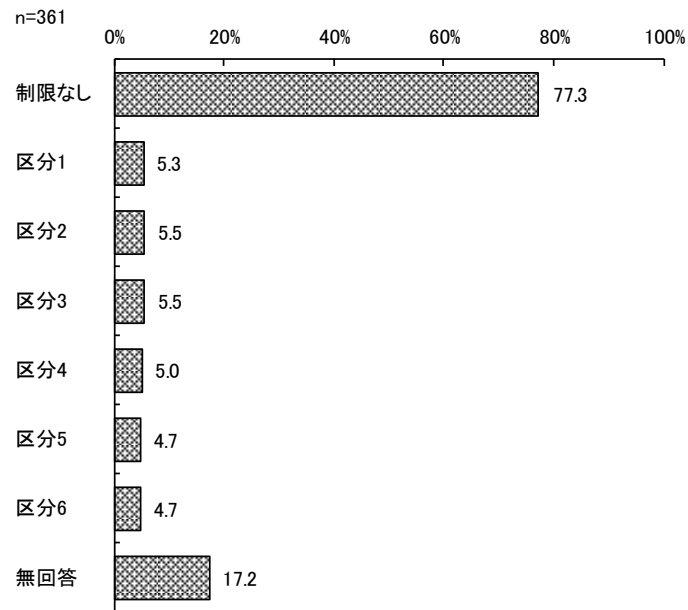
■ 総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	374	10	361	3
	100.0	2.7	96.5	0.8
10,000人未満	92	1	89	2
	100.0	1.1	96.7	2.2
10,000人-50,000 人未満	136	5	130	1
	100.0	3.7	95.6	0.7
50,000人-100,000人未満	64	1	63	-
	100.0	1.6	98.4	-
100,000 人-300,000人未満	55	3	52	-
	100.0	5.5	94.5	-
300,000 人-500,000人未満	17	-	17	-
	100.0	-	100	-
500,000 人以上	10	-	10	-
	100.0	-	100	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	76	1	73	2
	100.0	1.3	96.1	2.6
1,000 人-5,000人未満	166	5	160	1
	100.0	3.0	96.4	0.6
5,000 人-10,000 人未満	61	-	61	-
	100.0	-	100.0	-
10,000人以上	71	4	67	-
	100.0	5.6	94.4	-

図表 128 グループ支援型 知的障害の障害支援区分等（複数回答）



■ 総人口

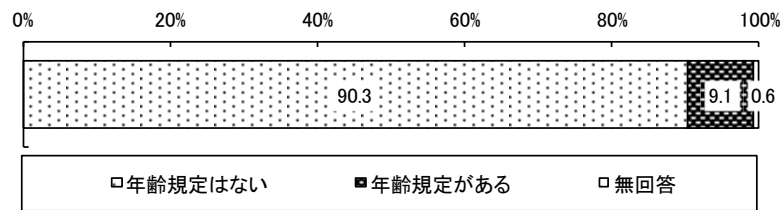
	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	361	279	19	20	20	18	17	17	62
	100.0	77.3	5.3	5.5	5.5	5.0	4.7	4.7	17.2
10,000人未満	89	68	4	5	5	4	4	4	16
	100.0	76.4	4.5	5.6	5.6	4.5	4.5	4.5	18.0
10,000人-50,000 人未満	130	98	10	10	10	9	8	8	22
	100.0	75.4	7.7	7.7	7.7	6.9	6.2	6.2	16.9
50,000人-100,000人未満	63	51	3	3	3	3	3	3	9
	100.0	81.0	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	14.3
100,000 人-300,000人未満	52	41	-	-	-	-	-	-	11
	100.0	78.8	-	-	-	-	-	-	21.2
300,000 人-500,000人未満	17	14	-	-	-	-	-	-	3
	100.0	82.4	-	-	-	-	-	-	17.6
500,000 人以上	10	7	2	2	2	2	2	2	1
	100.0	70.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	10.0

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	73	54	5	6	6	5	5	5	13
	100.0	74.0	6.8	8.2	8.2	6.8	6.8	6.8	17.8
1,000 人-5,000人未満	160	125	8	8	8	8	7	7	27
	100.0	78.1	5.0	5.0	5.0	5.0	4.4	4.4	16.9
5,000 人-10,000 人未満	61	48	4	4	4	3	3	3	9
	100.0	78.7	6.6	6.6	6.6	4.9	4.9	4.9	14.8
10,000人以上	67	52	2	2	2	2	2	2	13
	100.0	77.6	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	19.4

図表 129 グループ支援型 知的障害の年齢規定の有無

n=361



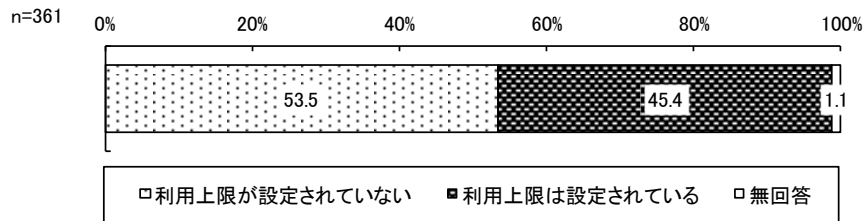
■ 総人口

	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	361	326	33	2
	100.0	90.3	9.1	0.6
10,000人未満	89	86	3	—
	100.0	96.6	3.4	—
10,000人-50,000 人未満	130	122	7	1
	100.0	93.8	5.4	0.8
50,000人-100,000人未満	63	54	8	1
	100.0	85.7	12.7	1.6
100,000 人-300,000人未満	52	40	12	—
	100.0	76.9	23.1	—
300,000 人-500,000人未満	17	15	2	—
	100.0	88.2	11.8	—
500,000 人以上	10	9	1	—
	100.0	90.0	10	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	73	70	3	—
	100.0	95.9	4.1	—
1,000 人-5,000人未満	160	150	9	1
	100.0	93.8	5.6	0.6
5,000 人-10,000 人未満	61	52	8	1
	100.0	85.2	13.1	1.6
10,000人以上	67	54	13	—
	100.0	80.6	19.4	—

図表 130 グループ支援型 知的障害 利用上限の設定



■ 総人口

	調査数	て利用 ない 上限 が 設定 され	て利用 する 上限 は 設定 され	無 回 答
全 体	361	193	164	4
	100.0	53.5	45.4	1.1
10,000人未満	89	64	24	1
	100.0	71.9	27.0	1.1
10,000人-50,000 人未満	130	73	55	2
	100.0	56.2	42.3	1.5
50,000人-100,000人未満	63	32	30	1
	100.0	50.8	47.6	1.6
100,000 人-300,000人未満	52	19	33	-
	100.0	36.5	63.5	-
300,000 人-500,000人未満	17	4	13	-
	100.0	23.5	76.5	-
500,000 人以上	10	1	9	-
	100.0	10.0	90.0	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	73	53	19	1
	100.0	72.6	26.0	1.4
1,000 人-5,000人未満	160	90	68	2
	100.0	56.3	42.5	1.3
5,000 人-10,000 人未満	61	30	30	1
	100.0	49.2	49.2	1.6
10,000人以上	67	20	47	-
	100.0	29.9	70.1	-

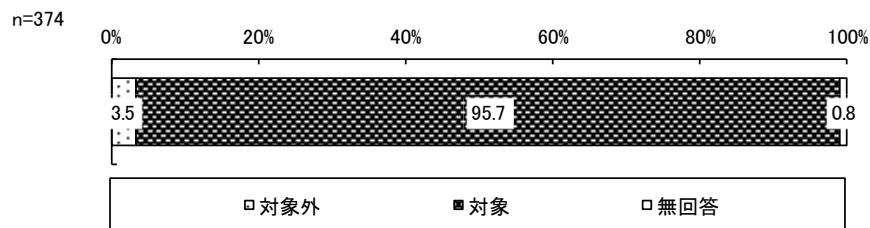
【精神障害】

移動支援事業のうちグループ支援型において精神障害を対象としている自治体の割合は、95.7%であった。対象としている障害支援区分等をみると、「制限なし」74.6%であった。同様に年齢規定をみると、「年齢規定はない」90.8%であった。

障害の精神障害者保健福祉手帳の等級については、「等級での制限なし」62.0%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」53.1%であった。

図表 131 グループ支援型 精神障害の対象適否



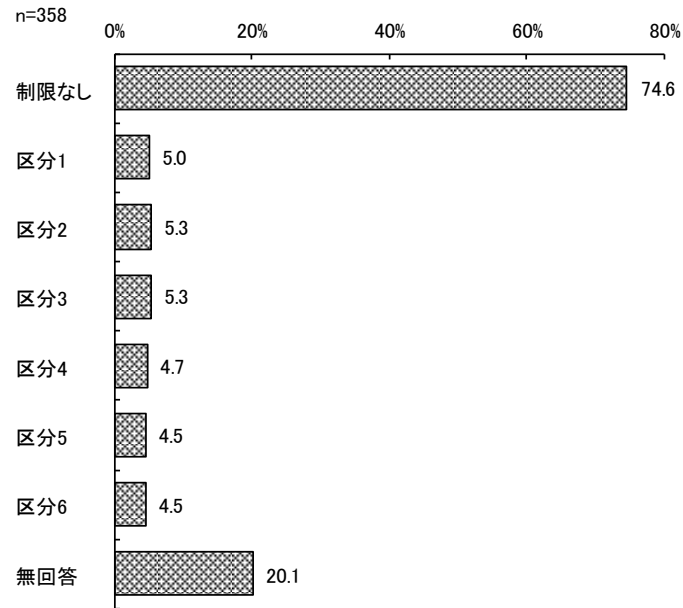
■ 総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	374	13	358	3
	100.0	3.5	95.7	0.8
10,000人未満	92	4	86	2
	100.0	4.3	93.5	2.2
10,000人-50,000 人未満	136	5	130	1
	100.0	3.7	95.6	0.7
50,000人-100,000人未満	64	1	63	-
	100.0	1.6	98.4	-
100,000 人-300,000人未満	55	3	52	-
	100.0	5.5	94.5	-
300,000 人-500,000人未満	17	-	17	-
	100.0	-	100	-
500,000 人以上	10	-	10	-
	100.0	-	100	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	76	4	70	2
	100.0	5.3	92.1	2.6
1,000 人-5,000人未満	166	5	160	1
	100.0	3.0	96.4	0.6
5,000 人-10,000 人未満	61	-	61	-
	100.0	-	100.0	-
10,000人以上	71	4	67	-
	100.0	5.6	94.4	-

図表 132 グループ支援型 精神障害 障害支援区分等（複数回答）



■ 総人口

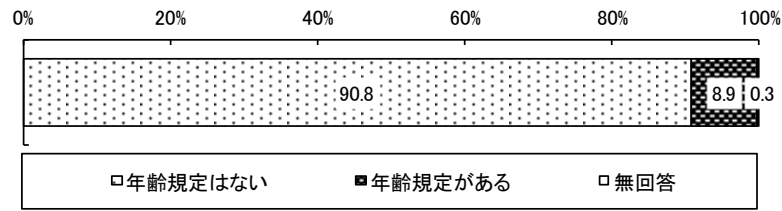
	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	358	267	18	19	19	17	16	16	72
	100.0	74.6	5.0	5.3	5.3	4.7	4.5	4.5	20.1
10,000人未満	86	62	4	5	5	4	4	4	19
	100.0	72.1	4.7	5.8	5.8	4.7	4.7	4.7	22.1
10,000人～50,000 人未満	130	92	9	9	9	8	7	7	29
	100.0	70.8	6.9	6.9	6.9	6.2	5.4	5.4	22.3
50,000人～100,000人未満	63	49	3	3	3	3	3	3	11
	100.0	77.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	17.5
100,000 人～300,000人未満	52	42	—	—	—	—	—	—	10
	100.0	80.8	—	—	—	—	—	—	19.2
300,000 人～500,000人未満	17	16	—	—	—	—	—	—	1
	100.0	94.1	—	—	—	—	—	—	5.9
500,000 人以上	10	6	2	2	2	2	2	2	2
	100.0	60.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	70	47	5	6	6	5	5	5	17
	100.0	67.1	7.1	8.6	8.6	7.1	7.1	7.1	24.3
1,000 人～5,000人未満	160	119	7	7	7	7	6	6	34
	100.0	74.4	4.4	4.4	4.4	4.4	3.8	3.8	21.3
5,000 人～10,000 人未満	61	47	4	4	4	3	3	3	10
	100.0	77.0	6.6	6.6	6.6	4.9	4.9	4.9	16.4
10,000人以上	67	54	2	2	2	2	2	2	11
	100.0	80.6	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	16.4

図表 133 グループ支援型 精神障害 年齢規定の有無

n=358



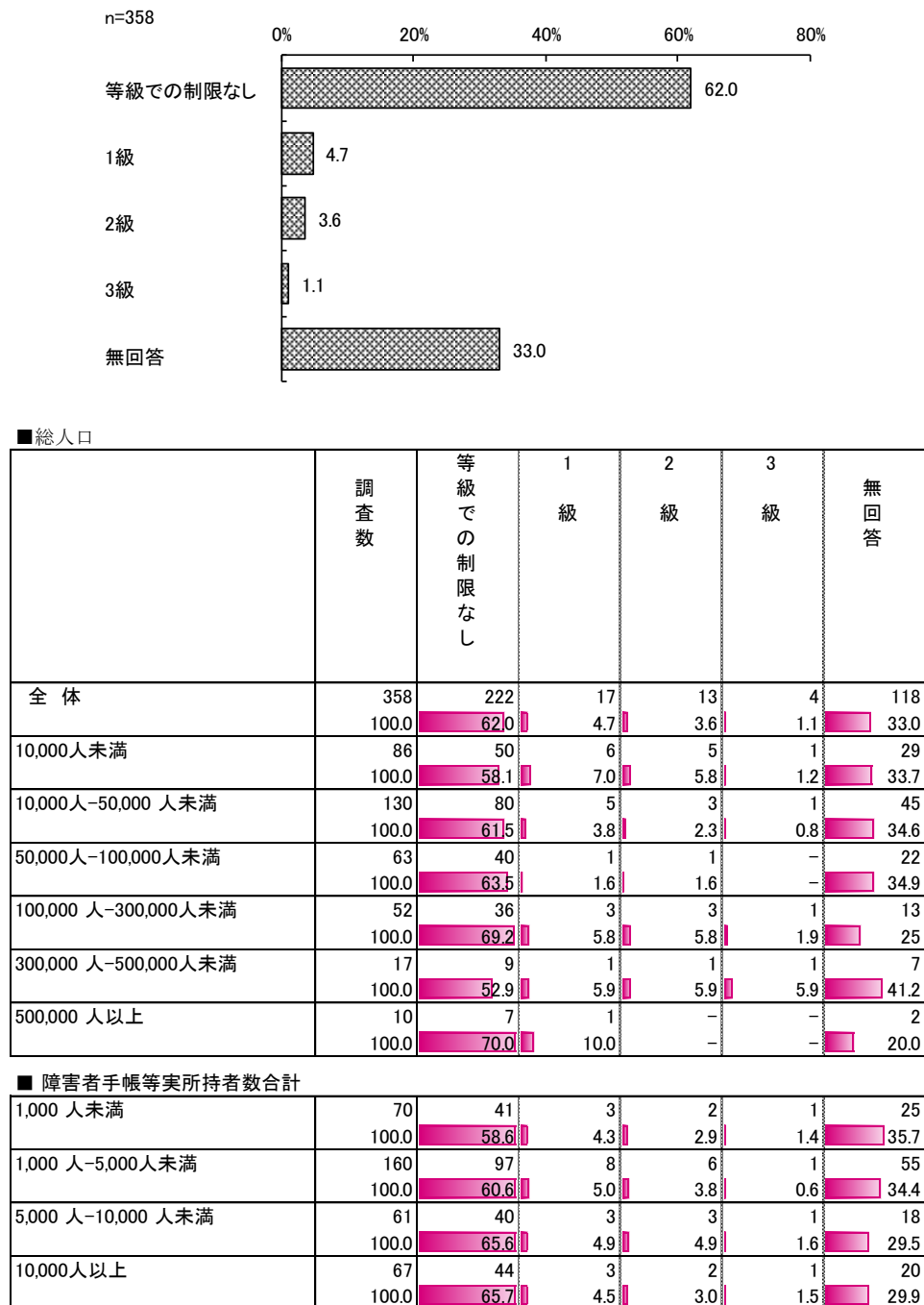
■ 総人口

	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	358	325	32	1
	100.0	90.8	8.9	0.3
10,000人未満	86	84	2	-
	100.0	97.7	2.3	-
10,000人-50,000 人未満	130	122	7	1
	100.0	93.8	5.4	0.8
50,000人-100,000人未満	63	55	8	-
	100.0	87.3	12.7	-
100,000 人-300,000人未満	52	40	12	-
	100.0	76.9	23.1	-
300,000 人-500,000人未満	17	15	2	-
	100.0	88.2	11.8	-
500,000 人以上	10	9	1	-
	100.0	90.0	10	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

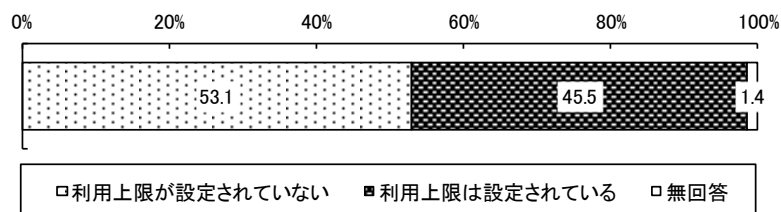
1,000 人未満	70	68	2	-
	100.0	97.1	2.9	-
1,000 人-5,000人未満	160	150	9	1
	100.0	93.8	5.6	0.6
5,000 人-10,000 人未満	61	53	8	-
	100.0	86.9	13.1	-
10,000人以上	67	54	13	-
	100.0	80.6	19.4	-

図表 134 グループ支援型 精神障害 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



図表 135 グループ支援型 精神障害 利用上限の設定

n=358



■ 総人口

	調査数	利用上限が設定されていない	利用上限は設定されている	無回答
全 体	358	190	163	5
	100.0	53.1	45.5	1.4
10,000人未満	86	61	24	1
	100.0	70.9	27.9	1.2
10,000人-50,000 人未満	130	73	55	2
	100.0	56.2	42.3	1.5
50,000人-100,000人未満	63	33	29	1
	100.0	52.4	46.0	1.6
100,000 人-300,000人未満	52	19	32	1
	100.0	36.5	61.5	1.9
300,000 人-500,000人未満	17	3	14	-
	100.0	17.6	82.4	-
500,000 人以上	10	1	9	-
	100.0	10.0	90	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

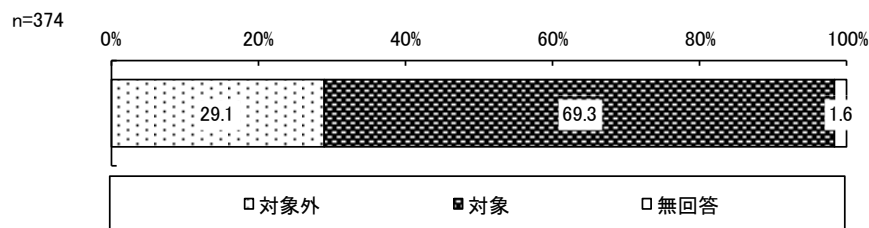
1,000 人未満	70	50	19	1
	100.0	71.4	27.1	1.4
1,000 人-5,000人未満	160	91	67	2
	100.0	56.9	41.9	1.3
5,000 人-10,000 人未満	61	30	29	2
	100.0	49.2	47.5	3.3
10,000人以上	67	19	48	-
	100.0	28.4	71.6	-

【難病等】

移動支援事業のうちグループ支援型において難病等を対象としている自治体の割合は、69.3%であった。対象としている障害支援区分等を見ると、「制限なし」75.7%であった。同様に年齢規定をみると、「年齢規定がない」90.3%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」54.4%であった。

図表 136 グループ支援型 難病等の対象適否



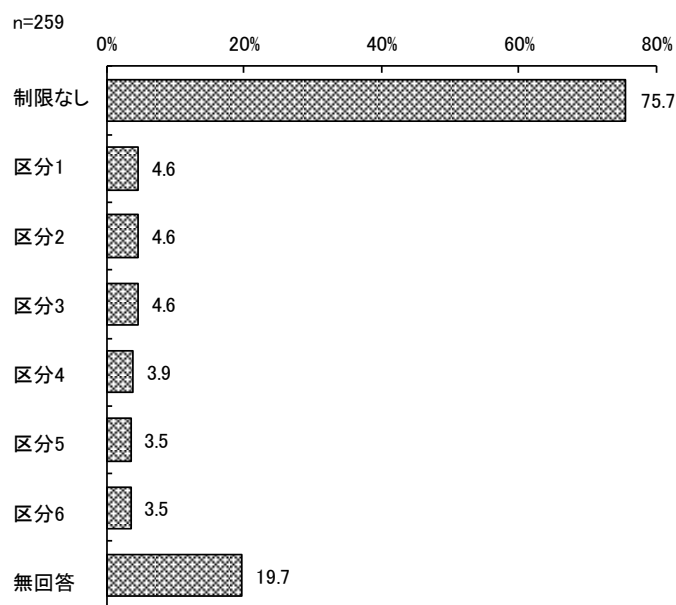
■ 総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	374	109	259	6
	100.0	29.1	69.3	1.6
10,000人未満	92	31	58	3
	100.0	33.7	63.0	3.3
10,000人-50,000 人未満	136	41	94	1
	100.0	30.1	69.1	0.7
50,000人-100,000人未満	64	17	47	-
	100.0	26.6	73.4	-
100,000 人-300,000人未満	55	14	40	1
	100.0	25.5	72.7	1.8
300,000 人-500,000人未満	17	2	14	1
	100.0	11.8	82.4	5.9
500,000 人以上	10	4	6	-
	100.0	40.0	60	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	76	26	47	3
	100.0	34.2	61.8	3.9
1,000 人-5,000人未満	166	51	114	1
	100.0	30.7	68.7	0.6
5,000 人-10,000 人未満	61	14	47	-
	100.0	23.0	77.0	-
10,000人以上	71	18	51	2
	100.0	25.4	71.8	2.8

図表 137 グループ支援型 難病等 障害支援区分等（複数回答）



■ 総人口

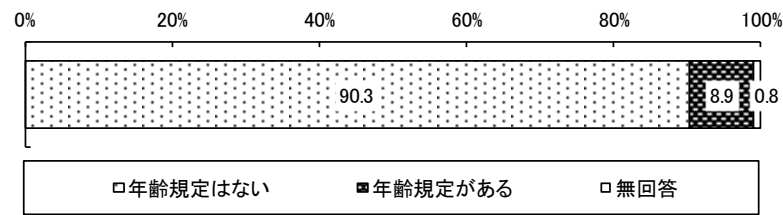
	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	259	196	12	12	12	10	9	9	51
	100.0	75.7	4.6	4.6	4.6	3.9	3.5	3.5	19.7
10,000人未満	58	42	3	3	3	2	2	2	13
	100.0	72.4	5.2	5.2	5.2	3.4	3.4	3.4	22.4
10,000人-50,000 人未満	94	72	5	5	5	4	3	3	17
	100.0	76.6	5.3	5.3	5.3	4.3	3.2	3.2	18.1
50,000人-100,000人未満	47	39	3	3	3	3	3	3	5
	100.0	83.0	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	10.6
100,000 人-300,000人未満	40	28	-	-	-	-	-	-	12
	100.0	70.0	-	-	-	-	-	-	30
300,000 人-500,000人未満	14	11	-	-	-	-	-	-	3
	100.0	78.6	-	-	-	-	-	-	21.4
500,000 人以上	6	4	1	1	1	1	1	1	1
	100.0	66.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	47	33	3	3	3	2	2	2	11
	100.0	70.2	6.4	6.4	6.4	4.3	4.3	4.3	23.4
1,000 人-5,000人未満	114	88	4	4	4	4	3	3	22
	100.0	77.2	3.5	3.5	3.5	3.5	2.6	2.6	19.3
5,000 人-10,000 人未満	47	39	4	4	4	3	3	3	4
	100.0	83.0	8.5	8.5	8.5	6.4	6.4	6.4	8.5
10,000人以上	51	36	1	1	1	1	1	1	14
	100.0	70.6	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	27.5

図表 138 グループ支援型 難病等 年齢規定の有無

n=259



■ 総人口

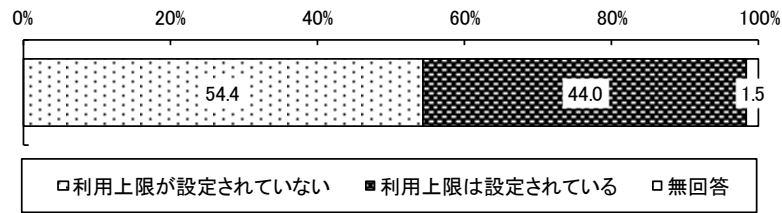
	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	259	234	23	2
	100.0	90.3	8.9	0.8
10,000人未満	58	56	2	-
	100.0	96.6	3.4	-
10,000人-50,000 人未満	94	85	7	2
	100.0	90.4	7.4	2.1
50,000人-100,000人未満	47	41	6	-
	100.0	87.2	12.8	-
100,000 人-300,000人未満	40	33	7	-
	100.0	82.5	17.5	-
300,000 人-500,000人未満	14	14	-	-
	100.0	100.0	-	-
500,000 人以上	6	5	1	-
	100.0	83.3	16.7	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	47	45	2	-
	100.0	95.7	4.3	-
1,000 人-5,000人未満	114	104	8	2
	100.0	91.2	7.0	1.8
5,000 人-10,000 人未満	47	42	5	-
	100.0	89.4	10.6	-
10,000人以上	51	43	8	-
	100.0	84.3	15.7	-

図表 139 グループ支援型 難病等 利用上限の設定

n=259



■総人口

	調査数	て利用 ない 上限 が 設定 され	て利用 する 上限 は 設定 され	無 回 答
全 体	259	141	114	4
	100.0	54.4	44.0	1.5
10,000人未満	58	42	15	1
	100.0	72.4	25.9	1.7
10,000人-50,000 人未満	94	57	36	1
	100.0	60.6	38.3	1.1
50,000人-100,000人未満	47	24	22	1
	100.0	51.1	46.8	2.1
100,000 人-300,000人未満	40	15	24	1
	100.0	37.5	60.0	2.5
300,000 人-500,000人未満	14	2	12	-
	100.0	14.3	85.7	-
500,000 人以上	6	1	5	-
	100.0	16.7	83.3	-

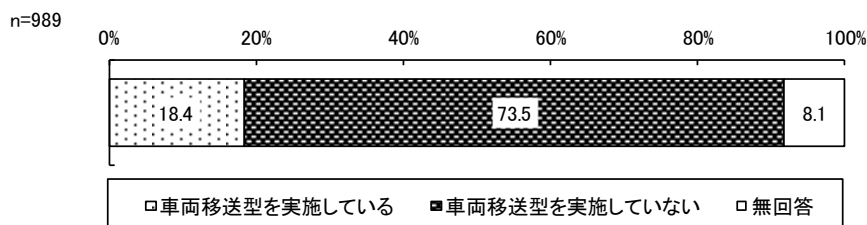
■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	47	35	11	1
	100.0	74.5	23.4	2.1
1,000 人-5,000人未満	114	67	46	1
	100.0	58.8	40.4	0.9
5,000 人-10,000 人未満	47	25	21	1
	100.0	53.2	44.7	2.1
10,000人以上	51	14	36	1
	100.0	27.5	70.6	2.0

③車両移送型

移動支援事業のうち車両移送型を実施している自治体は、18.4%であった。

図表 140 車両移送型の実施状況



■総人口

	調査数	い車両移送型を実施している	い車両移送型を実施していない	無回答
全 体	989	182	727	80
	100.0	18.4	73.5	8.1
10,000人未満	219	35	154	30
	100.0	16.0	70.3	13.7
10,000人-50,000 人未満	413	81	303	29
	100.0	19.6	73.4	7.0
50,000人-100,000人未満	160	23	124	13
	100.0	14.4	77.5	8.1
100,000 人-300,000人未満	135	33	95	7
	100.0	24.4	70.4	5.2
300,000 人-500,000人未満	36	7	29	-
	100.0	19.4	80.6	-
500,000 人以上	26	3	22	1
	100.0	11.5	84.6	3.8

■障害者手帳等実所持者数合計

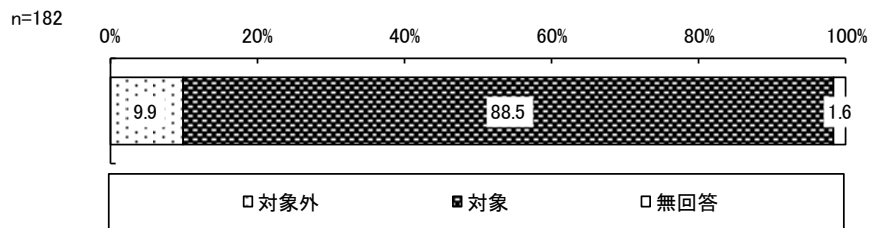
1,000 人未満	192	32	136	24
	100.0	16.7	70.8	12.5
1,000 人-5,000人未満	458	85	340	33
	100.0	18.6	74.2	7.2
5,000 人-10,000 人未満	170	26	128	16
	100.0	15.3	75.3	9.4
10,000人以上	166	39	121	6
	100.0	23.5	72.9	3.6

【障害児】

移動支援事業のうち車両移送型において障害児を対象として実施している自治体は、88.5%であった。障害児の年齢規定については、「年齢規定がない」84.5%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」56.5%であった。

図表 141 車両移送型 障害児の対象適否



■総人口

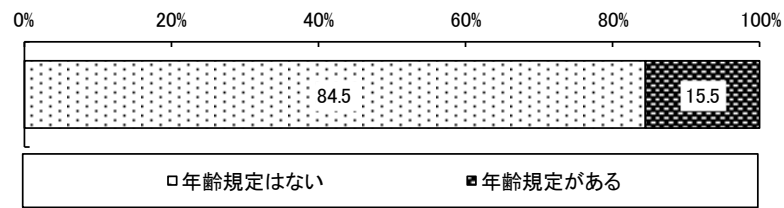
	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	182	18	161	3
	100.0	9.9	88.5	1.6
10,000人未満	35	4	30	1
	100.0	11.4	85.7	2.9
10,000人-50,000 人未満	81	4	77	-
	100.0	4.9	95.1	-
50,000人-100,000人未満	23	3	19	1
	100.0	13.0	82.6	4.3
100,000 人-300,000人未満	33	6	26	1
	100.0	18.2	78.8	3
300,000 人-500,000人未満	7	-	7	-
	100.0	-	100	-
500,000 人以上	3	1	2	-
	100.0	33.3	66.7	-

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	32	4	27	1
	100.0	12.5	84.4	3.1
1,000 人-5,000人未満	85	5	79	1
	100.0	5.9	92.9	1.2
5,000 人-10,000 人未満	26	3	23	-
	100.0	11.5	88.5	-
10,000人以上	39	6	32	1
	100.0	15.4	82.1	2.6

図表 142 車両移送型 障害児 年齢規定の有無

n=161



■ 総人口

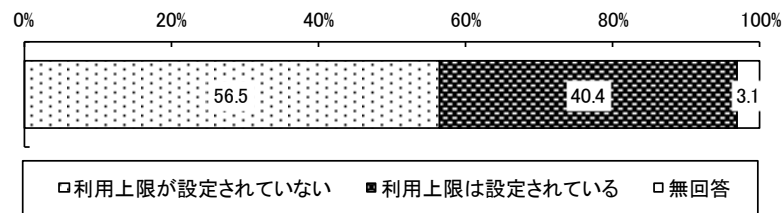
	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	161	136	25	—
	100.0	84.5	15.5	—
10,000人未満	30	30	—	—
	100.0	100.0	—	—
10,000人-50,000 人未満	77	60	17	—
	100.0	77.9	22.1	—
50,000人-100,000人未満	19	15	4	—
	100.0	78.9	21.1	—
100,000 人-300,000人未満	26	22	4	—
	100.0	84.6	15.4	—
300,000 人-500,000人未満	7	7	—	—
	100.0	100.0	—	—
500,000 人以上	2	2	—	—
	100.0	100.0	—	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	27	27	—	—
	100.0	100.0	—	—
1,000 人-5,000人未満	79	63	16	—
	100.0	79.7	20.3	—
5,000 人-10,000 人未満	23	17	6	—
	100.0	73.9	26.1	—
10,000人以上	32	29	3	—
	100.0	90.6	9.4	—

図表 143 車両移送型 障害児 利用上限の設定

n=161



■ 総人口

	調査数	利用上限が設定されていない	利用上限は設定されている	無回答
全 体	161	91	65	5
	100.0	56.5	40.4	3.1
10,000人未満	30	21	8	1
	100.0	70.0	26.7	3.3
10,000人-50,000人未満	77	39	35	3
	100.0	50.6	45.5	3.9
50,000人-100,000人未満	19	10	9	-
	100.0	52.6	47.4	-
100,000人-300,000人未満	26	15	10	1
	100.0	57.7	38.5	3.8
300,000人-500,000人未満	7	4	3	-
	100.0	57.1	42.9	-
500,000人以上	2	2	-	-
	100.0	100.0	-	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	利用上限が設定されていない	利用上限は設定されている	無回答
1,000人未満	27	17	9	1
	100.0	63.0	33.3	3.7
1,000人-5,000人未満	79	44	33	2
	100.0	55.7	41.8	2.5
5,000人-10,000人未満	23	10	12	1
	100.0	43.5	52.2	4.3
10,000人以上	32	20	11	1
	100.0	62.5	34.4	3.1

【身体障害】

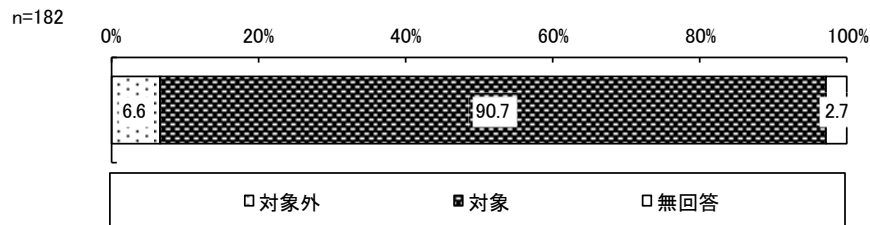
移動支援事業のうち車両移送型において身体障害を対象としている自治体の割合は、90.7%であった。対象としている障害支援区分等をみると、「制限なし」78.8%であった。同様に年齢規定をみると、「年齢規定はない」87.9%であった。

障害の部位についてみると、「部位での制限なし」45.6%、「肢体不自由」38.2%、「視覚障害」23.5%の順に多くなっていた。

身体障害者手帳の等級については、「等級での制限なし」42.6%、「1級」44.1%、「2級」36.8%の順に多くなっていた。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」55.8%であった。

図表 144 車両移送型 身体障害の対象適否



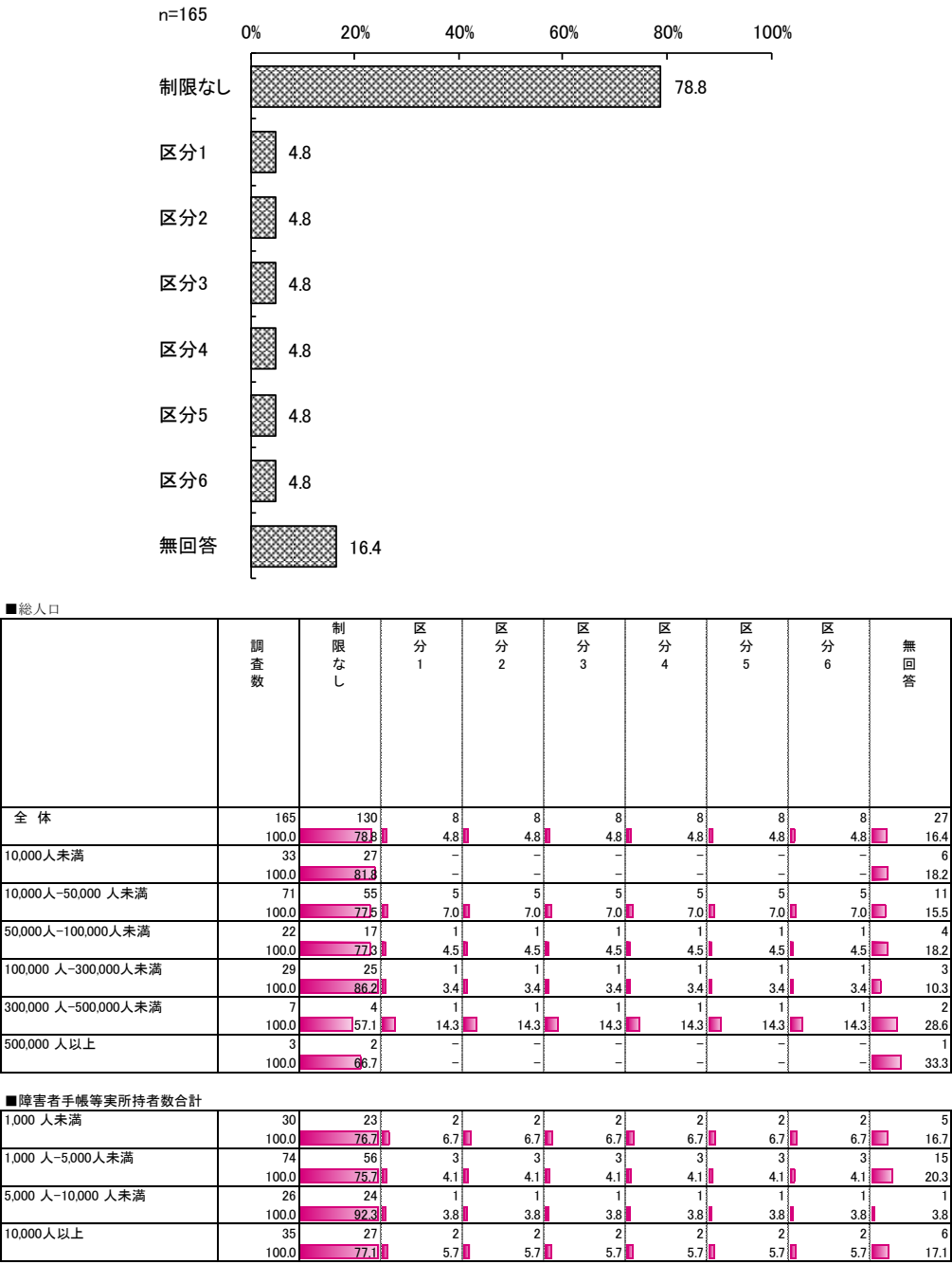
■総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	182	12	165	5
	100.0	6.6	90.7	2.7
10,000人未満	35	1	33	1
	100.0	2.9	94.3	2.9
10,000人-50,000人未満	81	7	71	3
	100.0	8.6	87.7	3.7
50,000人-100,000人未満	23	-	22	1
	100.0	-	95.7	4.3
100,000人-300,000人未満	33	4	29	-
	100.0	12.1	87.9	-
300,000人-500,000人未満	7	-	7	-
	100.0	-	100	-
500,000人以上	3	-	3	-
	100.0	-	100	-

■障害者手帳等実所持者数合計

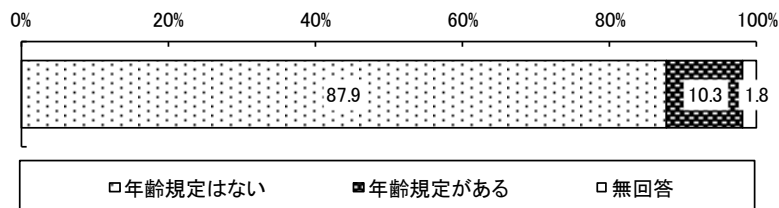
	調査数	対象外	対象	無回答
1,000人未満	32	1	30	1
	100.0	3.1	93.8	3.1
1,000人-5,000人未満	85	7	74	4
	100.0	8.2	87.1	4.7
5,000人-10,000人未満	26	-	26	-
	100.0	-	100.0	-
10,000人以上	39	4	35	-
	100.0	10.3	89.7	-

図表 145 車両移送型 身体障害 障害支援区分等（複数回答）



図表 146 車両移送型 身体障害 年齢規定の有無

n=165



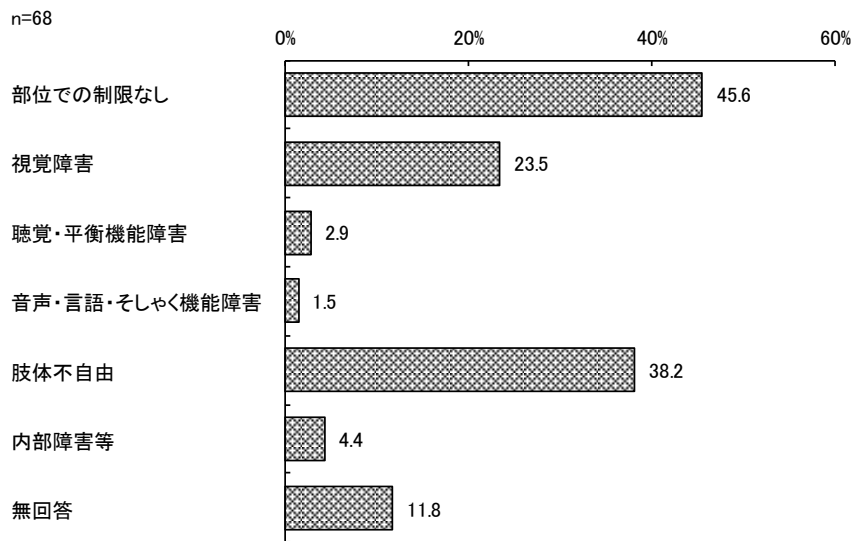
■ 総人口

	調査数	年 齢 規 定 は な い	年 齢 規 定 が あ る	無 回 答
全 体	165	145	17	3
	100.0	87.9	10.3	1.8
10,000人未満	33	31	1	1
	100.0	93.9	3.0	3.0
10,000人-50,000 人未満	71	65	4	2
	100.0	91.5	5.6	2.8
50,000人-100,000人未満	22	20	2	-
	100.0	90.9	9.1	-
100,000 人-300,000人未満	29	21	8	-
	100.0	72.4	27.6	-
300,000 人-500,000人未満	7	6	1	-
	100.0	85.7	14.3	-
500,000 人以上	3	2	1	-
	100.0	66.7	33.3	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	30	28	1	1
	100.0	93.3	3.3	3.3
1,000 人-5,000人未満	74	69	3	2
	100.0	93.2	4.1	2.7
5,000 人-10,000 人未満	26	21	5	-
	100.0	80.8	19.2	-
10,000人以上	35	27	8	-
	100.0	77.1	22.9	-

図表 147 車両移送型 身体障害 障害部位（複数回答）



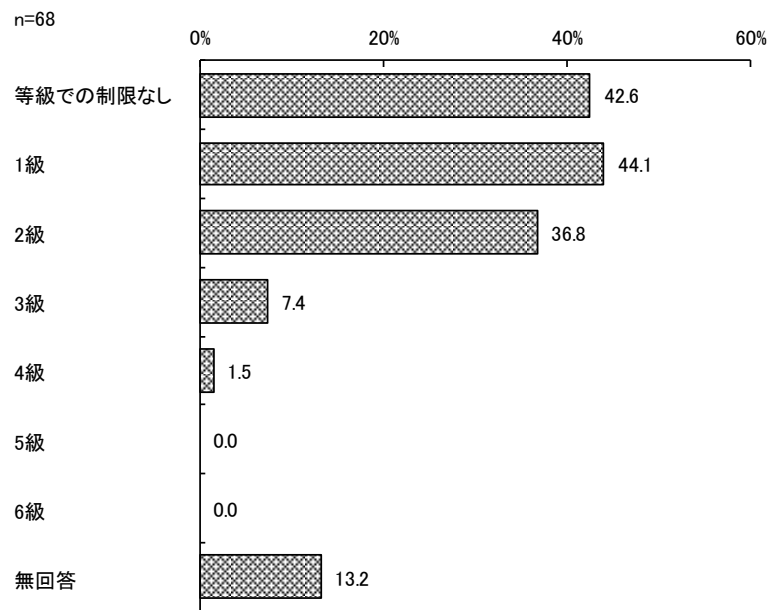
■総人口

	調査数	部位での制限なし	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害等	無回答
全 体	68	31	16	2	1	26	3	8
	100.0	45.6	23.5	2.9	1.5	38.2	4.4	11.8
10,000人未満	10	8	1	-	-	-	-	1
	100.0	80.0	10.0	-	-	-	-	10.0
10,000人-50,000人未満	30	13	8	2	1	12	3	3
	100.0	43.3	26.7	6.7	3.3	40.0	10.0	10.0
50,000人-100,000人未満	11	5	2	-	-	5	-	1
	100.0	45.5	18.2	-	-	45.5	-	9.1
100,000人-300,000人未満	15	5	5	-	-	8	-	2
	100.0	33.3	33.3	-	-	53.3	-	13.3
300,000人-500,000人未満	2	-	-	-	-	1	-	1
	100.0	-	-	-	-	50.0	-	50
500,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	11	8	2	-	-	1	-	1
	100.0	72.7	18.2	-	-	9.1	-	9.1
1,000人-5,000人未満	29	13	5	2	1	12	3	3
	100.0	44.8	17.2	6.9	3.4	41.4	10.3	10.3
5,000人-10,000人未満	13	6	4	-	-	5	-	1
	100.0	46.2	30.8	-	-	38.5	-	7.7
10,000人以上	15	4	5	-	-	8	-	3
	100.0	26.7	33.3	-	-	53.3	-	20.0

図表 148 車両移送型 身体障害 身体障害者手帳の等級（複数回答）



■総人口

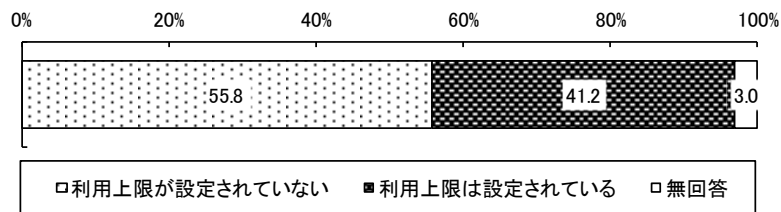
	調査数	等級での制限なし	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答
全 体	68	29	30	25	5	1	—	—	9
	100.0	42.6	44.1	36.8	7.4	1.5	—	—	13.2
10,000人未満	10	6	3	3	—	—	—	—	1
	100.0	60.0	30.0	30.0	—	—	—	—	10.0
10,000人-50,000 人未満	30	16	10	8	1	—	—	—	4
	100.0	53.3	33.3	26.7	3.3	—	—	—	13.3
50,000人-100,000人未満	11	4	6	5	1	1	—	—	1
	100.0	36.4	54.5	45.5	9.1	9.1	—	—	9.1
100,000 人-300,000人未満	15	3	10	8	2	—	—	—	2
	100.0	20.0	66.7	53.3	13.3	—	—	—	13.3
300,000 人-500,000人未満	2	—	1	1	1	—	—	—	1
	100.0	—	50.0	50.0	50.0	—	—	—	50
500,000 人以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	11	8	2	2	—	—	—	—	1
	100.0	72.7	18.2	18.2	—	—	—	—	9.1
1,000 人-5,000人未満	29	14	11	10	1	—	—	—	4
	100.0	48.3	37.9	34.5	3.4	—	—	—	13.8
5,000 人-10,000 人未満	13	4	8	5	1	1	—	—	1
	100.0	30.8	61.5	38.5	7.7	7.7	—	—	7.7
10,000人以上	15	3	9	8	3	—	—	—	3
	100.0	20.0	60.0	53.3	20.0	—	—	—	20.0

図表 149 車両移送型 身体障害 利用上限の設定

n=165



■ 総人口

	調査数	利用上限が設定されていない (%)	利用上限は設定されている (%)	無回答 (%)
全 体	165	92	68	5
	100.0	55.8	41.2	3.0
10,000人未満	33	22	10	1
	100.0	66.7	30.3	3.0
10,000人-50,000人未満	71	38	30	3
	100.0	53.5	42.3	4.2
50,000人-100,000人未満	22	11	11	—
	100.0	50.0	50.0	—
100,000人-300,000人未満	29	14	15	—
	100.0	48.3	51.7	—
300,000人-500,000人未満	7	4	2	1
	100.0	57.1	28.6	14.3
500,000人以上	3	3	—	—
	100.0	100.0	—	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

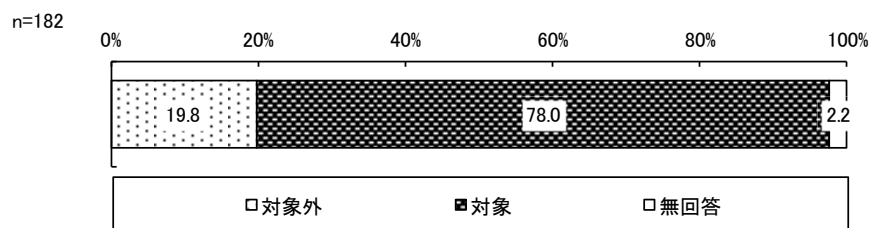
1,000人未満	30	18	11	1
	100.0	60.0	36.7	3.3
1,000人-5,000人未満	74	42	29	3
	100.0	56.8	39.2	4.1
5,000人-10,000人未満	26	13	13	—
	100.0	50.0	50.0	—
10,000人以上	35	19	15	1
	100.0	54.3	42.9	2.9

【知的障害】

移動支援事業のうち車両移送型において知的障害を対象としている自治体の割合は、78.0%であった。対象としている障害支援区分等を見ると、「制限なし」73.2%であった。同様に年齢規定を見ると、「年齢規定はない」87.3%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」55.6%であった。

図表 150 車両移送型 知的障害の対象適否



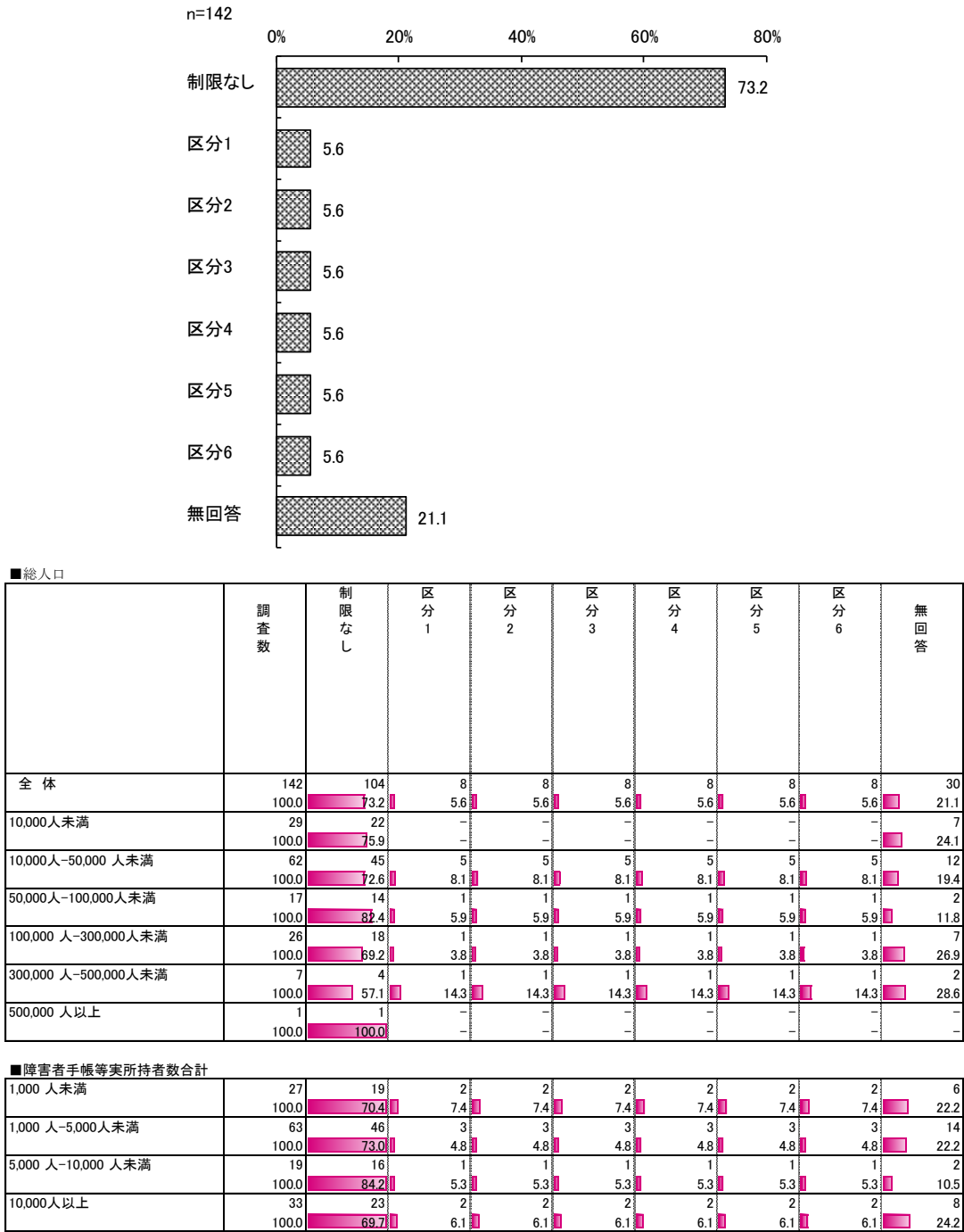
■ 総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全体	182	36	142	4
	100.0	19.8	78.0	2.2
10,000人未満	35	5	29	1
	100.0	14.3	82.9	2.9
10,000人～50,000人未満	81	17	62	2
	100.0	21.0	76.5	2.5
50,000人～100,000人未満	23	5	17	1
	100.0	21.7	73.9	4.3
100,000人～300,000人未満	33	7	26	—
	100.0	21.2	78.8	—
300,000人～500,000人未満	7	—	7	—
	100.0	—	100.0	—
500,000人以上	3	2	1	—
	100.0	66.7	33.3	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

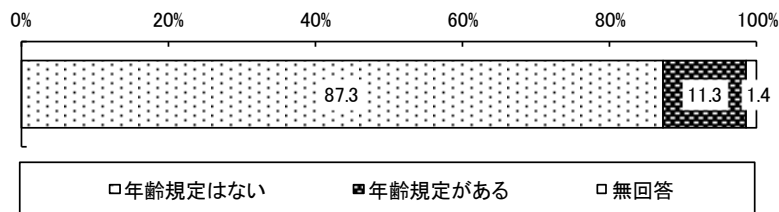
1,000人未満	32	4	27	1
	100.0	12.5	84.4	3.1
1,000人～5,000人未満	85	19	63	3
	100.0	22.4	74.1	3.5
5,000人～10,000人未満	26	7	19	—
	100.0	26.9	73.1	—
10,000人以上	39	6	33	—
	100.0	15.4	84.6	—

図表 151 車両移送型 知的障害 障害支援区分等（複数回答）



図表 152 車両移送型 知的障害 年齢規定の有無

n=142



■ 総人口

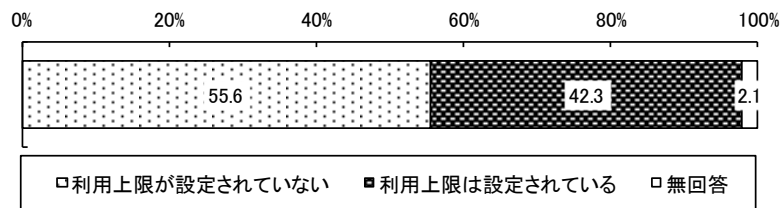
	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	142	124	16	2
	100.0	87.3	11.3	1.4
10,000人未満	29	29	—	—
	100.0	100.0	—	—
10,000人-50,000 人未満	62	55	5	2
	100.0	88.7	8.1	3.2
50,000人-100,000人未満	17	15	2	—
	100.0	88.2	11.8	—
100,000 人-300,000人未満	26	19	7	—
	100.0	73.1	26.9	—
300,000 人-500,000人未満	7	6	1	—
	100.0	85.7	14.3	—
500,000 人以上	1	—	1	—
	100.0	—	100	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	27	27	—	—
	100.0	100.0	—	—
1,000 人-5,000人未満	63	57	4	2
	100.0	90.5	6.3	3.2
5,000 人-10,000 人未満	19	15	4	—
	100.0	78.9	21.1	—
10,000人以上	33	25	8	—
	100.0	75.8	24.2	—

図表 153 車両移送型 知的障害 利用上限の設定

n=142



■ 総人口

	調査数	利用上限が設定されていない	利用上限は設定されている	無回答
全 体	142	79	60	3
	100.0	55.6	42.3	2.1
10,000人未満	29	20	8	1
	100.0	69.0	27.6	3.4
10,000人-50,000 人未満	62	32	28	2
	100.0	51.6	45.2	3.2
50,000人-100,000人未満	17	9	8	—
	100.0	52.9	47.1	—
100,000 人-300,000人未満	26	13	13	—
	100.0	50.0	50.0	—
300,000 人-500,000人未満	7	4	3	—
	100.0	57.1	42.9	—
500,000 人以上	1	1	—	—
	100.0	100.0	—	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	27	17	9	1
	100.0	63.0	33.3	3.7
1,000 人-5,000人未満	63	36	25	2
	100.0	57.1	39.7	3.2
5,000 人-10,000 人未満	19	9	10	—
	100.0	47.4	52.6	—
10,000人以上	33	17	16	—
	100.0	51.5	48.5	—

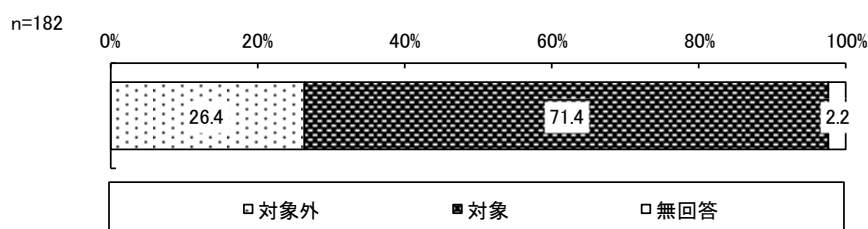
【精神障害】

移動支援事業のうち車両移送型において精神障害を対象としている自治体の割合は、71.4%であった。対象としている障害支援区分等をみると、「制限なし」70.8%であった。同様に年齢規定をみると、「年齢規定はない」86.9%であった。

障害の精神障害者保健福祉手帳の等級については、「等級での制限なし」46.9%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」55.4%であった。

図表 154 車両移送型 精神障害の対象適否



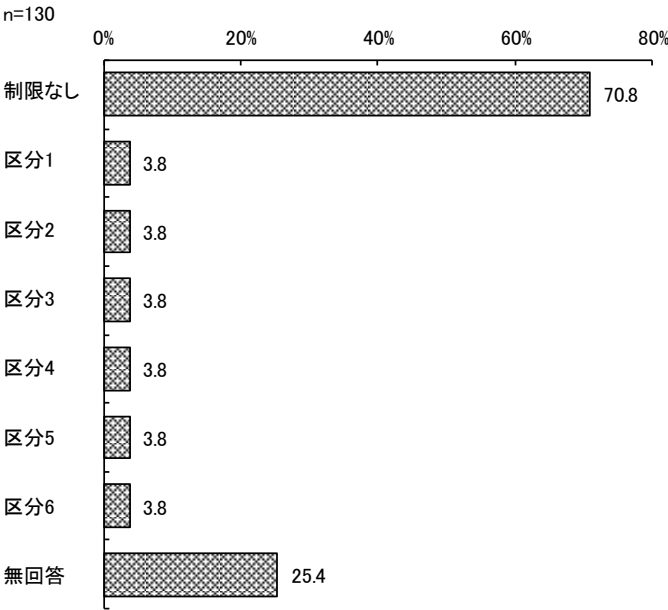
■総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	182	48	130	4
	100.0	26.4	71.4	2.2
10,000人未満	35	6	28	1
	100.0	17.1	80.0	2.9
10,000人-50,000人未満	81	20	59	2
	100.0	24.7	72.8	2.5
50,000人-100,000人未満	23	6	16	1
	100.0	26.1	69.6	4.3
100,000人-300,000人未満	33	13	20	-
	100.0	39.4	60.6	-
300,000人-500,000人未満	7	1	6	-
	100.0	14.3	85.7	-
500,000人以上	3	2	1	-
	100.0	66.7	33.3	-

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	32	5	26	1
	100.0	15.6	81.3	3.1
1,000人-5,000人未満	85	21	61	3
	100.0	24.7	71.8	3.5
5,000人-10,000人未満	26	9	17	-
	100.0	34.6	65.4	-
10,000人以上	39	13	26	-
	100.0	33.3	66.7	-

図表 155 車両移送型 精神障害 障害支援区分等（複数回答）



■総人口

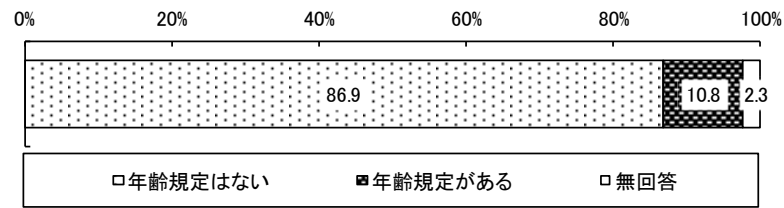
	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	130	92	5	5	5	5	5	5	33
	100.0	70.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	25.4
10,000人未満	28	20	-	-	-	-	-	-	8
	100.0	71.4	-	-	-	-	-	-	28.6
10,000人-50,000人未満	59	41	4	4	4	4	4	4	14
	100.0	69.5	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	23.7
50,000人-100,000人未満	16	12	1	1	1	1	1	1	3
	100.0	75.0	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	18.8
100,000人-300,000人未満	20	16	-	-	-	-	-	-	4
	100.0	80.0	-	-	-	-	-	-	20.0
300,000人-500,000人未満	6	3	-	-	-	-	-	-	3
	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-	50.0
500,000人以上	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	100.0	-	-	-	-	-	-	-	100.0

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	26	18	2	2	2	2	2	2	6
	100.0	69.2	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	23.1
1,000人-5,000人未満	61	42	2	2	2	2	2	2	17
	100.0	68.9	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	27.9
5,000人-10,000人未満	17	13	1	1	1	1	1	1	3
	100.0	76.5	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	17.6
10,000人以上	26	19	-	-	-	-	-	-	7
	100.0	73.1	-	-	-	-	-	-	26.9

図表 156 車両移送型 精神障害 年齢規定の有無

n=130



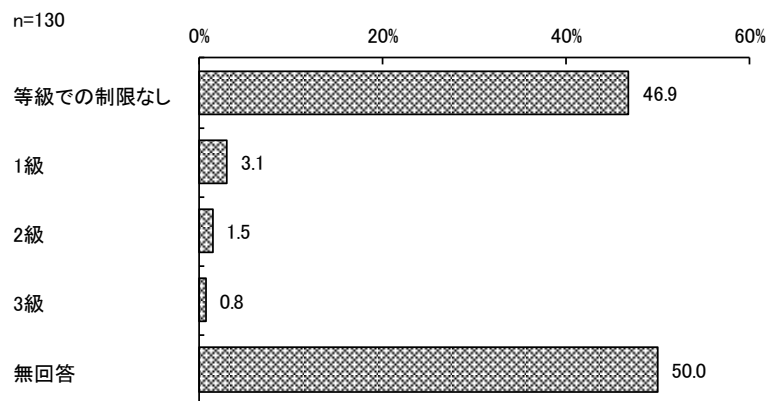
■ 総人口

	調査数	年令規定はない	年令規定がある	無回答
全 体	130	113	14	3
	100.0	86.9	10.8	2.3
10,000人未満	28	26	—	2
	100.0	92.9	—	7.1
10,000人～50,000 人未満	59	52	6	1
	100.0	88.1	10.2	1.7
50,000人～100,000人未満	16	14	2	—
	100.0	87.5	12.5	—
100,000 人～300,000人未満	20	16	4	—
	100.0	80.0	20.0	—
300,000 人～500,000人未満	6	5	1	—
	100.0	83.3	16.7	—
500,000 人以上	1	—	1	—
	100.0	—	100	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	26	24	—	2
	100.0	92.3	—	7.7
1,000 人～5,000人未満	61	55	5	1
	100.0	90.2	8.2	1.6
5,000 人～10,000 人未満	17	13	4	—
	100.0	76.5	23.5	—
10,000人以上	26	21	5	—
	100.0	80.8	19.2	—

図表 157 車両移送型 精神障害 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



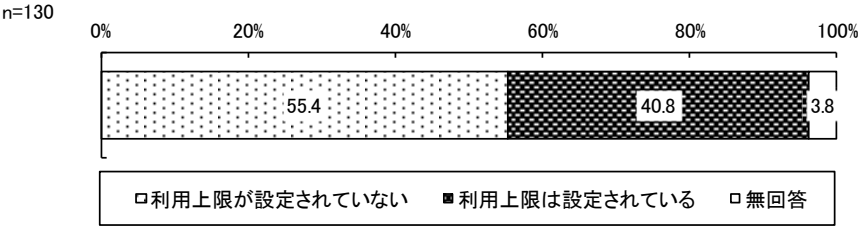
■総人口

	調査数	等級での制限なし	1級	2級	3級	無回答
全 体	130	61	4	2	1	65
	100.0	46.9	3.1	1.5	0.8	50.0
10,000人未満	28	12	2	1	1	14
	100.0	42.9	7.1	3.6	3.6	50.0
10,000人-50,000 人未満	59	32	1	-	-	26
	100.0	54.2	1.7	-	-	44.1
50,000人-100,000人未満	16	7	-	-	-	9
	100.0	43.8	-	-	-	56.3
100,000 人-300,000人未満	20	8	1	1	-	11
	100.0	40.0	5.0	5.0	-	55.0
300,000 人-500,000人未満	6	1	-	-	-	5
	100.0	16.7	-	-	-	83.3
500,000 人以上	1	1	-	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-	-

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	26	10	1	1	1	15
	100.0	38.5	3.8	3.8	3.8	57.7
1,000 人-5,000人未満	61	32	2	-	-	27
	100.0	52.5	3.3	-	-	44.3
5,000 人-10,000 人未満	17	9	-	-	-	8
	100.0	52.9	-	-	-	47.1
10,000人以上	26	10	1	1	-	15
	100.0	38.5	3.8	3.8	-	57.7

図表 158 車両移送型 精神障害 利用上限の設定



■ 総人口				
	調査数	利用上限が設定されていない	利用上限は設定されている	無回答
全 体	130	72	53	5
	100.0	55.4	40.8	3.8
10,000人未満	28	19	6	3
	100.0	67.9	21.4	10.7
10,000人-50,000 人未満	59	29	28	2
	100.0	49.2	47.5	3.4
50,000人-100,000人未満	16	9	7	-
	100.0	56.3	43.8	-
100,000 人-300,000人未満	20	11	9	-
	100.0	55.0	45.0	-
300,000 人-500,000人未満	6	3	3	-
	100.0	50.0	50	-
500,000 人以上	1	1	-	-
	100.0	100.0	-	-

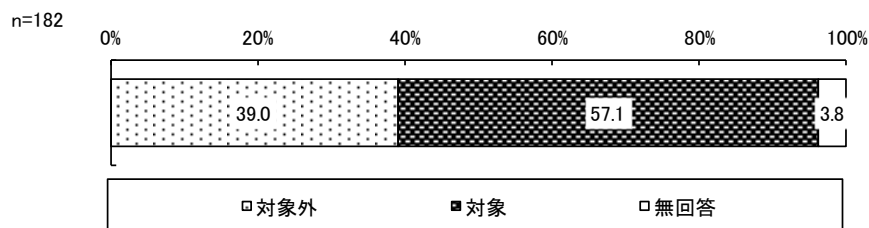
■ 障害者手帳等実所持者数合計				
1,000 人未満	26	16	7	3
	100.0	61.5	26.9	11.5
1,000 人-5,000人未満	61	34	25	2
	100.0	55.7	41.0	3.3
5,000 人-10,000 人未満	17	8	9	-
	100.0	47.1	52.9	-
10,000人以上	26	14	12	-
	100.0	53.8	46.2	-

【難病等】

移動支援事業のうち車両移送型において難病等を対象としている自治体の割合は、57.1%であった。対象としている障害支援区分等をみると、「制限なし」76.0%であった。同様に年齢規定をみると、「年齢規定はない」89.4%であった。

利用上限の設定状況についてみると、「利用上限が設定されていない」56.7%であった。

図表 159 車両移送型 難病等の対象適否



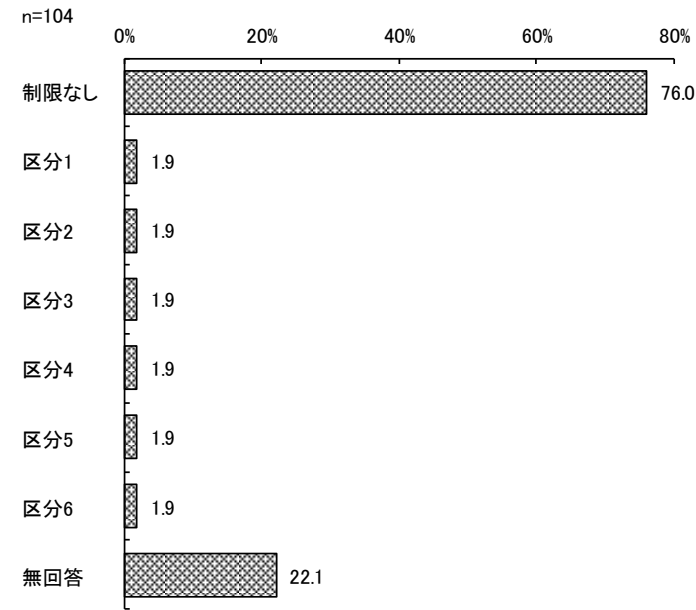
■ 総人口

	調査数	対象外	対象	無回答
全 体	182	71	104	7
	100.0	39.0	57.1	3.8
10,000人未満	35	13	21	1
	100.0	37.1	60.0	2.9
10,000人-50,000人未満	81	32	45	4
	100.0	39.5	55.6	4.9
50,000人-100,000人未満	23	9	13	1
	100.0	39.1	56.5	4.3
100,000人-300,000人未満	33	13	20	-
	100.0	39.4	60.6	-
300,000人-500,000人未満	7	3	4	-
	100.0	42.9	57.1	-
500,000人以上	3	1	1	1
	100.0	33.3	33.3	33.3

■ 障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	対象外	対象	無回答
1,000人未満	32	10	21	1
	100.0	31.3	65.6	3.1
1,000人-5,000人未満	85	36	44	5
	100.0	42.4	51.8	5.9
5,000人-10,000人未満	26	11	15	-
	100.0	42.3	57.7	-
10,000人以上	39	14	24	1
	100.0	35.9	61.5	2.6

図表 160 車両移送型 難病等 障害支援区分等（複数回答）



■総人口

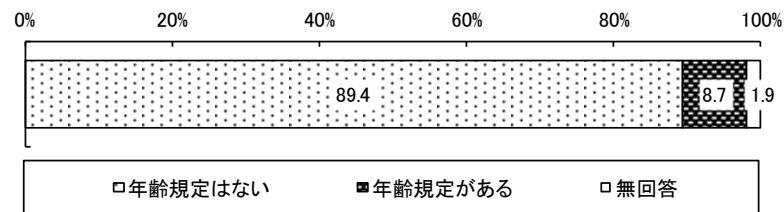
	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	104	79	2	2	2	2	2	2	23
	100.0	76.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	22.1
10,000人未満	21	17	—	—	—	—	—	—	4
	100.0	81.0	—	—	—	—	—	—	19.0
10,000人-50,000人未満	45	33	1	1	1	1	1	1	11
	100.0	73.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	24.4
50,000人-100,000人未満	13	11	1	1	1	1	1	1	1
	100.0	84.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
100,000人-300,000人未満	20	16	—	—	—	—	—	—	4
	100.0	80.0	—	—	—	—	—	—	20.0
300,000人-500,000人未満	4	1	—	—	—	—	—	—	3
	100.0	25.0	—	—	—	—	—	—	75.0
500,000人以上	1	1	—	—	—	—	—	—	—
	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	21	17	—	—	—	—	—	—	4
	100.0	81.0	—	—	—	—	—	—	19.0
1,000人-5,000人未満	44	31	1	1	1	1	1	1	12
	100.0	70.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	27.3
5,000人-10,000人未満	15	13	1	1	1	1	1	1	1
	100.0	86.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
10,000人以上	24	18	—	—	—	—	—	—	6
	100.0	75.0	—	—	—	—	—	—	25.0

図表 161 車両移送型 難病等 年齢規定の有無

n=104



■ 総人口

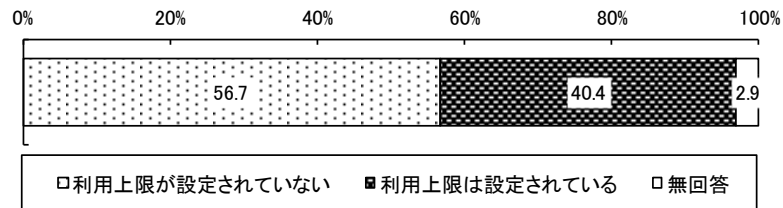
	調査数	年 齢 規 定 は な い	年 齢 規 定 が あ る	無 回 答
全 体	104	93	9	2
	100.0	89.4	8.7	1.9
10,000人未満	21	20	—	1
	100.0	95.2	—	4.8
10,000人～50,000 人未満	45	42	2	1
	100.0	93.3	4.4	2.2
50,000人～100,000人未満	13	12	1	—
	100.0	92.3	7.7	—
100,000 人～300,000人未満	20	15	5	—
	100.0	75.0	25.0	—
300,000 人～500,000人未満	4	4	—	—
	100.0	100.0	—	—
500,000 人以上	1	—	1	—
	100.0	—	100	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	21	20	—	1
	100.0	95.2	—	4.8
1,000 人～5,000人未満	44	42	1	1
	100.0	95.5	2.3	2.3
5,000 人～10,000 人未満	15	12	3	—
	100.0	80.0	20.0	—
10,000人以上	24	19	5	—
	100.0	79.2	20.8	—

図表 162 車両移送型 難病等 利用上限の設定

n=104



■ 総人口

	調査数	利用上限が設定されていない (%)	利用上限は設定されている (%)	無回答 (%)
全 体	104	56.7	40.4	2.9
10,000人未満	21	57.1	33.3	9.5
10,000人-50,000 人未満	45	55.6	42.2	2.2
50,000人-100,000人未満	13	7	6	-
100,000 人-300,000人未満	20	12	8	-
300,000 人-500,000人未満	4	2	2	-
500,000 人以上	1	1	-	-

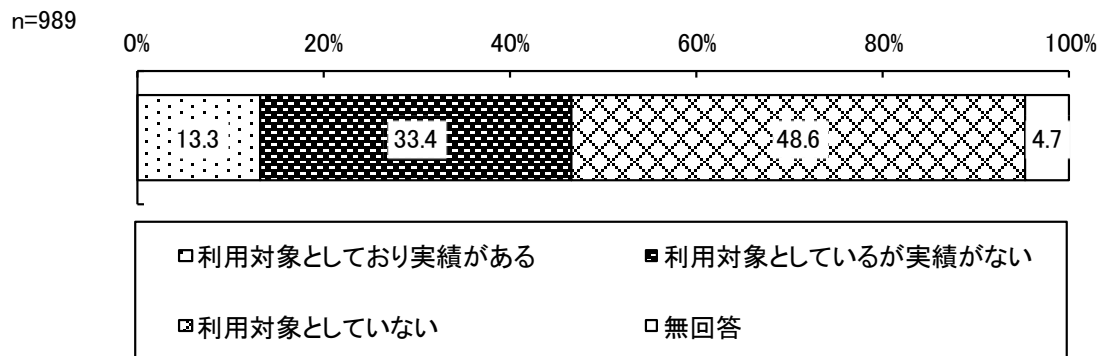
■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	21	11	8	2
1,000 人-5,000人未満	44	26	17	1
5,000 人-10,000 人未満	15	8	7	-
10,000人以上	24	14	10	-

(4) 医療的ケア児への対応状況

移動支援事業において、医療的ケア児を利用対象者としているかみると、「利用対象としており実績がある」13.3%、「利用対象としているが実績がない」33.4%「利用対象としていない」48.6%であった。

図表 163 医療的ケア児を利用対象者としているか



■ 総人口

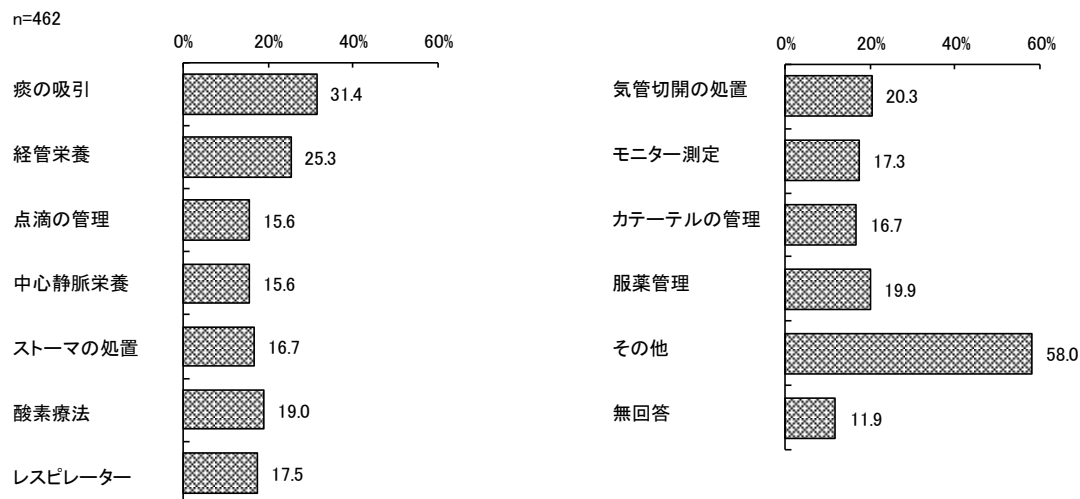
	調査数	利用対象としており実績がある	利用対象としているが実績がない	利用対象としていない	無回答
全 体	989	132	330	481	46
	100.0	13.3	33.4	48.6	4.7
10,000人未満	219	5	48	153	13
	100.0	2.3	21.9	69.9	5.9
10,000人-50,000人未満	413	34	147	217	15
	100.0	8.2	35.6	52.5	3.6
50,000人-100,000人未満	160	24	76	55	5
	100.0	15.0	47.5	34.4	3.1
100,000人-300,000人未満	135	41	46	40	8
	100.0	30.4	34.1	29.6	5.9
300,000人-500,000人未満	36	16	13	6	1
	100.0	44.4	36.1	16.7	2.8
500,000人以上	26	12	-	10	4
	100.0	46.2	-	38.5	15.4

■ 障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	利用対象としており実績がある	利用対象としているが実績がない	利用対象としていない	無回答
1,000人未満	192	7	32	141	12
	100.0	3.6	16.7	73.4	6.3
1,000人-5,000人未満	458	35	173	236	14
	100.0	7.6	37.8	51.5	3.1
5,000人-10,000人未満	170	31	75	56	8
	100.0	18.2	44.1	32.9	4.7
10,000人以上	166	58	49	47	12
	100.0	34.9	29.5	28.3	7.2

医療的ケア児を対象としている場合の具体的な内容は、「痰の吸引」31.4%、「経管栄養」25.3%、「気管切開の処置」20.3%等であった。

図表 164 医療的ケア児を対象としている場合の具体的な内容（複数回答）



■総人口

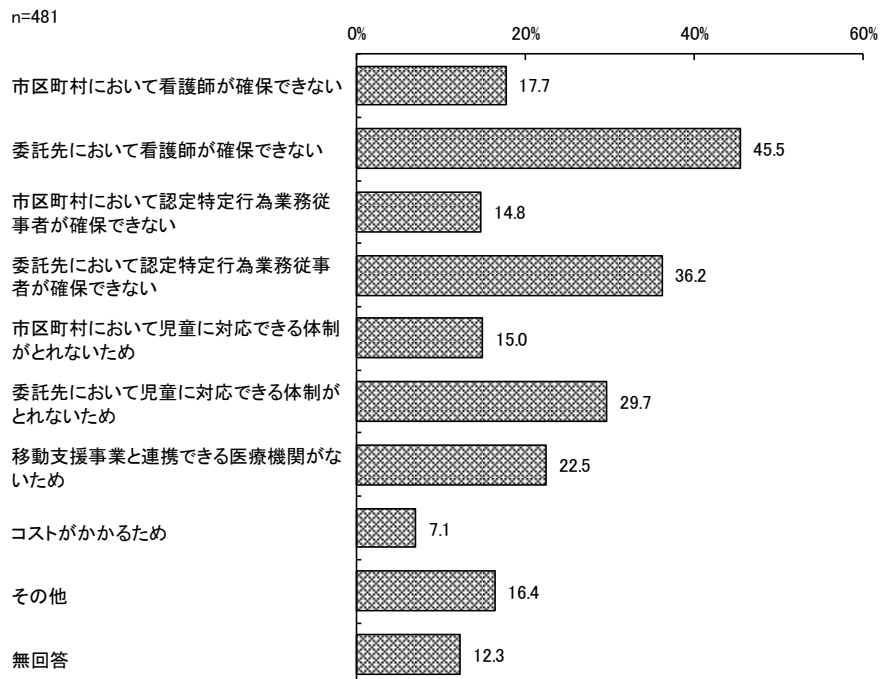
	調査数	痰の吸引	経管栄養	点滴の管理	中心静脈栄養	ストーマの処置	酸素療法	レスピレーター	気管切開の処置	モニター測定	カテーテルの管理	服薬管理	その他	無回答
全 体	462	145	117	72	72	77	88	81	94	80	77	92	268	55
	100.0	31.4	25.3	15.6	15.6	16.7	19.0	17.5	20.3	17.3	16.7	19.9	58.0	11.9
10,000人未満	53	14	11	8	9	8	12	8	9	8	9	10	30	8
	100.0	26.4	20.8	15.1	17.0	15.1	22.6	15.1	17.0	15.1	17.0	18.9	56.6	15.1
10,000人-50,000人未満	181	56	44	31	31	32	35	35	36	33	32	36	102	24
	100.0	30.9	24.3	17.1	17.1	17.7	19.3	19.3	19.9	18.2	17.7	19.9	56.4	13.3
50,000人-100,000人未満	100	32	27	20	19	22	23	19	26	21	19	23	62	8
	100.0	32.0	27.0	20.0	19.0	22.0	23.0	19.0	26.0	21.0	19.0	23.0	62.0	8.0
100,000人-300,000人未満	87	30	24	8	8	10	12	13	17	12	11	14	50	10
	100.0	34.5	27.6	9.2	9.2	11.5	13.8	14.9	19.5	13.8	12.6	16.1	57.5	11.5
300,000人-500,000人未満	29	10	9	5	5	5	5	5	5	5	6	8	15	4
	100.0	34.5	31.0	17.2	17.2	17.2	17.2	17.2	17.2	17.2	20.7	27.6	51.7	13.8
500,000人以上	12	3	2	-	-	-	1	1	1	1	-	1	9	1
	100.0	25.0	16.7	-	-	-	8.3	8.3	8.3	8.3	-	8.3	75.0	8.3

■障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	痰の吸引	経管栄養	点滴の管理	中心静脈栄養	ストーマの処置	酸素療法	レスピレーター	気管切開の処置	モニター測定	カテーテルの管理	服薬管理	その他	無回答
1,000人未満	39	10	6	6	5	6	6	5	5	6	5	8	23	6
	100.0	25.6	15.4	15.4	12.8	15.4	15.4	12.8	12.8	15.4	12.8	20.5	59.0	15.4
1,000人-5,000人未満	208	57	47	32	34	34	41	37	40	35	34	38	123	27
	100.0	27.4	22.6	15.4	16.3	16.3	19.7	17.8	19.2	16.8	16.3	18.3	59.1	13.0
5,000人-10,000人未満	106	37	30	19	18	20	21	18	27	19	20	22	59	12
	100.0	34.9	28.3	17.9	17.0	18.9	19.8	17.0	25.5	17.9	18.9	20.8	55.7	11.3
10,000人以上	107	40	33	14	14	16	19	20	21	19	17	23	61	10
	100.0	37.4	30.8	13.1	13.1	15.0	17.8	18.7	19.6	17.8	15.9	21.5	57.0	9.3

医療的ケア児を対象としていない場合の理由をみると「委託先において看護師が確保できない」45.5%、「委託先において認定特定行為業務従事者が確保できない」36.2%、「委託先において児童に対応できる体制がとれないため」29.7%、「移動支援事業と連携できる医療機関がないため」22.5%の順に多くなっていた。

図表 165 利用対象としていない場合の理由（複数回答）



■総人口

	調査数	市区町村において看護師が確保できない	委託先において看護師が確保できない	市区町村において認定特定行為業務従事者が確保できない	委託先において認定特定行為業務従事者が確保できない	市区町村において児童に対応できる体制がとれないため	委託先において児童に対応できる体制がとれないため	移動支援事業と連携できる医療機関がないため	コストがかかるため	その他	無回答
全 体	481	85	219	71	174	72	143	108	34	79	59
	100.0	17.7	45.5	14.8	36.2	15.0	29.7	22.5	7.1	16.4	12.3
10,000人未満	153	40	61	36	49	40	38	38	9	21	20
	100.0	26.1	39.9	23.5	32.0	26.1	24.8	24.8	5.9	13.7	13.1
10,000人～50,000人未満	217	37	107	26	86	22	69	45	15	32	26
	100.0	17.1	49.3	12.0	39.6	10.1	31.8	20.7	6.9	14.7	12.0
50,000人～100,000人未満	55	3	30	4	23	5	21	14	6	13	4
	100.0	5.5	54.5	7.3	41.8	9.1	38.2	25.5	10.9	23.6	7.3
100,000人～300,000人未満	40	4	17	3	13	3	10	9	4	7	7
	100.0	10.0	42.5	7.5	32.5	7.5	25.0	22.5	10.0	17.5	17.5
300,000人～500,000人未満	6	—	1	—	—	—	1	—	—	2	2
	100.0	—	16.7	—	—	—	16.7	—	—	33.3	33.3
500,000人以上	10	1	3	2	3	2	4	2	—	4	—
	100.0	10.0	30.0	20.0	30.0	20.0	40.0	20.0	—	40.0	—

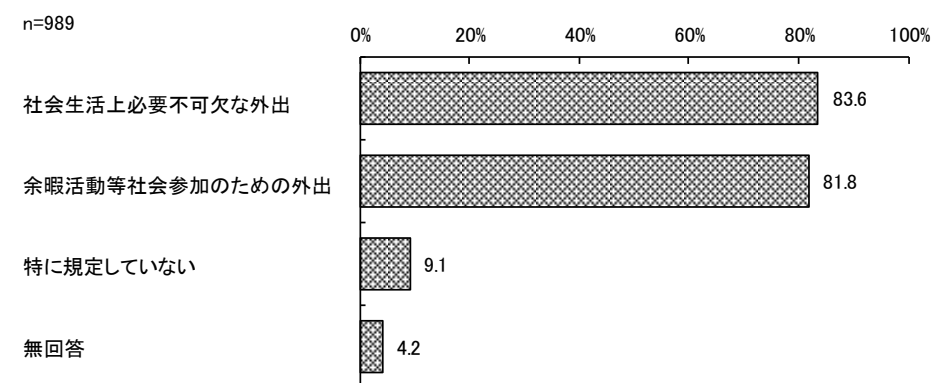
■障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	市区町村において看護師が確保できない	委託先において看護師が確保できない	市区町村において認定特定行為業務従事者が確保できない	委託先において認定特定行為業務従事者が確保できない	市区町村において児童に対応できる体制がとれないため	委託先において児童に対応できる体制がとれないため	移動支援事業と連携できる医療機関がないため	コストがかかるため	その他	無回答
1,000人未満	141	36	57	32	47	34	35	34	12	20	21
	100.0	25.5	40.4	22.7	33.3	24.1	24.8	24.1	8.5	14.2	14.9
1,000人～5,000人未満	236	40	117	31	94	27	77	55	14	34	26
	100.0	16.9	49.6	13.1	39.8	11.4	32.6	23.3	5.9	14.4	11.0
5,000人～10,000人未満	56	4	28	4	21	6	17	11	4	12	5
	100.0	7.1	50.0	7.1	37.5	10.7	30.4	19.6	7.1	21.4	8.9
10,000人以上	47	5	17	4	12	5	14	8	4	12	7
	100.0	10.6	36.2	8.5	25.5	10.6	29.8	17.0	8.5	25.5	14.9

(5) 利用目的の規定

利用目的として認めている内容をみると、「社会生活上必要不可欠な外出」83.6%、「余暇活動等社会参加のための外出」81.8%、「特に規定していない」は9.1%であった。

図表 166 利用目的として認めている内容（複数回答）



■総人口

	調査数	社会生活上必要不可欠な外出	余暇活動等社会参加のための外出	特に規定していない	無回答
全 体	989	827	809	90	42
	100.0	83.6	81.8	9.1	4.2
10,000人未満	219	148	132	48	20
	100.0	67.6	60.3	21.9	9.1
10,000人-50,000人未満	413	355	350	34	13
	100.0	86.0	84.7	8.2	3.1
50,000人-100,000人未満	160	147	144	4	5
	100.0	91.9	90.0	2.5	3.1
100,000人-300,000人未満	135	119	125	3	3
	100.0	88.1	92.6	2.2	2.2
300,000人-500,000人未満	36	35	36	-	-
	100.0	97.2	100.0	-	-
500,000人以上	26	23	22	1	1
	100.0	88.5	84.6	3.8	3.8

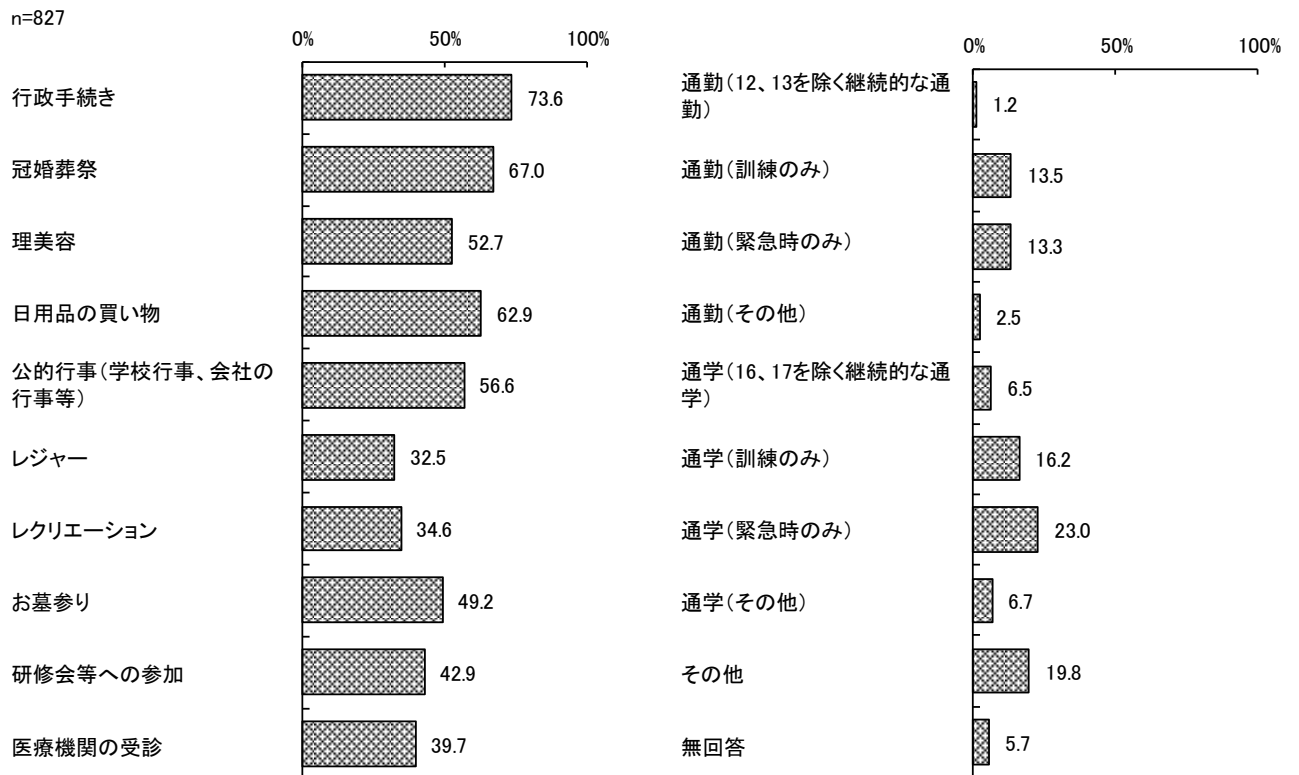
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	192	126	110	44	19
	100.0	65.6	57.3	22.9	9.9
1,000人-5,000人未満	458	396	394	35	13
	100.0	86.5	86.0	7.6	2.8
5,000人-10,000人未満	170	151	150	8	7
	100.0	88.8	88.2	4.7	4.1
10,000人以上	166	151	152	3	3
	100.0	91.0	91.6	1.8	1.8

【社会生活上必要不可欠な外出】

社会生活上必要不可欠な外出について認めている具体的内容をみると、「行政手続き」73.6%、「冠婚葬祭」67.0%、「日用品の買い物」62.9%等が多くなっていた。

図表 167 社会生活上必要不可欠な外出の具体的内容（複数回答）



■総人口	調査数	行政手続き	冠婚葬祭	理美容	日用品の買い物	公的行事（学校行事、会社の行事等）	レジャー	レクリエーション	お墓参り	研修会等への参加	医療機関の受診
全 体	827 100.0	609 73.6	554 67.0	436 52.7	520 62.9	468 56.6	269 32.5	286 34.6	407 49.2	355 42.9	328 39.7
10,000人未満	148 100.0	89 60.1	75 50.7	56 37.8	75 50.7	71 48.0	37 25.0	40 27.0	54 36.5	46 31.1	62 41.9
10,000人～50,000 人未満	355 100.0	267 75.2	235 66.2	189 53.2	228 64.2	204 57.5	118 33.2	132 37.2	172 48.5	160 45.1	148 41.7
50,000人～100,000人未満	147 100.0	114 77.6	108 73.5	79 53.7	102 69.4	84 57.1	54 36.7	54 36.7	83 56.5	68 46.3	51 34.7
100,000 人～300,000人未満	119 100.0	96 80.7	93 78.2	79 66.4	82 68.9	75 63.0	43 36.1	45 37.8	70 58.8	58 48.7	42 35.3
300,000 人～500,000人未満	35 100.0	23 65.7	26 74.3	22 62.9	21 60.0	20 57.1	12 34.3	11 31.4	19 54.3	14 40.0	10 28.6
500,000 人以上	23 100.0	20 87.0	17 73.9	11 47.8	12 52.2	14 60.9	5 21.7	4 17.4	9 39.1	9 39.1	15 65.2

前年比増減率(%)												
1,000 人未満	126	74	62	45	64	61	30	31	45	37	55	
	100.0	58.7	49.2	35.7	50.8	48.4	23.8	24.6	35.7	29.4	43.7	
1,000 人-5,000人未満	396	295	264	208	254	224	131	147	191	175	168	
	100.0	74.5	66.7	52.5	64.1	56.6	33.1	37.1	48.2	44.2	42.4	
5,000 人-10,000 人未満	151	118	108	89	103	87	55	56	88	74	49	
	100.0	78.1	71.5	58.9	68.2	57.6	36.4	37.1	58.3	49.0	32.5	
10,000人以上	151	119	118	93	98	94	52	51	81	68	56	
	100.0	78.8	78.1	61.6	64.9	62.3	34.4	33.8	53.6	45.0	37.1	

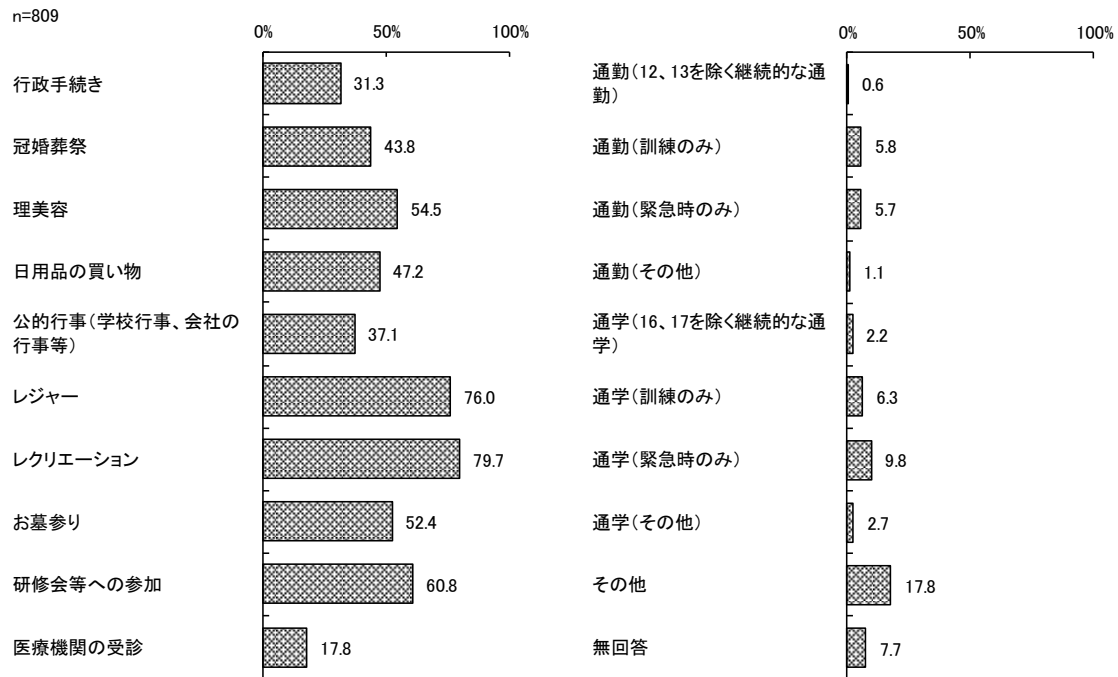
無回答	その他	通学（その他）	通学（緊急時のみ）	通学（訓練のみ）	通学（16、17を除く継続的な通学）	通学（その他）	通学（緊急時のみ）	通学（訓練のみ）	通学（12、13を除く継続的な通学）
47.5	164.19.8	55.67	190.23.0	134.16.2	54.6.5	21.2.5	110.13.3	112.13.5	10.1.2
5.7	31.17	6	20	18	13	2	13	13	4
11.5	20.9	4.1	13.5	12.2	8.8	1.4	8.8	8.8	2.7
21.6	64	22	73	52	19	10	45	47	1
59.9	18.0	6.2	20.6	14.6	5.4	2.8	12.7	13.2	0.3
5	28	8	39	28	5	4	19	20	2
34.5	19.0	5.4	26.5	19.0	3.4	2.7	12.9	13.6	1.4
2	24	14	42	26	7	2	24	22	2
1.7	20.2	11.8	35.3	21.8	5.9	1.7	20.2	18.5	1.7
2	10	2	11	6	4	1	5	6	-
5.7	28.6	5.7	31.4	17.1	11.4	2.9	14.3	17.1	-
-	7	3	5	4	6	2	4	4	1
-	30.4	13.0	21.7	17.4	26.1	8.7	17.4	17.4	4.3

3	11	10	2	9	14	16	4	28	16
2.4	8.7	7.9	1.6	7.1	11.1	12.7	3.2	22.2	12.7
3	57	53	12	23	64	84	27	71	23
0.8	14.4	13.4	3.0	5.8	16.2	21.2	6.8	17.9	5.8
1	16	19	3	5	28	44	10	33	5
0.7	10.6	12.6	2.0	3.3	18.5	29.1	6.6	21.9	3.3
3	28	27	4	17	28	45	13	32	3
2.0	18.5	17.9	2.6	11.3	18.5	29.8	8.6	21.2	2.0

【余暇活動等社会参加のための外出】

余暇活動等社会参加のための外出について認めている具体的内容をみると、「レクリエーション」79.7%、「レジャー」76.0%、「研修会等への参加」60.8%、「お墓参り」52.4%等が多くなっていた。

図表 168 余暇活動等社会参加のための外出の具体的内容（複数回答）



■総人口

	調査数	行政手続き	冠婚葬祭	理美容	日用品の買い物	公的行事(学校行事、会社の行事等)	レジャー	レクリエーション	お墓参り	研修会等への参加	医療機関の受診
全 体	809	253	354	441	382	300	615	645	424	492	144
	100.0	31.3	43.8	54.5	47.2	37.1	76.0	79.7	52.4	60.8	17.8
10,000人未満	132	37	44	55	50	44	74	82	53	57	26
	100.0	28.0	33.3	41.7	37.9	33.3	56.1	62.1	40.2	43.2	19.7
10,000人-50,000人未満	350	114	151	182	165	141	257	276	174	214	64
	100.0	32.6	43.1	52.0	47.1	40.3	73.4	78.9	49.7	61.1	18.3
50,000人-100,000人未満	144	47	68	92	71	49	118	121	80	92	27
	100.0	32.6	47.2	63.9	49.3	34.0	81.9	84.0	55.6	63.9	18.8
100,000人-300,000人未満	125	41	60	75	62	46	111	111	77	91	19
	100.0	32.8	48.0	60.0	49.6	36.8	88.8	88.8	61.6	72.8	15.2
300,000人-500,000人未満	36	9	21	22	19	11	34	34	26	25	5
	100.0	25.0	58.3	61.1	52.8	30.6	94.4	94.4	72.2	69.4	13.9
500,000人以上	22	5	10	15	15	9	21	21	14	13	3
	100.0	22.7	45.5	68.2	68.2	40.9	95.5	95.5	63.6	59.1	13.6

■障害者手帳等実所持者数合計

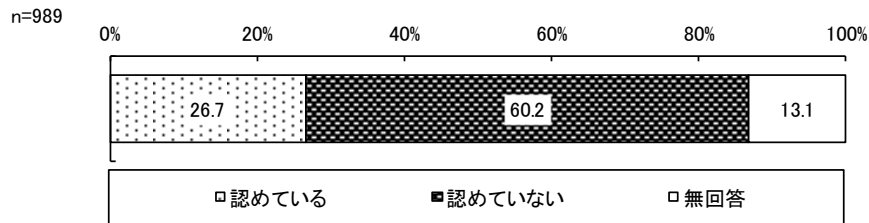
	調査数	行政手続き	冠婚葬祭	理美容	日用品の買い物	公的行事(学校行事、会社の行事等)	レジャー	レクリエーション	お墓参り	研修会等への参加	医療機関の受診
1,000人未満	110	29	35	45	39	38	60	67	41	50	20
	100.0	26.4	31.8	40.9	35.5	34.5	54.5	60.9	37.3	45.5	18.2
1,000人-5,000人未満	394	130	171	208	188	158	290	308	199	239	77
	100.0	33.0	43.4	52.8	47.7	40.1	73.6	78.2	50.5	60.7	19.5
5,000人-10,000人未満	150	51	72	89	72	51	122	130	82	92	25
	100.0	34.0	48.0	59.3	48.0	34.0	81.3	86.7	54.7	61.3	16.7
10,000人以上	152	42	75	97	82	52	141	138	101	109	22
	100.0	27.6	49.3	63.8	53.9	34.2	92.8	90.8	66.4	71.7	14.5

通勤（継続的な通勤） （1、2、13を除く）	通勤（訓練のみ）	通勤（緊急時のみ）	通勤（その他）	通勤（継続的な通勤） （1、6、17を除く）	通勤（訓練のみ）	通勤（緊急時のみ）	通勤（継続的な通勤） （1、6、17を除く）	通勤（緊急時のみ）	通勤（継続的な通勤） （1、6、17を除く）	その他	無回答
5 0.6	47 5.8	46 5.7	9 1.1	18 2.2	51 6.3	79 9.8	22 2.7	144 17.8	62 7.7		
2 1.5	8 6.1	7 5.3	2 1.5	5 3.8	9 6.8	10 7.6	3 2.3	26 19.7	21 15.9		
1 0.3	20 5.7	19 5.4	5 1.4	8 2.3	20 5.7	30 8.6	8 2.3	61 17.4	27 7.7		
1 0.7	5 3.5	6 4.2	1 0.7	2 1.4	8 5.6	14 9.7	5 3.5	26 18.1	6 4.2		
1 0.8	7 5.6	9 7.2	1 0.8	2 1.6	7 5.6	16 12.8	6 4.8	20 16.0	6 4.8		
-	6	4	-	1	5	8	-	4	2		
-	16.7	11.1	-	2.8	13.9	22.2	-	11.1	5.6		
-	1	1	-	-	2	1	-	7	-		
-	4.5	4.5	-	-	9.1	4.5	-	31.8	-		
1 0.9	7 6.4	4 3.6	2 1.8	3 2.7	8 7.3	8 7.3	3 2.7	23 20.9	18 16.4		
3 0.8	23 5.8	22 5.6	5 1.3	10 2.5	23 5.8	35 8.9	11 2.8	69 17.5	30 7.6		
-	4	8	1	2	8	15	3	26	7		
-	2.7	5.3	0.7	1.3	5.3	10.0	2.0	17.3	4.7		
1 0.7	13 8.6	12 7.9	1 0.7	3 2.0	12 7.9	21 13.8	5 3.3	26 17.1	6 3.9		

(6) 2日以上の継続した外出

2日以上の継続した移動支援を認めているかについてみると、「認めている」が26.7%、「認めていない」60.2%であった。

図表 169 2日以上の継続した移動支援を認めているか



■ 総人口

	調査数	認 め て い る	認 め て い な い	無 回 答
全 体	989	264	595	130
	100.0	26.7	60.2	13.1
10,000人未満	219	58	116	45
	100.0	26.5	53.0	20.5
10,000人-50,000 人未満	413	91	277	45
	100.0	22.0	67.1	10.9
50,000人-100,000人未満	160	43	98	19
	100.0	26.9	61.3	11.9
100,000 人-300,000人未満	135	47	72	16
	100.0	34.8	53.3	11.9
300,000 人-500,000人未満	36	13	21	2
	100.0	36.1	58.3	5.6
500,000 人以上	26	12	11	3
	100.0	46.2	42.3	11.5

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	192	50	102	40
	100.0	26.0	53.1	20.8
1,000 人-5,000人未満	458	108	301	49
	100.0	23.6	65.7	10.7
5,000 人-10,000 人未満	170	46	98	26
	100.0	27.1	57.6	15.3
10,000人以上	166	58	93	15
	100.0	34.9	56.0	9.0

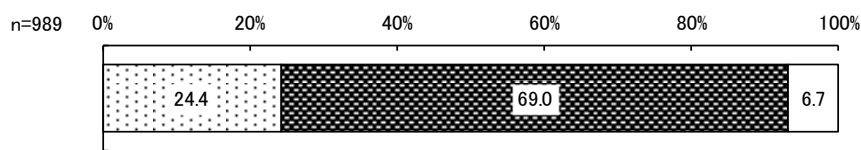
(7) 出発前の準備、帰宅後の支援

【出発前の準備】

出発前の準備を利用対象時間を含めるかについてみると、「出発前の準備を事業費に含んでいる」が24.4%、「出発前の準備は事業費に含まれていない」69.0%であった。

出発前の準備に具体的に含めている行為については、「更衣介助」が83.0%、「持ち物の用意」84.2%と多くなっていた。

図表 170 出発前の準備を利用対象時間を含めるか



□ 出発前の準備を事業費に含んでいる
■ 出発前の準備は事業費に含まれていない
□ 無回答

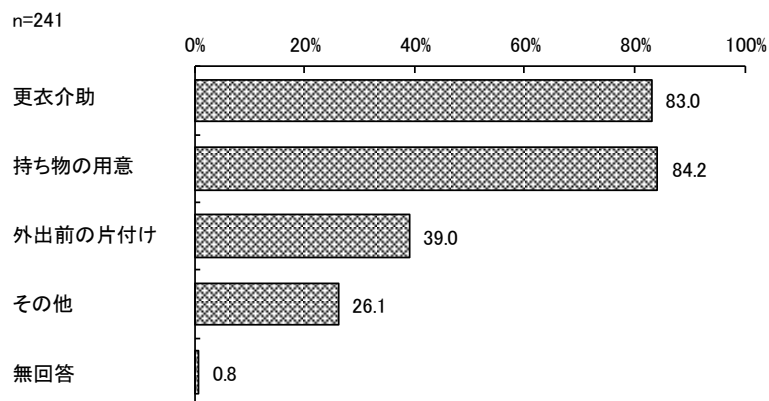
■ 総人口

	調査数	に出 発前 の準 備を 事業 費	に出 発前 の準 備を 事業 費	無 回 答
全 体	989	241	682	66
	100.0	24.4	69.0	6.7
10,000人未満	219	24	169	26
	100.0	11.0	77.2	11.9
10,000人-50,000人未満	413	84	305	24
	100.0	20.3	73.8	5.8
50,000人-100,000人未満	160	48	102	10
	100.0	30.0	63.8	6.3
100,000人-300,000人未満	135	52	78	5
	100.0	38.5	57.8	3.7
300,000人-500,000人未満	36	17	19	-
	100.0	47.2	52.8	-
500,000人以上	26	16	9	1
	100.0	61.5	34.6	3.8

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	192	20	148	24
	100.0	10.4	77.1	12.5
1,000人-5,000人未満	458	94	340	24
	100.0	20.5	74.2	5.2
5,000人-10,000人未満	170	50	107	13
	100.0	29.4	62.9	7.6
10,000人以上	166	75	86	5
	100.0	45.2	51.8	3.0

図表 171 出発前の準備に具体的に含めている行為（複数回答）



■総人口

	調査数	更衣介助	持ち物の用意	外出前の片付け	その他	無回答
全 体	241	200	203	94	63	2
	100.0	83.0	84.2	39.0	26.1	0.8
10,000人未満	24	20	20	13	2	1
	100.0	83.3	83.3	54.2	8.3	4.2
10,000人-50,000 人未満	84	68	70	34	19	-
	100.0	81.0	83.3	40.5	22.6	-
50,000人-100,000人未満	48	38	38	16	16	-
	100.0	79.2	79.2	33.3	33.3	-
100,000 人-300,000人未満	52	43	44	18	15	1
	100.0	82.7	84.6	34.6	28.8	1.9
300,000 人-500,000人未満	17	17	17	7	5	-
	100.0	100.0	100.0	41.2	29.4	-
500,000 人以上	16	14	14	6	6	-
	100.0	87.5	87.5	37.5	37.5	-

■障害者手帳等実所持者数合計

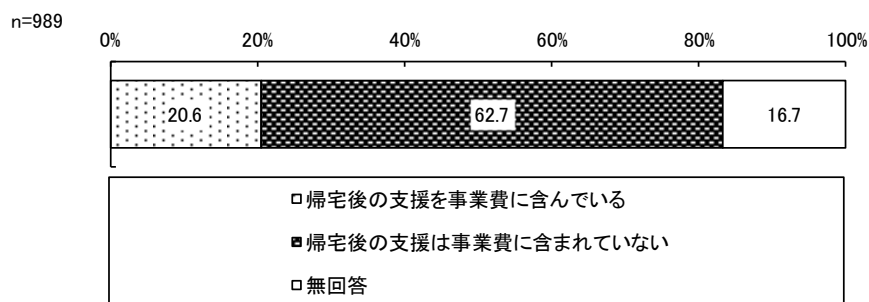
1,000 人未満	20	17	17	10	3	1
	100.0	85.0	85.0	50.0	15.0	5.0
1,000 人-5,000人未満	94	77	75	40	21	-
	100.0	81.9	79.8	42.6	22.3	-
5,000 人-10,000 人未満	50	40	41	16	16	-
	100.0	80.0	82.0	32.0	32.0	-
10,000人以上	75	64	68	27	23	1
	100.0	85.3	90.7	36.0	30.7	1.3

【帰宅後の支援】

帰宅後の支援を利用対象時間に含めるかについてみると、「帰宅後の支援を事業費に含んでいる」が20.6%、「帰宅後の支援は事業費に含まれていない」62.7%であった。

帰宅後の支援に具体的に含めている行為についてみると、「更衣介助」が84.3%、「持ち物の片付け」77.5%、「手洗い・飲水等」56.4%が多くなっていた。

図表 172 帰宅後の支援を利用対象時間に含めるか



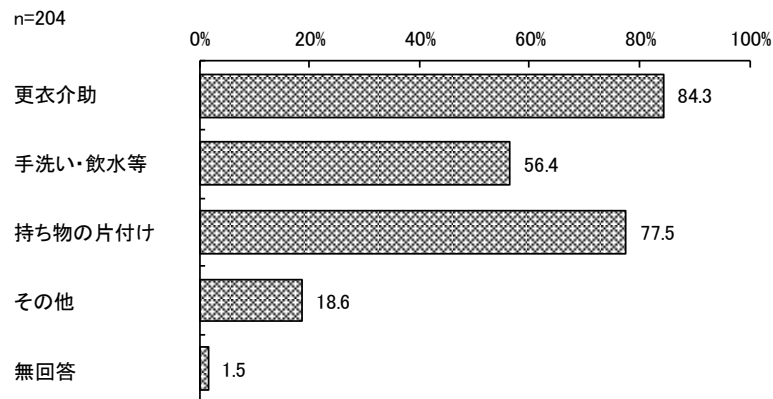
■ 総人口

	調査数	に帰宅後の支援を事業費に含んでいる	に帰宅後の支援は事業費に含まれていない	無回答
全 体	989	204	620	165
	100.0	20.6	62.7	16.7
10,000人未満	219	20	141	58
	100.0	9.1	64.4	26.5
10,000人-50,000人未満	413	76	275	62
	100.0	18.4	66.6	15.0
50,000人-100,000人未満	160	39	98	23
	100.0	24.4	61.8	14.4
100,000人-300,000人未満	135	40	78	17
	100.0	29.6	57.8	12.6
300,000人-500,000人未満	36	15	19	2
	100.0	41.7	52.8	5.6
500,000人以上	26	14	9	3
	100.0	53.8	34.6	11.5

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	192	18	125	49
	100.0	9.4	65.1	25.5
1,000人-5,000人未満	458	81	305	72
	100.0	17.7	66.6	15.7
5,000人-10,000人未満	170	42	101	27
	100.0	24.7	59.4	15.9
10,000人以上	166	62	88	16
	100.0	37.3	53.0	9.6

図表 173 帰宅後の支援に具体的に含めている行為（複数回答）



■総人口

	調査数	更衣介助	手洗い・飲水等	持ち物の片付け	その他	無回答
全 体	204	172	115	158	38	3
	100.0	84.3	56.4	77.5	18.6	1.5
10,000人未満	20	16	10	15	2	1
	100.0	80.0	50.0	75.0	10.0	5.0
10,000人～50,000人未満	76	63	38	58	14	—
	100.0	82.9	50.0	76.3	18.4	—
50,000人～100,000人未満	39	33	24	30	7	1
	100.0	84.6	61.5	76.9	17.9	2.6
100,000人～300,000人未満	40	34	22	30	5	1
	100.0	85.0	55.0	75.0	12.5	2.5
300,000人～500,000人未満	15	14	12	14	5	—
	100.0	93.3	80.0	93.3	33.3	—
500,000人以上	14	12	9	11	5	—
	100.0	85.7	64.3	78.6	35.7	—

■障害者手帳等実所持者数合計

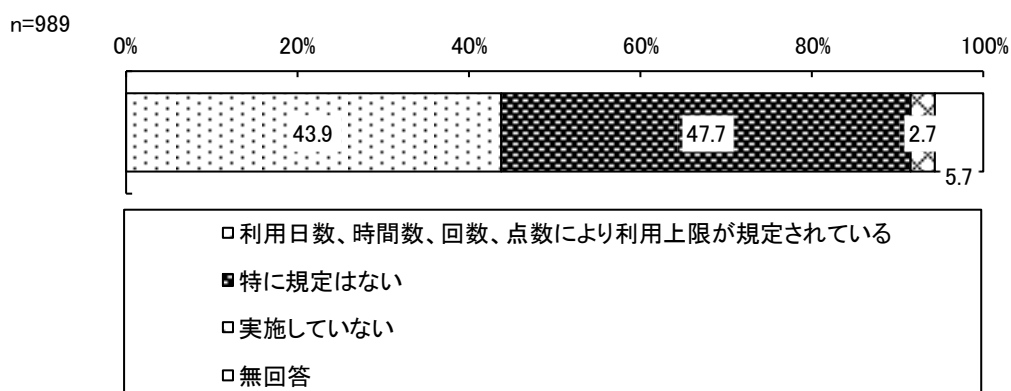
1,000人未満	18	14	9	13	4	1
	100.0	77.8	50.0	72.2	22.2	5.6
1,000人～5,000人未満	81	71	43	62	12	—
	100.0	87.7	53.1	76.5	14.8	—
5,000人～10,000人未満	42	32	23	32	8	1
	100.0	76.2	54.8	76.2	19.0	2.4
10,000人以上	62	54	39	50	14	1
	100.0	87.1	62.9	80.6	22.6	1.6

(8) 利用上限について規定している内容

①個別支援型

個別支援型の利用上限について規定している内容をみると、「特に規定はない」が47.7%、「利用日数、時間数、回数、点数により利用上限が規定されている」43.9%であった。

図表 174 個別支援型 利用上限について規定している内容



■総人口

	調査数	限数が、利用規定数に、それより時間数、回数、上	特に規定はない	実施していない	無回答
全 体	989	434	472	27	56
	100.0	43.9	47.7	2.7	5.7
10,000人未満	219	49	128	16	26
	100.0	22.4	58.4	7.3	11.9
10,000人-50,000人未満	413	165	227	5	16
	100.0	40.0	55.0	1.2	3.9
50,000人-100,000人未満	160	85	65	5	5
	100.0	53.1	40.6	3.1	3.1
100,000人-300,000人未満	135	85	43	1	6
	100.0	63.0	31.9	0.7	4.4
300,000人-500,000人未満	36	28	7	-	1
	100.0	77.8	19.4	-	2.8
500,000人以上	26	22	2	-	2
	100.0	84.6	7.7	-	7.7

■障害者手帳等実所持者数合計

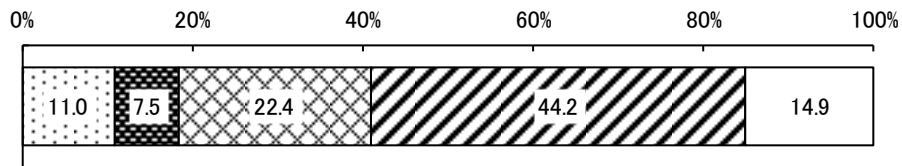
1,000人未満	192	41	110	14	27
	100.0	21.4	57.3	7.3	14.1
1,000人-5,000人未満	458	186	253	5	14
	100.0	40.6	55.2	1.1	3.1
5,000人-10,000人未満	170	91	63	8	8
	100.0	53.5	37.1	4.7	4.7
10,000人以上	166	113	46	-	7
	100.0	68.1	27.7	-	4.2

②グループ支援型

グループ支援型の利用上限について規定している内容をみると、「実施していない」が最も多く 44.2%、「特に規定はない」22.4%、「対象者の状況により 1 ヶ月あたりの利用時間数・回数・点数の上限が規定されている」11.0%の順に多くなっていた。

図表 175 グループ支援型 利用上限について規定している内容

n=989



- ☐ 対象者の状況により1ヶ月あたりの利用時間数・回数・点数の上限が規定されている
- ☒ 一律で1ヶ月あたりの利用時間数の上限が規定されている
- ☐ 特に規定はない
- ☐ 実施していない
- ☐ 無回答

■総人口

	調査数	対象者の状況により1ヶ月あたりの利用時間数・回数・点数の上限が規定されている (%)	一律で1ヶ月あたりの利用時間数の上限が規定されている (%)	特に規定はない (%)	実施していない (%)	無回答 (%)
全 体	989	109	74	222	437	147
	100.0	11.0	7.5	22.4	44.2	14.9
10,000人未満	219	16	14	70	73	46
	100.0	7.3	6.4	32.0	33.3	21.0
10,000人-50,000人未満	413	35	28	93	210	47
	100.0	8.5	6.8	22.5	50.8	11.4
50,000人-100,000人未満	160	27	10	32	68	23
	100.0	16.9	6.3	20.0	42.5	14.4
100,000人-300,000人未満	135	18	15	22	55	25
	100.0	13.3	11.1	16.3	40.7	18.5
300,000人-500,000人未満	36	10	2	3	18	3
	100.0	27.8	5.6	8.3	50.0	8.3
500,000人以上	26	3	5	2	13	3
	100.0	11.5	19.2	7.7	50.0	11.5

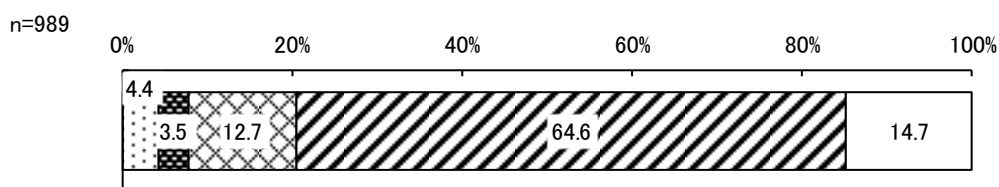
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	192	14	10	62	65	41
	100.0	7.3	5.2	32.3	33.9	21.4
1,000人-5,000人未満	458	46	34	105	219	54
	100.0	10.0	7.4	22.9	47.8	11.8
5,000人-10,000人未満	170	25	9	31	78	27
	100.0	14.7	5.3	18.2	45.9	15.9
10,000人以上	166	24	21	23	74	24
	100.0	14.5	12.7	13.9	44.6	14.5

③車両移送型

車両移送型の利用上限について規定している内容をみると、「実施していない」が64.6%、「特に規定はない」12.7%の順に多くなっていた。

図表 176 車両移送型 利用上限について規定している内容



- ☐ 対象者の状況により1ヶ月あたりの利用時間数・回数・点数の上限が規定されている
- ☐ 一律で1ヶ月あたりの利用時間数の上限が規定されている
- ☐ 特に規定はない
- ☐ 実施していない
- ☐ 無回答

■総人口

	調査数	対象者の状況により1ヶ月あたりの利用時間数・回数・点数の上限が規定されている (%)	一律で1ヶ月あたりの利用時間数の上限が規定されている (%)	特に規定はない (%)	実施していない (%)	無回答 (%)
全 体	989	4.4	3.5	12.7	64.6	14.7
10,000人未満	219	9	5	33	130	42
10,000人-50,000人未満	413	22	16	55	274	46
50,000人-100,000人未満	160	4	7	13	111	25
100,000人-300,000人未満	135	7	6	18	78	26
300,000人-500,000人未満	36	2	1	4	27	2
500,000人以上	26	-	-	3	19	4

■障害者手帳等実所持者数合計

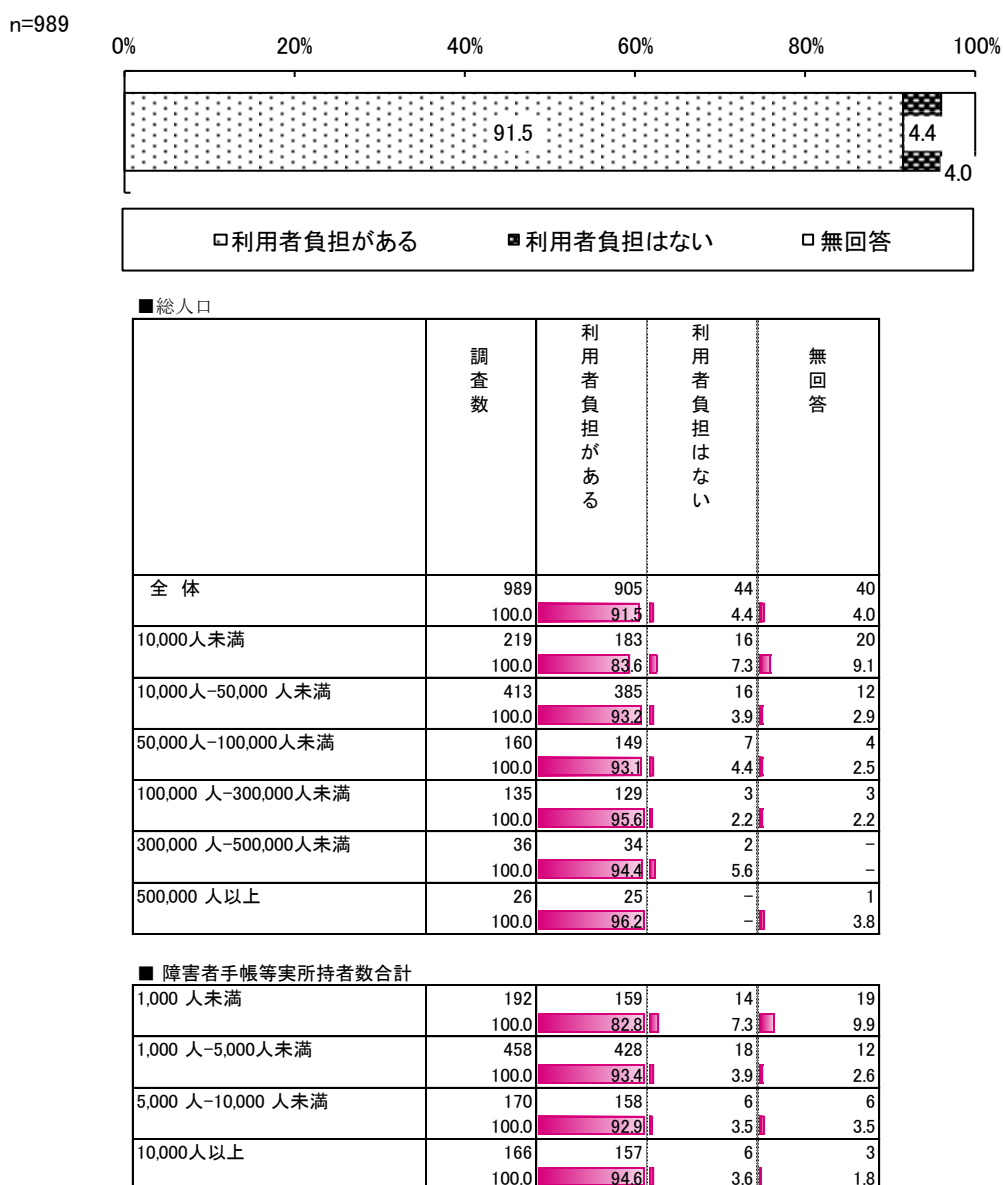
1,000人未満	192	9	5	29	113	36
1,000人-5,000人未満	458	23	15	57	309	54
5,000人-10,000人未満	170	3	10	17	112	28
10,000人以上	166	9	5	22	104	26

(9) 利用上限について規定している内容

利用者負担の有無についてみると、「利用者負担がある」が 91.5%であった。

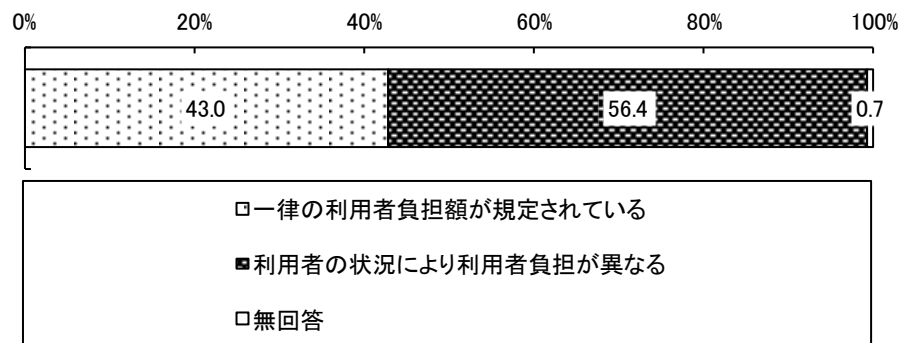
利用者負担がある場合、その詳細についてみると、「利用者の状況により利用者負担が異なる」が 56.4%、「一律の利用者負担額が規定されている」43.0%であった。

図表 177 利用者負担の有無



図表 178 利用者負担がある場合、その詳細

n=905



■ 総人口

	調査数	規一定率の 利用者負担額が	利用者負担の 状況により利	無回答
全 体	905	389	510	6
	100.0	43.0	56.4	0.7
10,000人未満	183	86	95	2
	100.0	47.0	51.9	1.1
10,000人-50,000人未満	385	172	209	4
	100.0	44.7	54.3	1.0
50,000人-100,000人未満	149	70	79	-
	100.0	47.0	53.0	-
100,000人-300,000人未満	129	42	87	-
	100.0	32.6	67.4	-
300,000人-500,000人未満	34	12	22	-
	100.0	35.3	64.7	-
500,000人以上	25	7	18	-
	100.0	28.0	72.0	-

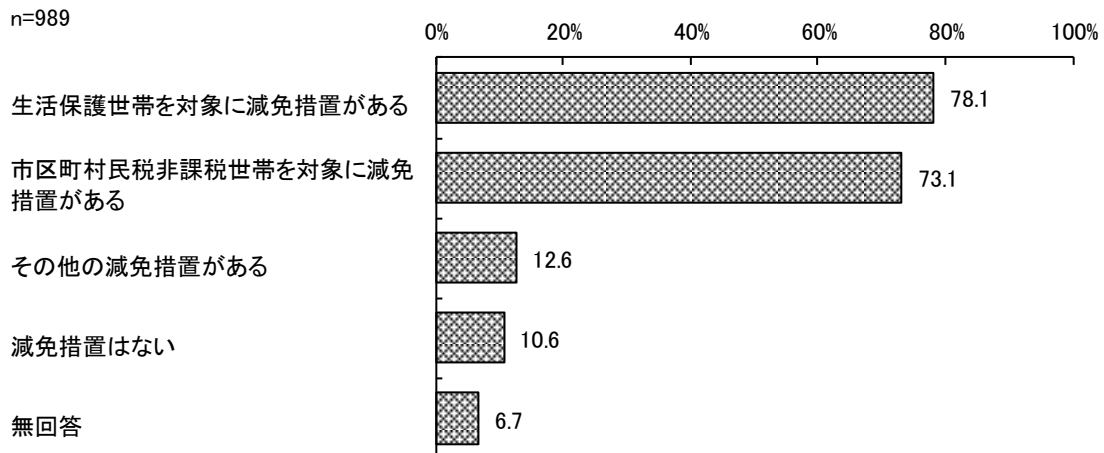
■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	159	75	82	2
	100.0	47.2	51.6	1.3
1,000人-5,000人未満	428	190	234	4
	100.0	44.4	54.7	0.9
5,000人-10,000人未満	158	71	87	-
	100.0	44.9	55.1	-
10,000人以上	157	52	105	-
	100.0	33.1	66.9	-

(10) 減免措置

減免措置の状況をみると、「生活保護世帯を対象に減免措置がある」が78.1%、「市町村民税非課税世帯を対象に減免措置がある」73.1%、「減免措置はない」は10.6%であった。

図表 179 減免措置の有無（複数回答）



■総人口

	調査数	生活保護世帯を対象に減免措置がある	市町村民税非課税世帯を対象に減免措置がある	その他の減免措置がある	減免措置はない	無回答
全 体	989	772	723	125	105	66
	100.0	78.1	73.1	12.6	10.6	6.7
10,000人未満	219	139	127	17	40	25
	100.0	63.5	58.0	7.8	18.3	11.4
10,000人-50,000人未満	413	334	312	37	37	23
	100.0	80.9	75.5	9.0	9.0	5.6
50,000人-100,000人未満	160	132	124	26	10	11
	100.0	82.5	77.5	16.3	6.3	6.9
100,000人-300,000人未満	135	116	111	25	11	5
	100.0	85.9	82.2	18.5	8.1	3.7
300,000人-500,000人未満	36	29	27	11	5	1
	100.0	80.6	75.0	30.6	13.9	2.8
500,000人以上	26	22	22	9	2	1
	100.0	84.6	84.6	34.6	7.7	3.8

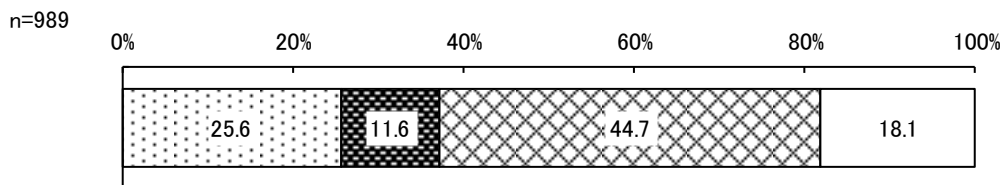
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	192	126	115	14	31	25
	100.0	65.6	59.9	7.3	16.1	13.0
1,000人-5,000人未満	458	360	336	45	51	23
	100.0	78.6	73.4	9.8	11.1	5.0
5,000人-10,000人未満	170	145	137	27	8	10
	100.0	85.3	80.6	15.9	4.7	5.9
10,000人以上	166	138	132	38	15	8
	100.0	83.1	79.5	22.9	9.0	4.8

(1 1) 自立支援給付との併給

自立支援給付との併給状況についてみると、「特に規制はない」が 44.7%、「全ての利用者について自立支援給付のサービス種類によって併給が規制されている」25.6%、「利用者の状態により、自立支援給付のサービス種類によって併給が規制されることがある」11.6%であった。

図表 180 自立支援給付との併給状況



- ☐ 全ての利用者について自立支援給付のサービス種類によって併給が規制されている
☒ 利用者の状態により、自立支援給付のサービス種類によって併給が規制されることがある
☐ 特に規制はない
☐ 無回答

■総人口

	調査数	規制種類に よって併給 が	自立支援給 付のサービス 種類によっ て併給が	全ての利用 者の状態に よって併給 が	特に規制 はない	無 回 答
全 体	989	253	115	442	179	
	100.0	25.6	11.6	44.7	18.1	
10,000人未満	219	27	12	141	39	
	100.0	12.3	5.5	64.4	17.8	
10,000人～50,000人未満	413	80	48	217	68	
	100.0	19.4	11.6	52.5	16.5	
50,000人～100,000人未満	160	58	28	47	27	
	100.0	36.3	17.5	29.4	16.9	
100,000人～300,000人未満	135	57	15	32	31	
	100.0	42.2	11.1	23.7	23.0	
300,000人～500,000人未満	36	18	6	4	8	
	100.0	50.0	16.7	11.1	22.2	
500,000人以上	26	13	6	1	6	
	100.0	50.0	23.1	3.8	23.1	

■障害者手帳等実所持者数合計

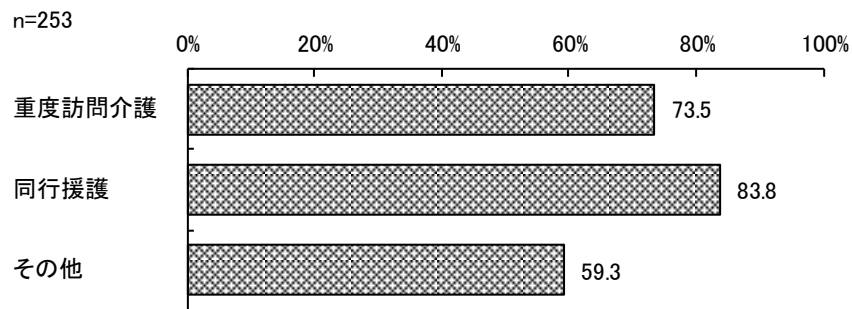
	調査数	規制種類に よって併給 が	自立支援給 付のサービス 種類によっ て併給が	全ての利用 者の状態に よって併給 が	特に規制 はない	無 回 答
1,000人未満	192	23	14	120	35	
	100.0	12.0	7.3	62.5	18.2	
1,000人～5,000人未満	458	93	48	239	78	
	100.0	20.3	10.5	52.2	17.0	
5,000人～10,000人未満	170	62	28	53	27	
	100.0	36.5	16.5	31.2	15.9	
10,000人以上	166	74	24	30	38	
	100.0	44.6	14.5	18.1	22.9	

【自立支援給付の供給が規制されているサービス種類】

■すべての利用者について自立支援給付のサービス種類によって併給が制限されている場合

全ての利用者について供給が規制されている場合の具体的サービス種別をみると、「同行援護」が83.8%、「重度訪問介護」73.5%であった。

図表 181 全ての利用者について供給が規制される場合の具体的サービス種別（複数回答）



■総人口

	調査数	重度訪問介護	同行援護	その他	無回答
全 体	253	186	212	150	-
	100.0	73.5	83.8	59.3	-
10,000人未満	27	20	15	12	-
	100.0	74.1	55.6	44.4	-
10,000人-50,000人未満	80	59	63	42	-
	100.0	73.8	78.8	52.5	-
50,000人-100,000人未満	58	42	54	42	-
	100.0	72.4	93.1	72.4	-
100,000人-300,000人未満	57	38	51	34	-
	100.0	66.7	89.5	59.6	-
300,000人-500,000人未満	18	15	17	11	-
	100.0	83.3	94.4	61.1	-
500,000人以上	13	12	12	9	-
	100.0	92.3	92.3	69.2	-

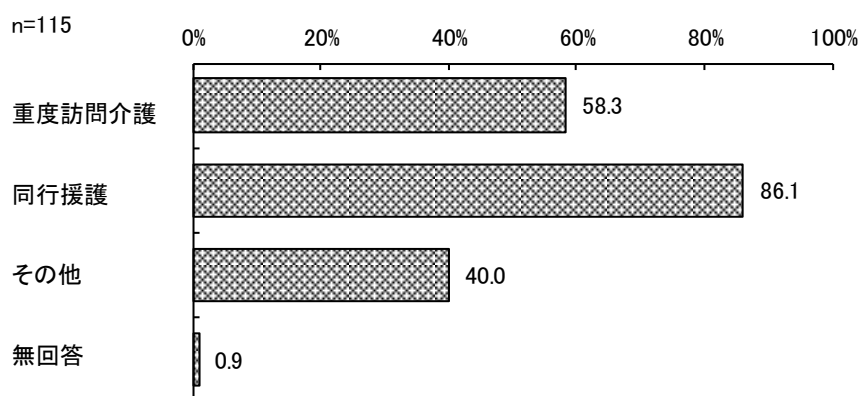
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	23	17	12	12	-
	100.0	73.9	52.2	52.2	-
1,000人-5,000人未満	93	69	74	48	-
	100.0	74.2	79.6	51.6	-
5,000人-10,000人未満	62	43	56	44	-
	100.0	69.4	90.3	71.0	-
10,000人以上	74	57	70	45	-
	100.0	77.0	94.6	60.8	-

■利用者の状態により供給が規制される場合

利用者の状態により供給が規制される場合の具体的サービス種別をみると、「同行援護」が86.1%、「重度訪問介護」58.3%であった。

図表 182 利用者の状態により供給が規制される場合の具体的サービス種別（複数回答）



■総人口

	調査数	重度訪問介護	同行援護	その他	無回答
全 体	115	67	99	46	1
	100.0	58.3	86.1	40.0	0.9
10,000人未満	12	10	10	4	-
	100.0	83.3	83.3	33.3	-
10,000人-50,000 人未満	48	25	42	20	1
	100.0	52.1	87.5	41.7	2.1
50,000人-100,000人未満	28	16	24	10	-
	100.0	57.1	85.7	35.7	-
100,000 人-300,000人未満	15	10	14	7	-
	100.0	66.7	93.3	46.7	-
300,000 人-500,000人未満	6	3	5	2	-
	100.0	50.0	83.3	33.3	-
500,000 人以上	6	3	4	3	-
	100.0	50.0	66.7	50.0	-

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	14	10	12	5	-
	100.0	71.4	85.7	35.7	-
1,000 人-5,000人未満	48	28	43	17	-
	100.0	58.3	89.6	35.4	-
5,000 人-10,000 人未満	28	13	24	13	1
	100.0	46.4	85.7	46.4	3.6
10,000人以上	24	15	19	11	-
	100.0	62.5	79.2	45.8	-

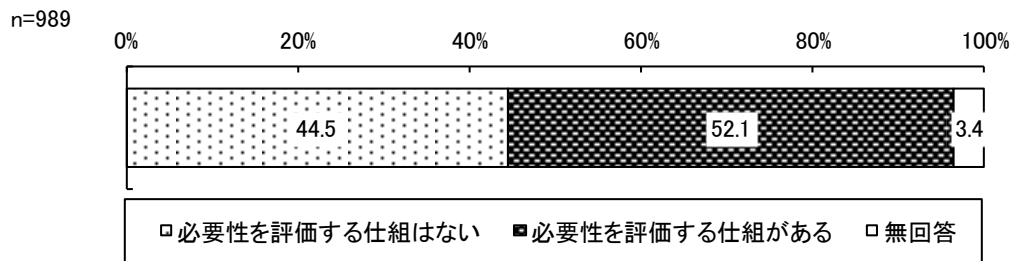
(12) サービスの必要性を評価する仕組み

利用申請があった場合にサービスの必要性を評価する仕組みについてみると、「必要性を評価する仕組みがある」が52.1%、「必要性を評価する仕組みはない」44.5%であった。

評価を行っている機関等をみると、「自治体職員」が90.9%と最も多くなっていた。

また、定期的に状況把握を行っている内容についてみると、「障害支援区分」が35.5%、「障害部位」21.5%、「主たる介護者の就労の状況」13.5%、「その他」29.6%であった。

図表 183 必要性を評価する仕組みの設置状況



■ 総人口

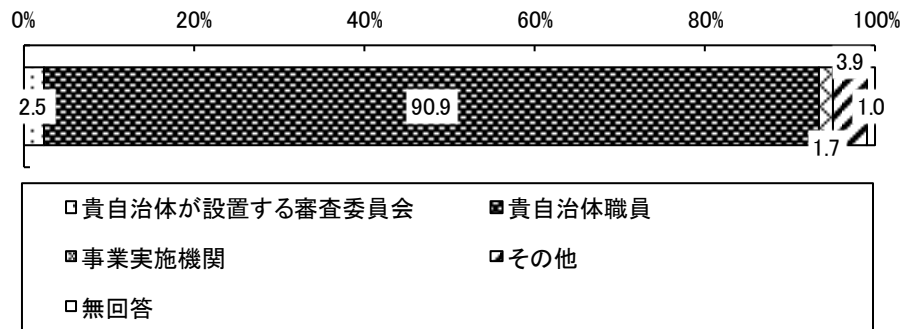
	調査数	は必要 ない性 を評 価す る 仕 組	が必 要 性 を 評 価 す る 仕 組	無 回 答
全 体	989	440	515	34
	100.0	44.5	52.1	3.4
10,000人未満	219	123	80	16
	100.0	56.2	36.5	7.3
10,000人-50,000人未満	413	195	208	10
	100.0	47.2	50.4	2.4
50,000人-100,000人未満	160	59	97	4
	100.0	36.9	60.6	2.5
100,000人-300,000人未満	135	43	89	3
	100.0	31.9	65.9	2.2
300,000人-500,000人未満	36	12	24	-
	100.0	33.3	66.7	-
500,000人以上	26	8	17	1
	100.0	30.8	65.4	3.8

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	192	106	71	15
	100.0	55.2	37.0	7.8
1,000人-5,000人未満	458	210	237	11
	100.0	45.9	51.7	2.4
5,000人-10,000人未満	170	73	92	5
	100.0	42.9	54.1	2.9
10,000人以上	166	49	114	3
	100.0	29.5	68.7	1.8

図表 184 評価を行っている機関等

n=515



■総人口

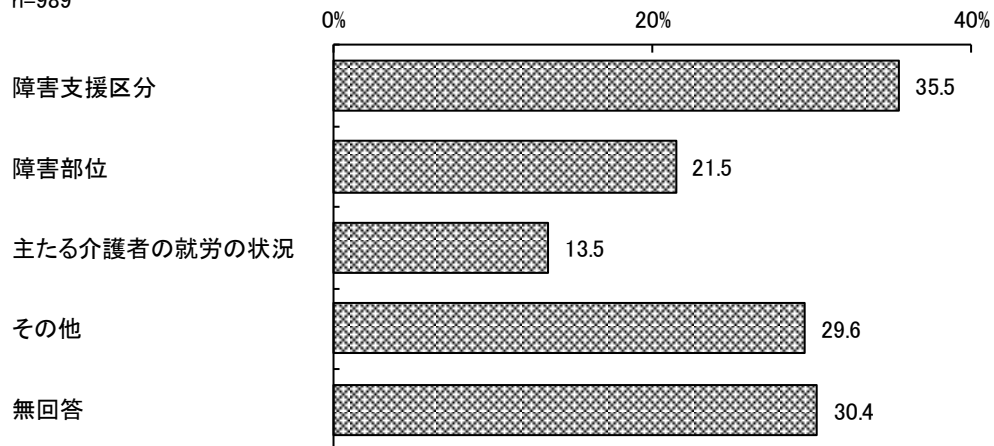
	調査数	貴自治体が設置する審査委員会	貴自治体職員	事業実施機関	その他	無回答
全 体	515	13	468	9	20	5
	100.0	2.5	90.9	1.7	3.9	1.0
10,000人未満	80	3	67	5	3	2
	100.0	3.8	83.8	6.3	3.8	2.5
10,000人-50,000人未満	208	2	193	2	9	2
	100.0	1.0	92.8	1.0	4.3	1.0
50,000人-100,000人未満	97	1	94	-	2	-
	100.0	1.0	96.9	-	2.1	-
100,000人-300,000人未満	89	4	79	1	4	1
	100.0	4.5	88.8	1.1	4.5	1.1
300,000人-500,000人未満	24	3	18	1	2	-
	100.0	12.5	75.0	4.2	8.3	-
500,000人以上	17	-	17	-	-	-
	100.0	-	100.0	-	-	-

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	71	4	57	4	4	2
	100.0	5.6	80.3	5.6	5.6	2.8
1,000人-5,000人未満	237	1	223	3	8	2
	100.0	0.4	94.1	1.3	3.4	0.8
5,000人-10,000人未満	92	2	89	-	1	-
	100.0	2.2	96.7	-	1.1	-
10,000人以上	114	6	98	2	7	1
	100.0	5.3	86.0	1.8	6.1	0.9

図表 185 定期的に状況把握を行っている内容（複数回答）

n=989



■総人口

	調査数	障害支援区分	障害部位	主たる介護者の就労の状況	その他	無回答
全 体	989	351	213	134	293	301
	100.0	35.5	21.5	13.5	29.6	30.4
10,000人未満	219	77	51	28	38	79
	100.0	35.2	23.3	12.8	17.4	36.1
10,000人-50,000 人未満	413	153	82	44	116	131
	100.0	37.0	19.9	10.7	28.1	31.7
50,000人-100,000人未満	160	55	29	19	57	51
	100.0	34.4	18.1	11.9	35.6	31.9
100,000 人-300,000人未満	135	48	32	23	53	29
	100.0	35.6	23.7	17.0	39.3	21.5
300,000 人-500,000人未満	36	9	12	9	13	8
	100.0	25.0	33.3	25.0	36.1	22.2
500,000 人以上	26	9	7	11	16	3
	100.0	34.6	26.9	42.3	61.5	11.5

■障害者手帳等実所持者数合計

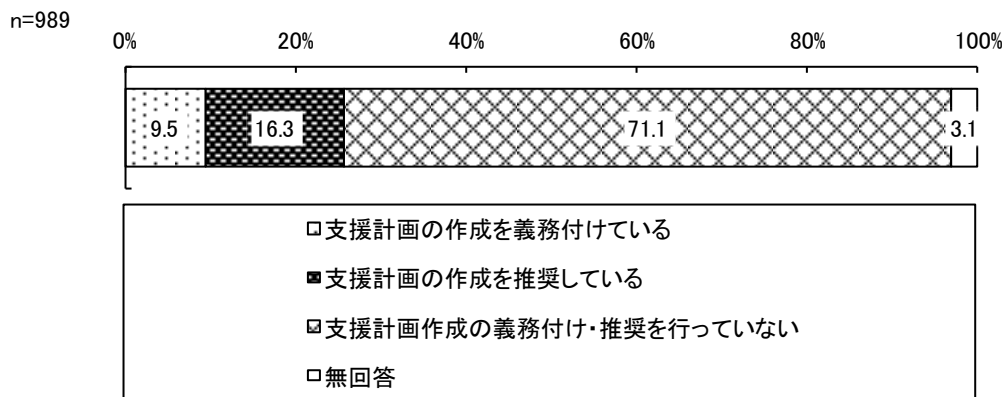
1,000 人未満	192	71	42	23	30	70
	100.0	37.0	21.9	12.0	15.6	36.5
1,000 人-5,000人未満	458	166	100	52	130	146
	100.0	36.2	21.8	11.4	28.4	31.9
5,000 人-10,000 人未満	170	61	24	24	62	50
	100.0	35.9	14.1	14.1	36.5	29.4
10,000人以上	166	53	47	34	71	33
	100.0	31.9	28.3	20.5	42.8	19.9

(13) 利用者ごとの支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況

①支援計画作成

利用者ごとの支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況をみると、「支援計画作成の義務付けまたは推奨を行っていない」が71.1%、「支援計画の作成を推奨している」16.3%、「支援計画の作成を義務付けている」9.5%であった。

図表 186 支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況



■総人口

	調査数	支援計画の作成を義務付けている (%)	支援計画の作成を推奨している (%)	支援計画の作成を義務付け・推奨を行っていない (%)	無回答 (%)
全 体	989	9.5	16.3	71.1	3.1
10,000人未満	219	7.3	10.0	75.3	7.3
10,000人～50,000人未満	413	5.3	17.9	75.1	1.7
50,000人～100,000人未満	160	10.6	16.9	70.0	2.5
100,000人～300,000人未満	135	11.9	23.0	63.0	2.2
300,000人～500,000人未満	36	22.2	16.7	61.1	—
500,000人以上	26	15.4	3.8	34.6	3.8

■障害者手帳等実所持者数合計

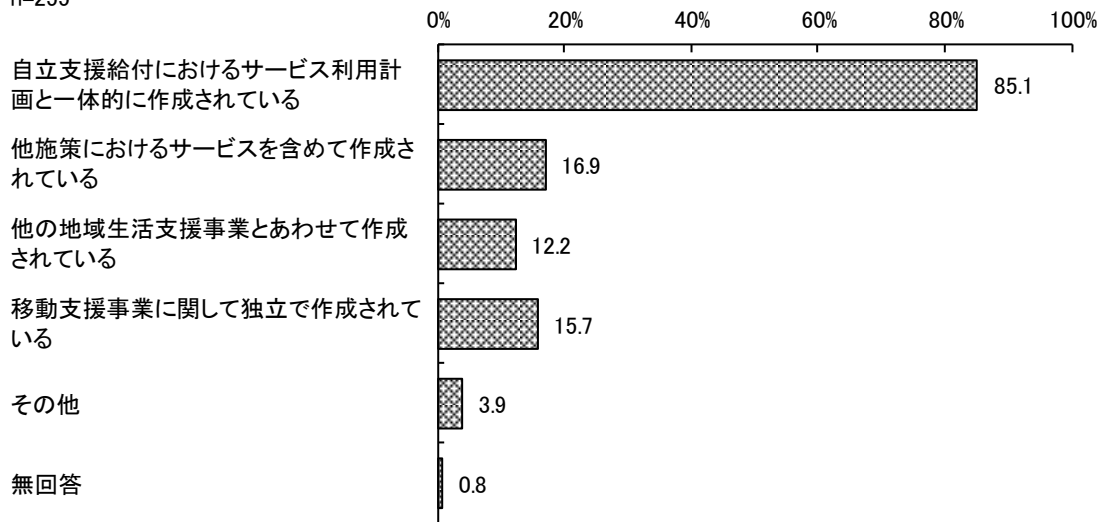
	調査数	支援計画の作成を義務付けている (%)	支援計画の作成を推奨している (%)	支援計画の作成を義務付け・推奨を行っていない (%)	無回答 (%)
1,000人未満	192	8.3	12.0	72.4	7.3
1,000人～5,000人未満	458	5.2	16.2	76.9	1.7
5,000人～10,000人未満	170	12.4	21.2	63.5	2.9
10,000人以上	166	19.9	16.9	60.8	2.4

②具体的な形式

具体的な形式についてみると、「自立支援給付におけるサービス利用計画と一体的に作成されている」が85.1%であった。

図表 187 支援計画作成の義務付けまたは推奨している場合の具体的な形式（複数回答）

n=255



■総人口

	調査数	自立支援給付における サービス利用計画と一 体的に作成されている	他施策におけるサービ スを含めて作成されて いる	他の地域生活支援事業 とあわせて作成されて いる	移動支援事業に関して 独立で作成されている	その他	無回答
全 体	255	217 100.0	43 16.9	31 12.2	40 15.7	10 3.9	2 0.8
10,000人未満	38	36 100.0	3 7.9	5 13.2	2 5.3	—	—
10,000人-50,000 人 未満	96	90 100.0	22 93.8	14 22.9	8 14.6	3 8.3	1 1.0
50,000人-100,000人未満	44	39 100.0	8 88.6	7 18.2	5 15.9	1 11.4	1 2.3
100,000 人-300,000人未満	47	34 100.0	9 72.3	4 19.1	11 8.5	2 23.4	—
300,000 人-500,000人未満	14	9 100.0	— 64.3	—	5 —	1 35.7	—
500,000 人以上	16	9 100.0	1 56.3	1 6.3	9 6.3	3 56.3	—

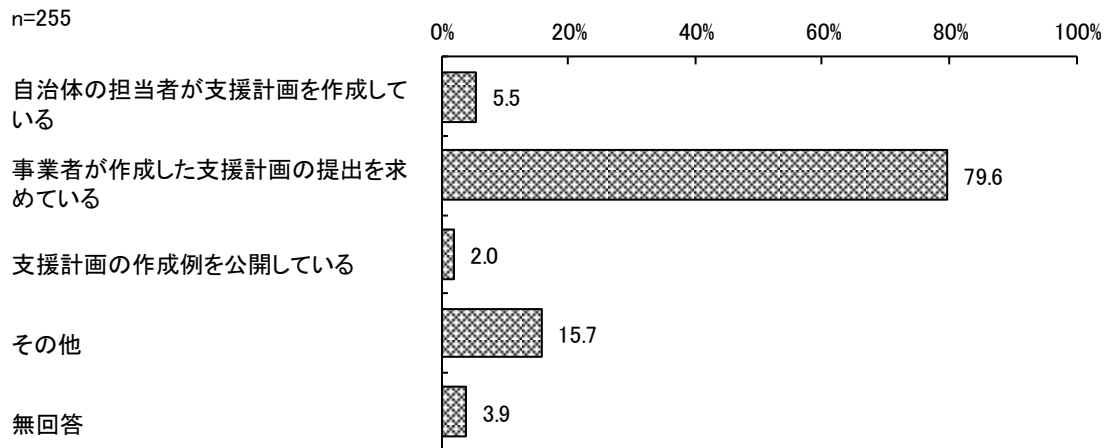
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	39	38 97.4	3 7.7	5 12.8	1 2.6	-	-
1,000人-5,000人未満	98	90 91.8	23 23.5	15 15.3	10 10.2	3 3.1	1 1.0
5,000人-10,000人未満	57	49 86.0	8 14.0	6 10.5	7 12.3	2 3.5	1 1.8
10,000人以上	61	40 65.6	9 14.8	5 8.2	22 36.1	5 8.2	-

③支援計画に対する自治体の関与

支援計画作成の義務付けまたは推奨している場合の関わり方は、「事業者が作成した支援計画の提出を求めている」が79.6%であった。

図表 188 支援計画作成の義務付けまたは推奨している場合の関わり方（複数回答）



■総人口

	調査数	自治体の担当者が支援計画を作成している	事業者が作成した支援計画の提出を求めている	支援計画の作成例を公開している	その他	無回答
全 体	255 100.0	14 5.5	203 79.6	5 2.0	40 15.7	10 3.9
10,000人未満	38 100.0	3 7.9	38 100.0	—	—	—
10,000人-50,000人未満	96 100.0	5 5.2	89 92.7	1 1.0	5 5.2	1 1.0
50,000人-100,000人未満	44 100.0	2 4.5	28 63.6	1 2.3	10 22.7	4 9.1
100,000人-300,000人未満	47 100.0	2 4.3	36 76.6	2 4.3	12 25.5	1 2.1
300,000人-500,000人未満	14 100.0	1 7.1	7 50.0	1 7.1	4 28.6	2 14.3
500,000人以上	16 100.0	1 6.3	5 31.3	—	9 56.3	2 12.5

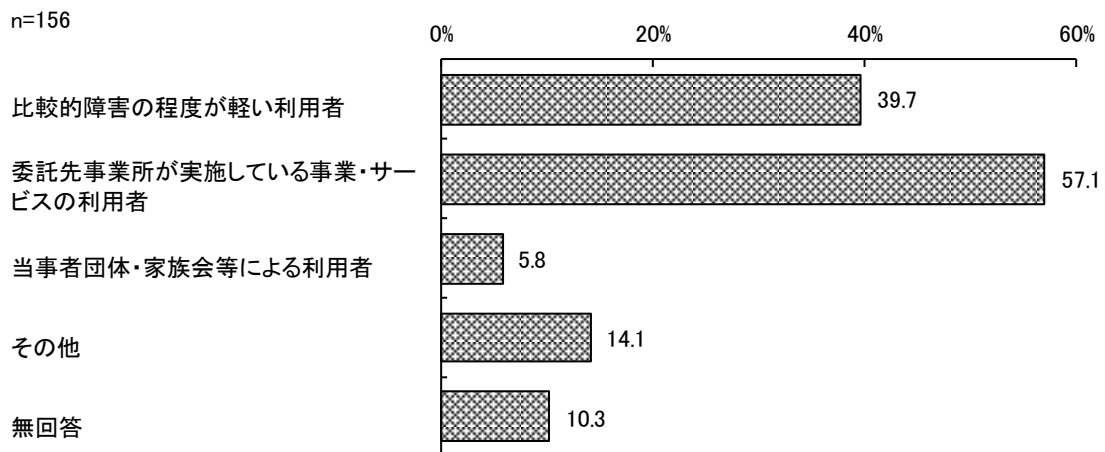
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	39 100.0	3 7.7	38 97.4	—	1 2.6	—
1,000人-5,000人未満	98 100.0	5 5.1	90 91.8	1 1.0	6 6.1	2 2.0
5,000人-10,000人未満	57 100.0	3 5.3	40 70.2	2 3.5	12 21.1	3 5.3
10,000人以上	61 100.0	3 4.9	35 57.4	2 3.3	21 34.4	5 8.2

（１４）グループ支援型の実利用者の種別

グループ支援型の実利用者の種別についてみると、「委託先事業所が実施している事業・サービスの利用者」が 57.1%、「比較的障害の程度が軽い利用者」39.7%であった。

図表 189 グループ支援型の具体的な利用者（複数回答）

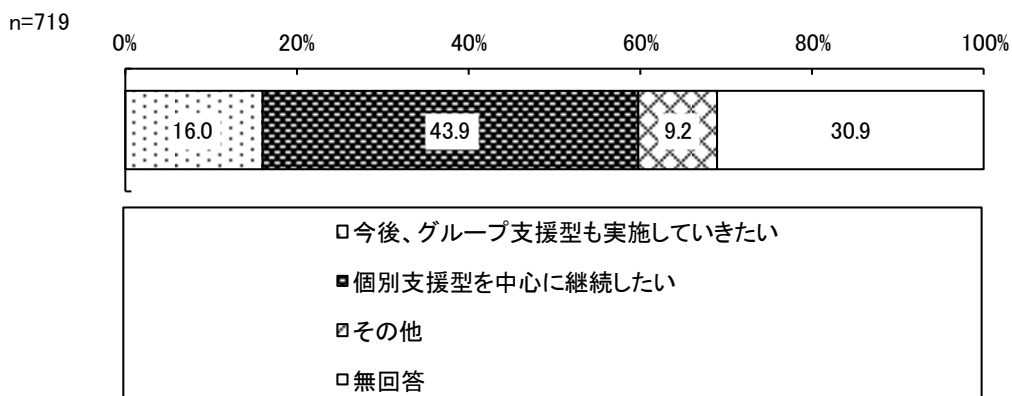


（１５）今後のグループ支援型の体制整備に関する意向

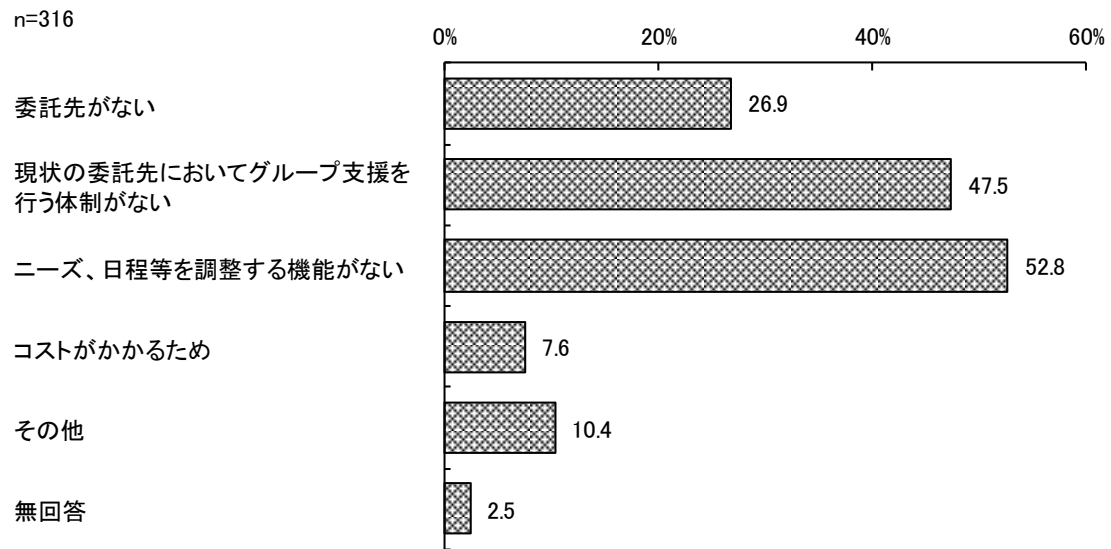
今後のグループ支援型の体制整備に関する意向についてみると、「個別支援型を中心に継続したい」が 43.9%、「今後、グループ支援型も実施していきたい」16.0%であった。

「個別支援型を中心に継続したい」と回答した場合のその理由についてみると、「ニーズ、日程等を調整する機能がない」が 52.8%、「現状の委託先においてグループ支援を行う体制がない」47.5%、「委託先がない」26.9%であった。

図表 190 今後のグループ支援型の体制整備に関する意向



図表 191 「個別支援型を中心に継続したい」と回答した場合のその理由（複数選択）



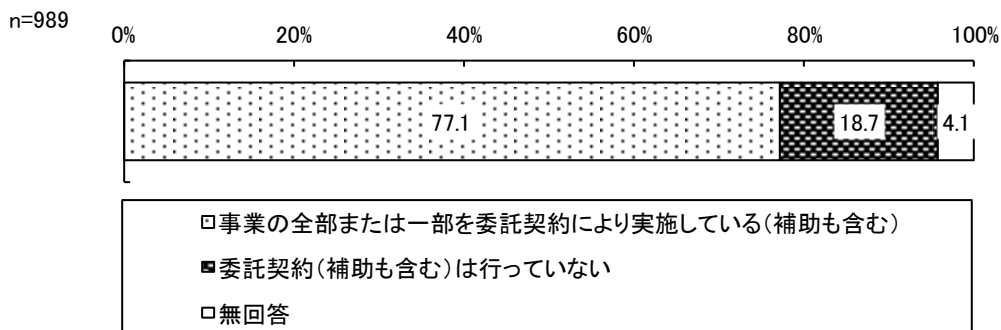
（１６）事業費（委託費・補助）について

事業費（委託費・補助）について、移動支援事業を委託契約に基づき実施しているかについてみると、「事業の全部または一部を委託契約により実施している（補助も含む）」が 77.1%、「委託契約（補助も含む）は行っていない」18.7%であった。

委託契約により実施している場合の支払い方法は、「１回あたり・時間あたりの単価に基づき支払っている」が 91.1%であった。

総事業費に含まれている費用項目は、「人件費」88.2%、「燃料費」85.3%「保守点検費」70.6%、「事務費」67.6%であった。

図表 192 移動支援事業を委託契約に基づき実施しているか



■ 総人口

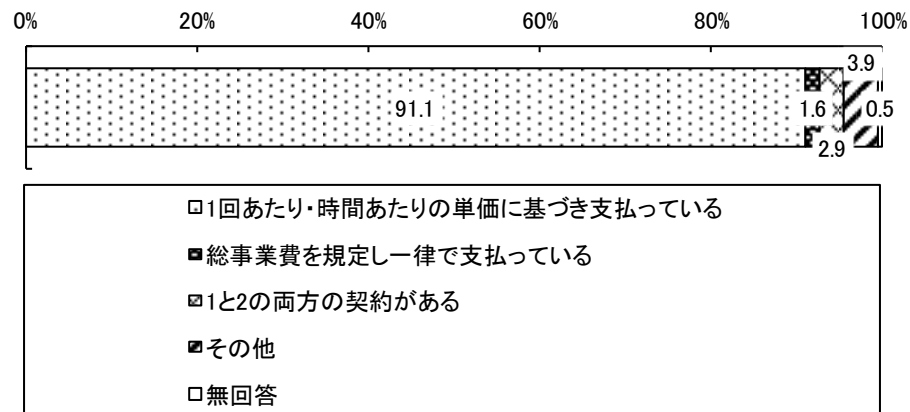
	調査数	事業の全部または一部を委託契約により実施している（補助も含む）	委託契約（補助も含む）は行っていない	無回答
全 体	989	763	185	41
	100.0	77.1	18.7	4.1
10,000人未満	219	178	24	17
	100.0	81.3	11.0	7.8
10,000人～50,000人未満	413	332	70	11
	100.0	80.4	16.9	2.7
50,000人～100,000人未満	160	123	30	7
	100.0	76.9	18.8	4.4
100,000人～300,000人未満	135	94	37	4
	100.0	69.6	27.4	3
300,000人～500,000人未満	36	23	12	1
	100.0	63.9	33.3	2.8
500,000人以上	26	13	12	1
	100.0	50.0	46.2	3.8

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	192	153	23	16
	100.0	79.7	12.0	8.3
1,000人～5,000人未満	458	376	71	11
	100.0	82.1	15.5	2.4
5,000人～10,000人未満	170	124	38	8
	100.0	72.9	22.4	4.7
10,000人以上	166	108	52	6
	100.0	65.1	31.3	3.6

図表 193 委託契約により実施している場合の支払い方法

n=763



■総人口

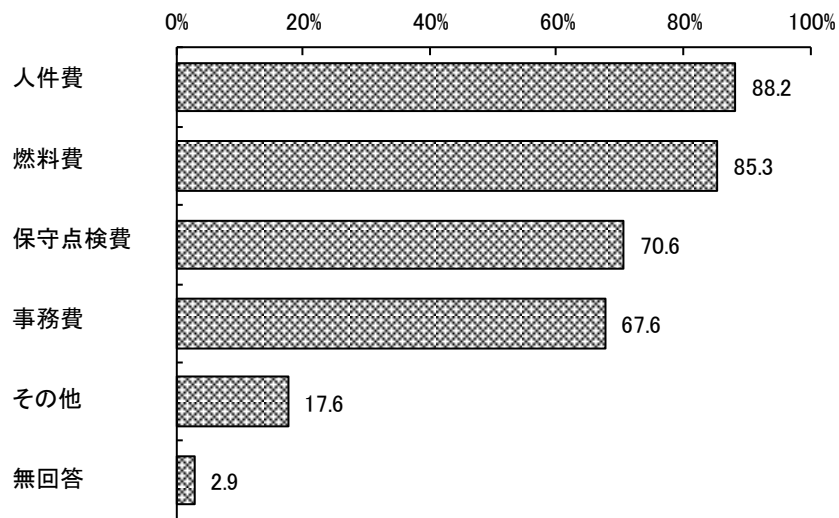
	調査数	1回あたり・時間あたりの単価に基づき支払っている	総事業費を規定し一律で支払っている	1と2の両方の契約がある	その他	無回答
全 体	763	695 91.1	12 1.6	22 2.9	30 3.9	4 0.5
10,000人未満	178	166 93.3	5 2.8	2 1.1	4 2.2	1 0.6
10,000人-50,000人未満	332	303 91.3	2 0.6	7 2.1	19 5.7	1 0.3
50,000人-100,000人未満	123	113 91.9	-	5 4.1	5 4.1	-
100,000人-300,000人未満	94	83 88.3	1 1.1	6 6.4	2 2.1	2 2.1
300,000人-500,000人未満	23	19 82.6	3 13.0	1 4.3	-	-
500,000人以上	13	11 84.6	1 7.7	1 7.7	-	-

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	153	143 93.5	5 3.3	2 1.3	2 1.3	1 0.7
1,000人-5,000人未満	376	344 91.5	2 0.5	7 1.9	22 5.9	1 0.3
5,000人-10,000人未満	124	113 91.1	-	7 5.6	4 3.2	-
10,000人以上	108	93 86.1	5 4.6	6 5.6	2 1.9	2 1.9

図表 194 総事業費に含まれている費用項目（複数回答）

n=34



■ 総人口

	調査数	人件費	燃料費	保守点検費	事務費	その他	無回答
全 体	34 100.0	30 88.2	29 85.3	24 70.6	23 67.6	6 17.6	1 2.9
10,000人未満	7 100.0	7 100.0	7 100.0	5 71.4	3 42.9	—	—
10,000人-50,000 人未満	9 100.0	7 77.8	5 55.6	3 33.3	5 55.6	3 33.3	—
50,000人-100,000人未満	5 100.0	4 80.0	5 100.0	5 100.0	5 100.0	—	—
100,000 人-300,000人未満	7 100.0	6 85.7	6 85.7	5 71.4	5 71.4	1 14.3	1 14.3
300,000 人-500,000人未満	4 100.0	4 100.0	4 100.0	4 100.0	3 75.0	1 25.0	—
500,000 人以上	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	1 50.0	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	7 100.0	7 100.0	7 100.0	5 71.4	3 42.9	—	—
1,000 人-5,000人未満	9 100.0	7 77.8	5 55.6	3 33.3	5 55.6	3 33.3	—
5,000 人-10,000 人未満	7 100.0	6 85.7	7 100.0	7 100.0	7 100.0	1 14.3	—
10,000人以上	11 100.0	10 90.9	10 90.9	9 81.8	8 72.7	2 18.2	1 9.1

(17) 移動支援事業登録後の経過期間別の利用者数

移動支援事業に登録後の経過期間別の利用者数（実際に利用した実人数）をみると、以下のとおりであった。

図表 195 問 23 実人数

	記入のあった実利用者数(人)	
1年未満	2,899	10.0%
1年以上5年未満	9,405	32.5%
5年以上10年未満	9,412	32.5%
10年以上	7,254	25.0%
合計	28,970	100.0%

注：上記集計は、上記の期間別の記入が全てあった(0 人を含む)408 自治体を対象に集計している。

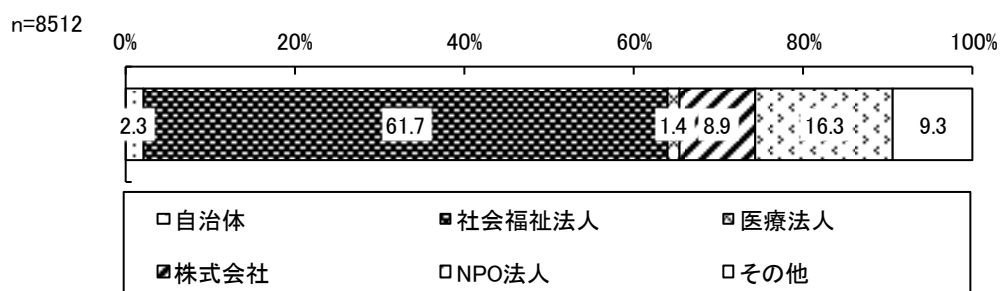
7. 日中一時支援事業の実施状況

(1) 事業所別の実施状況

①運営主体

日中一時支援事業の実施状況について、事業所別の実施状況をみると、運営主体は「社会福祉法人」が61.7%と最も多く、「NPO法人」16.3%、「株式会社」8.9%、「自治体」2.3%「医療法人」1.4%であった。

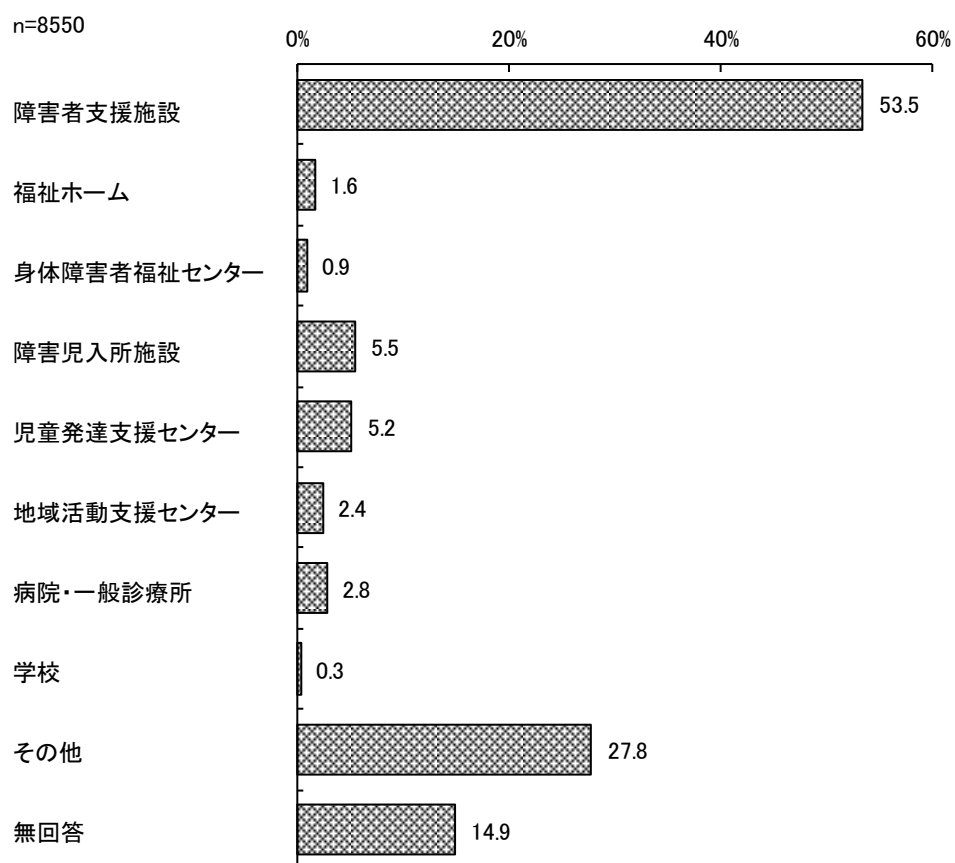
図表 196 運営主体



②併設している施設等

日中一時支援事業を併設している施設等は、「障害者支援施設」が 53.5%で最も多かった。

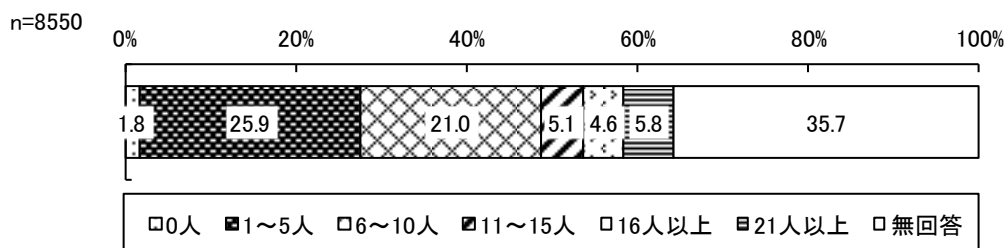
図表 197 日中一時支援事業を併設している施設等（複数回答）



③定員数

平成 29 年度の定員数別の事業所数にみると、「1～5 人」が 25.9%、「6～10 人」が 21.0%であった。

図表 198 定員数

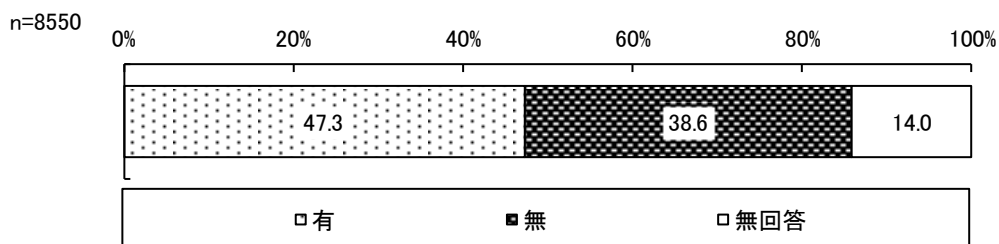


④送迎サービスの有無

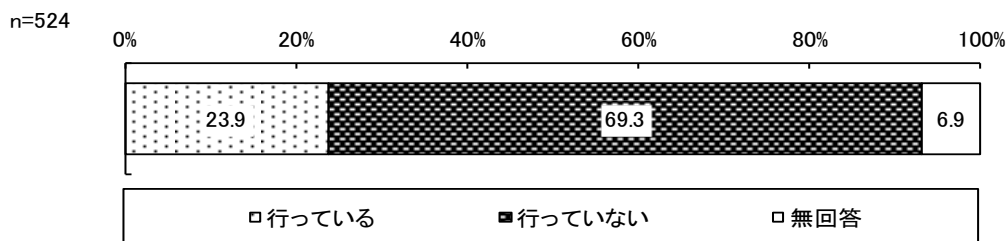
平成 29 年度の送迎サービスの有無別の事業所数をみると、「有」が 47.3%であった。

「無」と回答した事業所がある自治体を対象に、利用者が負担した送迎費の補助の状況をみると、「行っている」23.9%、「行っていない」69.3%であった。

図表 199 送迎サービス有無



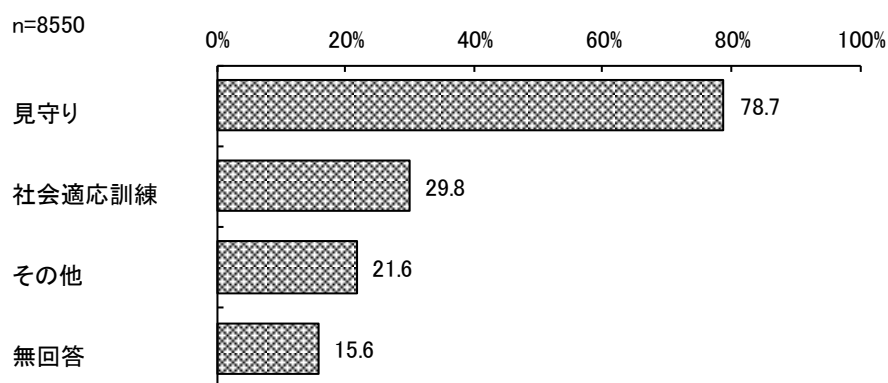
図表 200 利用者が負担した送迎費の補助



⑤サービスの内容

サービスの内容別に事業所数をみると、「見守り」が78.7%、「社会適応訓練」29.8%、「その他」21.6%であった。

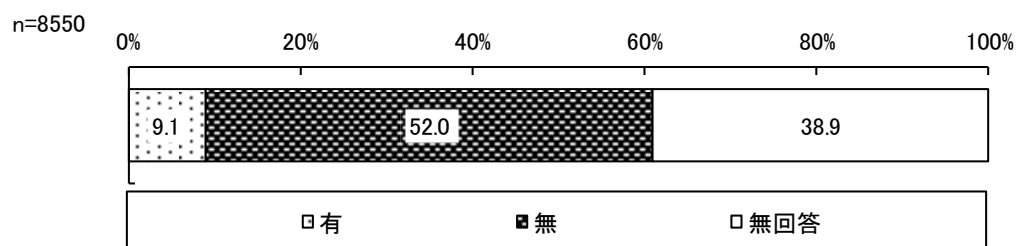
図表 201 サービスの内容別（複数回答）



⑥医療的ケア児へのサービス提供

医療的ケア児のサービス提供の状況について事業所数をみると、「有」が9.1%、「無」52.0%であった。

図表 202 医療的ケア児へのサービス提供



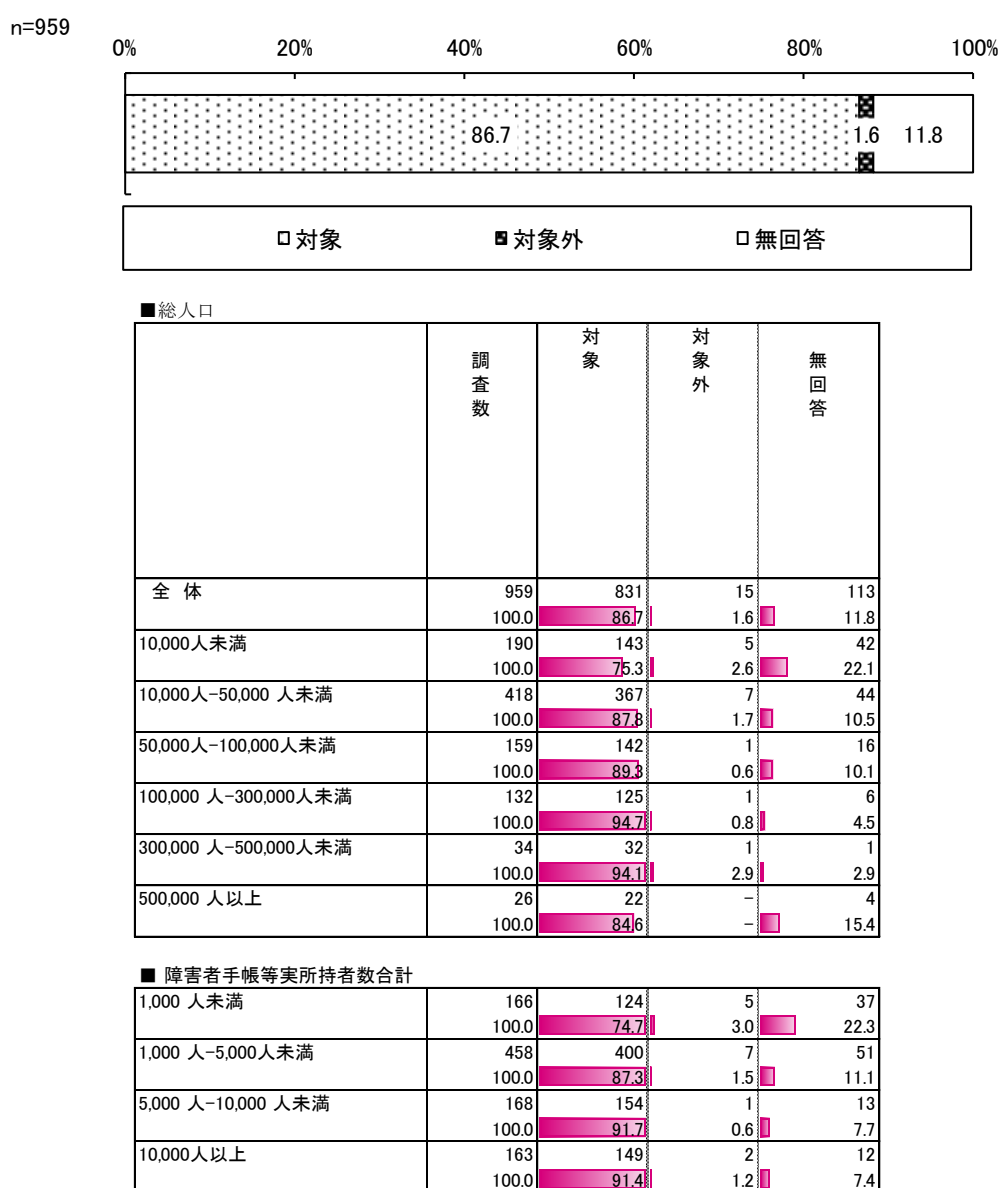
(2) 利用対象となる障害種別、障害支援区分等

【障害児】

日中一時支援事業において障害児が対象である自治体は、86.7%であった。利用条件についてみると、「利用条件は規定していない」50.8%、「家族等における日中の見守り・介護ができないこと」46.5%、「主たる介護者が就労していること」13.7%であった。

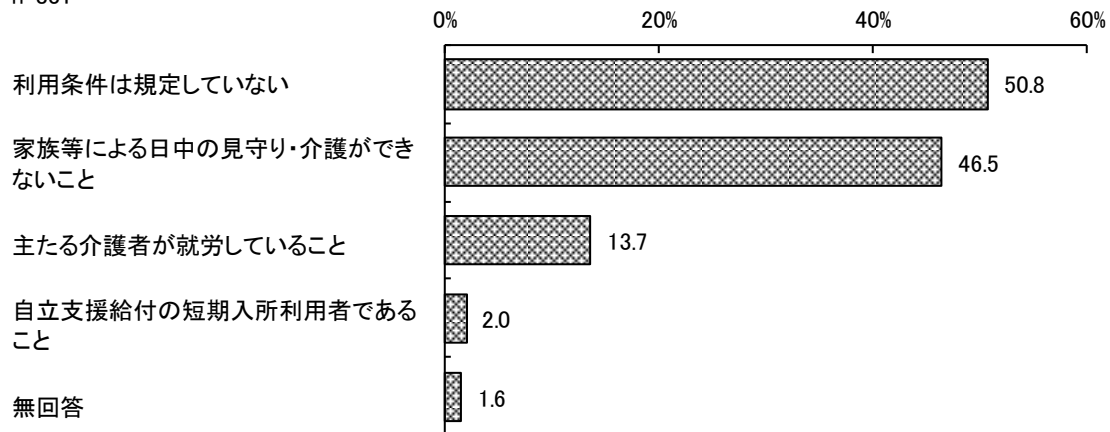
年齢規定についてみると、「年齢規定はない」が90.6%であった。

図表 203 障害児の対象適否



図表 204 障害児 利用条件（複数回答）

n=831



■総人口

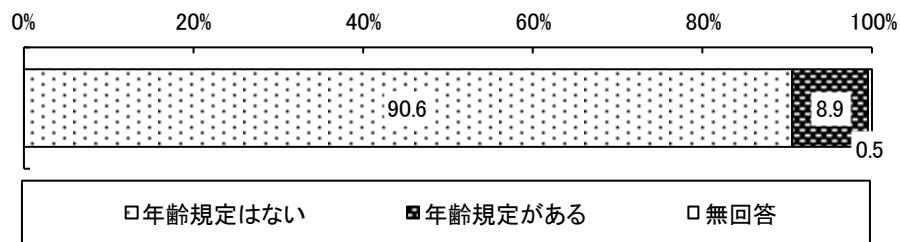
	調査数	利用条件は規定していない	家族等による日中の見守り・介護ができないこと	主たる介護者が就労していること	自立支援給付の短期入所利用者であること	無回答
全 体	831	422	386	114	17	13
	100.0	50.8	46.5	13.7	2.0	1.6
10,000人未満	143	69	69	15	1	3
	100.0	48.3	48.3	10.5	0.7	2.1
10,000人-50,000人未満	367	201	160	44	4	4
	100.0	54.8	43.6	12.0	1.1	1.1
50,000人-100,000人未満	142	73	66	16	1	2
	100.0	51.4	46.5	11.3	0.7	1.4
100,000人-300,000人未満	125	57	64	30	5	2
	100.0	45.6	51.2	24.0	4.0	1.6
300,000人-500,000人未満	32	15	16	6	3	-
	100.0	46.9	50.0	18.8	9.4	-
500,000人以上	22	7	11	3	3	2
	100.0	31.8	50.0	13.6	13.6	9.1

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	124	58	64	15	1	1
	100.0	46.8	51.6	12.1	0.8	0.8
1,000人-5,000人未満	400	221	170	47	4	6
	100.0	55.3	42.5	11.8	1.0	1.5
5,000人-10,000人未満	154	72	79	20	2	2
	100.0	46.8	51.3	13.0	1.3	1.3
10,000人以上	149	70	70	31	10	4
	100.0	47.0	47.0	20.8	6.7	2.7

図表 205 障害児 年齢規定の有無

n=831



■ 総人口

	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	831	753	74	4
	100.0	90.6	8.9	0.5
10,000人未満	143	137	5	1
	100.0	95.8	3.5	0.7
10,000人-50,000人未満	367	344	22	1
	100.0	93.7	6.0	0.3
50,000人-100,000人未満	142	121	20	1
	100.0	85.2	14.1	0.7
100,000人-300,000人未満	125	107	17	1
	100.0	85.6	13.6	0.8
300,000人-500,000人未満	32	23	9	-
	100.0	71.9	28.1	-
500,000人以上	22	21	1	-
	100.0	95.5	4.5	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	124	122	2	-
	100.0	98.4	1.6	-
1,000人-5,000人未満	400	368	30	2
	100.0	92.0	7.5	0.5
5,000人-10,000人未満	154	132	21	1
	100.0	85.7	13.6	0.6
10,000人以上	149	127	21	1
	100.0	85.2	14.1	0.7

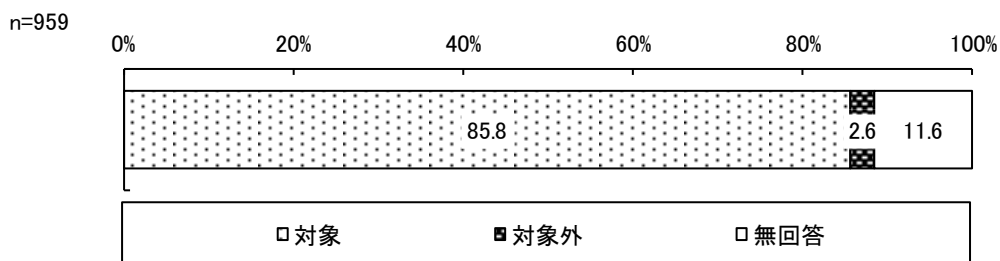
【身体障害】

日中一時支援事業において身体障害が対象である自治体は、85.8%であった。障害支援区分をみると、「制限なし」86.1%であった。また、障害の部位についても、「制限なし」が96.0%であった。身体障害者手帳の等級についても、「制限なし」89.7%であった。

利用条件についてみると、「利用条件は規定していない」52.1%、「家族等における日中の見守り・介護ができないこと」45.8%、「主たる介護者が就労していること」13.0%であった。

年齢規定についてみると、「年齢規定はない」が91.0%であった。

図表 206 身体障害の対象適否



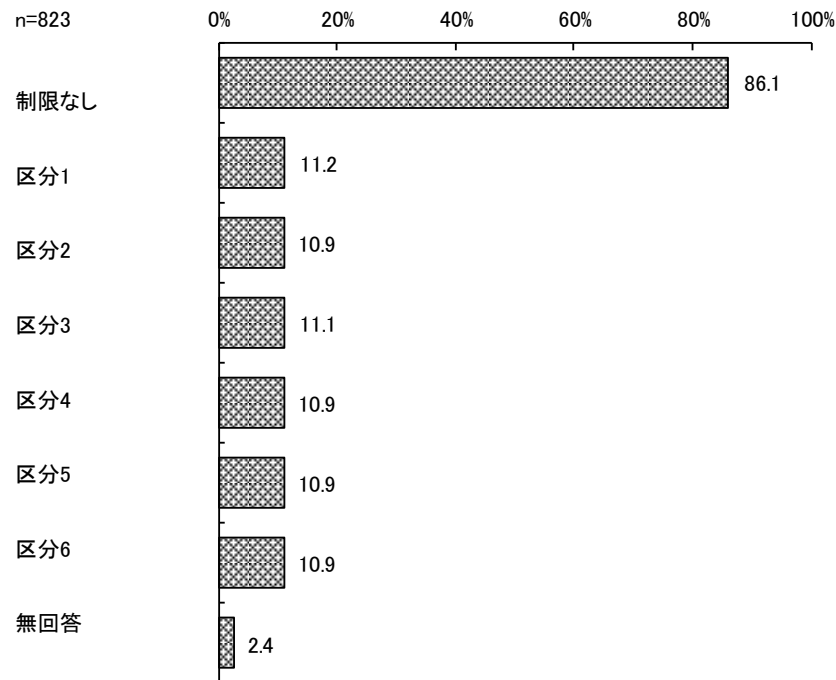
■ 総人口

	調査数	対象	対象外	無回答
全 体	959	823	25	111
	100.0	85.8	2.6	11.6
10,000人未満	190	140	7	43
	100.0	73.7	3.7	22.6
10,000人-50,000人未満	418	370	5	43
	100.0	88.5	1.2	10.3
50,000人-100,000人未満	159	143	1	15
	100.0	89.9	0.6	9.4
100,000人-300,000人未満	132	122	5	5
	100.0	92.4	3.8	3.8
300,000人-500,000人未満	34	28	5	1
	100.0	82.4	14.7	2.9
500,000人以上	26	20	2	4
	100.0	76.9	7.7	15.4

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	166	121	7	38
	100.0	72.9	4.2	22.9
1,000人-5,000人未満	458	403	5	50
	100.0	88.0	1.1	10.9
5,000人-10,000人未満	168	154	1	13
	100.0	91.7	0.6	7.7
10,000人以上	163	141	12	10
	100.0	86.5	7.4	6.1

図表 207 身体障害 障害支援区分（複数回答）



■ 総人口

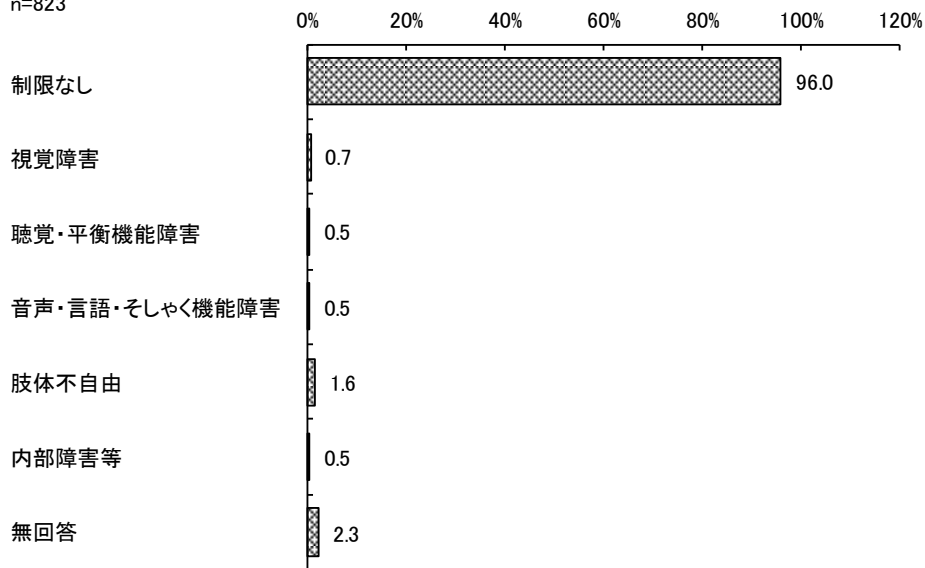
	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	823	709	92	90	91	90	90	90	20
	100.0	86.1	11.2	10.9	11.1	10.9	10.9	10.9	2.4
10,000人未満	140	119	14	13	13	13	13	13	7
	100.0	85.0	10.0	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	5.0
10,000人-50,000 人未満	370	321	41	39	39	38	38	38	8
	100.0	86.8	11.1	10.5	10.5	10.3	10.3	10.3	2.2
50,000人-100,000人未満	143	123	15	16	16	16	16	16	4
	100.0	86.0	10.5	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	2.8
100,000 人-300,000人未満	122	107	14	14	14	14	14	14	1
	100.0	87.7	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	0.8
300,000 人-500,000人未満	28	24	3	3	4	4	4	4	-
	100.0	85.7	10.7	10.7	14.3	14.3	14.3	14.3	-
500,000 人以上	20	15	5	5	5	5	5	5	-
	100.0	75.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	121	106	11	10	10	10	10	10	4
	100.0	87.6	9.1	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	3.3
1,000 人-5,000人未満	403	348	43	41	41	41	41	41	12
	100.0	86.4	10.7	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	3.0
5,000 人-10,000 人未満	154	129	20	21	21	20	20	20	4
	100.0	83.8	13.0	13.6	13.6	13.0	13.0	13.0	2.6
10,000人以上	141	122	18	18	19	19	19	19	-
	100.0	86.5	12.8	12.8	13.5	13.5	13.5	13.5	-

図表 208 身体障害 障害の部位（複数回答）

n=823



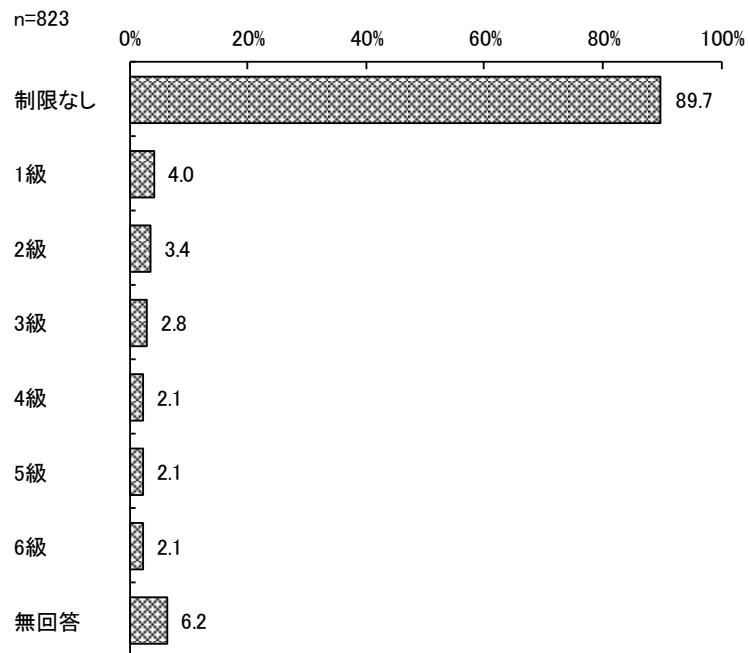
■総人口

	調査数	制限なし	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害等	無回答
全 体	823	790	6	4	4	13	4	19
	100.0	96.0	0.7	0.5	0.5	1.6	0.5	2.3
10,000人未満	140	131	1	1	1	4	1	5
	100.0	93.6	0.7	0.7	0.7	2.9	0.7	3.6
10,000人-50,000人未満	370	357	4	3	3	4	3	8
	100.0	96.5	1.1	0.8	0.8	1.1	0.8	2.2
50,000人-100,000人未満	143	135	1	-	-	4	-	4
	100.0	94.4	0.7	-	-	2.8	-	2.8
100,000人-300,000人未満	122	120	-	-	-	1	-	1
	100.0	98.4	-	-	-	0.8	-	0.8
300,000人-500,000人未満	28	28	-	-	-	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
500,000人以上	20	19	-	-	-	-	-	1
	100.0	95.0	-	-	-	-	-	5

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	121	115	1	1	1	4	1	2
	100.0	95.0	0.8	0.8	0.8	3.3	0.8	1.7
1,000人-5,000人未満	403	385	4	3	3	5	3	12
	100.0	95.5	1.0	0.7	0.7	1.2	0.7	3.0
5,000人-10,000人未満	154	147	1	-	-	3	-	4
	100.0	95.5	0.6	-	-	1.9	-	2.6
10,000人以上	141	139	-	-	-	1	-	1
	100.0	98.6	-	-	-	0.7	-	0.7

図表 209 身体障害 身体障害者手帳の等級（複数回答）



■ 総人口

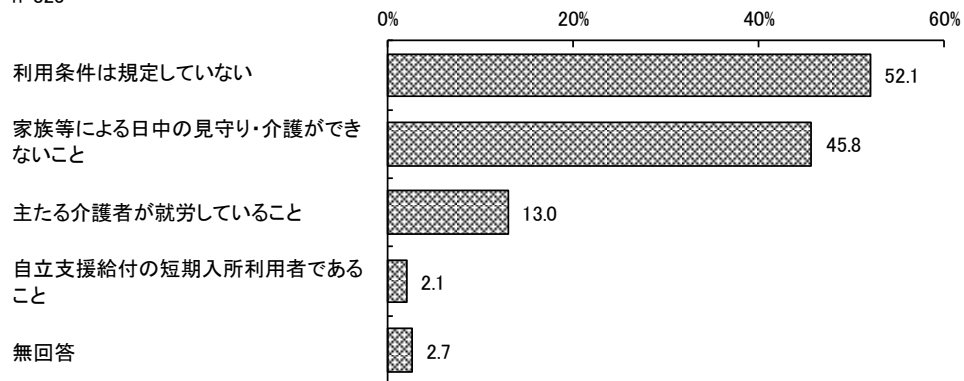
	調査数	制限なし	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答
全 体	823	738	33	28	23	17	17	17	51
	100.0	89.7	4.0	3.4	2.8	2.1	2.1	2.1	6.2
10,000人未満	140	116	10	7	6	4	4	4	14
	100.0	82.9	7.1	5.0	4.3	2.9	2.9	2.9	10.0
10,000人-50,000人未満	370	341	6	5	5	3	3	3	23
	100.0	92.2	1.6	1.4	1.4	0.8	0.8	0.8	6.2
50,000人-100,000人未満	143	128	7	5	3	3	3	3	8
	100.0	89.5	4.9	3.5	2.1	2.1	2.1	2.1	5.6
100,000人-300,000人未満	122	111	5	6	5	3	3	3	5
	100.0	91.0	4.1	4.9	4.1	2.5	2.5	2.5	4.1
300,000人-500,000人未満	28	26	2	2	2	2	2	2	-
	100.0	92.9	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	-
500,000人以上	20	16	3	3	2	2	2	2	1
	100.0	80.0	15.0	15.0	10.0	10.0	10.0	10.0	5.0

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	121	104	7	5	4	2	2	2	10
	100.0	86.0	5.8	4.1	3.3	1.7	1.7	1.7	8.3
1,000人-5,000人未満	403	361	11	9	7	5	5	5	31
	100.0	89.6	2.7	2.2	1.7	1.2	1.2	1.2	7.7
5,000人-10,000人未満	154	143	6	4	4	3	3	3	5
	100.0	92.9	3.9	2.6	2.6	1.9	1.9	1.9	3.2
10,000人以上	141	126	9	10	8	7	7	7	5
	100.0	89.4	6.4	7.1	5.7	5.0	5.0	5.0	3.5

図表 210 身体障害 利用条件（複数回答）

n=823



■総人口

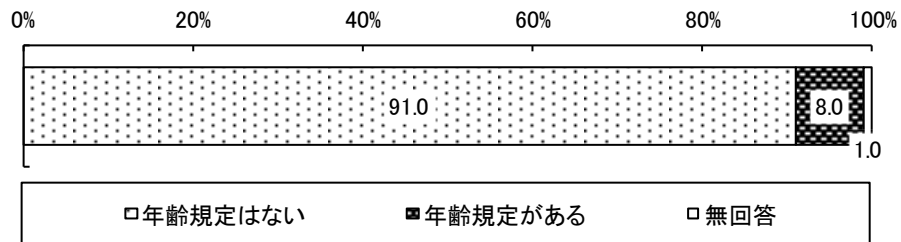
	調査数	利用条件は規定していない	家族等による日中の見守り・介護ができないこと	主たる介護者が就労していること	自立支援給付の短期入所利用者であること	無回答
全 体	823	429	377	107	17	22
	100.0	52.1	45.8	13.0	2.1	2.7
10,000人未満	140	70	66	14	2	5
	100.0	50.0	47.1	10.0	1.4	3.6
10,000人-50,000人未満	370	210	158	43	5	6
	100.0	56.8	42.7	11.6	1.4	1.6
50,000人-100,000人未満	143	70	68	16	2	4
	100.0	49.0	47.6	11.2	1.4	2.8
100,000人-300,000人未満	122	59	60	27	5	4
	100.0	48.4	49.2	22.1	4.1	3.3
300,000人-500,000人未満	28	13	14	4	2	1
	100.0	46.4	50.0	14.3	7.1	3.6
500,000人以上	20	7	11	3	1	2
	100.0	35.0	55.0	15.0	5.0	10.0

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	121	61	60	14	2	2
	100.0	50.4	49.6	11.6	1.7	1.7
1,000人-5,000人未満	403	228	170	46	4	9
	100.0	56.6	42.2	11.4	1.0	2.2
5,000人-10,000人未満	154	71	77	20	4	5
	100.0	46.1	50.0	13.0	2.6	3.2
10,000人以上	141	68	67	26	7	6
	100.0	48.2	47.5	18.4	5.0	4.3

図表 211 身体障害 年齢規定の有無

n=823



■ 総人口

	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	823	749	66	8
	100.0	91.0	8.0	1.0
10,000人未満	140	130	8	2
	100.0	92.9	5.7	1.4
10,000人-50,000 人未満	370	345	21	4
	100.0	93.2	5.7	1.1
50,000人-100,000人未満	143	131	10	2
	100.0	91.6	7.0	1.4
100,000 人-300,000人未満	122	106	16	-
	100.0	86.9	13.1	-
300,000 人-500,000人未満	28	19	9	-
	100.0	67.9	32.1	-
500,000 人以上	20	18	2	-
	100.0	90.0	10	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	121	114	6	1
	100.0	94.2	5.0	0.8
1,000 人-5,000人未満	403	372	25	6
	100.0	92.3	6.2	1.5
5,000 人-10,000 人未満	154	140	13	1
	100.0	90.9	8.4	0.6
10,000人以上	141	119	22	-
	100.0	84.4	15.6	-

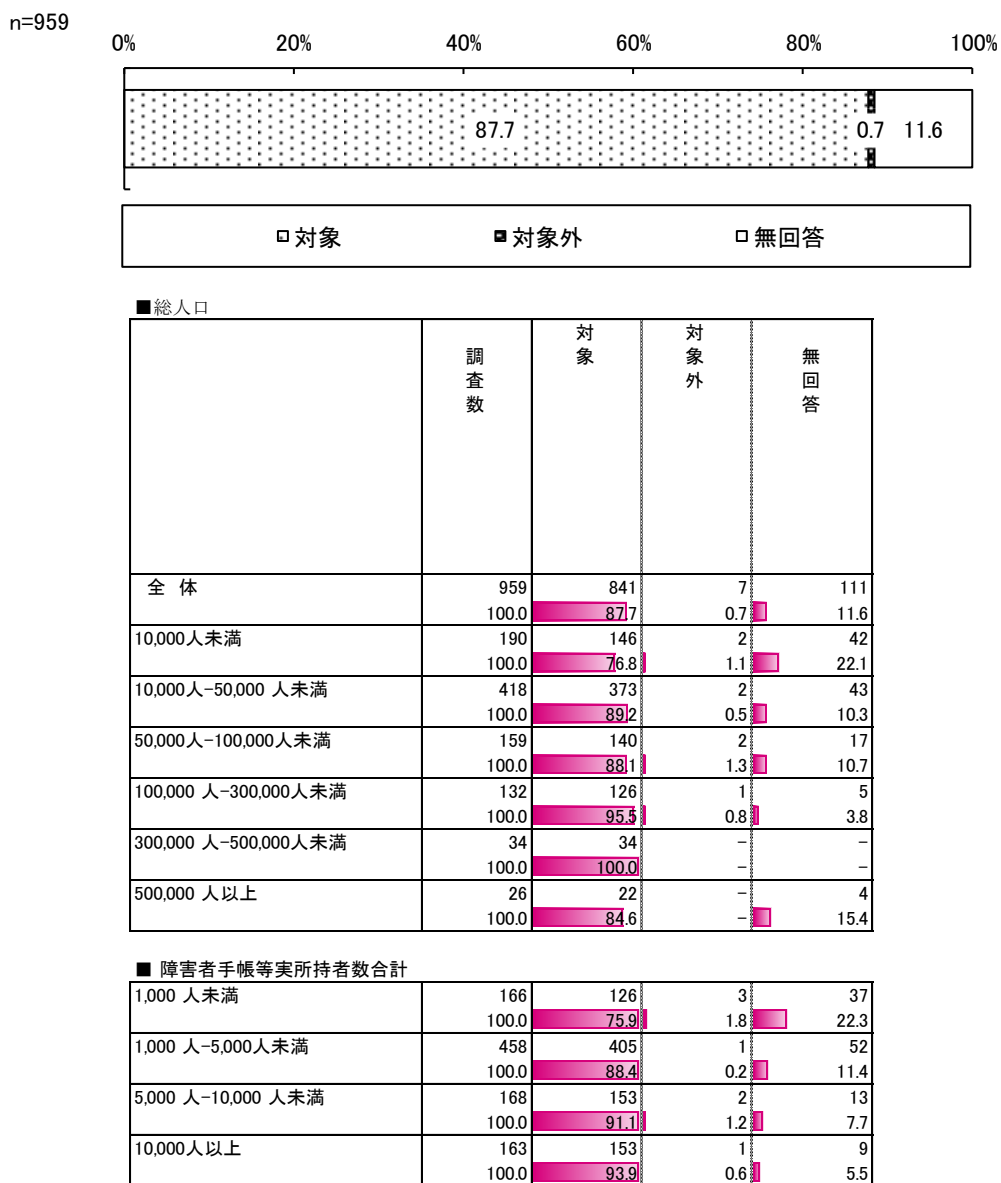
【知的障害】

日中一時支援事業において知的障害が対象である自治体は、87.7%であった。障害支援区分をみると、「制限なし」86.9%であった。

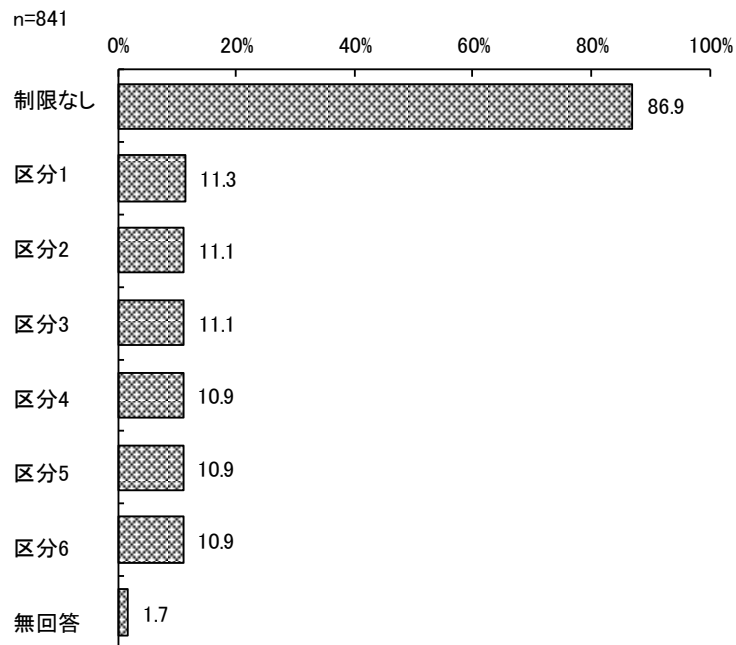
利用条件についてみると、「利用条件は規定していない」51.5%、「家族等における日中の見守り・介護ができないこと」45.2%、「主たる介護者が就労していること」13.2%であった。

年齢規定についてみると、「年齢規定はない」が92.4%であった。

図表 212 知的障害の対象適否



図表 213 知的障害 障害支援区分（複数回答）



■ 総人口

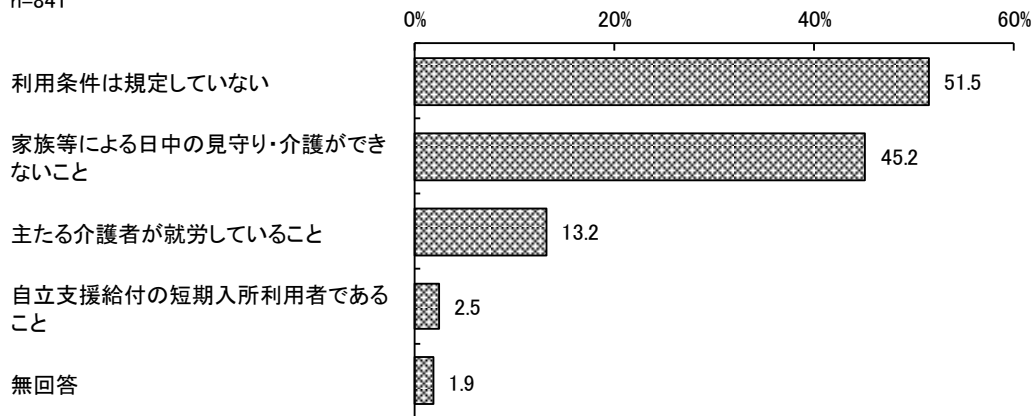
	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	841	731	95	93	93	92	92	92	14
	100.0	86.9	11.3	11.1	11.1	10.9	10.9	10.9	1.7
10,000人未満	146	126	14	13	13	13	13	13	6
	100.0	86.3	9.6	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	4.1
10,000人～50,000 人未満	373	328	40	38	38	37	37	37	5
	100.0	87.9	10.7	10.2	10.2	9.9	9.9	9.9	1.3
50,000人～100,000人未満	140	123	15	16	16	16	16	16	1
	100.0	87.9	10.7	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	0.7
100,000 人～300,000人未満	126	109	16	16	16	16	16	16	1
	100.0	86.5	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	0.8
300,000 人～500,000人未満	34	29	4	4	4	4	4	4	1
	100.0	85.3	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	2.9
500,000 人以上	22	16	6	6	6	6	6	6	-
	100.0	72.7	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	126	111	11	10	10	10	10	10	4
	100.0	88.1	8.7	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	3.2
1,000 人～5,000人未満	405	356	42	40	40	40	40	40	7
	100.0	87.9	10.4	9.9	9.9	9.9	9.9	9.9	1.7
5,000 人～10,000 人未満	153	130	20	21	21	20	20	20	2
	100.0	85.0	13.1	13.7	13.7	13.1	13.1	13.1	1.3
10,000人以上	153	130	22	22	22	22	22	22	1
	100.0	85.0	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	0.7

図表 214 知的障害 利用条件（複数回答）

n=841



■総人口

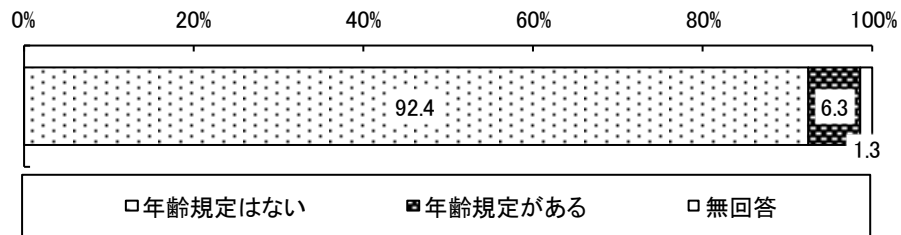
	調査数	利用条件は規定していない	家族等による日中の見守り・介護ができないこと	主たる介護者が就労していること	自立支援給付の短期入所利用者であること	無回答
全 体	841	433	380	111	21	16
	100.0	51.5	45.2	13.2	2.5	1.9
10,000人未満	146	72	67	14	3	4
	100.0	49.3	45.9	9.6	2.1	2.7
10,000人-50,000 人未満	373	208	157	44	5	5
	100.0	55.8	42.1	11.8	1.3	1.3
50,000人-100,000人未満	140	70	68	16	2	1
	100.0	50.0	48.6	11.4	1.4	0.7
100,000 人-300,000人未満	126	60	61	28	5	3
	100.0	47.6	48.4	22.2	4.0	2.4
300,000 人-500,000人未満	34	16	16	6	3	1
	100.0	47.1	47.1	17.6	8.8	2.9
500,000 人以上	22	7	11	3	3	2
	100.0	31.8	50.0	13.6	13.6	9.1

■障害者手帳等所持者数合計

1,000 人未満	126	61	60	14	3	2
	100.0	48.4	47.6	11.1	2.4	1.6
1,000 人-5,000人未満	405	226	170	47	4	7
	100.0	55.8	42.0	11.6	1.0	1.7
5,000 人-10,000 人未満	153	73	77	20	4	1
	100.0	47.7	50.3	13.1	2.6	0.7
10,000人以上	153	72	70	29	10	6
	100.0	47.1	45.8	19.0	6.5	3.9

図表 215 知的障害 年齢規定の有無

n=841



■ 総人口

	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	841	777	53	11
	100.0	92.4	6.3	1.3
10,000人未満	146	137	5	4
	100.0	93.8	3.4	2.7
10,000人-50,000 人未満	373	352	17	4
	100.0	94.4	4.6	1.1
50,000人-100,000人未満	140	131	9	-
	100.0	93.6	6.4	-
100,000 人-300,000人未満	126	109	15	2
	100.0	86.5	11.9	1.6
300,000 人-500,000人未満	34	27	6	1
	100.0	79.4	17.6	2.9
500,000 人以上	22	21	1	-
	100.0	95.5	4.5	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	126	119	6	1
	100.0	94.4	4.8	0.8
1,000 人-5,000人未満	405	380	18	7
	100.0	93.8	4.4	1.7
5,000 人-10,000 人未満	153	143	10	-
	100.0	93.5	6.5	-
10,000人以上	153	132	18	3
	100.0	86.3	11.8	2.0

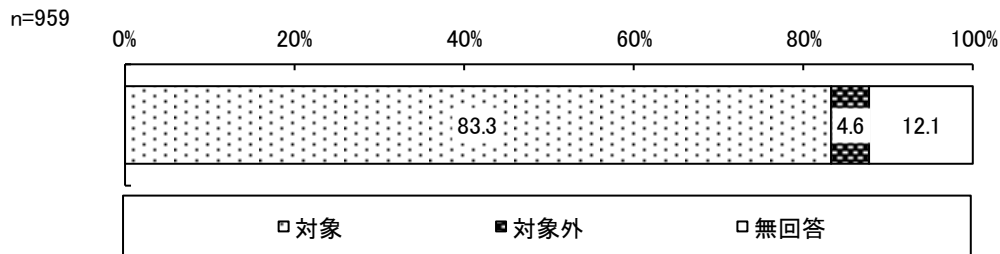
【精神障害】

日中一時支援事業において精神障害が対象である自治体は、83.3%であった。障害支援区分をみると、「制限なし」85.0%であった。精神障害者保健福祉手帳の等級についても、「規定なし」が94.4%であった。

利用条件についてみると、「利用条件は規定していない」51.2%、「家族等における日中の見守り・介護ができないこと」45.6%、「主たる介護者が就労していること」12.6%であった。

年齢規定についてみると、「年齢規定はない」が93.1%であった。

図表 216 精神障害の対象適否



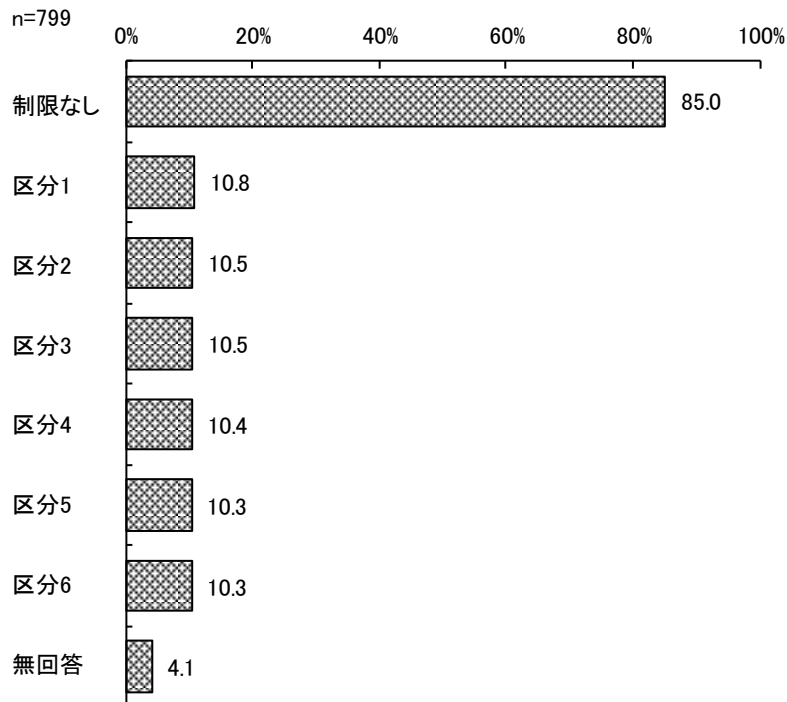
■ 総人口

	調査数	対象	対象外	無回答
全 体	959	799	44	116
	100.0	83.3	4.6	12.1
10,000人未満	190	131	16	43
	100.0	68.9	8.4	22.6
10,000人-50,000人未満	418	363	9	46
	100.0	86.8	2.2	11.0
50,000人-100,000人未満	159	138	4	17
	100.0	86.8	2.5	10.7
100,000人-300,000人未満	132	120	7	5
	100.0	90.9	5.3	3.8
300,000人-500,000人未満	34	27	7	-
	100.0	79.4	20.6	-
500,000人以上	26	20	1	5
	100.0	76.9	3.8	19.2

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	166	115	13	38
	100.0	69.3	7.8	22.9
1,000人-5,000人未満	458	392	12	54
	100.0	85.6	2.6	11.8
5,000人-10,000人未満	168	148	6	14
	100.0	88.1	3.6	8.3
10,000人以上	163	140	13	10
	100.0	85.9	8.0	6.1

図表 217 精神障害 障害支援区分（複数回答）



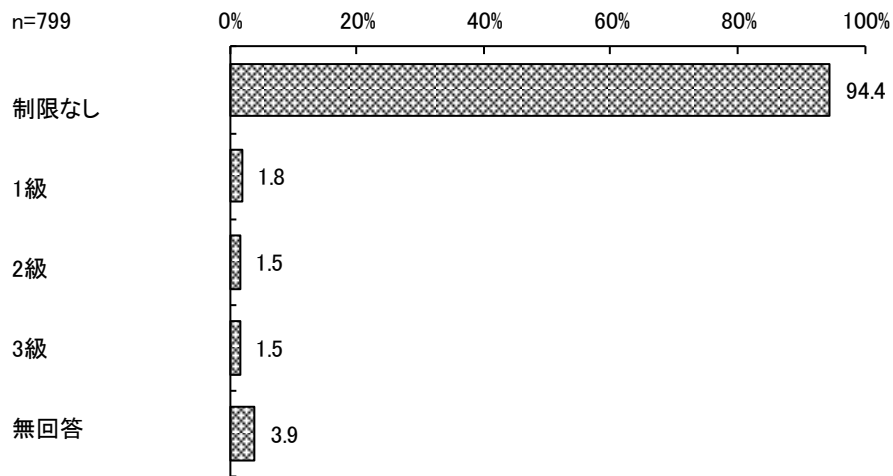
■ 総人口

	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	799	679	86	84	84	83	82	82	33
	100.0	85.0	10.8	10.5	10.5	10.4	10.3	10.3	4.1
10,000人未満	131	111	12	11	11	11	10	10	8
	100.0	84.7	9.2	8.4	8.4	8.4	7.6	7.6	6.1
10,000人～50,000人未満	363	310	40	38	38	37	37	37	13
	100.0	85.4	11.0	10.5	10.5	10.2	10.2	10.2	3.6
50,000人～100,000人未満	138	119	14	15	15	15	15	15	4
	100.0	86.2	10.1	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	2.9
100,000人～300,000人未満	120	102	13	13	13	13	13	13	5
	100.0	85.0	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	4.2
300,000人～500,000人未満	27	22	3	3	3	3	3	3	2
	100.0	81.5	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	7.4
500,000人以上	20	15	4	4	4	4	4	4	1
	100.0	75.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	5.0

■ 障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
1,000人未満	115	99	10	9	9	9	8	8	6
	100.0	86.1	8.7	7.8	7.8	7.8	7.0	7.0	5.2
1,000人～5,000人未満	392	336	40	38	38	38	38	38	16
	100.0	85.7	10.2	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	4.1
5,000人～10,000人未満	148	122	19	20	20	19	19	19	6
	100.0	82.4	12.8	13.5	13.5	12.8	12.8	12.8	4.1
10,000人以上	140	118	17	17	17	17	17	17	5
	100.0	84.3	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	3.6

図表 218 精神障害 精神障害者保健福祉手帳の等級（複数回答）



■総人口

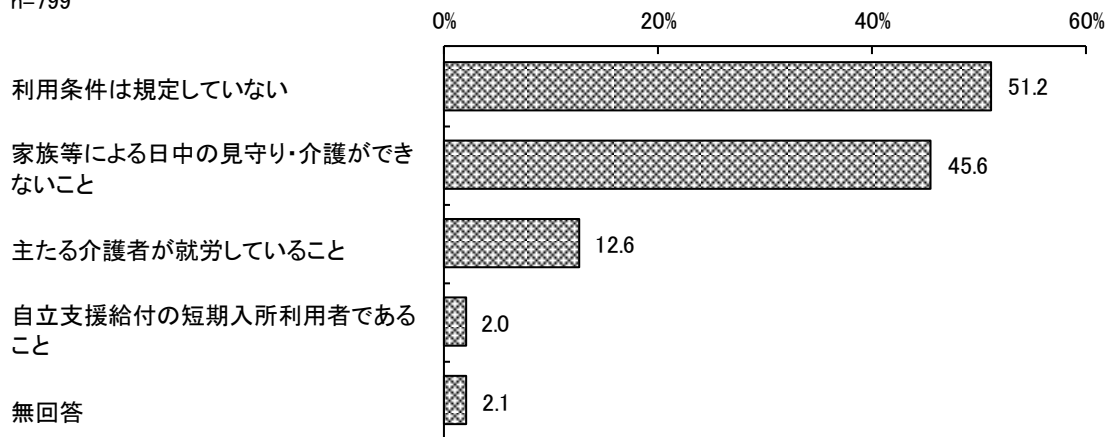
	調査数	制限なし	1級	2級	3級	無回答
全 体	799	754	14	12	12	31
	100.0	94.4	1.8	1.5	1.5	3.9
10,000人未満	131	120	3	2	2	8
	100.0	91.6	2.3	1.5	1.5	6.1
10,000人～50,000人未満	363	347	4	3	3	12
	100.0	95.6	1.1	0.8	0.8	3.3
50,000人～100,000人未満	138	131	2	2	2	5
	100.0	94.9	1.4	1.4	1.4	3.6
100,000人～300,000人未満	120	112	3	3	3	5
	100.0	93.3	2.5	2.5	2.5	4.2
300,000人～500,000人未満	27	25	2	2	2	—
	100.0	92.6	7.4	7.4	7.4	—
500,000人以上	20	19	—	—	—	1
	100.0	95.0	—	—	—	5

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	115	106	2	1	1	7
	100.0	92.2	1.7	0.9	0.9	6.1
1,000人～5,000人未満	392	374	5	4	4	13
	100.0	95.4	1.3	1.0	1.0	3.3
5,000人～10,000人未満	148	140	3	3	3	5
	100.0	94.6	2.0	2.0	2.0	3.4
10,000人以上	140	130	4	4	4	6
	100.0	92.9	2.9	2.9	2.9	4.3

図表 219 精神障害 利用条件（複数回答）

n=799



■総人口

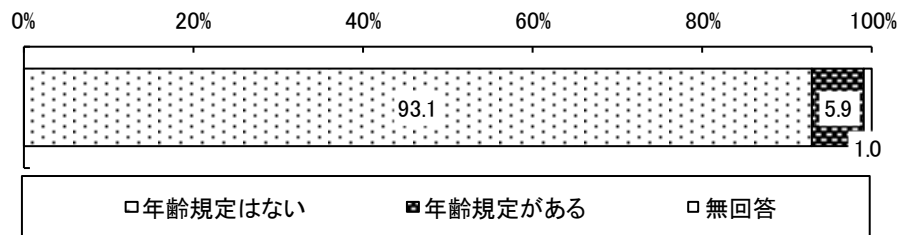
	調査数	利用条件は規定していない	家族等による日中の見守り・介護ができないこと	主たる介護者が就労していること	自立支援給付の短期入所利用者であること	無回答
全 体	799	409	364	101	16	17
	100.0	51.2	45.6	12.6	2.0	2.1
10,000人未満	131	64	62	12	2	3
	100.0	48.9	47.3	9.2	1.5	2.3
10,000人-50,000人未満	363	199	155	42	5	6
	100.0	54.8	42.7	11.6	1.4	1.7
50,000人-100,000人未満	138	72	63	14	2	2
	100.0	52.2	45.7	10.1	1.4	1.4
100,000人-300,000人未満	120	56	59	26	5	3
	100.0	46.7	49.2	21.7	4.2	2.5
300,000人-500,000人未満	27	13	14	4	1	-
	100.0	48.1	51.9	14.8	3.7	-
500,000人以上	20	5	11	3	1	3
	100.0	25.0	55.0	15.0	5.0	15.0

■障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	利用条件は規定していない	家族等による日中の見守り・介護ができないこと	主たる介護者が就労していること	自立支援給付の短期入所利用者であること	無回答
1,000人未満	115	54	58	12	2	1
	100.0	47.0	50.4	10.4	1.7	0.9
1,000人-5,000人未満	392	220	163	44	4	7
	100.0	56.1	41.6	11.2	1.0	1.8
5,000人-10,000人未満	148	69	74	19	4	3
	100.0	46.6	50.0	12.8	2.7	2.0
10,000人以上	140	65	66	25	6	6
	100.0	46.4	47.1	17.9	4.3	4.3

図表 220 精神障害 年齢規定の有無

n=799



■ 総人口

	調査数	年齢規定はない	年齢規定がある	無回答
全 体	799	744	47	8
	100.0	93.1	5.9	1.0
10,000人未満	131	126	3	2
	100.0	96.2	2.3	1.5
10,000人-50,000 人未満	363	345	14	4
	100.0	95.0	3.9	1.1
50,000人-100,000人未満	138	128	9	1
	100.0	92.8	6.5	0.7
100,000 人-300,000人未満	120	107	13	-
	100.0	89.2	10.8	-
300,000 人-500,000人未満	27	21	6	-
	100.0	77.8	22.2	-
500,000 人以上	20	17	2	1
	100.0	85.0	10.0	5.0

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	115	110	4	1
	100.0	95.7	3.5	0.9
1,000 人-5,000人未満	392	372	16	4
	100.0	94.9	4.1	1.0
5,000 人-10,000 人未満	148	137	9	2
	100.0	92.6	6.1	1.4
10,000人以上	140	121	18	1
	100.0	86.4	12.9	0.7

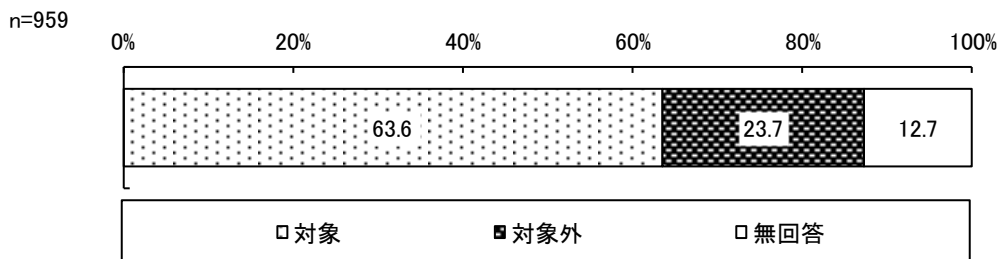
【難病等】

日中一時支援事業において難病等が対象である自治体は、63.6%であった。
障害支援区分をみると、「制限なし」86.4%であった。

利用条件についてみると、「利用条件は規定していない」51.6%、「家族等
における日中の見守り・介護ができないこと」45.1%、「主たる介護者が就労し
ていること」13.4%であった。

年齢規定についてみると、「年齢規定はない」が93.1%であった。

図表 221 難病等の対象適否



■ 総人口

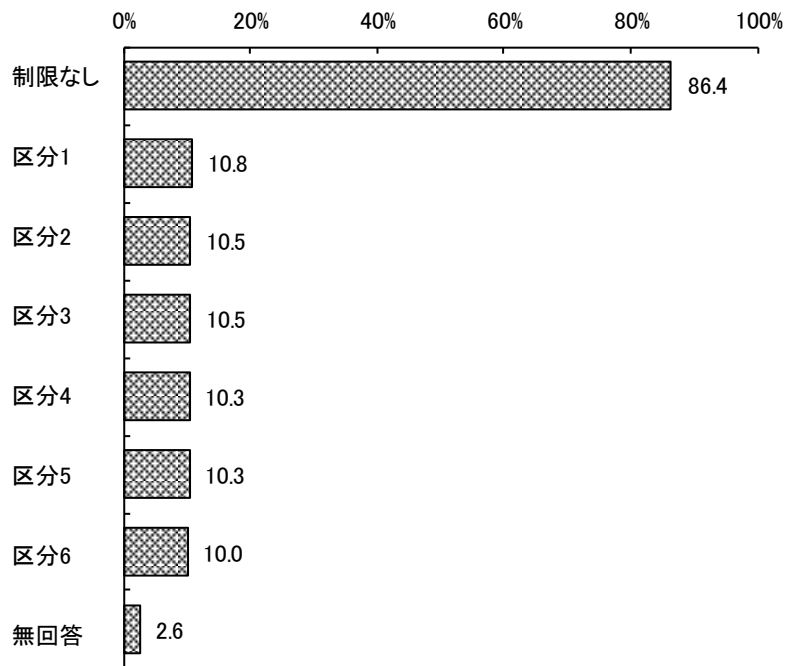
	調査数	対象	対象外	無回答
全 体	959	610	227	122
	100.0	63.6	23.7	12.7
10,000人未満	190	88	56	46
	100.0	46.3	29.5	24.2
10,000人-50,000 人未満	418	284	88	46
	100.0	67.9	21.1	11.0
50,000人-100,000人未満	159	109	31	19
	100.0	68.6	19.5	11.9
100,000 人-300,000人未満	132	91	36	5
	100.0	68.9	27.3	3.8
300,000 人-500,000人未満	34	24	8	2
	100.0	70.6	23.5	5.9
500,000 人以上	26	14	8	4
	100.0	53.8	30.8	15.4

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	166	79	48	39
	100.0	47.6	28.9	23.5
1,000 人-5,000人未満	458	298	103	57
	100.0	65.1	22.5	12.4
5,000 人-10,000 人未満	168	119	35	14
	100.0	70.8	20.8	8.3
10,000人以上	163	111	40	12
	100.0	68.1	24.5	7.4

図表 222 難病等 障害支援区分（複数回答）

n=610



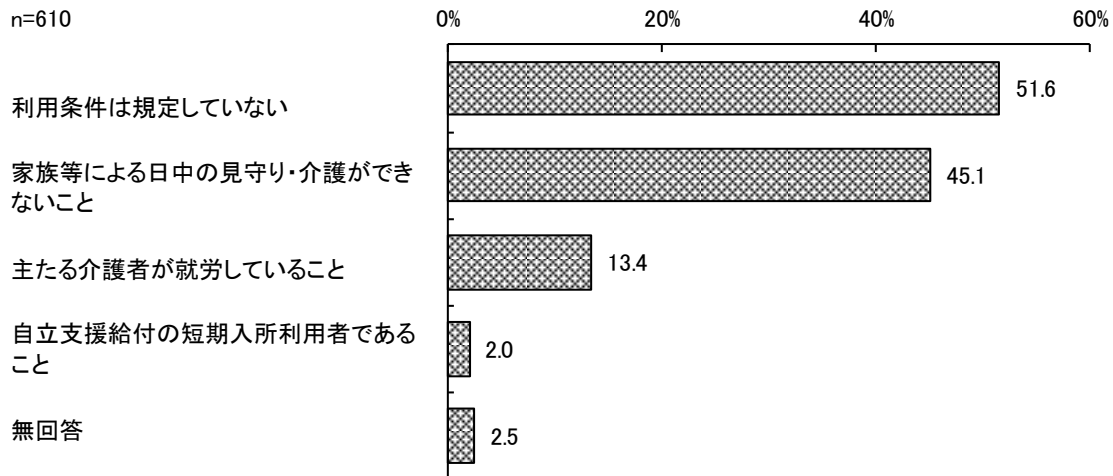
■ 総人口

	調査数	制限なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答
全 体	610	527	66	64	64	63	63	61	16
	100.0	86.4	10.8	10.5	10.5	10.3	10.3	10.0	2.6
10,000人未満	88	76	8	7	7	7	7	5	4
	100.0	86.4	9.1	8.0	8.0	8.0	8.0	5.7	4.5
10,000人～50,000人未満	284	243	31	29	29	28	28	28	10
	100.0	85.6	10.9	10.2	10.2	9.9	9.9	9.9	3.5
50,000人～100,000人未満	109	96	12	13	13	13	13	13	—
	100.0	88.1	11.0	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	—
100,000人～300,000人未満	91	80	10	10	10	10	10	10	1
	100.0	87.9	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	1.1
300,000人～500,000人未満	24	22	1	1	1	1	1	1	1
	100.0	91.7	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
500,000人以上	14	10	4	4	4	4	4	4	—
	100.0	71.4	28.6	28.6	28.6	28.6	28.6	28.6	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	79	68	7	6	6	6	6	4	4
	100.0	86.1	8.9	7.6	7.6	7.6	7.6	5.1	5.1
1,000人～5,000人未満	298	258	30	28	28	28	28	28	10
	100.0	86.6	10.1	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	3.4
5,000人～10,000人未満	119	100	17	18	18	17	17	17	1
	100.0	84.0	14.3	15.1	15.1	14.3	14.3	14.3	0.8
10,000人以上	111	98	12	12	12	12	12	12	1
	100.0	88.3	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	0.9

図表 223 難病等 利用条件（複数回答）



■総人口

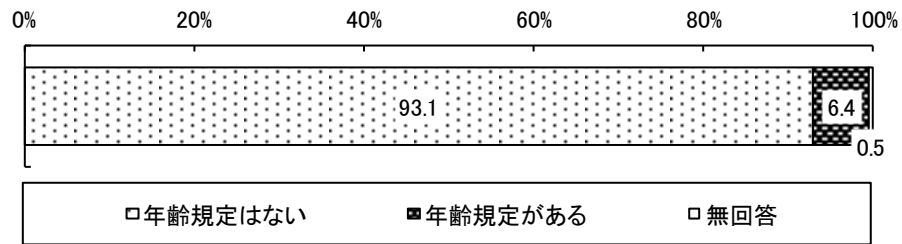
	調査数	利用条件は規定していない	家族等による日中の見守り・介護ができないこと	主たる介護者が就労していること	自立支援給付の短期入所利用者であること	無回答
全 体	610	315	275	82	12	15
	100.0	51.6	45.1	13.4	2.0	2.5
10,000人未満	88	44	43	11	-	1
	100.0	50.0	48.9	12.5	-	1.1
10,000人-50,000人未満	284	158	117	33	4	7
	100.0	55.6	41.2	11.6	1.4	2.5
50,000人-100,000人未満	109	54	53	11	2	1
	100.0	49.5	48.6	10.1	1.8	0.9
100,000人-300,000人未満	91	43	44	21	4	3
	100.0	47.3	48.4	23.1	4.4	3.3
300,000人-500,000人未満	24	13	10	3	1	1
	100.0	54.2	41.7	12.5	4.2	4.2
500,000人以上	14	3	8	3	1	2
	100.0	21.4	57.1	21.4	7.1	14.3

■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	79	38	40	10	-	1
	100.0	48.1	50.6	12.7	-	1.3
1,000人-5,000人未満	298	166	125	37	3	6
	100.0	55.7	41.9	12.4	1.0	2.0
5,000人-10,000人未満	119	55	60	14	4	2
	100.0	46.2	50.4	11.8	3.4	1.7
10,000人以上	111	55	48	20	5	6
	100.0	49.5	43.2	18.0	4.5	5.4

図表 224 難病等 年齢規定の有無

n=610



■ 総人口

	調 査 数	年 齢 規 定 は な い	年 齢 規 定 が あ る	無 回 答
全 体	610	568	39	3
	100.0	93.1	6.4	0.5
10,000人未満	88	87	1	—
	100.0	98.9	1.1	—
10,000人～50,000 人未満	284	267	15	2
	100.0	94.0	5.3	0.7
50,000人～100,000人未満	109	102	6	1
	100.0	93.6	5.5	0.9
100,000 人～300,000人未満	91	82	9	—
	100.0	90.1	9.9	—
300,000 人～500,000人未満	24	18	6	—
	100.0	75.0	25	—
500,000 人以上	14	12	2	—
	100.0	85.7	14.3	—

■ 障害者手帳等実所持者数合計

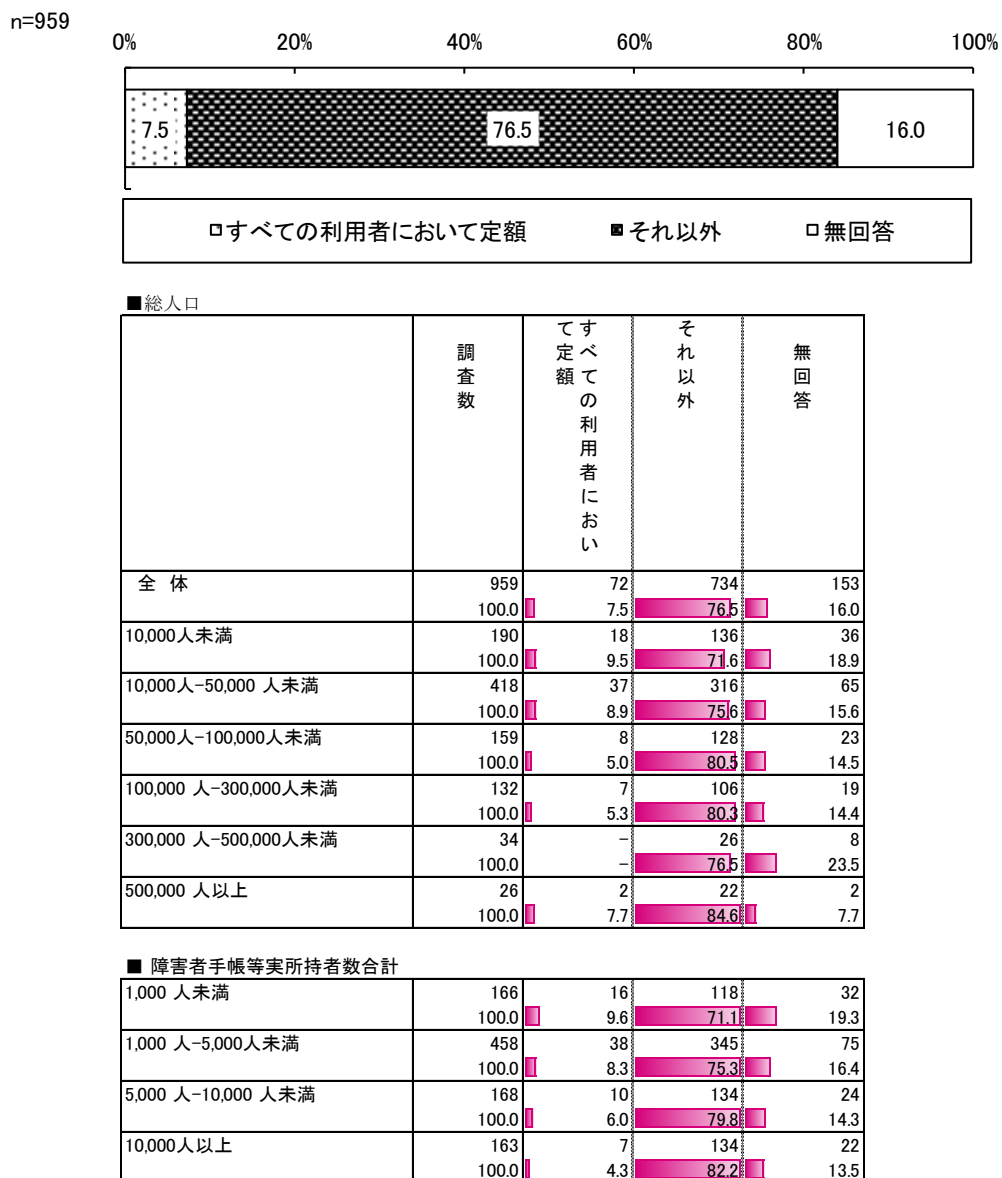
1,000 人未満	79	78	1	—
	100.0	98.7	1.3	—
1,000 人～5,000人未満	298	281	15	2
	100.0	94.3	5.0	0.7
5,000 人～10,000 人未満	119	110	8	1
	100.0	92.4	6.7	0.8
10,000人以上	111	96	15	—
	100.0	86.5	13.5	—

(3) 利用料

日中一時支援事業における利用料の設定状況をみると、「すべての利用者において定額」が7.5%、「それ以外」76.5%であった。

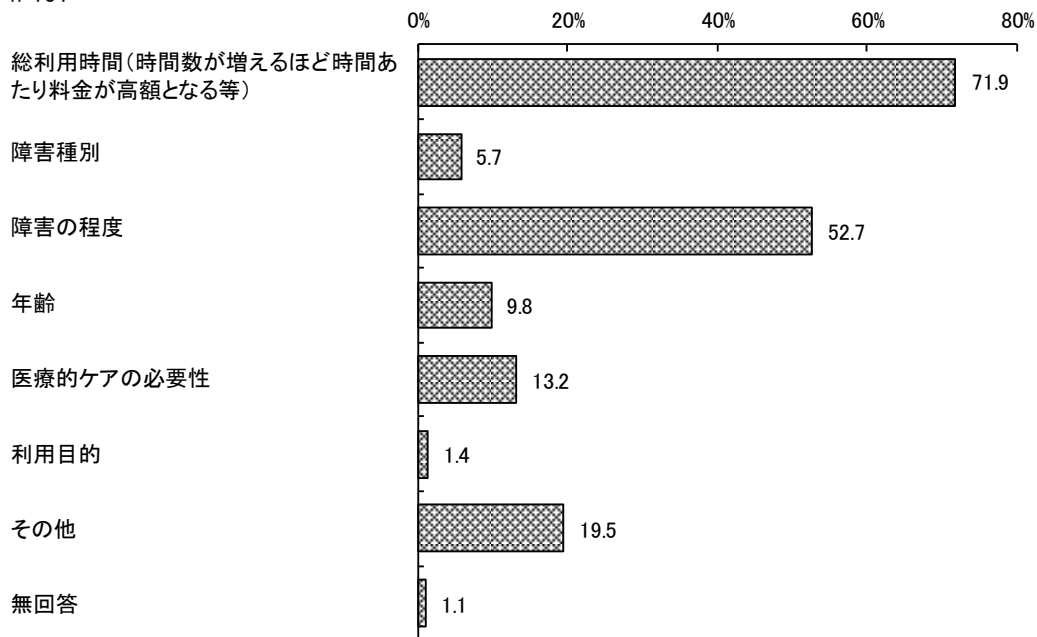
「それ以外」と回答した自治体を対象に、利用料を決める条件をみたところ、「総利用時間（時間数が増えるほど時間あたり料金が高額となる等）」が71.9%、「障害の程度」52.7%、「医療的ケアの必要性」13.2%であった。

図表 225 利用料の設定状況



図表 226 利用料の設定が定額以外の場合の条件（複数回答）

n=734



■ 総人口

	調査数	料増総 金え利用 がるほ時 高ほ間 額と間 となるあ 間等たり が	障 害 種 別	障 害 の 程 度	年 齢	医 療 的 ケ ア の 必 要 性	利 用 目 的	そ の 他	無 回 答
全 体	734	528	42	387	72	97	10	143	8
	100.0	71.9	5.7	52.7	9.8	13.2	1.4	19.5	1.1
10,000人未満	136	101	10	71	10	10	2	18	2
	100.0	74.3	7.4	52.2	7.4	7.4	1.5	13.2	1.5
10,000人-50,000人未満	316	220	20	175	31	32	4	53	5
	100.0	69.6	6.3	55.4	9.8	10.1	1.3	16.8	1.6
50,000人-100,000人未満	128	95	7	74	14	27	1	33	-
	100.0	74.2	5.5	57.8	10.9	21.1	0.8	25.8	-
100,000人-300,000人未満	106	84	4	46	9	15	3	18	1
	100.0	79.2	3.8	43.4	8.5	14.2	2.8	17.0	0.9
300,000人-500,000人未満	26	16	1	10	5	7	-	11	-
	100.0	61.5	3.8	38.5	19.2	26.9	-	42.3	-
500,000人以上	22	12	-	11	3	6	-	10	-
	100.0	54.5	-	50.0	13.6	27.3	-	45.5	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

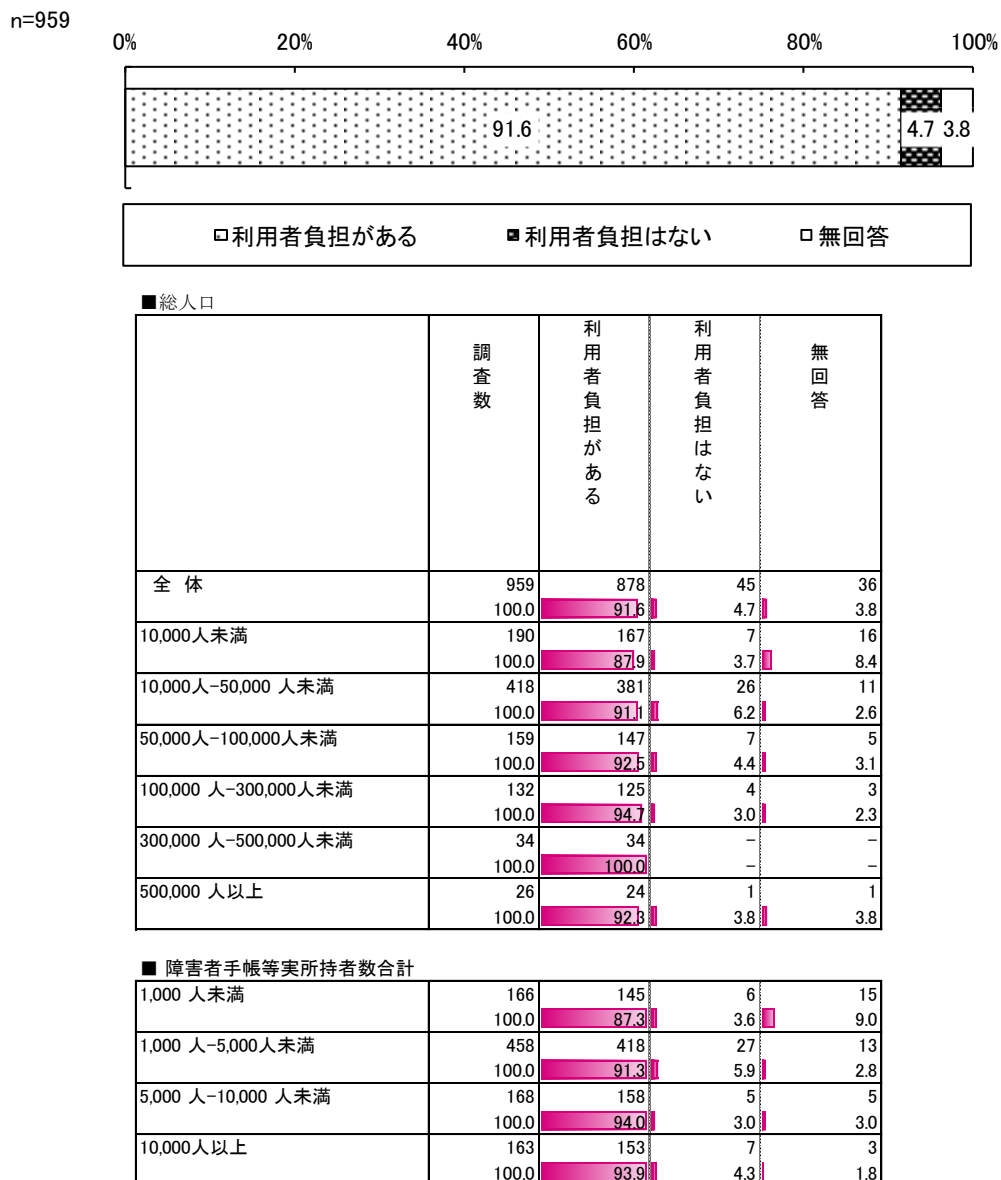
	調査数	料増総 金え利用 がるほ時 高ほ間 額と間 となるあ 間等たり が	障 害 種 別	障 害 の 程 度	年 齢	医 療 的 ケ ア の 必 要 性	利 用 目 的	そ の 他	無 回 答
1,000人未満	118	85	9	61	9	8	1	14	2
	100.0	72.0	7.6	51.7	7.6	6.8	0.8	11.9	1.7
1,000人-5,000人未満	345	250	22	187	34	45	5	57	4
	100.0	72.5	6.4	54.2	9.9	13.0	1.4	16.5	1.2
5,000人-10,000人未満	134	95	7	77	13	22	1	34	1
	100.0	70.9	5.2	57.5	9.7	16.4	0.7	25.4	0.7
10,000人以上	134	96	4	59	14	21	3	38	1
	100.0	71.6	3.0	44.0	10.4	15.7	2.2	28.4	0.7

(4) 利用者負担

日中一時支援事業における利用者負担の有無をみると、「利用者負担がある」が91.6%であった。

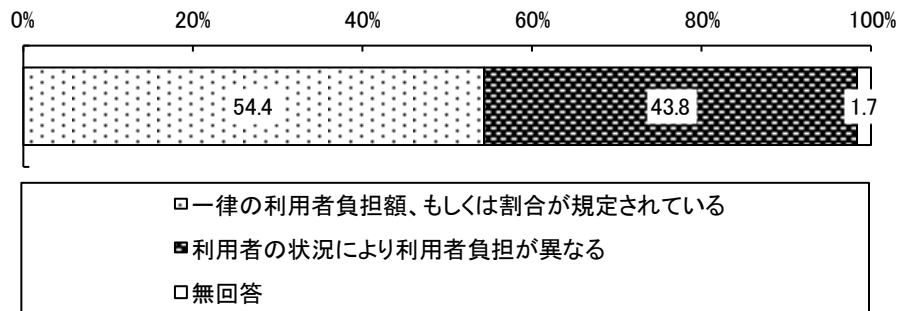
「利用者負担がある」と回答した自治体を対象に、その詳細をみると、「一律の利用者負担額、もしくは割合が規定されている」54.4%、「利用者の状況により利用者負担が異なる」43.8%であった。

図表 227 利用者負担の有無



図表 228 利用者負担がある場合のその詳細

n=878



■ 総人口

	調査数	れも一 てし いく るは 割合 が負 担額 さ	用利 者用 負担 の状 況異 なる より 利	無 回 答
全 体	878 100.0	478 54.4	385 43.8	15 1.7
10,000人未満	167 100.0	91 54.5	74 44.3	2 1.2
10,000人-50,000人未満	381 100.0	214 56.2	159 41.7	8 2.1
50,000人-100,000人未満	147 100.0	82 55.8	61 41.5	4 2.7
100,000人-300,000人未満	125 100.0	63 50.4	62 49.6	- -
300,000人-500,000人未満	34 100.0	14 41.2	19 55.9	1 2.9
500,000人以上	24 100.0	14 58.3	10 41.7	- -

■ 障害者手帳等実所持者数合計

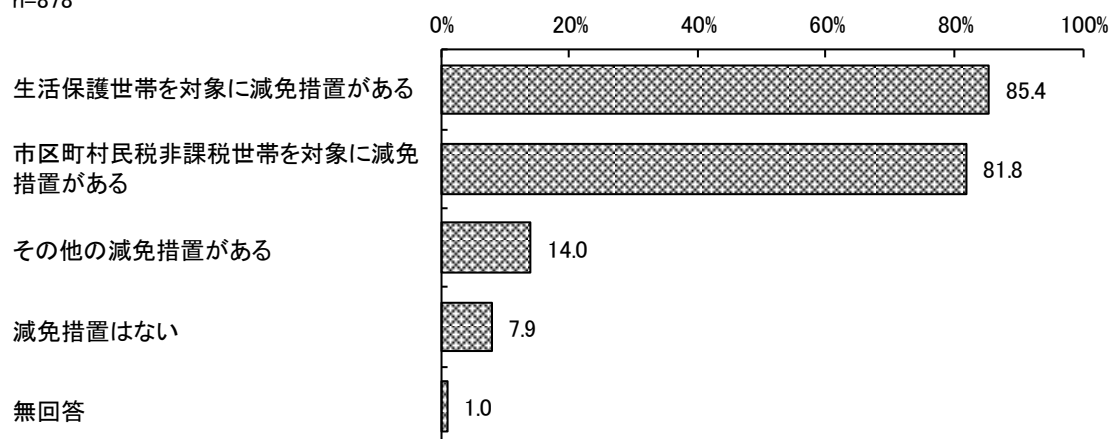
1,000人未満	145 100.0	79 54.5	64 44.1	2 1.4
1,000人-5,000人未満	418 100.0	238 56.9	172 41.1	8 1.9
5,000人-10,000人未満	158 100.0	87 55.1	67 42.4	4 2.5
10,000人以上	153 100.0	73 47.7	79 51.6	1 0.7

（５）減免措置

日中一時支援事業における利用者負担の減免措置の状況をみると、「生活保護世帯を対象に減免措置がある」85.4%、「市区町村民税非課税世帯を対象に減免措置がある」81.8%、「その他の減免措置がある」14.0%であった。

図表 229 減免措置の有無（複数選択）

n=878



■総人口

	調査数	生活保護世帯を対象に減免措置がある	市区町村民税非課税世帯を対象に減免措置がある	その他の減免措置がある	減免措置はない	無回答
全 体	878	750	718	123	69	9
	100.0	85.4	81.8	14.0	7.9	1.0
10,000人未満	167	125	126	20	22	3
	100.0	74.9	75.4	12.0	13.2	1.8
10,000人-50,000 人未満	381	328	310	41	28	4
	100.0	86.1	81.4	10.8	7.3	1.0
50,000人-100,000人未満	147	132	122	23	8	2
	100.0	89.8	83.0	15.6	5.4	1.4
100,000 人-300,000人未満	125	113	110	19	7	-
	100.0	90.4	88.0	15.2	5.6	-
300,000 人-500,000人未満	34	29	27	13	3	-
	100.0	85.3	79.4	38.2	8.8	-
500,000 人以上	24	23	23	7	1	-
	100.0	95.8	95.8	29.2	4.2	-

■障害者手帳等実所持者数合計

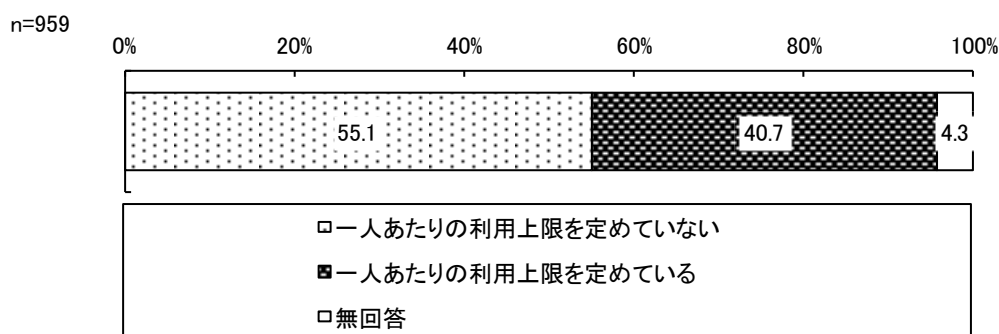
	調査数	生活保護世帯を対象に減免措置がある	市区町村民税非課税世帯を対象に減免措置がある	その他の減免措置がある	減免措置はない	無回答
1,000 人未満	145	112	109	15	18	3
	100.0	77.2	75.2	10.3	12.4	2.1
1,000 人-5,000人未満	418	354	339	49	35	4
	100.0	84.7	81.1	11.7	8.4	1.0
5,000 人-10,000 人未満	158	144	134	21	6	2
	100.0	91.1	84.8	13.3	3.8	1.3
10,000人以上	153	137	133	36	10	-
	100.0	89.5	86.9	23.5	6.5	-

(6) 一人あたりの利用上限

日中一時支援事業における一人あたり利用上限の設定状況をみると、「一人あたりの利用上限を定めていない」55.1%、「一人あたりの利用上限を定めている」40.7%であった。

「一人あたりの利用上限を定めている」自治体を対象に、対象者の状況、サービス内容によって利用上限が異なるかみると、「はい」(異なる)が47.9%であった。また、「はい」(異なる)と回答した自治体について、レスパイトを目的として利用する場合の利用上限を定めているかみると、「定めていない」62.0%、「定めている」34.2%であった。

図表 230 一人あたりの利用上限の有無



■ 総人口

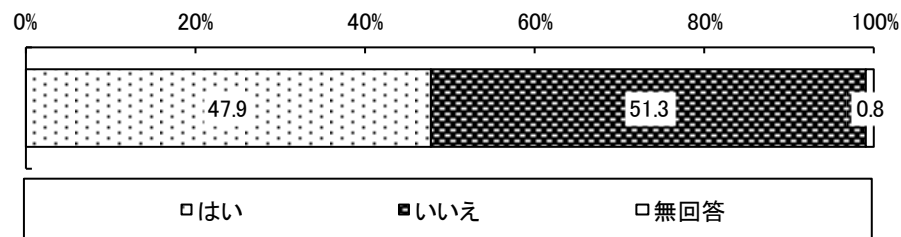
	調査数	を一人あたりの利用上限	を一人あたりの利用上限	無回答
全 体	959	528	390	41
	100.0	55.1	40.7	4.3
10,000人未満	190	115	59	16
	100.0	60.5	31.1	8.4
10,000人-50,000人未満	418	263	142	13
	100.0	62.9	34.0	3.1
50,000人-100,000人未満	159	81	73	5
	100.0	50.9	45.9	3.1
100,000人-300,000人未満	132	49	78	5
	100.0	37.1	59.1	3.8
300,000人-500,000人未満	34	12	22	-
	100.0	35.3	64.7	-
500,000人以上	26	8	16	2
	100.0	30.8	61.5	7.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	166	100	50	16
	100.0	60.2	30.1	9.6
1,000人-5,000人未満	458	279	165	14
	100.0	60.9	36.0	3.1
5,000人-10,000人未満	168	85	77	6
	100.0	50.6	45.8	3.6
10,000人以上	163	64	94	5
	100.0	39.3	57.7	3.1

図表 231 対象者の状況、サービス内容によって利用上限が異なるか

n=390



■ 総人口

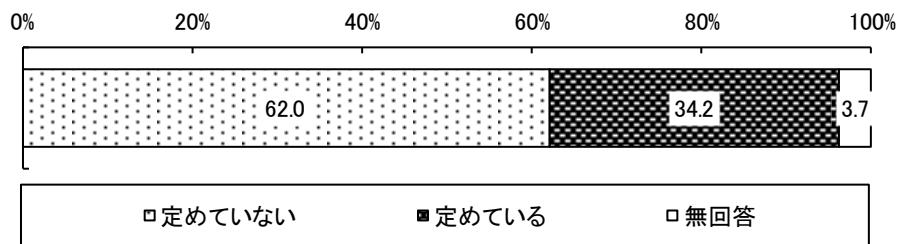
	調査数	はい	いいえ	無回答
全 体	390	187	200	3
	100.0	47.9	51.3	0.8
10,000人未満	59	27	30	2
	100.0	45.8	50.8	3.4
10,000人-50,000 人未満	142	61	80	1
	100.0	43.0	56.3	0.7
50,000人-100,000人未満	73	38	35	-
	100.0	52.1	47.9	-
100,000 人-300,000人未満	78	41	37	-
	100.0	52.6	47.4	-
300,000 人-500,000人未満	22	12	10	-
	100.0	54.5	45.5	-
500,000 人以上	16	8	8	-
	100.0	50.0	50.0	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	50	25	23	2
	100.0	50.0	46.0	4.0
1,000 人-5,000人未満	165	74	90	1
	100.0	44.8	54.5	0.6
5,000 人-10,000 人未満	77	36	41	-
	100.0	46.8	53.2	-
10,000人以上	94	49	45	-
	100.0	52.1	47.9	-

図表 232 レスパイトを目的として利用する場合の利用上限を定めているか

n=187



■ 総人口

	調査数	定めていない	定めている	無回答
全 体	187	116	64	7
	100.0	62.0	34.2	3.7
10,000人未満	27	16	8	3
	100.0	59.3	29.6	11.1
10,000人-50,000 人未満	61	47	13	1
	100.0	77.0	21.3	1.6
50,000人-100,000人未満	38	22	15	1
	100.0	57.9	39.5	2.6
100,000 人-300,000人未満	41	19	21	1
	100.0	46.3	51.2	2.4
300,000 人-500,000人未満	12	6	5	1
	100.0	50.0	41.7	8.3
500,000 人以上	8	6	2	-
	100.0	75.0	25	-

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	25	16	6	3
	100.0	64.0	24.0	12.0
1,000 人-5,000人未満	74	53	19	2
	100.0	71.6	25.7	2.7
5,000 人-10,000 人未満	36	19	16	1
	100.0	52.8	44.4	2.8
10,000人以上	49	25	23	1
	100.0	51.0	46.9	2.0

(7) 平成 29 年度の実利用者数

日中一時支援事業の障害種別、年齢別、実利用者数（実際に事業を利用した実人数）をみると、「障害児」41.9%、「身体障害」10.6%、「知的障害」43.6%、「精神障害」3.9%、「難病等」0.0%の構成であった。

図表 233 問 26 実利用者数(959 自治体の合計値)

		平成29年度 実利用者数合計(人)	
障害児	7歳未満	2,790	5.9%
	7歳以上13歳未満	7,968	16.7%
	13歳以上15歳未満	2,979	6.3%
	15歳以上	6,227	13.1%
	(再掲)障害児小計	19,964	41.9%
身体障害	40歳未満	3,549	7.4%
	40歳以上65歳未満	1,299	2.7%
	65歳以上	189	0.4%
	(再掲)身体障害小計	5,037	10.6%
知的障害	40歳未満	15,994	33.6%
	40歳以上65歳未満	4,080	8.6%
	65歳以上	684	1.4%
	(再掲)知的障害小計	20,758	43.6%
精神障害	40歳未満	788	1.7%
	40歳以上65歳未満	959	2.0%
	65歳以上	130	0.3%
	(再掲)精神障害小計	1,877	3.9%
難病等	40歳未満	9	0.0%
	40歳以上65歳未満	8	0.0%
	65歳以上	1	0.0%
	(再掲)難病等小計	18	0.0%
合計		47,654	100.0%

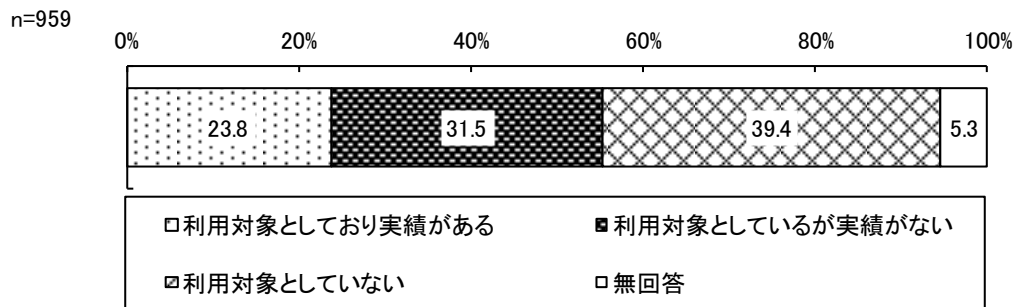
注:本集計値は、日中一時支援を実施している自治体(959 自治体)の実利用者数の合計値を示している。

(8) 医療的ケア児への対応

①医療的ケア児への対応状況

日中一時支援事業において、医療的ケア児への対応ができる体制があるかみると、「利用対象として実績がある」は23.8%、「利用対象者としているが実績がない」31.5%、「利用対象としていない」39.4%であった。

図表 234 医療的ケア児への対応状況



■総人口

	調査数	1. 実績がある	2. 実績がない	3. 利用対象としていない	無回答
全 体	959	228	302	378	51
	100.0	23.8	31.5	39.4	5.3
10,000人未満	190	10	47	118	15
	100.0	5.3	24.7	62.1	7.9
10,000人-50,000人未満	418	86	143	174	15
	100.0	20.6	34.2	41.6	3.6
50,000人-100,000人未満	159	55	64	33	7
	100.0	34.6	40.3	20.8	4.4
100,000人-300,000人未満	132	49	33	40	10
	100.0	37.1	25.0	30.3	7.6
300,000人-500,000人未満	34	16	9	7	2
	100.0	47.1	26.5	20.6	5.9
500,000人以上	26	12	6	6	2
	100.0	46.2	23.1	23.1	7.7

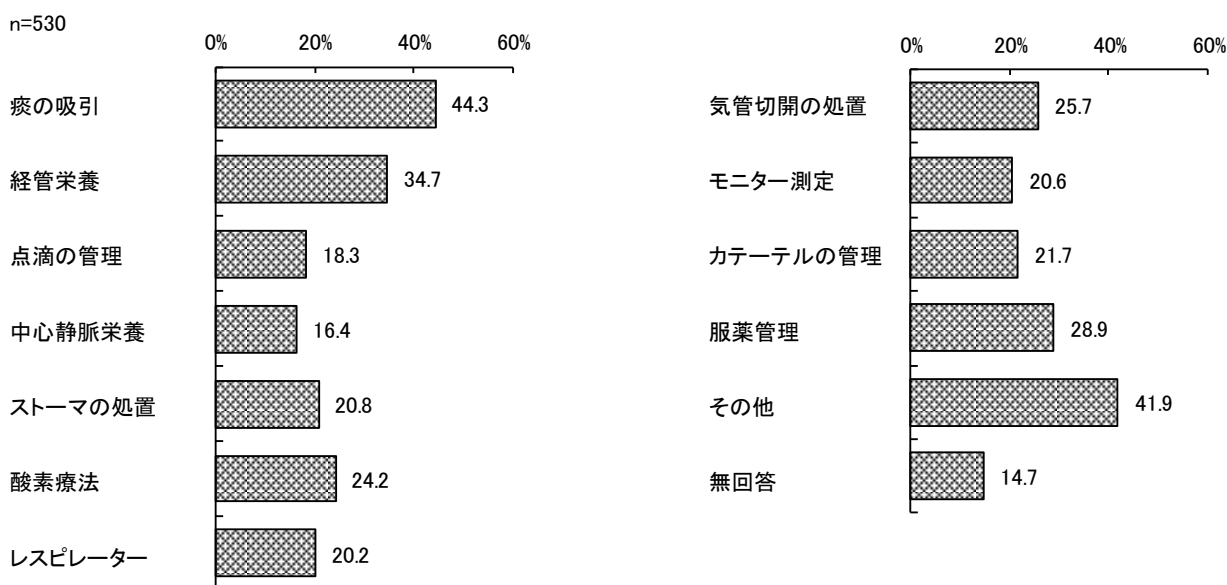
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	166	10	39	103	14
	100.0	6.0	23.5	62.0	8.4
1,000人-5,000人未満	458	94	155	192	17
	100.0	20.5	33.8	41.9	3.7
5,000人-10,000人未満	168	55	63	42	8
	100.0	32.7	37.5	25.0	4.8
10,000人以上	163	68	44	39	12
	100.0	41.7	27.0	23.9	7.4

②医療的ケア児を利用対象としている場合の医療的ケアの内容

「利用対象としており実績がある」もしくは「利用対象者としているが実績がない」と回答した自治体を対象に、利用対象としている医療的ケアの内容をみると、「痰の吸引」44.3%、「経管栄養」34.7%、「服薬管理」28.9%、「気管切開の処置」25.7%の順に多くなっていた。

図表 235 利用対象としている医療的ケアの内容（複数回答）



■総人口

	調査数	痰の吸引	経管栄養	点滴の管理	中心静脈栄養	ストーマの処置	酸素療法	レスピレーター	気管切開の処置	モニター測定	カテーテルの管理	服薬管理	その他	無回答
全 体	530	235	184	97	87	110	128	107	136	109	115	153	222	78
	100.0	44.3	34.7	18.3	16.4	20.8	24.2	20.2	25.7	20.6	21.7	28.9	41.9	14.7
10,000人未満	57	21	14	9	9	9	12	9	11	10	10	13	25	12
	100.0	36.8	24.6	15.8	15.8	15.8	21.1	15.8	19.3	17.5	17.5	22.8	43.9	21.1
10,000人～50,000人未満	229	99	72	41	37	48	48	44	51	43	46	64	93	29
	100.0	43.2	31.4	17.9	16.2	21.0	21.0	19.2	22.3	18.8	20.1	27.9	40.6	12.7
50,000人～100,000人未満	119	53	46	28	23	27	34	26	38	28	27	36	57	16
	100.0	44.5	38.7	23.5	19.3	22.7	28.6	21.8	31.9	23.5	22.7	30.3	47.9	13.4
100,000人～300,000人未満	82	42	33	10	8	15	21	17	24	16	19	27	29	13
	100.0	51.2	40.2	12.2	9.8	18.3	25.6	20.7	29.3	19.5	23.2	32.9	35.4	15.9
300,000人～500,000人未満	25	13	12	6	6	6	8	7	7	7	8	8	9	5
	100.0	52.0	48.0	24.0	24.0	24.0	32.0	28.0	28.0	28.0	32.0	32.0	36.0	20
500,000人以上	18	7	7	3	4	5	5	4	5	5	5	5	9	3
	100.0	38.9	38.9	16.7	22.2	27.8	27.8	22.2	27.8	27.8	27.8	27.8	50.0	16.7

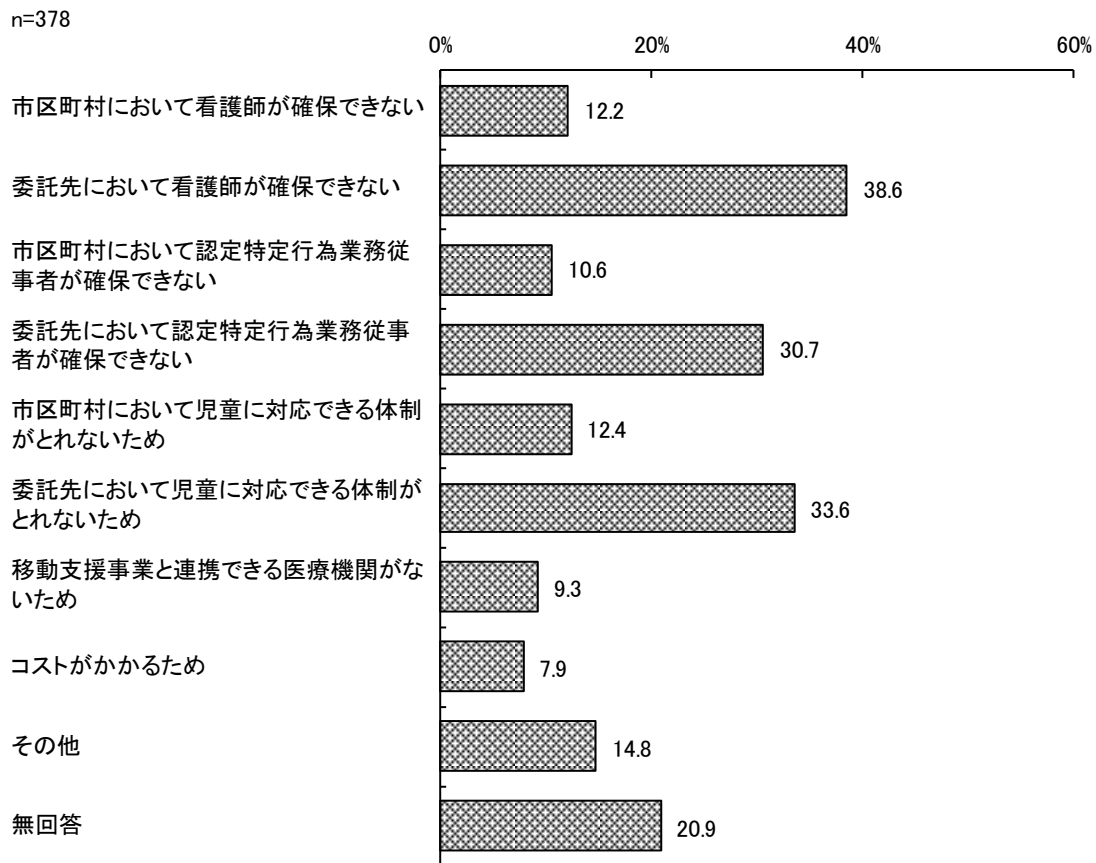
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	49	20	12	7	7	8	10	8	9	9	7	12	19	11
	100.0	40.8	24.5	14.3	14.3	16.3	20.4	16.3	18.4	18.4	14.3	24.5	38.3	22.4
1,000人～5,000人未満	249	97	72	45	39	49	53	46	56	45	49	63	112	34
	100.0	39.0	28.9	18.1	15.7	19.7	21.3	18.5	22.5	18.1	19.7	25.3	45.0	13.7
5,000人～10,000人未満	118	60	49	24	20	25	29	22	34	24	25	37	49	15
	100.0	50.8	41.5	20.3	16.9	21.2	24.6	18.6	28.8	20.3	21.2	31.4	41.5	12.7
10,000人以上	112	57	50	20	20	27	35	30	36	30	33	40	41	18
	100.0	50.9	44.6	17.9	17.9	24.1	31.3	26.8	32.1	26.8	29.5	35.7	36.6	16.1

③医療的ケア児を利用対象としていない場合の理由

医療的ケア児を「利用対象としてない」とした自治体を対象にその理由をみると、「委託先において看護師が確保できない」38.6%、「委託先において児童に対応する体制がとれないため」33.6%、「委託先において認定特定行為業務従事者が確保できない」30.7%が多くなっていた。

図表 236 利用対象としていない場合の理由（複数回答）



	調査数	市区町村において 確保できない 看護師	委託先において 確保できない 看護師	市区町村において 特定行為業務従事者が 認定できない	委託先において 認定特定行為業務従事者が 確保できない	市区町村において 児童に対する体制がと れないため	委託先において 児童に対する体制がと れないため	移動支援事業と連携で できる医療機関がない	コストがかかるため	その他	無回答
全 体	378 100.0	46 12.2	146 38.6	40 10.6	116 30.7	47 12.4	127 33.6	35 9.3	30 7.9	56 14.8	79 20.9
10,000人未満	118 100.0	22 18.6	44 37.3	21 17.8	41 34.7	25 21.2	39 33.1	13 11.0	7 5.9	12 10.2	26 22.0
10,000人-50,000 人未満	174 100.0	19 10.9	74 42.5	12 6.9	54 31.0	15 8.6	67 38.5	13 7.5	13 7.5	22 12.6	34 19.5
50,000人-100,000人未満	33 100.0	3 9.1	9 27.3	4 12.1	7 21.2	3 9.1	10 30.3	6 18.2	3 9.1	9 27.3	9 27.3
100,000 人-300,000人未満	40 100.0	2 5.0	16 40.0	3 7.5	10 25.0	3 7.5	9 22.5	3 7.5	5 12.5	7 17.5	10 25
300,000 人-500,000人未満	7 100.0	-	2 28.6	-	3 42.9	-	1 14.3	-	-	5 71.4	-
500,000 人以上	6 100.0	-	1 16.7	-	1 16.7	1 16.7	1 16.7	-	2 33.3	1 16.7	-

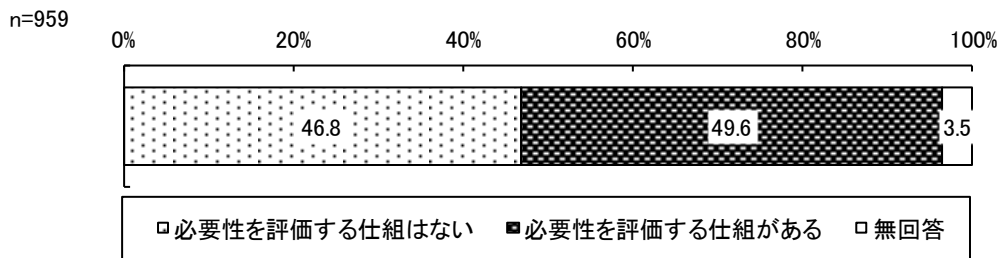
人数	1000 人未満	1000 人-5000 人未満	5000 人-10000 人未満	10000 人以上
人数	103	192	42	39
割合	17%	25%	1%	2%
人数	39	79	13	14
割合	15%	20%	2%	11%
人数	34	61	9	3
割合	18%	21%	4%	8%
人数	36	71	11	8
割合	9%	20%	3%	2%
人数	6	15	3	5
割合	10%	24%	3%	12%
人数	24	39	9	7
割合	23.3%	20.3%	21.4%	17.9%

(9) 必要性を評価する仕組

日中一時支援事業の利用申請があった場合、その必要性を評価する仕組についてみると、「必要性を評価する仕組はない」46.8%、「必要性を評価する仕組がある」49.6%であった。

また、「必要性を評価する仕組がある」と回答した自治体を対象に、評価を担当している機関等をみると、「自治体職員」が89.7%であった。

図表 237 必要性を評価する仕組の有無



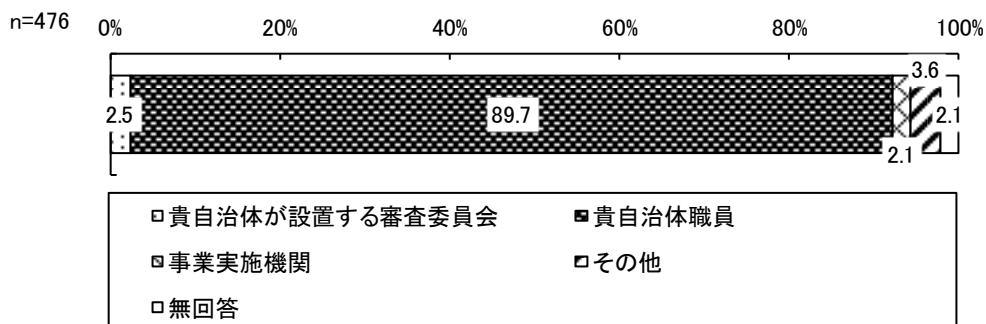
■ 総人口

	調査数	は 必 な い 性 を 評 価 す る 仕 組	が 必 あ る 性 を 評 価 す る 仕 組	無 回 答
全 体	959	449	476	34
	100.0	46.8	49.6	3.5
10,000人未満	190	107	71	12
	100.0	56.3	37.4	6.3
10,000人-50,000人未満	418	204	203	11
	100.0	48.8	48.6	2.6
50,000人-100,000人未満	159	67	88	4
	100.0	42.1	55.3	2.5
100,000人-300,000人未満	132	46	82	4
	100.0	34.8	62.1	3
300,000人-500,000人未満	34	15	18	1
	100.0	44.1	52.9	2.9
500,000人以上	26	10	14	2
	100.0	38.5	53.8	7.7

■ 障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	166	94	60	12
	100.0	56.6	36.1	7.2
1,000人-5,000人未満	458	223	223	12
	100.0	48.7	48.7	2.6
5,000人-10,000人未満	168	75	89	4
	100.0	44.6	53.0	2.4
10,000人以上	163	55	102	6
	100.0	33.7	62.6	3.7

図表 238 必要性を評価している機関等



■総人口

	調査数	貴自治体が設置する審査委員会	貴自治体職員	事業実施機関	その他	無回答
全 体	476 100.0	12 2.5	427 89.7	10 2.1	17 3.6	10 2.1
10,000人未満	71 100.0	1 1.4	63 88.7	5 7.0	1 1.4	1 1.4
10,000人-50,000 人未満	203 100.0	4 2.0	182 89.7	2 1.0	12 5.9	3 1.5
50,000人-100,000人未満	88 100.0	1 1.1	85 96.6	—	1 1.1	1 1.1
100,000 人-300,000人未満	82 100.0	5 6.1	71 86.6	2 2.4	2 2.4	2 2.4
300,000 人-500,000人未満	18 100.0	1 5.6	16 88.9	—	—	1 5.6
500,000 人以上	14 100.0	—	10 71.4	1 7.1	1 7.1	2 14.3

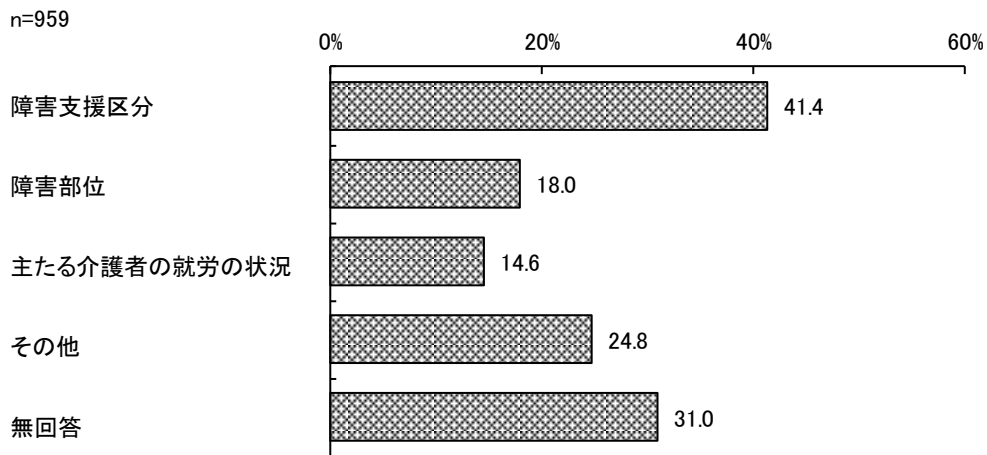
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	60 100.0	2 3.3	50 83.3	5 8.3	2 3.3	1 1.7
1,000 人-5,000人未満	223 100.0	3 1.3	205 91.9	2 0.9	10 4.5	3 1.3
5,000 人-10,000 人未満	89 100.0	3 3.4	83 93.3	—	2 2.2	1 1.1
10,000人以上	102 100.0	4 3.9	87 85.3	3 2.9	3 2.9	5 4.9

(10) 定期的に状況把握を行っている内容

日中一時支援事業の受給者証発行後、定期的に状況把握を行っているかみると、「障害支援区分」41.4%が最も多くなっていた。

図表 239 定期的に状況把握を行っている内容（複数回答）



■総人口

	調査数	障害支援区分	障害部位	主たる介護者の就労の状況	その他	無回答
全 体	959	397	173	140	238	297
	100.0	41.4	18.0	14.6	24.8	31.0
10,000人未満	190	78	35	28	30	67
	100.0	41.1	18.4	14.7	15.8	35.3
10,000人-50,000 人未満	418	179	72	54	101	130
	100.0	42.8	17.2	12.9	24.2	31.1
50,000人-100,000人未満	159	66	26	19	54	40
	100.0	41.5	16.4	11.9	34.0	25.2
100,000 人-300,000人未満	132	48	23	21	38	43
	100.0	36.4	17.4	15.9	28.8	32.6
300,000 人-500,000人未満	34	14	9	11	9	9
	100.0	41.2	26.5	32.4	26.5	26.5
500,000 人以上	26	12	8	7	6	8
	100.0	46.2	30.8	26.9	23.1	30.8

■障害者手帳等実所持者数合計

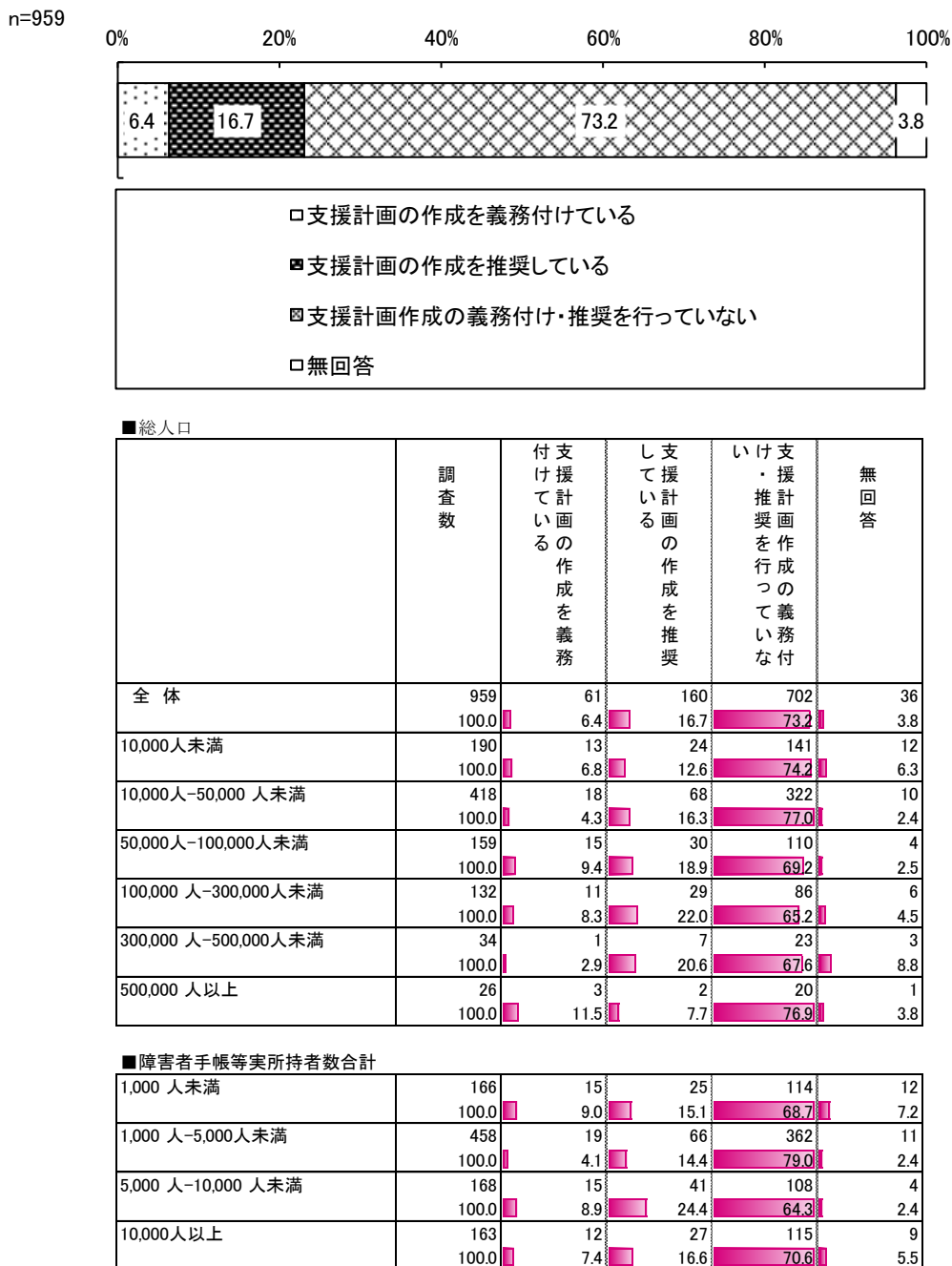
	調査数	障害支援区分	障害部位	主たる介護者の就労の状況	その他	無回答
1,000 人未満	166	68	31	25	22	63
	100.0	41.0	18.7	15.1	13.3	38.0
1,000 人-5,000人未満	458	197	83	60	116	137
	100.0	43.0	18.1	13.1	25.3	29.9
5,000 人-10,000 人未満	168	67	24	24	55	44
	100.0	39.9	14.3	14.3	32.7	26.2
10,000人以上	163	64	35	31	45	50
	100.0	39.3	21.5	19.0	27.6	30.7

(11) 利用者ごとの支援計画作成

①支援計画作成

日中一時支援事業の利用者ごとの支援計画の作成状況をみると、「支援計画の作成の義務付け・推奨を行っていない」が73.2%で最も多く、「支援計画の作成を推奨している」16.7%、「支援計画の作成を義務付けている」6.4%の順であった。

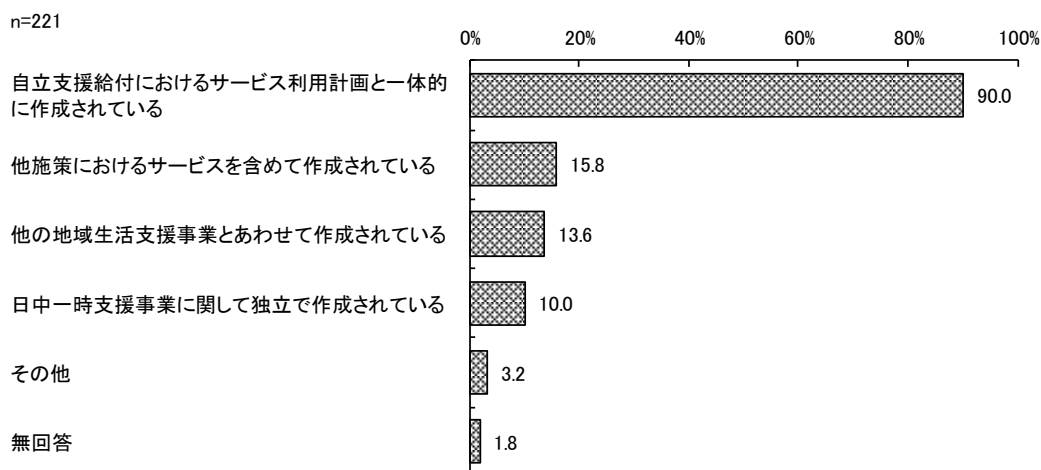
図表 240 利用者ごとの支援計画作成の義務付けまたは推奨の実施状況



②具体的な形式

具体的な形式についてみると、「自立支援給付におけるサービス利用計画と一体的に作成されている」が90.0%であった。

図表 241 支援計画作成の義務付けまたは推奨している場合の形式（複数回答）



■総人口

	調査数	一体的に作成されている	自立支援給付にサービス利用計画とあわせて作成されている	他施策におけるサービスを含めて作成されている	他の地域生活支援事業とあわせて作成されている	日中一時支援事業に関して独立で作成されている	その他	無回答
全 体	221 100.0	199 90.0	35 15.8	30 13.6	22 10.0	7 3.2	4 1.8	
10,000人未満	37 100.0	35 94.6	2 5.4	4 10.8	2 5.4	-	-	
10,000人-50,000 人未満	86 100.0	80 93.0	13 15.1	10 11.6	5 5.8	4 4.7	2 2.3	
50,000人-100,000人未満	45 100.0	39 86.7	9 20.0	9 20.0	4 8.9	1 2.2	1 2.2	
100,000 人-300,000人未満	40 100.0	35 87.5	9 22.5	7 17.5	6 15.0	2 5.0	1 2.5	
300,000 人-500,000人未満	8 100.0	7 87.5	-	-	1 12.5	-	-	
500,000 人以上	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-	4 80.0	-	-	

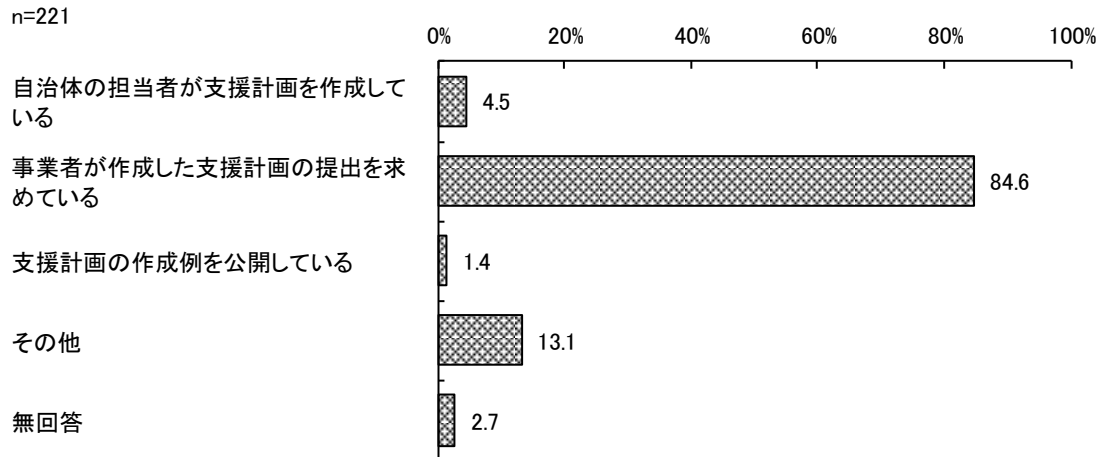
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000人未満	40	37 100.0	92.5	5.0	2 5.0	4 10.0	2 5.0	-	1 2.5
1,000人-5,000人未満	85	78 100.0	91.8	16.5	14 16.5	12 14.1	6 7.1	4 4.7	1 1.2
5,000人-10,000人未満	56	50 100.0	89.3	19.6	11 19.6	8 14.3	5 8.9	2 3.6	1 1.8
10,000人以上	39	33 100.0	84.6	20.5	8 20.5	6 15.4	9 23.1	1 2.6	1 2.6

③支援計画に対する自治体の関与

支援計画作成の義務付けまたは推奨している場合の関わり方は、「事業者が作成した支援計画の提出を求めている」が84.6%であった。

図表 242 支援計画作成への関わり方（複数回答）



■総人口

	調査数	自治体の担当者が支援計画を作成している	事業者が作成した支援計画の提出を求めている	支援計画の作成例を公開している	その他	無回答
全 体	221	10	187	3	29	6
	100.0	4.5	84.6	1.4	13.1	2.7
10,000人未満	37	2	37	—	—	—
	100.0	5.4	100.0	—	—	—
10,000人-50,000人未満	86	3	78	—	7	2
	100.0	3.5	90.7	—	8.1	2.3
50,000人-100,000人未満	45	3	33	1	7	2
	100.0	6.7	73.3	2.2	15.6	4.4
100,000人-300,000人未満	40	1	31	1	10	1
	100.0	2.5	77.5	2.5	25.0	2.5
300,000人-500,000人未満	8	1	7	1	2	—
	100.0	12.5	87.5	12.5	25.0	—
500,000人以上	5	—	1	—	3	1
	100.0	—	20.0	—	60.0	20.0

■障害者手帳等実所持者数合計

	調査数	自治体の担当者が支援計画を作成している	事業者が作成した支援計画の提出を求めている	支援計画の作成例を公開している	その他	無回答
1,000人未満	40	2	39	—	—	1
	100.0	5.0	97.5	—	—	2.5
1,000人-5,000人未満	85	3	77	—	7	1
	100.0	3.5	90.6	—	8.2	1.2
5,000人-10,000人未満	56	3	42	2	10	2
	100.0	5.4	75.0	3.6	17.9	3.6
10,000人以上	39	2	28	1	12	2
	100.0	5.1	71.8	2.6	30.8	5.1

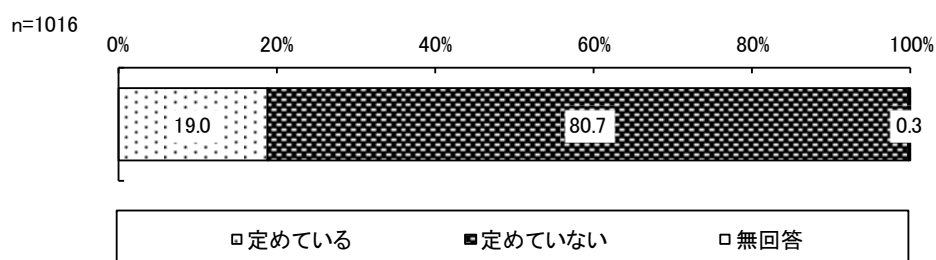
(12) 日中一時支援事業に関する追加調査（職員配置等状況）

追加調査の回答が得られた 1,101 自治体のうち、日中一時支援事業を実施している 1,016 自治体を対象に、職員配置等の状況についてみると以下のとおりであった。

①日中一時支援事業実施あたりの職員配置基準の設定状況

日中一時支援事業を実施（委託も含む）している自治体のうち、職員配置基準の設定状況については、「定めている」が 19.0%、「定めていない」が 80.7%であった。

図表 243 職員配置基準の設定状況



②職員配置基準を定めている場合の職員 1 人あたりの利用者数

日中一時支援事業におけるサービス内容別にみた、職員 1 人あたりの利用者数は、以下のとおりであった。

図表 244 職員 1 人あたりの利用者人数（単位：人）

【見守り】

集計対象自治体数(単位:自治体)	150
平均	5.4
最小	0.2
最大	36.0
標準偏差	3.0

【社会適応訓練】

集計対象自治体数(単位:自治体)	126
平均	5.3
最小	0.2
最大	10.0
標準偏差	1.7

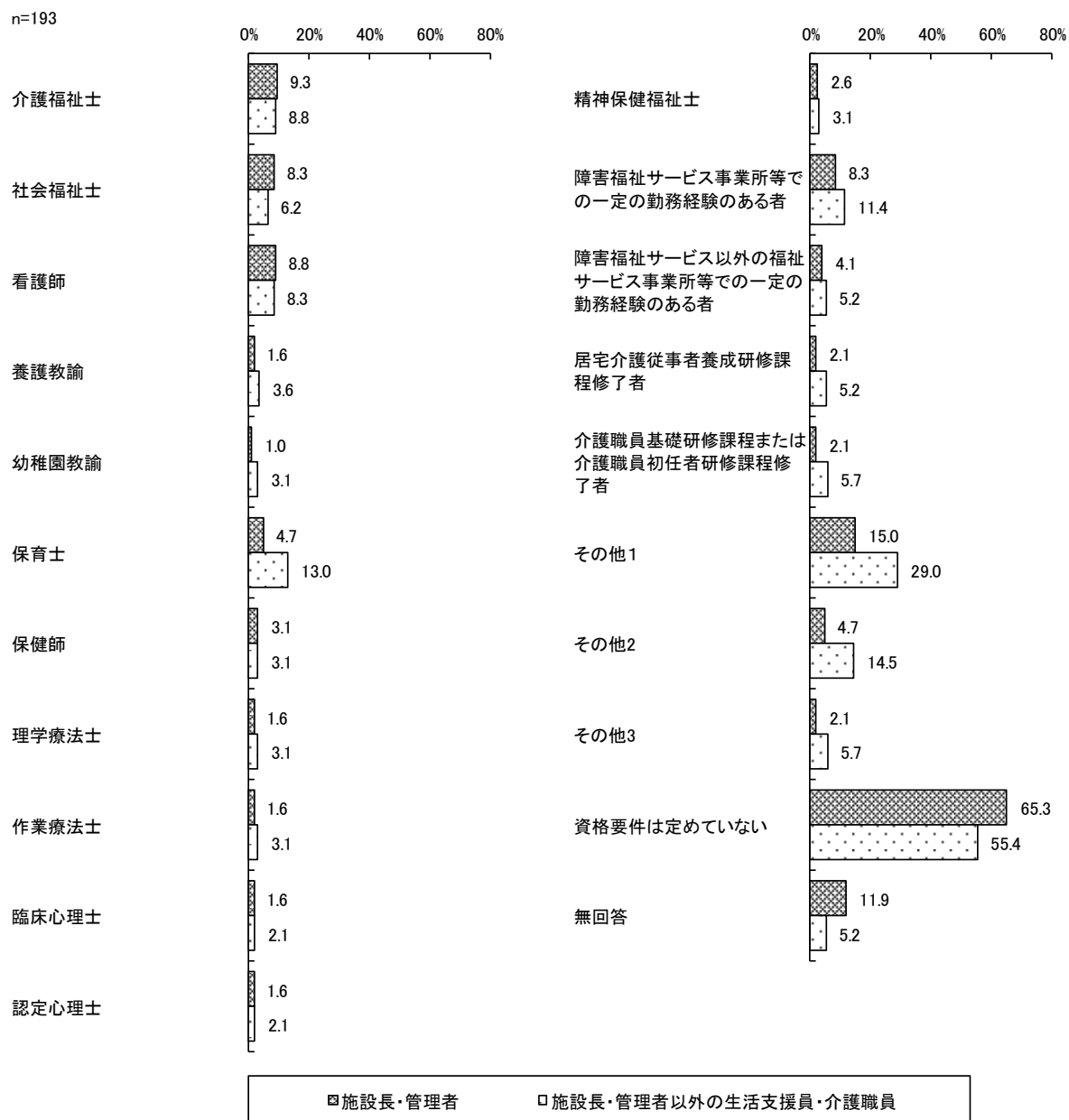
【その他】

集計対象自治体数(単位:自治体)	129
平均	5.2
最小	0.2
最大	10.0
標準偏差	1.7

③配置職員の資格要件として定めている職種

日中一時支援事業の配置職員の資格要件として定めている職種については、「資格要件を定めていない」の回答数が過半を占めた。

図表 245 配置職員の資格要件として定めている職種（複数選択）

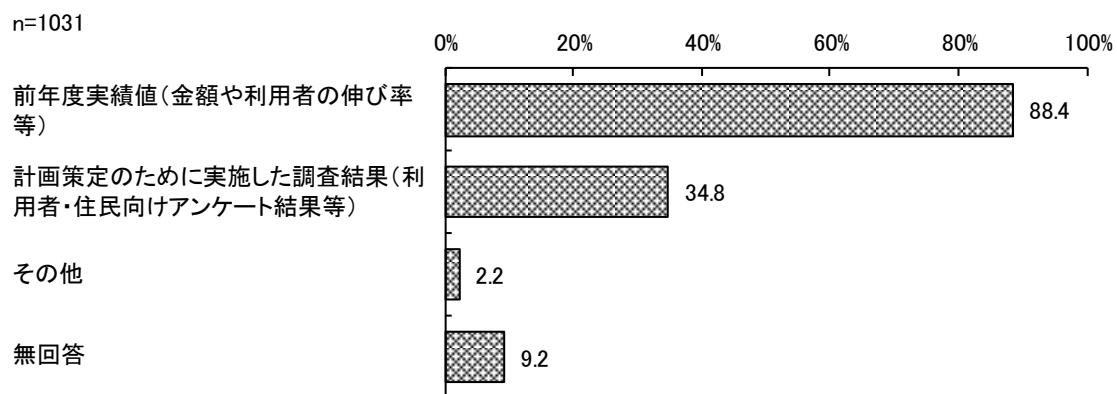


8. 地域生活支援事業の効果的な運用に向けて

(1) 第5期障害福祉計画（計画期間：平成30年から平成32年）を策定する際の定量的な計画値（実利用見込者数）の設定方法

第5期障害福祉計画（計画期間：平成30年から平成32年）を策定する際の定量的な計画値（実利用見込者数）の設定方法具体的な形式についてみると、「前年度実績値（金額や利用者の伸び率等）」が88.4%、「計画策定のために実施した調査結果（利用者・住民向けアンケート調査結果等）」34.8%であった。

図表 246 第5期障害福祉計画策定の際の定量的な計画値(実利用見込者数)の設定方法
(複数回答)



■総人口

	調査数	利用前年度の伸び率（金額や）	計画策定の結果（利用実施）	その他	無回答
全 体	1031	911 100.0	359 100.0	23 100.0	95 100.0
10,000人未満	249	211 100.0	64 100.0	2 100.0	34 100.0
10,000人-50,000 人未満	424	388 100.0	142 100.0	7 100.0	24 100.0
50,000人-100,000人未満	160	145 100.0	69 100.0	4 100.0	11 100.0
100,000 人-300,000人未満	135	116 100.0	58 100.0	3 100.0	18 100.0
300,000 人-500,000人未満	36	29 100.0	16 100.0	4 100.0	3 100.0
500,000 人以上	27	22 100.0	10 100.0	3 100.0	5 100.0

■障害者手帳等実所持者数合計

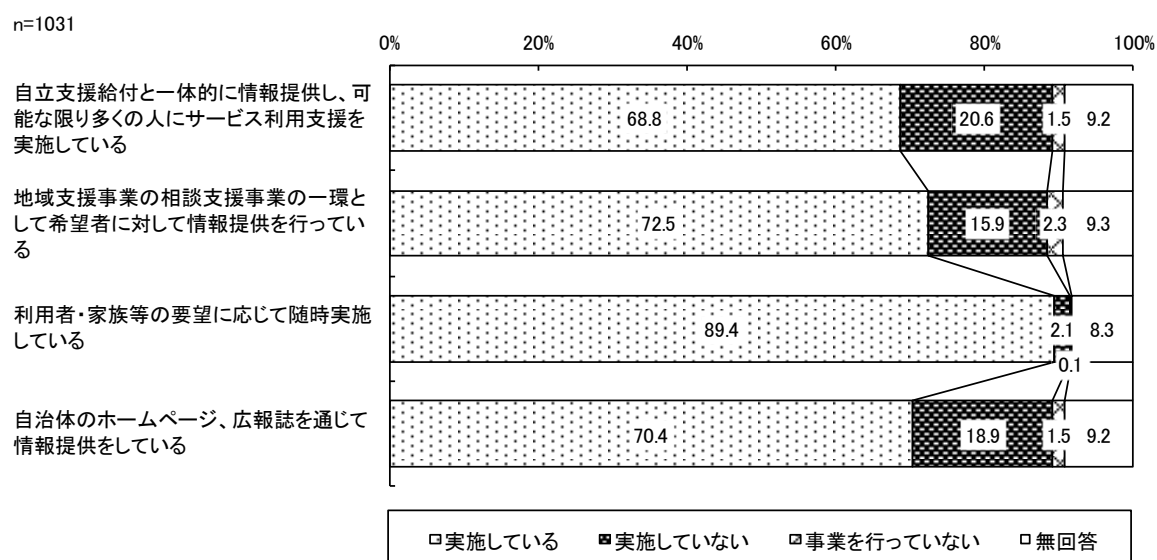
1,000 人未満	221	184 100.0	56 100.0	1 100.0	33 100.0
1,000 人-5,000人未満	469	431 100.0	167 100.0	9 100.0	25 100.0
5,000 人-10,000 人未満	170	151 100.0	66 100.0	4 100.0	16 100.0
10,000人以上	167	142 100.0	69 100.0	9 100.0	20 100.0

(2) 地域生活支援事業に関する情報提供・支援の実施状況

【日常生活用具給付等事業】

日常生活用具給付等事業について、障害者本人および家族等に対する、地域生活支援事業に関する情報提供・支援の実施状況をみると、「利用者・家族等の要望に応じて随時実施している」89.4%で最も多く、「地域生活支援事業の相談支援事業の一環として希望者に対して情報提供を行っている」72.5%、「自治体ホームページ、広報誌を通じて情報提供をしている」70.4%、「自立支援給付と一体的に情報提供し、可能な限り多くの人にサービス利用支援を実施している」68.8%の順であった。

図表 247 日常生活用具給付等事業 情報提供・支援の方法



■総人口

	調査数	実施している	実施していない	事業を行っていない	無回答
全 体	1031	709	212	15	95
	100.0	68.8	20.6	1.5	9.2
10,000人未満	249	141	71	8	29
	100.0	56.6	28.5	3.2	11.6
10,000人-50,000 人未満	424	312	78	2	32
	100.0	73.6	18.4	0.5	7.5
50,000人-100,000人未満	160	117	30	2	11
	100.0	73.1	18.8	1.3	6.9
100,000 人-300,000人未満	135	96	19	2	18
	100.0	71.1	14.1	1.5	13.3
300,000 人-500,000人未満	36	26	8	1	1
	100.0	72.2	22.2	2.8	2.8
500,000 人以上	27	17	6	-	4
	100.0	63.0	22.2	-	14.8

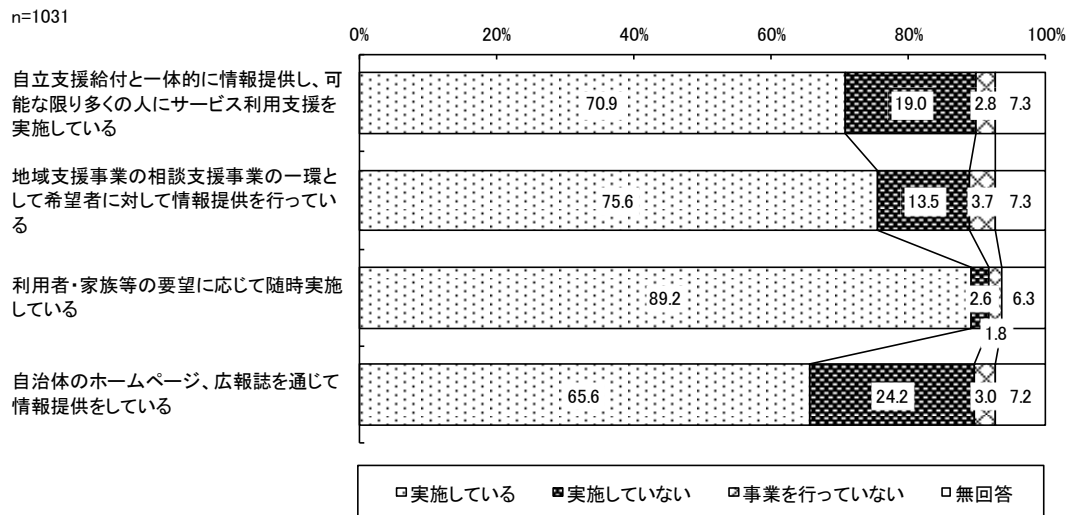
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	221	127	57	8	29
	100.0	57.5	25.8	3.6	13.1
1,000 人-5,000人未満	469	334	101	3	31
	100.0	71.2	21.5	0.6	6.6
5,000 人-10,000 人未満	170	126	24	2	18
	100.0	74.1	14.1	1.2	10.6
10,000人以上	167	119	29	2	17
	100.0	71.3	17.4	1.2	10.2

【移動支援事業】

移動支援事業について、障害者本人および家族等に対する、地域生活支援事業に関する情報提供・支援の実施状況をみると、「利用者・家族等の要望に応じて随時実施している」89.2%で最も多く、「地域生活支援事業の相談支援事業の一環として希望者に対して情報提供を行っている」75.6%、「自立支援給付と一体的に情報提供し、可能な限り多くの人にサービス利用支援を実施している」70.9%、「自治体ホームページ、広報誌を通じて情報提供をしている」65.6%の順であった。

図表 248 移動支援事業 情報提供・支援の方法



■総人口

	調査数	実施している	実施していない	事業を行っていない	無回答
全 体	1031	731	196	29	75
	100.0	70.9	19.0	2.8	7.3
10,000人未満	249	125	76	20	28
	100.0	50.2	30.5	8.0	11.2
10,000人-50,000 人未満	424	319	77	5	23
	100.0	75.2	18.2	1.2	5.4
50,000人-100,000人未満	160	124	26	1	9
	100.0	77.5	16.3	0.6	5.6
100,000 人-300,000人未満	135	109	14	2	10
	100.0	80.7	10.4	1.5	7.4
300,000 人-500,000人未満	36	33	1	1	1
	100.0	91.7	2.8	2.8	2.8
500,000 人以上	27	21	2	-	4
	100.0	77.8	7.4	-	14.8

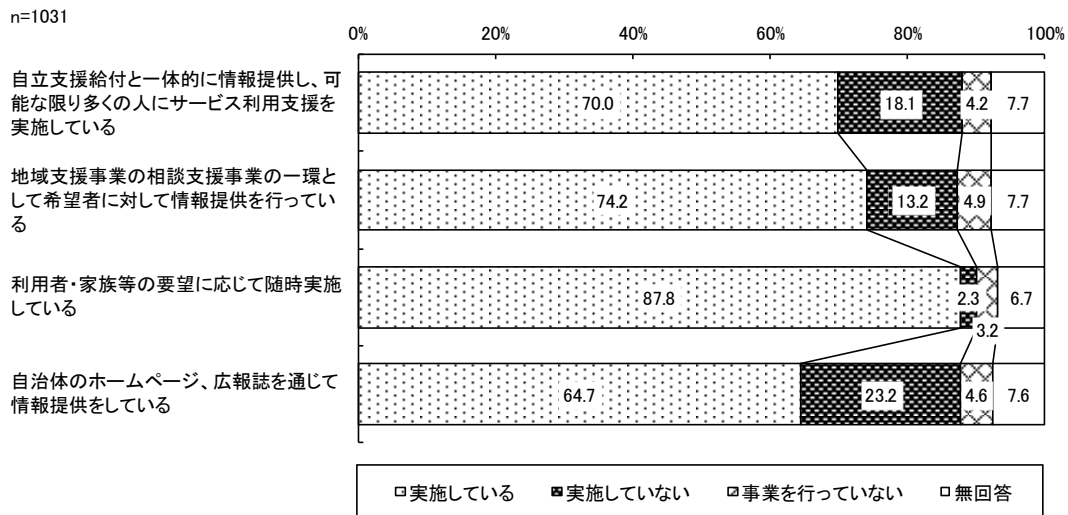
■障害者手帳等実所持者数合計

1,000 人未満	221	107	65	20	29
	100.0	48.4	29.4	9.0	13.1
1,000 人-5,000人未満	469	350	92	5	22
	100.0	74.6	19.6	1.1	4.7
5,000 人-10,000 人未満	170	130	24	2	14
	100.0	76.5	14.1	1.2	8.2
10,000人以上	167	140	15	2	10
	100.0	83.8	9.0	1.2	6.0

【日中一時支援事業】

日中一時支援事業について、障害者本人および家族等に対する、地域生活支援事業に関する情報提供・支援の実施状況をみると、「利用者・家族等の要望に応じて随時実施している」87.8%で最も多く、「地域生活支援事業の相談支援事業の一環として希望者に対して情報提供を行っている」74.2%、「自立支援給付と一体的に情報提供し、可能な限り多くの人にサービス利用支援を実施している」70.0%、「自治体ホームページ、広報誌を通じて情報提供をしている」64.7%の順であった。

図表 249 日中一時支援事業 情報提供・支援の方法



	調査数	実施している	実施していない	事業を行っていない	無回答
全 体	1031	722	187	43	79
	100.0	70.0	18.1	4.2	7.7
10,000人未満	249	120	68	31	30
	100.0	48.2	27.3	12.4	12.0
10,000人-50,000 人未満	424	321	73	6	24
	100.0	75.7	17.2	1.4	5.7
50,000人-100,000人未満	160	124	26	1	9
	100.0	77.5	16.3	0.6	5.6
100,000 人-300,000人未満	135	105	16	4	10
	100.0	77.8	11.9	3.0	7.4
300,000 人-500,000人未満	36	32	1	1	2
	100.0	88.9	2.8	2.8	5.6
500,000 人以上	27	20	3	-	4
	100.0	74.1	11.1	-	14.8

■障害者手帳等実所持者数合計

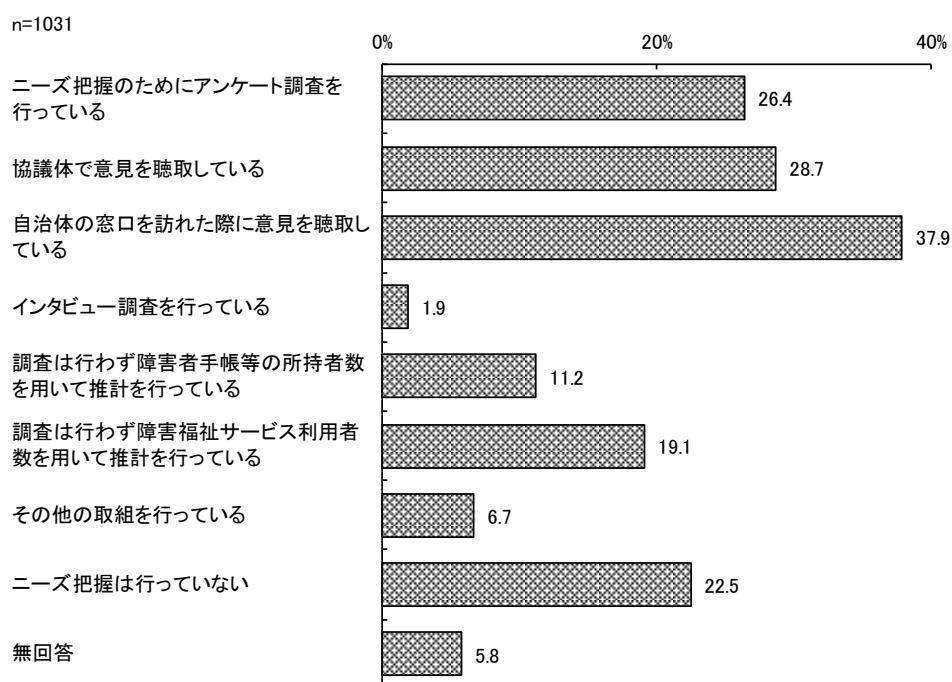
1,000 人未満	221	104	57	29	31
	100.0	47.1	25.8	13.1	14.0
1,000 人-5,000人未満	469	350	88	8	23
	100.0	74.6	18.8	1.7	4.9
5,000 人-10,000 人未満	170	129	24	3	14
	100.0	75.9	14.1	1.8	8.2
10,000人以上	167	135	18	3	11
	100.0	80.8	10.8	1.8	6.6

(3) 地域のニーズの把握方法

【ニーズの把握方法】

地域生活支援事業に関わる地域のニーズの把握方法についてみると、「自治体窓口を訪れた際に意見を聴取している」が 37.9%で最も多く、「協議体で意見を聴取している」28.7%、「ニーズ把握のためにアンケート調査を行っている」26.4%の順であった。なお、「ニーズ把握は行っていない」は 22.5%であった。

図表 250 ニーズ把握のための方法（複数回答）



【ニーズ把握の対象】

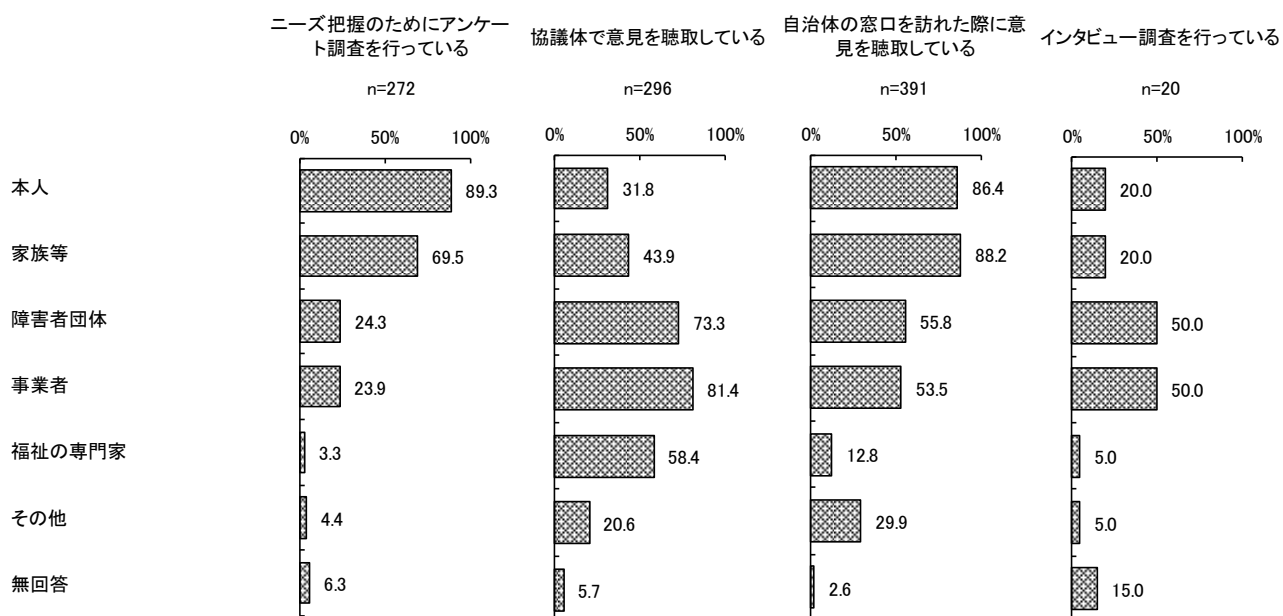
地域生活支援事業に関わる地域のニーズの把握方法として、「ニーズ把握のためにアンケート調査を行っている」と回答した自治体について、その対象をみると、「本人」89.3%、「家族等」69.5%の順に多くなっていた。

「協議体で意見を聴取している」では、「事業者」81.4%、「障害者団体」73.3%の順に多くなっていた。

「自治体の窓口を訪れた際に意見を聴取している」では、「本人」86.4%、「家族等」88.2%の順に多くなっていた。

「インタビュー調査を行っている」では、「障害者団体」、「事業者」がそれぞれ50.0%で多くなっていた。

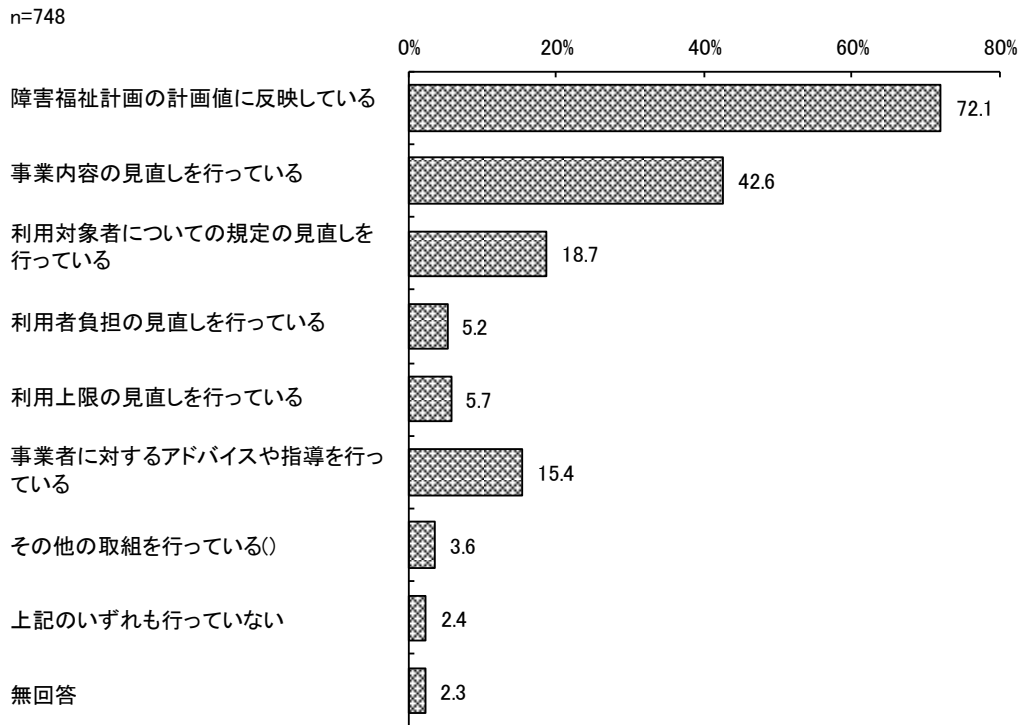
図表 251 ニーズ把握の対象（複数回答）



【把握したニーズの反映方法】

地域生活支援事業に関わる地域のニーズを何等か把握している自治体を対象に、把握したニーズの反映方法をみると、「障害福祉計画の計画値に反映している」72.1%、「事業内容の見直しを行っている」42.6%の順に多くなっていた。

図表 252 把握したニーズの反映方法（複数回答）



（４）障害福祉サービスに関わる取組状況

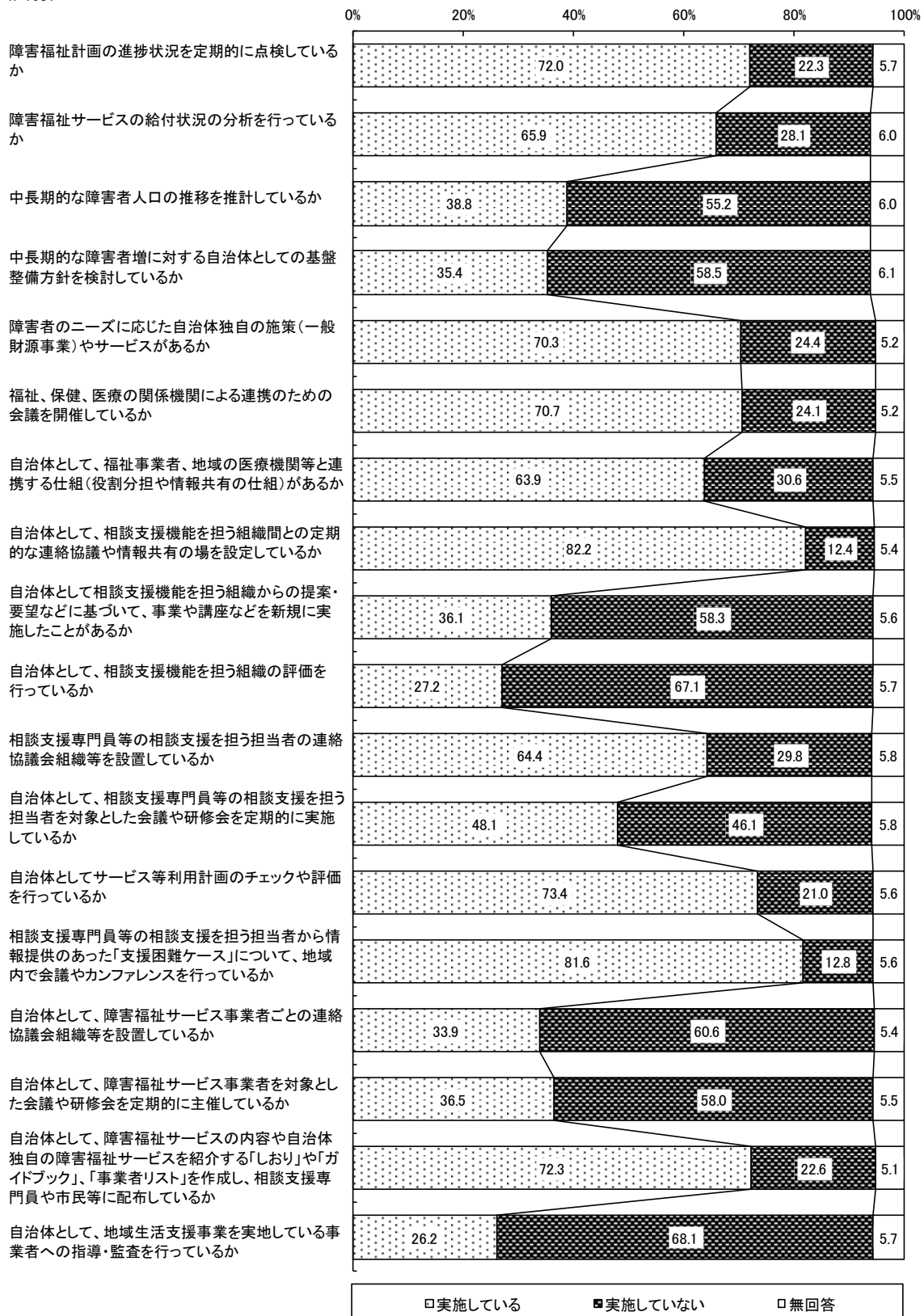
障害福祉サービスに関わる以下の取組について実施状況をみると、実施している割合が高い取組では、「自治体として、相談支援機能を担う組織間との定期的な連絡協議や情報共有の場を設定しているか」82.2%、「相談支援専門員等の相談支援を担う担当者から情報提供のあった「支援困難ケース」について、地域内で会議やカンファレンスを行っているか」81.6%、「自治体としてサービス等利用計画のチェックや評価を行っているか」73.4%、「自治体として、障害福祉サービスの内容や自治体独自の障害福祉サービスを紹介する「しおり」や「ガイドブック」、「事業者リスト」を作成し、相談支援専門員や市民等に配布しているか」72.3%、「福祉、保健、医療の関係機関による連携のための会議を開催しているか」70.7%、「障害者のニーズに応じた自治体独自の施策（一般財源事業）やサービスがあるか」70.3%の順に多くなっていた。

一方、「実施していない」と回答した割合が高い取組は、「自治体として、地域生活支援事業を実地している事業者への指導・監査を行っているか」68.1%、「自治体として、相談支援機能を担う組織の評価を行っているか」67.1%、

「自治体として、障害福祉サービス事業者ごとの連絡協議会組織等を設置しているか」60.6%、「中長期的な障害者増に対する自治体としての基盤整備方針を検討しているか」58.5%、「自治体として相談支援機能を担う組織からの提案・要望などに基づいて、事業や講座などを新規に実施したことがあるか」58.3%、「自治体として、障害福祉サービス事業者を対象とした会議や研修会を定期的に主催しているか」58.0%、「中長期的な障害者人口の推移を推計しているか」55.2%の順に多くなっていた。

図表 253 障害福祉サービスに関わる取り組み状況

n=1031



9. 利用率、一人あたり年間金額（公費）に関する分析

日常生活用具給付等事業、移動支援事業および日中一時支援事業を対象に、利用率、一人あたり年間金額（公費）に関する分布状況および、利用率、一人あたり年間金額（公費）と各自治体の実施条件等との関連性を分析した。

各数値は、以下の定義に基づいて集計した。

【集計時の定義】

以下の数値の集計にあたっては、下記項目の回答が全て得られた自治体のデータをもとに、平均値±（標準偏差×2）以上、以下の値を除去した上で集計を行った。

集計項目	計算方法
利用率	・集計対象事業 日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業 ・利用率の式 利用率＝平成29年度実利用者数÷障害者手帳等の実所持者数（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者数合計）×1,000
一人あたり年間金額（公費）	・集計対象事業 日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業 ・一人あたり年間金額（公費）の式 平成29年度の年間金額（公費）÷障害者手帳等の実所持者数（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者数合計）×1,000
一人あたり提供年間総時間数	・集計対象事業 移動支援事業 平成29年度の提供年間総時間数（時間）÷障害者手帳等の実所持者数（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者数合計）

【利用率、一人当たり年間金額（公費）と各自治体の実施条件等との関連性の分析】

各自治体の実施条件等として以下の変数について、利用率、一人当たり年間金額（公費）に違いがみられるか関連性の分析を行った。

	日常生活用具給付等事業		移動支援事業（個別支援型）		日中一時支援事業	
	利用率	一人あたり年間金額（公費）	利用率	一人あたり提供年間総時間数	利用率	一人あたり年間金額（公費）
用具の種類を定めているか	○	○	—	—	—	—
利用者負担の有無	○	○	○	○	○	○
利用上限の設定の有無	○	○	○	○	○	○
申請時に必要性を評価する仕組の有無	○	○	○	○	○	○
利用者ごとの支援計画の作成に関する義務付け・推奨状況	○	○	○	○	○	○
日中一時支援事業の利用率	—	—	○	○	—	—

(1) 日常生活用具給付等事業

①利用率

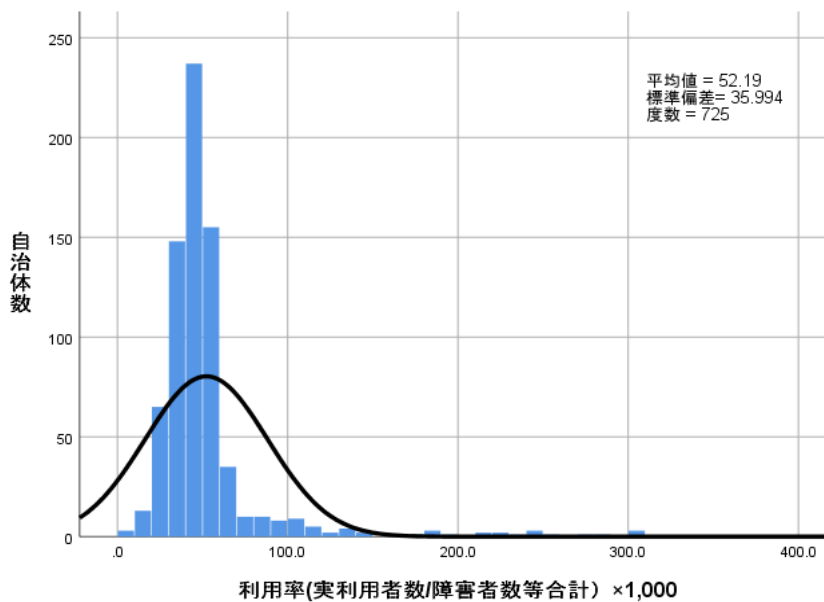
日常生活用具給付等事業の利用率をみると、日常生活用具給付等事業の利用率（障害者等 1,000 人あたり実利用者数）は、平均値 52.2 人、標準偏差 36.0 であった。

図表 254 日常生活用具給付等事業:利用率

単位:人／障害者等人数 1,000 人

集計対象自治体数（自治体）	725
平均値	52.2
中央値	45.3
標準偏差	36.0
最小値	4.3
最大値	303.2
変動係数	79.5

図表 255 日常生活用具給付等事業:利用率のヒストグラム



②一人あたり年間金額（公費）

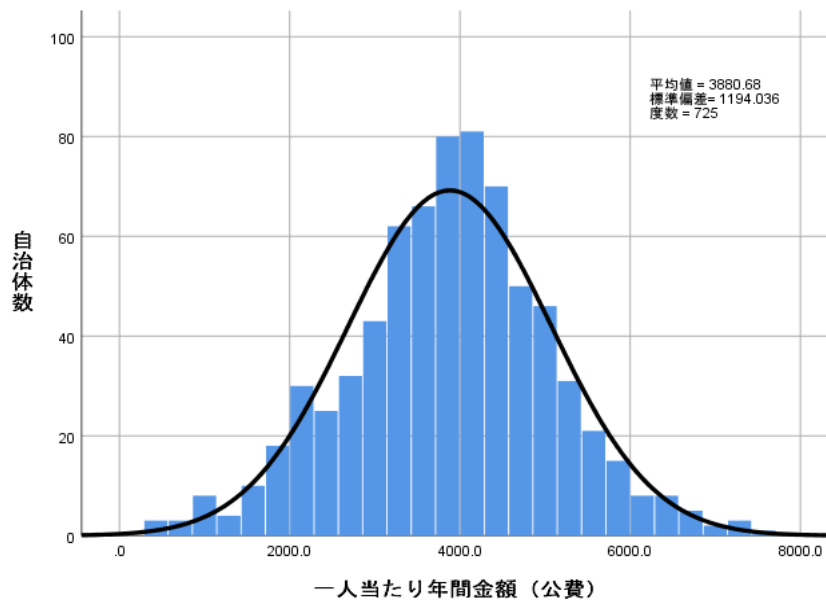
日常生活用具給付等事業の一人あたり年間金額（公費）をみると、平均値 3880.7 円、標準偏差 1194.0 であり、変動係数（標準偏差を平均値で割った値）が 30.2 と小さい傾向にあった。

図表 256 日常生活用具給付等事業：一人あたり年間金額(公費)

単位:円／障害者等 1 人あたり

集計対象自治体数（自治体）	725
平均値	3880.7
中央値	3947.8
標準偏差	1194.0
最小値	317.5
最大値	7474.7
変動係数	30.2

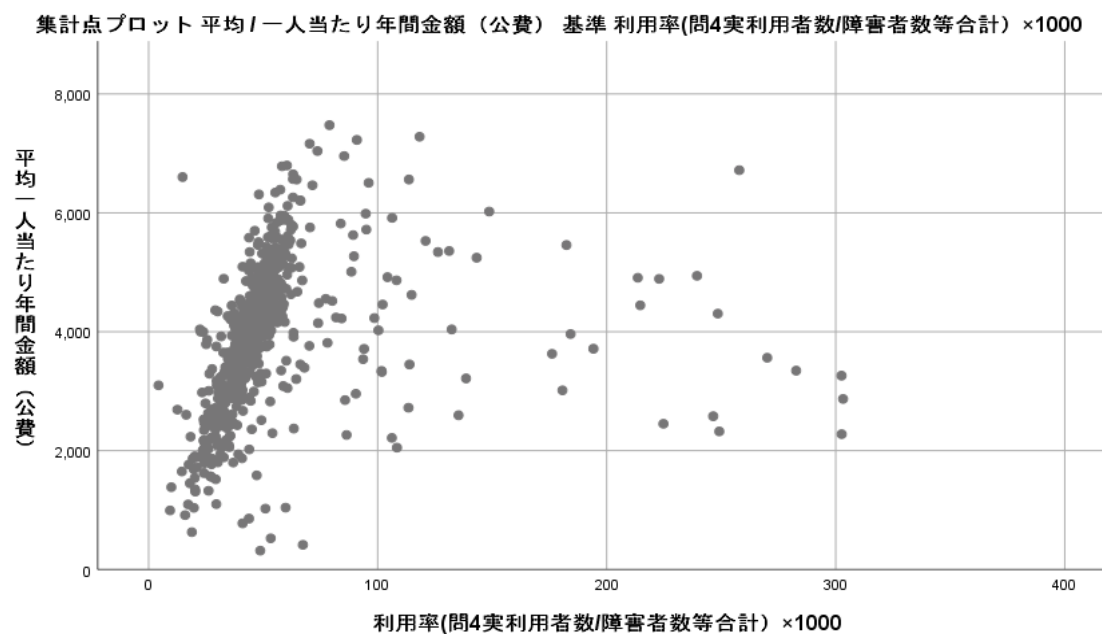
図表 257 日常生活用具給付等事業：一人あたり年間金額(公費)のヒストグラム



③一人あたり年間金額と利用率との関係

日常生活用具給付等事業の一人あたり年間金額（公費）と利用率の関係をみると、以下のとおりであった。

図表 258 日常生活用具給付等事業：一人あたり年間金額(公費)と利用率の関係



④日常生活用具給付等事業の利用率、一人あたり年間金額（公費）と各自治体の実施条件等との関連性の分析

1)用具の種類を定めているか、2)利用者負担の有無、3)利用上限の設定の有無、4)申請時に必要性を評価する仕組の有無によって、日常生活用具給付等事業の利用率、1人あたり年間金額（公費）に有意な差はみられなかった。

図表 259 用具の種類を定めているか

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり年間金額 (公費) (円)
定めている	度数	720	720
	平均値	52.2	3,879.7
	標準偏差	36.0	1,189.3
定めていない	度数	5	5
	平均値	48.6	4,016.3
	標準偏差	38.4	1,949.8

図表 260 利用者負担の有無

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり年間金額 (公費) (円)
全ての用具において利用者負担がある	度数	679	679
	平均値	51.9	3,867.1
	標準偏差	36.3	1,158.4
用具の種類により利用者負担がある	度数	34	34
	平均値	59.8	4,112.6
	標準偏差	34.5	1,689.2
全ての用具において利用者負担はない	度数	12	12
	平均値	49.6	3,993.0
	標準偏差	17.1	1,541.8

図表 261 利用上限の設定の有無

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり年間金額 (公費) (円)
一人当たり利用上限を設けていない	度数	607	607
	平均値	52.1	3,885.3
	標準偏差	36.8	1,186.0
一人あたり利用上限を設けている	度数	118	118
	平均値	52.4	3,856.7
	標準偏差	31.9	1,239.4

図表 262 申請時に必要性を評価する仕組の有無

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり年間金額 (公費) (円)
必要性を評価する仕組はない	度数	441	441
	平均値	51.0	3,830.7
	標準偏差	33.4	1,240.1
必要性を評価する仕組がある	度数	281	281
	平均値	54.2	3,962.5
	標準偏差	39.8	1,118.7

図表 263 利用者ごとの支援計画の作成に関する義務付け・推奨状況

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり年間金額 (公費) (円)
支援計画の作成を義務付けている	度数	1	1
	平均値	40.4	3,135.6
	標準偏差	—	—
支援計画の作成を推奨している	度数	5	5
	平均値	36.8	3,006.7
	標準偏差	23.2	2,266.3
支援計画作成の義務付け・推奨を行っていない	度数	715	715
	平均値	52.1	3,892.3
	標準偏差	35.6	1,185.2

注：各グループのn数が少ないため参考値として掲載

（２）移動支援事業

①利用率

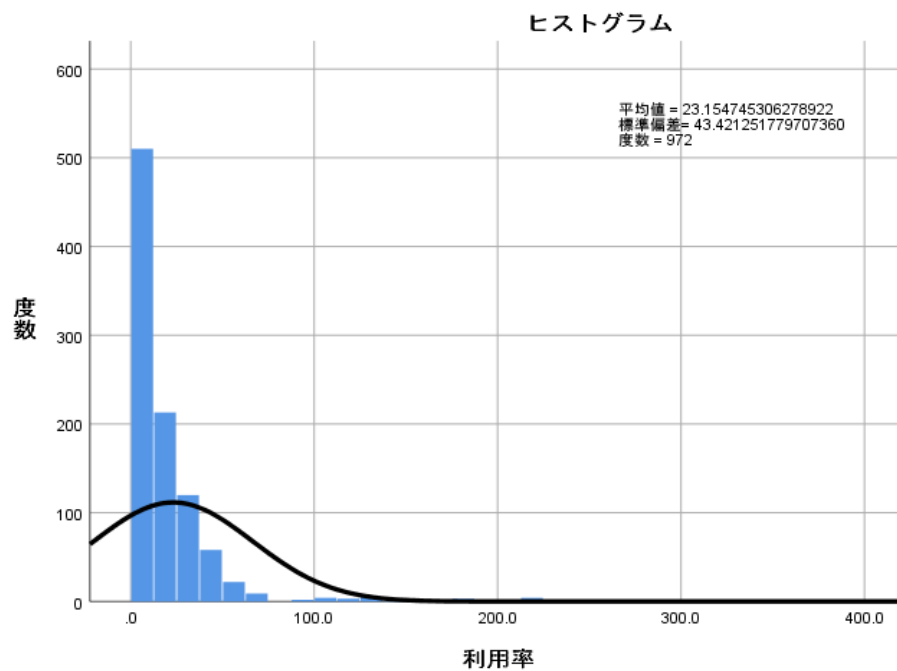
移動支援事業（データ件数の制約から個別支援事業を対象に集計）についてみると、利用率は、平均値 15.4 人、標準偏差 16.8 であった。

図表 264 移動支援事業（個別支援型）：利用率

単位：人／障害者等人数 1,000 人

集計対象自治体数（自治体）	589
平均値	15.4
中央値	10.7
標準偏差	16.8
最小値	0.3
最大値	134.9
変動係数	109.3

図表 265 移動支援事業（個別支援型）：利用率のヒストグラム



②提供年間総時間数

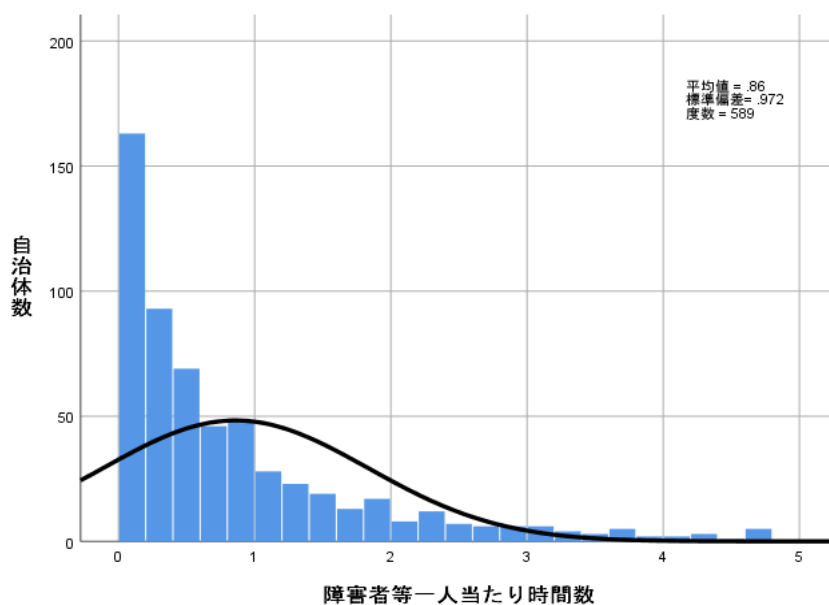
移動支援事業（個別支援型）における提供年間総時間数は、平均値 0.9 時間、標準偏差 1.0 であった。

図表 266 移動支援事業(個別支援型):提供年間総時間数

単位:提供年間総時間／障害者等人数 1 人

集計対象自治体数（自治体）	589
平均値	0.9
中央値	0.5
標準偏差	1.0
最小値	0.0
最大値	4.8
変動係数	113.1

図表 267 移動支援事業(個別支援型):提供年間総時間数のヒストグラム



③移動支援事業（個別支援型）の利用率、一人あたり提供総時間数と各自治体の実施条件等との関連性の分析

1)利用者負担の有無、2)利用上限の設定の有無、3)申請時に必要性を評価する仕組の有無、4)利用者ごとの支援計画の作成に関する義務付け・推奨の状況について、利用率、1人あたり提供年間総時間数の違いをみた。

その結果、2)利用上限の設定の有無については、「特に規定はない」自治体において有意に利用率、1人あたり提供総時間数が小さくなる傾向にあった（5%水準）。また、4)利用者ごとの支援計画の作成に関する義務付け・推奨については、「支援計画作成の義務付け・推奨を行っていない」自治体において、有意に利用率、1人あたり提供総時間数が小さくなる傾向にあった（1%水準）。

なお、日中一時支援事業の利用率と移動支援事業の利用率には、有意な相関がみられた。

図表 268 利用者負担の有無

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり 提供総時間数 (時間)
利用者負担がある	度数	566	566
	平均値	15.2	0.8
	標準偏差	16.3	1.0
利用者負担はない	度数	19	19
	平均値	20.0	1.2
	標準偏差	28.7	1.5

図表 269 利用上限の設定の有無

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり 提供総時間数 (時間)
利用日数、時間数、回数、点数により利用上限が規定されている	度数	268	268
	平均値	17.5	1.1
	標準偏差	19.0	1.1
特に規定はない	度数	307	307
	平均値	13.6	0.7
	標準偏差	14.7	0.8

注：5%水準で有意差あり。

図表 270 申請時に必要性を評価する仕組の有無

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり 提供総時間数 (時間)
必要性を評価する仕組はない	度数	261	261
	平均値	14.7	0.8
	標準偏差	16.4	1.0
必要性を評価する仕組がある	度数	322	322
	平均値	15.9	0.9
	標準偏差	17.2	1.0

図表 271 利用者ごとの支援計画の作成に関する義務付け・推奨状況

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり 提供総時間数 (時間)
支援計画の作成を義務付けている	度数	50	50
	平均値	18.1	1.2
	標準偏差	16.4	1.2
支援計画の作成を推奨している	度数	112	112
	平均値	21.0	1.1
	標準偏差	22.5	1.1
支援計画作成の義務付け・推奨を行っていない	度数	423	423
	平均値	13.6	0.7
	標準偏差	14.7	0.9

注：1%水準で有意差あり。

図表 272 日中一時支援事業の利用率との相関

		日中一時支援の 利用率	移動支援事業、個別支援型 利用率 (人／障害者等数1000人当たり)
日中一時支援の利用率	Pearson の相関係数	1	.115**
	有意確率(両側)		0.005
	度数	589	589

(3) 日中一時支援事業

①利用率

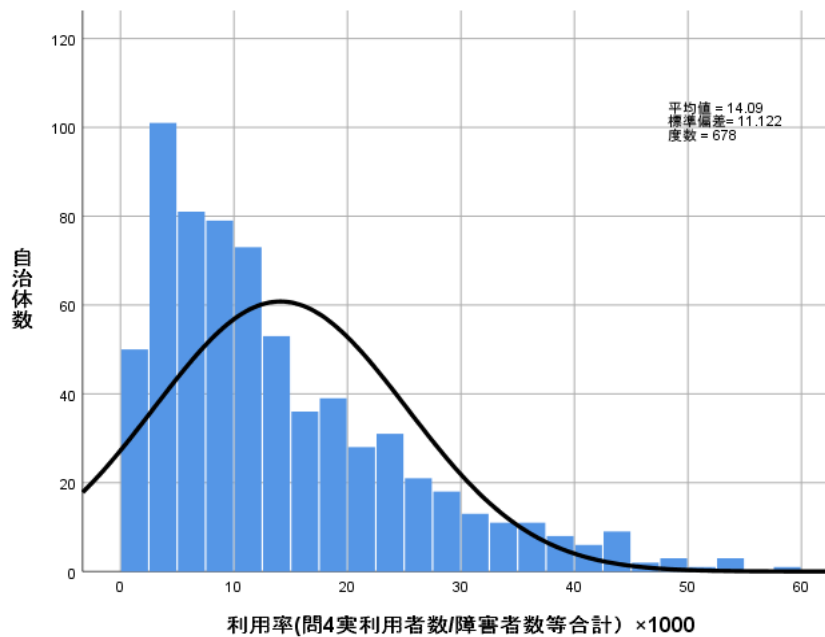
日中一時支援事業の利用率をみると、平均値 14.1 人、標準偏差 11.1 であった。

図表 273 日中一時支援事業:利用率

単位:人/障害者等人数 1,000 人

集計対象自治体数 (自治体)	678
平均値	14.1
中央値	10.7
標準偏差	11.1
最小値	0.1
最大値	59.9
変動係数	78.9

図表 274 日中一時支援事業:利用率のヒストグラム



②一人あたり年間金額（公費）

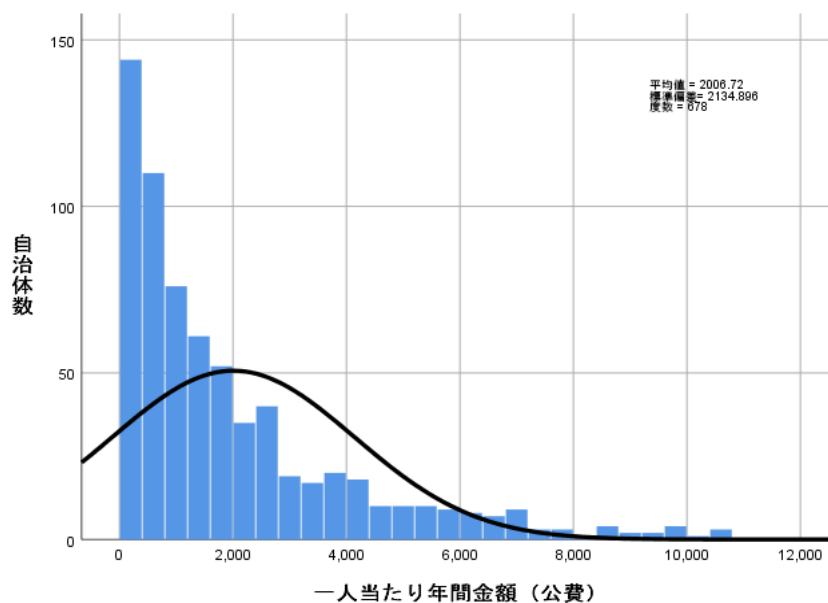
日中一時支援事業の一人あたり年間金額（公費）は、平均値 2006.7 円、標準偏差 2,134.9 であった。

図表 275 日中一時支援事業:一人あたり年間金額(公費)

単位:円/障害者等 1 人あたり

集計対象自治体数（自治体）	678
平均値	2,006.7
中央値	1,267.5
標準偏差	2,134.9
最小値	0.8
最大値	10,766.5
変動係数	106.4

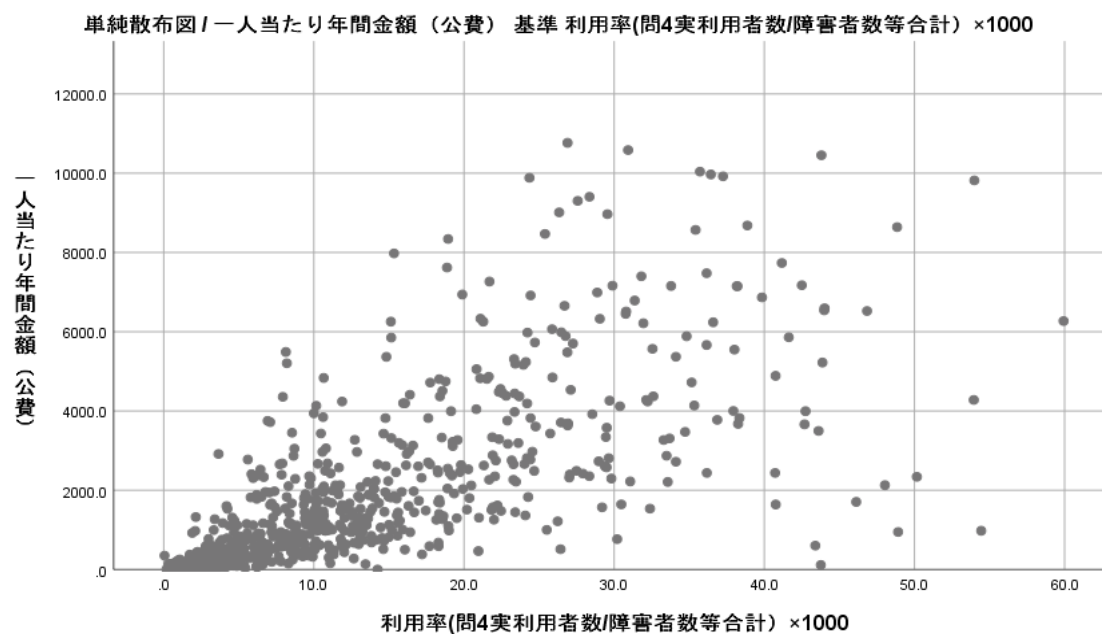
図表 276 日中一時支援事業:一人あたり年間金額(公費)のヒストグラム



③一人あたり年間金額と利用率との関係

日中一時支援事業の一人あたり年間金額（公費）と利用率の関係をみると、以下のとおりであった。

図表 277 日中一時支援事業:一人あたり年間金額(公費)と利用率の関係



④日中一時支援事業の利用率、一人あたり年間金額（公費）と各自治体の実施条件等との関連性の分析

1)利用者負担の有無、2)利用上限の設定の有無、3)申請時に必要性を評価する仕組の有無、4)利用者ごとの支援計画の作成に関する義務付け・推奨の違いによって、利用率、1人あたり年間金額（公費）に有意な差はみられなかった

図表 278 利用者負担の有無

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり年間金額 (公費) (円)
利用者負担がある	度数	641	641
	平均値	14.0	2005.9
	標準偏差	11.0	2142.3
利用者負担がない	度数	33	33
	平均値	16.6	1998.0
	標準偏差	13.2	2128.5

図表 279 利用上限の設定の有無

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり年間金額 (公費) (円)
一人当たり利用上限 を設けていない	度数	389	389
	平均値	13.5	1956.2
	標準偏差	10.8	2169.0
一人あたり利用上限 を設けている	度数	280	280
	平均値	14.9	2091.8
	標準偏差	11.5	2113.1

図表 280 申請時に必要性を評価する仕組の有無

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり年間金額 (公費) (円)
必要性を評価する仕 組はない	度数	313	313
	平均値	13.4	1915.6
	標準偏差	11.5	2102.0
必要性を評価する仕 組がある	度数	358	358
	平均値	14.6	2094.0
	標準偏差	10.7	2176.0

図表 281 利用者ごとの支援計画の作成に関する義務付け・推奨状況

		利用率 (人／障害者等数 1000人当たり)	一人あたり年間金額 (公費) (円)
支援計画の作成を義 務付けている	度数	40	40
	平均値	13.9	2012.6
	標準偏差	12.6	2617.8
支援計画の作成を推 奨している	度数	121	121
	平均値	16.3	2171.1
	標準偏差	12.6	2226.1
支援計画作成の義務 付け・推奨を行って いない	度数	510	510
	平均値	13.5	1975.3
	標準偏差	10.5	2084.0

第Ⅳ章 自治体インタビュー調査結果

地域生活支援事業を含む障害福祉サービスの公的マネジメントの実践事例

自治体名	和光市
人口	41,143 人

①公的サービスマネジメント体制

◆和光市における地域生活支援事業に関するサービスマネジメントの実践

・和光市は、「第5期和光市障害福祉計画」において、「地域包括ケアシステムの機能強化による、共生社会の推進」を基本理念に掲げ、1) 障害者の生活課題を解決するケアマネジメント体制の充実と、保健医療の連携を念頭に置いた、地域における生活の維持・継続のための支援及びサービス提供基盤整備の推進、2) 障害者の就労、職業訓練から就労定着に至るまでの支援と雇用確保に向けた取組の強化、3) 障害児（医療的ケア児）に対する適切なサービス提供と教育及び保健医療が連動した支援による社会参加の促進、4) 地域共生社会の実現に向け、地域を基盤とした医療・福祉・保健の包括的支援体制を公・民・学の協働により構築、5) 障害者差別や虐待の防止及び権利擁護や成年後見制度の利用促進による障害者の尊厳保持と QOL の向上の基本方針に基づき施策を展開している。

・地域生活支援事業に関する個別のサービスマネジメントは、平成27年7月より、「和光市地域生活ケアマネジメント事業」に基づいて実施している。相談支援は、地域生活支援事業（必須事業）の1つである「相談支援事業」を地域生活支援センターに委託し実施している。背景として、障害福祉サービスの法定給付の利用者は、相談員がマネジメントに関与しているが、地域生活支援事業のみ利用している障害児・者、またいずれのサービスも利用していない障害児・者に対しても、生活課題の解決を目的とした支援プランに基づき、必要性を評価した上で、相談・マネジメントする体制を整備することがねらいであった。

◆和光市地域生活ケアマネジメント事業の運用方法

・委託先事業者は、障害者等の心身の状況、生活環境等を勘案し、障害児・者、保護者の意向に基づいて、地域生活支援事業等の種類、内容等を定めた地域生活支援事業計画（以下、計画）を作成すること、地域生活支援事業等の提供を行う事業者との連絡調整等の役割を担っている。そのため、計画には、介護保険給付、自費利用による民間サービス等の利用に関する情報も一体的に取り扱われている。

・相談員は、計画策定に際して、定められた様式である「アセスメントシート」、「生活機能評価」に基づき、アセスメントを行い、利用者の生活課題を明確化にし、その内容を利用者等と共有するとともに、和光市が示すサービス別の実施要綱に基づいて、利用条件、利用量等について調整していく機能を担っている。計画策定の過程に

においては、当該利用者の個別事情等を考慮した場合、例外的な利用を検討すべき場合もあることから、和光市と相談・協議し調整を図っていくことが徹底されている。

- ・「地域生活支援事業等利用時間」、「地域生活支援事業等利用計画（週間計画）」の様式に基づいて、1 ヶ月単位で策定された計画案をもとに、相談員、事業者、行政が参加する、担当者会議の場において協議が行われる。必要性に応じて本人、家族等も参加している。
- ・計画策定にあっては、利用者の意向を尊重しつつ、自立を支援する観点からどのようなサービス利用が効果的かを調整しながら検討している。また、障害児・者本人のみならず、家族等の支援ニーズ等も考慮し、地域包括ケア課とも連携し、ケースの検討を行っている。
- ・担当地域において法定サービスを含め地域生活支援事業等の公的サービスを全く利用していない障害児・者についても、生活課題等の把握、支援の必要性についてマネジメントに関与している。
- ・モニタリングについては、利用者の状況に合わせて実施している。新規利用者の場合は、1 ヶ月から3 ヶ月に1回の頻度であり、安定したケースであっても最低6 ヶ月に1回は実施している。
- ・モニタリングにあたっては、和光市、全地域生活支援センターとの間で利用者の状況、計画内容等の情報を共有化している。こうした基盤により、モニタリング時に必要な情報を効果的、効率的に収集できる仕組みとなっている。例えば、移動支援事業の利用にあたって介助者が必要か否か等の調整がこれらの情報に基づいて検討されている。
- ・和光市における地域生活ケアマネジメントが機能している背景には、ケアマネジメントの実施主体である行政と、委託先の相談支援事業者が密接に連携することで、行政支援理念の共有化、要綱等の基準に関する理解の徹底、さらに、個別ニーズを踏まえた例外的運用事例についての共有化を図ることで、ケアマネジメントに関わる実践的知識・運用ルールを共有化することに力を注いでいることが重要なポイントであると考ええる。

◆利用者等に対する情報提供・利用申請支援について

- ・障害者手帳等の発給時に、和光市における障害福祉サービスの利用に関わる冊子を手渡すとともに、その時点でサービス利用が見込まれる対象者については、居住地域ごとに割り振られた相談員と引き合わせている。それらの取組が、利用者等に対する情報提供・利用申請に関わる支援となっている。

◆今後の課題

- ・相談支援事業の委託を受けている事業所では、他の福祉人材同様に人材確保が課題となっている。
- ・相談支援事業に関わる支援作業の密度はケースによっても異なる。そのため、事業所における人材確保、安定的運営の実現のためには、担当ケース数に応じて一定程度の収入が固定的に確保できるような仕組みづくりも必要であろう。
- ・利用者に関しては、障害福祉サービスは自立支援を実現するためのサービスであるこ

との理解がさらに醸成されることが課題であろう。

②次期障害福祉計画策定のための取組

◆利用者ニーズの把握

- ・和光市では、“S P D C サイクル”による計画策定を行っている。その基本指針は、「障害福祉計画策定にあたっての基本的な考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込み量の見込み方の提示」である（S：SURVEY（調査）、P：PLAN（計画）、D：DO（実行）、C：CHECK（評価）、A：ACT（改善））。
- ・現計画では、地域生活支援事業別に年度ごとの事業目標量を策定し、計画書に示している。計画策定にあたっては、事業別の支給決定量と実際の利用量の差を個別の検討、その際、障害の種類、程度、障害者の就労状況、家族の状況等別に検討している。
- ・全手帳所持者（害児・者）を対象にニーズ調査を実施し、状態別に困っている内容、生活課題をできる限り見える化し、実際に利用しているサービス種別、量、必要量等を検討している。

◆次期計画策定にあたっての課題

- ・障害者の高齢化とともに、家族の高齢化も課題となっている。家族が支えてきた生活課題をサービスにより代替していくニーズが高まっていくことが想定される。こうした観点も、次期計画策定時の課題となるであろう。
- ・地域社会福祉協議会は、民生委員児童員等と協力し、支援の必要な世帯の掘り起こしにつなげるための情報収集に努めている。
- ・和光市の立地条件として、比較的東京都市部に近いため、居宅系サービスに関わる事業所数が多く存在している傾向にある。現在サービスに関わっている事業所の連携をさらに強化することは重要な取組課題であるだろう。
- ・地域生活支援事業の効果的な活用を評価することは、利用者の多様性等を考慮し、個別性を重視する上では今後の検討課題であろう。とはいえ、例えば、障害児・者の見守り体制強化について、自助・共助の機能を活用すること、サービスの過剰提供にならないような利用者との協議・調整は重要な取組課題であろう。
- ・当市の障害者数の伸びは、比較的安定している。一方、難病者数は、対象疾患の見直しによって変動する余地がある。さらに、発達障害により支援を必要とする児童数は増加傾向にあり、将来こうした子ども達が 18 歳以上となった時に必要となる生活支援、通所サービス、就労機会の確保が課題になるであろう。特に、就労支援については、事業所数が少ないため、利用者の希望、特性に合わせて事業所（活動内容）とマッチングすることがし難い状況にある。

日常生活用具給付等事業等におけるニーズ把握とシミュレーション実施に関する実践事例

自治体名 練馬区

人	口	731,995 人
障害者手帳等所持者数		31,602 人

① 日常生活用具等給付事業の運営状況

- ・練馬区では、「練馬区日常生活用具給付事業実施要領」に基づき、事業を実施している。給付対象とする種目、種目別の機能、耐用年数を定めている。また、給付の対象とする用具の費用は、種目別に定められた限度額を超えない範囲としている。但し、限度額を超える場合には、その超える額を給付対象者またはその扶養義務者が負担することで給付される。
- ・用具の選定にあたっては、「日常生活用具品目選定会議」（区役所職員で構成する会議。以下選定会議）において検討、協議を行い決定している。
- ・給付対象は、身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者、難病患者等が対象であり、介護保険給付の対象者は、当該給付が優先されるが、介護保険給付で受けることのできない品目については給付を行っている。なお、区市町村民税所得割額が 46 万円以上の世帯の者は対象外となっている。
- ・利用者負担は、区民税課税世帯は、原則 1 割であり、月額負担上限額が別途規定されている。なお、給付上限額の規定はない。
- ・利用希望者は、区内の管轄総合福祉事務所に給付申請を行う。練馬区では、申請者の経済状況、身体状況、家庭環境および住宅環境を調査し、用具の給付について決定を行う。用具の給付は、事前に練馬区に登録した委託した事業者から現物給付され、区から事業者へ公費負担分について支払う仕組みとなっている。

② ニーズの把握および用具の価格調整等について

- ・利用希望者は、申請時に事業者から取得した見積書を持参していることも多い。総合福祉事務所の窓口で受け付けた見積書、利用者の利用希望等の情報を収集、整理し、前述の選定会議において見直し等の検討を行っている。区民のニーズ把握の機会としては、窓口でのやり取りの過程で得られる情報が非常に重要であると考えている。
- ・「練馬区日常生活用具給付事業実施要領」に規定されている種目別限度額は、過去の給付実績、利用希望者が持参した見積書、市場価格等の情報を収集し見直しをしている。種目によって、限度額が固定化（安定化）しているものと、変動傾向にあるものに分かれている。例えば、特殊マットは、高齢者介護用品のマーケットが拡大する中、より高機能化した製品に対する利用希望が挙がっている。新規に利用希望が挙がっている種目としては、センサー機能が付加された福祉用具、障害者用に開発されたアプリケーション等が挙げられる。

③ 今後の検討課題

- ・練馬区では、在宅の心身障害児者を対象に、日常生活を円滑にし、介護者の負担を軽減することを目的に、日常生活用具給付事業を実施している。昨今、高齢者人口の増

加、障害者の社会参加が進む中、あらゆる生活用具のユニバーサル化が進んでいると実感している。そのため、本事業の対象として、どこまでの種目を含めるべきか判断に迷う点もある。実際、種目を追加登録する際は、国の告示に照らしながら個別判断を行っている。具体的には、視覚障害者を対象とした生活支援用具（特に、デジタル機器）は、多様な機能を複合的に有しており、従来の福祉用具の1つの種目に合致しないこともある。

- ・日常生活用具給付事業の対象となっている、医療機器、医療材料等の中で、医療保険においても給付されるものがある。例えば、動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）等である。これらの給付について、医療保険との調整も必要と考える。

④日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）に関する自治体としてのマネジメントについての検討課題

- ・障害者の自立した地域生活の促進、高齢障害者等の増加に伴い、障害福祉に関わる予算全体が拡大傾向にある。機器の進歩等も適確に捉え、利用者にとってより効果的な事業実施に向けた見直しは継続的に実施していく必要があるだろう。
- ・一方で、練馬区においては、地域生活支援事業の1つである移動支援事業のニーズが増加している。障害児者の社会参加を進める上では、通勤等の長期かつ継続的な利用は顕在化するニーズであるとも考えられる。
- ・また、重度障害者が地域で生活するための基盤づくり（住まいの場、日中活動先の確保）は、今後の課題のひとつである。
- ・障害福祉サービスを運営、給付する基礎自治体として、マネジメント機能を発揮していくためには、日々、総合福祉事務所に持ち込まれる利用者の声に耳を傾けながら、具体的な事業費、見込み量に転換するシミュレーション機能を高めることが重要であると考えている。実際、担当部門では、様々なニーズをまずは具体的な数値に落とし込むために、支給決定された実績データを解析し、そのデータを活用したシミュレーションを実施し、推計値に影響を与える条件を見直しながら、検討を行っている。シミュレーションの基本的な考え方は、1）想定される対象者の人数はどの位か、2）対象者のうち、当該サービスを利用する人が、どの位いるのか、3）単価設定のあり方をそれぞれ検討し、組み合わせていくものである。さらに、そこで得られた情報を補完・検証するための情報（例：相談窓口でキャッチする情報）が重要なものとなる。
- ・こうしたシミュレーションを通じて得られた結果は、企画部門、財政部門と協議を行う際の重要な資料となっている。
- ・今後も引き続き、障害者等のニーズを的確に把握し、それがどのように地域生活支援事業の需要に影響していくかを見守り、分析していく必要があると考えている。

障害福祉分野における公的サービスマネジメント実践事例（移動支援事業）

自治体名	横浜市
人口	3,744,232 人
障害者手帳等所持者数	163,348 人

①移動支援事業の実施方針

◆利用対象者、利用者負担

- ・横浜市の移動支援は、「移動介護」と「通学通所支援」に分かれる。
- ・移動介護は身体障害 1～2 級かつ 3 肢以上の機能障害を有する方（かつ外出時に主に車いすを利用する方）が対象。また、知的障害、精神障害のある方も対象。
- ・基本的には国から示された考え方、基準に沿って利用対象者や負担額を決めている。

◆委託先に対する単価設定の状況

- ・単位数は平成 22 年と 25 年に改定した。平成 22 年に従来の在宅心身障害者手当を廃止し、その財源を活用した「将来にわたるあんしん施策」を実施することとなった。その一環として単位数を一部上方に改定した経過がある。改定は大きな財源が必要で容易には変えられないこともあり、平成 25 年度以降の改定は行われていない。
- ・移動のニーズが高いことは元々わかっていたため、限られた財源でなるべく多くの人にサービスを届けられる仕組みを検討した。その中で、元々 48 時間／月を上限としていたが、8 割～9 割の利用者が納まる時間であった 30 時間／月に変更したり（30 時間を超える必要がある利用者は個別対応）、ガイドボランティアの更なる活用推進を図るなど、様々な制度変更を組み合わせ膨大なニーズに対応することとした。
- ・1 単位当たり単価は、平成 30 年度に横浜市の地域区分が 3 級から 2 級になったことおよび単位単価が 10.96 円に上がったことを受け、30 年度に 10 円から 10.96 円とした。これは、市内事業者からヘルパーの確保のため単価を見直してほしいとの強い要望が継続的にあったことを受けた大きな決断と考えている。

◆委託基準の緩和に対する考え方

- ・現状では緩和の考えは特段ない。
- ・横浜市では平成 3 年から、外出時に付き添った地域の方に奨励金を支払うガイドボランティア事業を実施している（市単独事業）。ガイドヘルパーほどの専門性は有していないが、ボランティアとして可能な範囲で、個々の状況に応じた支援を行っており、地域の助け合いによる柔軟なサービス提供の側面を有している。

②支援ニーズの把握、見直しの方法

◆利用希望者の支援ニーズに対する評価、見直しの状況

- ・横浜市は計画相談支援の実施率が 38%（他はセルフプラン）で、専門的な計画作成の視点からは道半ばであるが、区職員等が相談を受けてプランを立案する際には利用者

本人の意向、目標、障害の種別・程度や社会的背景、介護保険等すでに利用しているサービスなどの内容を総合的に踏まえ、適切な支援を行っている。

◆委託事業所との連携

- ・個別の利用者に関する相談、連携としては、市内の 18 か所の行政区にある基幹相談支援センターが事業所からの相談を受けるなどサポートを行っており、さらにセンターのサポートを区が行うという体制をとっている。より指導的・監査的な対応が必要となるケースについては局担当部署が直接かかわるなどの役割分担となる。

③地域生活支援事業の実施課題および対応策

◆問題点、今後の対応策、独特な取組事例の紹介

【課題：担い手不足】

- ・担い手がない点が非常に大きな課題。外国人人材の活用について介護等他の分野では言われているが、障害福祉分野では移動支援時の障害のある利用者に対するコミュニケーションの難しさなどから馴染みづらい。
- ・また担い手は高齢化しており、60 代・70 代が主力である事業所も少なくない。その下の世代は給与・待遇の問題もあり育っておらず、今後高齢化がさらに進むと担い手がさらに減る可能性もある。サービスは事業者の努力により維持されている現状。
- ・通学通所支援に関しては大変ニーズが多いが、その多くは担い手も忙しい朝、夕方、担い手の確保には特に調整を要する。
- ・課題は多いが、例えば通学支援は、一昔前では親が担うのが当たり前という風潮があったところ、子どもに障害があっても親が働きながら生活が続けることが検討できるようになった（ニーズが出てきた）という見方もできるように思う。

【課題：個別ニーズへの的確な対応】

- ・医療的ケアを含む利用者の個別ニーズへの対応策として、横浜市では平成 31 年度から移動支援時のたん吸引について加算をつける予定。
- ・県内には 260 ほど吸引できる事業所があると聞いているが、市内にどれほどあるか、H31 以降どの程度の事業所にこれを担っていただけるかは未知数である。

【取組事例：移動情報センター】

- ・個人に応じた適切な移動サービスをコーディネートする期間として、18 の全行政区の区社会福祉協議会に移動情報センターを設置している。委託は市の社会福祉協議会に一括して行っており、そこから各区での活動を行ってもらう形態をとっている。
- ・移動情報センターでは地域の関係機関、事業所、ボランティアの方の情報を集約しており、相談があった際は移動支援も含めどのようなサービスが利用可能かの相談、調整を行う。新規の移動支援は手一杯で受けられない事業所も多いため、移動情報センターで空いている事業所の確認、相談等の調整まで行ってくれる。地域の細かな情報まで把握・活用できる点が社会福祉協議会に委託する大きなメリットと考えており、区でも移動支援に関する相談があった際は、当センターを紹介することが多い。

④障害福祉分野における公的サービスマネジメント体制

◆自立支援給付、介護保険給付等との一体的な利用者支援

- ・利用者がどのような生活をしていきたいか、意向やニーズを踏まえた支援方針やサービス提供の検討については支給決定マニュアルに記載があり、また区役所の専門の福祉職がこれを担っている。その過程の中で地域生活支援事業を含む障害福祉サービス、介護保険サービスの一体的な提供についても検討、実践している。

◆情報提供、申請支援のあり方

- ・利用者への情報提供については、手帳交付時に障害福祉に関する全サービスが掲載された冊子「障害福祉のあんない」を渡し、個人の等級に応じ利用対象となる全てのサービスについてその場で説明を行うことを、全区役所で一律の決まりとしている。1級の方であれば対象となるサービスがとても多いのでほぼ必ず1時間以上を要するが、その中で移動支援事業についても内容、手続き等しっかりと説明する。
- ・「障害福祉のあんない」は毎年内容を更新している（対象事業が多くなるため）。

⑤次期障害福祉計画策定のための取組

◆標準的支援量、アウトカム評価等に関するエビデンスの収集についての考え

- ・当事者向けアンケート調査を行っている。アンケート調査は毎回必ず聞く項目もあるが、関係者へのヒアリング調査結果などを考慮し最終的な項目を決め、市内の障害のある方のおよそ1割を対象に実施。障害種別の人数割合にも配慮している。なお、アンケートでは毎回課題のトップに上るものが移動支援となる。
- ・また、毎年計画の振り返りを行うため、秋頃に市民説明会を年4回開催している。数値目標を立てている項目を中心に現状をまとめ、説明会で報告し、意見交換をしている。参加者は当事者家族や事業所の方が中心で、数十人（多いと60人ほど）が参加。
- ・市の当事者団体等にもヒアリングし、計画策定に関するご意見、ご指摘をいただいている。こうしたデータや意見は、市の障害者施策推進協議会で報告し、議論頂き、その内容を計画や施策等に反映させている。
- ・アウトカム評価に関して、現行計画ではアウトプットによる評価が多い。障害福祉は要介護状態の防止といった明確な指標になりうるものがなく、最終的には個人のQOLの維持・向上が目指すところとなる。その場合に数値的指標ではなくどうしてもナラティブな評価になりがちである点が、アウトカム評価を難しくする要因とも考える。

<

- ・鎌倉市では、前述のガイドライン見直しのための基礎資料として、平成 30 年度に事業者アンケートを実施した。その結果から、1) 通所、通園、通学等の利用範囲の拡大は、対応が困難である事業所が過半数を占めたこと、2) 報酬面に関する要望が多く、中でも「身体介護なし」の短時間の報酬単価の見直しを求める内容が多かったこと、3) 福祉人材の確保に関する課題一が指摘された。

◆ガイドラインの見直し

- ・事業所アンケートの結果や障害者支援協議会地域部会での協議を踏まえ、現行のガイドラインの原則を維持しつつ、運用に沿った内容がガイドラインの一部を改定する（平成 31 年 4 月改定予定）。主な改定内容は、通園、通学、通所時の移動において、介護者の就労を理由とする利用は対象外としていたが、介護者が「就労」を理由に送迎ができない場合も対象とする点である。

②ニーズの把握と障害福祉計画の策定について

- ・鎌倉市における移動支援サービスのニーズを分析すると、知的障害児者の社会参加を目的とした支給実績の割合が高い傾向にあることが明らかになっている。障害種別に整理すると、視覚障害者は同行援護サービスにより支援が行われ、身体障害児者は多様なニーズの中から規定に沿ったニーズがサービスにつながっている。知的障害児者は、地域生活支援事業への期待が大きく、移動支援サービスの事業費増加に影響している。
- ・知的障害児者の具体的な利用ニーズとしては、散歩、買い物等が中心であり、道に迷わないようにすること、交通事故等から守ることが支援課題の中心となる。
- ・自立支援給付を利用している障害者は、相談支援員が、サービス等計画全体を調整し、利用者の効果的な支援につなげるべく調整を行っているが、地域生活支援事業のみを利用している障害児者は、生活全体を見たニーズ調整が全て行えている訳ではない可能性がある。鎌倉市としては、障害児者のニーズにできる限り沿うよう調整、支援を行っている。
- ・実際、支給上限全てを利用するケースはあまり多くない傾向にあり、土日や通所サービスが休みの日に移動支援サービスの支給が増える傾向にある。また、毎日利用するケースは少ない。
- ・鎌倉市で増えている移動支援ニーズとしては、生活介護等の利用者が、夕方事業が終了した後、外出や別の居場所を求めて移動支援サービスを利用するケースが挙げられる。また、母子家庭、2 人以上の障害児が生活している世帯については、例外的に通学を目的として移動支援サービスを支給している通学支援のニーズも増えていると感じている。
- ・現障害福祉計画に示した移動支援サービスの見込み量は、支給実績に基づき実利用者数の伸びをもとに設定しているが、これらのニーズを反映した計画策定の方策について検討する必要があるだろう。

③今後の検討課題

- ・本市における移動支援サービスの需要増の要因を分析すると、放課後等デイサービスを卒業した後の居場所、活動の場が求められていると考えられる。本市では日中一時支援事業所の定員数が少ないことから、その体制づくりが課題であろう。地域活動支援センターは、日中の居場所として機能しているが、人員配置基準のあり方、同一の場所で2つの事業を連続的に実施する際の規制緩和等が求められると考えられる。
- ・今後、鎌倉市においても障害者の高齢化により、グループホームへのニーズが高まるものと考えている。また、共働き世帯の増加、社会全体として障害児者の社会参加、自立が進む中で、障害者手帳の申請数が増加していること等を勘案すると、障害福祉サービスのニーズは、今後とも増加するものと考えられる。これらの点を考慮すれば、日中一時支援事業、ショートステイ、生活介護さらにグループホーム等の需要を総合的に検討し、供給体制を構築していく必要があると考えている。
- ・加えて、障害者の家族等の高齢化が進んでいる中、施設入所だけではなく、障害者が地域の中で生活し続けることができる支援体制が必要となる。具体的には、生活介護の需要増加が想定される。
- ・さらに、障害児者が地域の中で生活することを支える上で、機能訓練の場づくりが課題であると考えられる。具体的には、自宅で家族等と生活していた障害児者が、独居生活やグループホームでの生活に移行していく際に、新たな生活場所を体験して、本人が望む生活の場を選択する際の判断材料を提供すること。また、選択した新たな生活場所に適応するための生活習慣・行動等の獲得に向けたリハビリテーション、練習の機会が必要であると考ええる。
- ・障害福祉と高齢者介護とを比較した場合、障害福祉サービスの利用対象者は、障害種別、程度、年齢等によってニーズが多様であり、支援する側のスキル、知識、対応力は、より高いものが求められると考える。そのため、事業を担う法人とすれば、人材確保のハードルは、高齢者介護領域よりも高いと想定される。人材確保に関する課題を考慮し、事業が安定的に運営されるよう障害福祉サービスを担う事業者に対する支援（人材確保、質の向上を目的とした研修機会の提供等）についても検討が必要であろう。今後とも、移動支援サービスのニーズは増加していくものと考えられる。そのため、本市としては、移動支援サービスの供給体制の充実、質の向上を図っていくとともに、費用対効果を高めるための取組も必要になると考えられる。但し、移動支援サービスの効果を数値で表すことは容易ではない。基礎自治体に対する技術的支援が求められる領域であると考えられる。

障害福祉分野における公的サービスマネジメント実践事例（日中一時支援事業）

自治体名	綾瀬市
人口	84,229 人
障害者手帳等所持者数	3,684 人

①日中一時支援事業の実施方針

◆利用対象者・利用者負担

- ・各種手帳の所持者が主な対象となる。原則利用者負担は1割であるが、非課税、生活保護受給者について利用者負担は無い。

◆単価設定

- ・日中一時支援事業の単価は以下の通り（綾瀬市日中一時支援事業実施要綱より）。

区分	基準単価
1 時間～4 時間	2700 円
4 時間～8 時間	5400 円
8 時間～12 時間	8100 円
重症心身障害者支援加算	3000 円
医療的ケア支援事業加算	5000 円
看護師配置加算	
特定行為業務従事者配置加算	

- ・単価は近隣自治体とも協議のうえ、平成 18 年に設定した。当時の単価を現在に至るまで変えておらず、他の自治体と比較して単価は低いと認識している。事業所からは現在の単価では経営的に苦しいと伝えられることも多いが、単価変更の必要性を明確に説明できる根拠設定が難しい現状もある。
- ・利用上限は原則最大月 40 時間まで（1 時間～4 時間の区分では月 10 回まで、など）としているが、就労している保護者等の場合は月 10 回では大きく不足するため、現実的には原則の上限を超えて利用せざるを得ない場合も多い。

◆医療的ケア支援事業加算

- ・日中一時支援事業を提供する事業所のうち 1 か所が、医療的ケアを有する利用者へのサービス提供を元々行っていたが、看護師配置等のコストが大きいことから補助が必要との要望があり、これを受けて平成 30 年度から新たに設定した加算。看護師または特定行為業務従事者による介護を実施した場合に 1 日 1 回加算できる。
- ・現在の利用者は 1 人であるが、今後特別支援学校の卒業生で医療的ケアが必要な児童が数名おり、加算対象となる利用者数は今後増える見込み。将来的には 10 名ほどの利用を想定している。また、提供する医療的ケアに特段の制限はない（吸入や吸引など

様々な行為を対象としている)。

- ・利用者負担を設定すると利用を控えることにもつながりかねないため、当該加算について利用者負担はない。例えば月 4 回当該加算を利用すると、4 回×5,000 円×12 か月で、年 24 万円ほどの費用となる。なお、現在医療的ケアを提供している事業所は入所施設であり、元々看護師が在籍しているところとなる。

②支援ニーズの把握、見直しの方法

- ・当市の障害福祉担当部署には、通算で 10 年以上の長期間にわたり在籍しているベテラン職員がおり、事業所等とも関係性が構築されているため、直接率直な生の声を聞くことができる。こうした意見をもとに適切な施策検討、実践につなげている。
- ・日中一時支援事業のニーズは、保護者の就労増に伴い近年大きく増えていると感じる。当市の日中一時支援事業は、就労継続支援 B 型や生活介護の後に続けて利用される形が多い。生活介護等が終わる時間として 3 時、4 時頃が多いがこの時間では就労している家族が迎えに行けないことも多く、迎えに行けるまでの時間を日中一時支援事業で過ごすパターンとなる。

③地域生活支援事業の実施課題および対応策

- ・地域生活支援事業は国からの補助もなく市の負担も大きい事業で、財政面からは延長支援加算等での対応が望ましい側面もあるが、利用者のサービス利用ニーズを踏まえると、地域生活支援事業での対応は一定程度やむを得ないものとも考えている。また、事業所の収益面においても延長支援加算はメリットが小さいことも理由と感じる。
- ・移動支援については、放課後等デイサービスの普及でだいぶニーズは落ち着いてきたが、それでも通学に関してのニーズは非常に高い。事業所も足りていない印象がある。
- ・対応策として、当市では月 4 回まで、重度心身障害を有する方がリフト付きの介護タクシーを利用して移動する場合に運賃部分を補助する制度を設けているが、1 割負担があることもあり利用者は少ない。
- ・なお、人材確保については現状極めて不足している状況ではないが、現在日中一時支援事業を提供している事業所は 4～5 か所ほどであり、今後採算性確保等に起因する事業所の撤退などが生じると厳しい状況となる。

④障害福祉分野における公的サービスマネジメント体制

◆自立支援給付、介護保険給付との一体的な利用者支援等

- ・当市では市役所から徒歩 10 分程度の場所に「綾瀬市保健福祉プラザ」を設置。基幹相談支援センターのほか、地域包括支援センター、子育て支援センターなどの機能を同建物内に有し、また健康づくり推進課、社会福祉協議会など様々な組織も置かれている。利用者のニーズに包括的に対応できるとともに、分野横断的な施策検討の効果

的・効率的な運営にも資するものとなっている。

- ・また、自立支援協議会には市教育委員会にも参加いただき、特別支援学校とのつながりも含めた包括的な支援体制の構築に努めている。

◆情報提供、申請支援

- ・市役所窓口においては手帳交付時等にサービスの存在、内容について説明。また、当市では相談支援事業所を民間事業所が担うことが多く、相談支援専門員にも適宜利用可能なサービスの制度的変更があった場合などは情報提供を行うことで、もれなく情報が行き届くようにしている。基本的には相談支援専門員が、アセスメントや各種サービスの提供等うまくマネジメントしているものと考えている。

⑤次期障害福祉計画策定のための取組

- ・計画策定にあたってはアンケート調査、聞き取り調査等により状況を把握している。
- ・標準的な支援量の定め、アウトカム評価についてはなかなか難しいのが実情。

利用者ニーズの把握に向けた体制づくりの実践事例

自治体名	金沢市
人口	453,739 人
障害者手帳等所持者数	15,789 人

① 日常生活用具における地域生活支援事業の実施方針

- ・金沢市では、平成 18 年 10 月 1 日に「金沢市地域生活支援事業実施要綱」を定め、市の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援事業を開始した。また、市では福祉用具情報プラザを開設し、福祉用具等に関する相談・情報提供等を行うことで、障害者の生活支援を積極的に推進している。
- ・日常生活用具の給付における特徴として、重度障害者に対する全額、自己負担を免除が挙げられる。これは地域生活支援事業の開始時からであり、重度障害者に対する負担の軽減を打ち出したもの。重度障害者が、長く市で安心して生活できるよう、可能な限り応援してくという方針で制度を設計した。市の地域特性として、コミュニティ文化が浸透していることが挙げられる（例えば、各小学校区内に公民館、民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会がある）。重度障害者以外の自己負担上限額についても、当初基準（37,200 円）の半分に設定している。なお、給付利用者の中で、負担零円の方々の割合は 9 割程度と高い。
- ・給付種目の見直しについては、市の障害者自立支援協議会の中に「日常生活用具検討専門部会」（以下、「専門部会」）を 2 年に 1 度設置し、種目や基準額等の見直しについて検討を進めてきたが、より幅広い利用者ニーズの収集方法等、専門部会のあり方について検討すべきとの意見もあった。かかる状況下、今年度設置する専門部会については、関係団体からより多くの意見を収集し、専門家の視点も加えた効果的な給付事業を推進すべく、その役割や構成等を大きく見直した。

② 支援ニーズの把握、見直しについて

◆「専門部会」の委員構成の変更

- ・専門的かつ幅広い視野での検討を企図し、以下のような委員構成とした。

- 医療ソーシャルワーカー
- 福祉用具取扱事業者
- 市福祉用具情報プラザ館長
- 社会保険労務士
- 学識経験者

これは、前回設置の専門部会にて、専門委員の推薦を依頼した当事者団体以外の団体にヒアリングを実施したところ、生活実態に基づいた幅広い利用者ニーズや意見を収集することができたことが背景。従来、当事者団体からは専門委員として検討をお願いしてきたが、今年度からは、アンケート・ヒアリング調査により利用者ニーズを提案

していただくよう変更した。

◆「専門部会」の役割を明確化

- ・専門部会は、給付種目の選考を行うのではなく、事務局（市）からの提案に対して、専門的な見地からのアドバイス（種目の精査）を行う。具体的には以下の通り。

○関係団体からのアンケート調査票等をもとに種目の精査を行うこと

○各団体からの直接ヒアリングを行うこと（訪問調査含む） 等

◆「利用ニーズ」収集方法の変更

- ・専門部会で精査する利用者ニーズ（案）は、市によるアンケート調査や他自治体への照会結果により取り纏めている。今年度のアンケート調査については、委員からの意見等を踏まえ、調査対象先ならびに調査内容を大きく見直した。

○調査対象の拡大

従来の倍以上となる約 66 団体（障害者関係団体 36 団体、医療関係団体 30 団体）に調査を実施した。調査対象の拡大については、多くの個別意見が挙がることによる事務負担増に対する懸念が挙げられたが、実施した結果、（分野限定的なものではあるが）これまでにはなかった利用者ニーズを収集することができ効果があった。

○調査内容の見直し

既存の給付種目に対する利用者ニーズ（要件や基準額等の見直し）や、新規追加を希望する種目等を調査。挙げられたニーズに対して優先順位をつけていただくこともお願いした。また、他自治体での導入事例についても調査を行った。関係団体からは積極的な回答がなされた。

- ・今回の幅広い意見の収集により、給付種目の基準額と実勢価格とにかい離がある種目が存在することが明らかになるなど新たな発見もあった。
- ・現状、給付種目の変更に対するニーズは、要件の緩和がほとんどである。

◆給付種目の選考について

- ・専門部会での関係団体へのヒアリングを踏まえ精査した給付種目の内容については、市が関係団体等に通知を行い、意見や助言を求めることとした。
- ・給付を廃止する種目があった場合、障害のある方への周知を行うため、1 年間の経過措置期間を設けたのちに廃止を行うこととしている。ただし、過去に給付実績がなく、廃止する種目の候補に挙げたとしても、関係団体等へのヒアリングを行ったうえで、給付の廃止を決定している。

③ 地域生活支援事業の実施課題および対応策

- ・今年度から専門部会の委員構成や利用者ニーズの収集方法等について大きな見直しを行った。現時点では器（スキーム）を作った状況であるため、より効果的な事業を推進すべくさらなる肉付けが必要であると認識している。次年度以降評価を行いながら適宜見直しを行っていく。
- ・当市では給付を受けるには利用者に障害者手帳を持ってもらうことを前提としており、

手帳を持っていたことが障害者にとってメリットが大きいと伝えている。

- ・利用者の障害の状況によって、日常生活用具に求められる機能は異なるため、そもそも日常生活用具に求められる機能ならびに基準額については、市としてどのように考えていくべきかなど検討すべき課題は多い。平成 18 年度に地域支援事業に移行した時から、基準額が変わっていない種目もあり、今後の検討課題として考えている。

障害福祉分野における公的サービスマネジメント実践事例（日中一時支援事業）

自治体名	三島市
人口	110,444 人
障害者手帳等所持者数	4,615 人

①日中一時支援事業の実施方針

◆利用者負担の設定に対する考え方

- ・当市では日中一時支援の補助基準額を以下の表のとおり定めており、自己負担分は原則下記の一割となる。
- ・生活保護受給者については自己負担無しとなる。また、要綱上「市長が特に必要と認める利用者」も自己負担無しと定めており、主としては生活保護の境界層措置の対象者が該当する。一方で「特に必要と認める利用者」の判断基準は明確ではないことから、今後精査が必要と考えている。

利用時間 障害支援区分		4 時間以下	4 時間超 6 時間以下	6 時間超（3 時間超）
重心	医療	6,000 円	10,500 円	15,000 円
	医療以外	4,400 円	7,500 円	10,500 円
A		2,700 円	4,400 円	6,000 円
B		2,200 円	3,900 円	5,500 円
C		1,700 円	3,400 円	5,000 円
送迎加算（※）		200 円／回（1 日 1 回を限度とする。）		

（出典）三島市日中一時支援事業実施要綱

◆委託先に対する単価設定の状況

- ・単価は上表の通り。当市では平成 19 年 4 月 1 日から、それまでの「三島市障害児・者ライフサポート事業」における「日帰り短期入所」「放課後児童対策」「デイサービス」を、障害者自立支援法（当時）に基づく「三島市日中一時支援事業」（地域生活支援事業）として実施しており、その時点から上記単価が設定されている。平成 19 年から単価は変えずに制度を運用しているが、これまでのところ利用者・事業者から金額についての指摘、意見は多くはない。なお、「医療」については吸引、胃ろうなど継続的に医療的ケアが必要な利用者にサービスを提供した際に適用される。利用者は数名ほどである。
- ・当時の他市町の要綱等もデータで確認している記録があるが、単価設定は市町により各々異なっていた。当該単価は障害者自立支援法の短期入所サービス等の金額を参考に決定したものと考えられるが、これについては記録がなく正確には不明である。
- ・日中一時支援事業は、生活介護や放課後等デイサービスの後に連続して利用されることが多い。

②支援ニーズの把握、見直しの方法

◆利用希望者の支援ニーズに対する評価、見直しの状況

- ・障害福祉計画の策定にあたり、障がいのある人の日常生活の様子、社会参加や地域で自立した生活を送るために必要な支援などについて把握するため、アンケート調査を実施している。
- ・また、当市では日中一時支援事業等の支給決定の際、本人・支援者のニーズ把握を行い適切な時間数・区分を確認することとしている。具体的には、日中一時支援を希望する利用者については、障害福祉サービスや障害児通所支援サービスの利用が無い場合でも、本人及び支援者に対し、障害支援区分に係る認定調査と同じ聞き取り調査を実施する（審査会には諮らない）。この調査書をもとに障害支援区分の判断基準と照らし合わせるなどして、日中一時支援の支給決定を行っている。
- ・さらに、どの利用希望者についても、申請者及び事業所等に週に何時間利用する予定かなどを聞き、具体的に必要な時間、回数を申請してもらうようにしている。
- ・今後、聞き取り内容等を精査し、利用者の状態に合った区分を決定していくことが課題と考えている。

◆委託事業所との連携

- ・事業所の指定に関しては、利用者が安全にその事業所を利用できることが極めて重要となる。このため、人員配置、運営規程等内容を精査し、事業所とこまめに連絡を取りながら指定するかどうかを決定している。実態として日中一時支援の人員配置を満たさないと判断される場合、事業所の指定を行わなかったことも過去にあった（その後、人員配置を満たしたことを確認できたため指定を行った）。
- ・新規指定時は特に、どのような目的で、どのように運営していくかできる限り聞き取るようにしている。例えば、三島市の利用者を見込んでの申請なのか、どのように活動のスペースを確保するか、支援者の人員に不足はないか、時間中どのような支援をするか、などが主な聞き取り項目となる。

③地域生活支援事業の実施課題および対応策

◆問題点、今後の対応策

- ・放課後等デイサービスをフリースクール的に（個別の学習支援を受ける場や居場所として）利用している不登校の子どもについては、18歳以上になると障害福祉サービスまたは日中一時支援事業に切り替えることが多い。しかし、日中一時支援事業への切り替えを検討しても、利用者の状況等によっては当事業の対象外となってしまうことがある。また、こうしたフリースクール的な支援の提供が日中一時支援の趣旨からみて適切かどうか、検討の必要があると考えている。
- ・対応として、利用者への支給決定の基準を精査していくことなどが考えられる。

 **日中一時支援事業を含む多様な支援ニーズに対する総合相談体制**

の実践事例

自治体名	箕面市
人口	137,826 人
障害者手帳等所持者数	5,781 人

①日中一時支援事業の実施方針

◆利用対象者

- ・障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等の日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的としている。
- ・市内に居住する障害者等で、日中において監護する者がいないため、一時的な見守り等の支援が必要な場合を対象としている。
- ・事業内容は、障害者の日中における活動支援に関する業務、障害のある児童の放課後等における活動支援に関する業務、障害者等が社会に適応するための日常的訓練に関する業務および市長が認める業務としている。
- ・支給量は、自立支援給付における介護給付費「短期入所」の支給量と合算し、支給上限の範囲で決定している。

◆利用者負担

- ・利用者負担額は、介護給付費と同様に、「補助基準額」の 1 割としている。利用者の家計に与える影響を斟酌し、月額上限負担額は、移動支援事業、日中一時支援事業、入浴サービスの合計額が、課税世帯では 4,000 円としている。なお、非課税世帯及び生活保護世帯は、利用者負担が減免されている。

利用料：4 時間未満／回（0.25 日／回で換算：200 円／回）

8 時間未満／回：（0.5 日／回で換算：400 円／回）

12 時間未満／回：（0.75 日／回で換算：600 円／回）

◆補助金

- ・近隣市町とも課題等を情報共有し、補助金の決定等においても参考にしている。
- ・日中一時支援事業を提供する事業指定は、指定短期入所事業者、平成 18 年 9 月 30 日までの指定障害者デイサービス事業者（法附則第 8 条）または介護保険法における指定通所介護事業者としている。

②支援ニーズの把握、見直しの方法

- ・日中一時支援における中心的な支援ニーズは、見守りである。特に利用ニーズが高いのは日中活動系サービス利用後の夕方の時間帯である。しかし現状においては、移動支援事業を利用して、本人の希望する余暇活動、買い物等をしに出かけるというケースも多いと実感している。

③日中一時支援事業の実施課題

- ・日中一時支援事業を実施している 4 事業所では、サービス提供を担う人材確保が共通

の課題となっている。当該事業は、他事業と兼務している職員が支援を行っている。

- ・ 日中活動系サービスの利用時間が終了し、就労している家族等が帰宅するまでの間（概ね 16 時から 19 時まで）の支援ニーズは、必ずしも充足されていないと考えられる。現在、放課後等デイサービスに通所している児童が、18 歳以上に到達した際の居場所・活動場所の資源が不足している。日中一時支援事業のあり方の検討も含めて、こうしたニーズへの対応が今後の課題である。
- ・ 支援や活動内容における利用者のニーズを踏まえたコンテンツの見直し、工夫による質の向上が期待されるが、いまだ見守り中心で活動系メニューが貧弱であるため、希望する外出先に行くことができ、利用者満足度が高い移動支援に利用者が流れている。
- ・ 魅力あるメニューの創出が必要だが、提供時間、利用者層、経費（事業者の収入と市の財源）等の観点から難しい。本来、日中活動系自立支援給付の報酬体系を見直すなどが必要である。

④障害福祉分野における公的サービスマネジメント体制

- ・ 箕面市では、支援を必要としている障害児者のライフステージに応じた、一貫した支援の実現を目指し、障害者、高齢者いずれの相談支援も一元的に実施する地域包括ケア室を設置している。また、サービス等利用計画と介護保険から給付されているケアプランの情報も、一元的に活用できる仕組みになっている。

⑤次期障害福祉計画策定に向けての検討課題

- ・ 現行の市障害福祉計画では、地域生活支援事業についても、計画年度ごとに実施内容と必要見込み量を設定している。見込み量（値）は、支給実績の伸び率をもとに設定している。
- ・ 仮に、計画策定時に、支給量、支給額について参酌すべき情報等が国から全国統一的に提示されれば、各自治体の特徴を把握するための基礎資料ともなる。
- ・ これまで、多くの自治体において、障害福祉サービスは、措置制度時代の基準額、支給量等を延用してきた経緯があると推測している。地域生活支援事業が実施されて 10 年超となり、今後は、各自治体の方針に沿った多様な取り組み方が展開されるであろう。
- ・ 地域生活支援事業の効果的な利用のあり方を検討する上では、いくつかの視点から検証する必要がある。例えば、1) 障害者の生活拠点について地域移行がどのくらい進むか（本人の希望に即した実現度）、2) 地域での障害者による独居生活の実現、3) サービス利用者の QOL・満足度、4) 障害者と地域住民等とのつながり状況、5) 障害者の自己実現の状況、6) 費用対効果－が考えられる。
- ・ 障害福祉計画の計画策定にあたっては、こうした多様な視点からの検討も必要である。

障害福祉サービスの公的マネジメント体制づくりの実践事例

自治体名 A 市

①日常生活用具における地域生活支援事業の実施方針

- ・本市では、平成 12 年 3 月 31 日に「身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する規則」を定め、給付に必要な基準や費用負担等を定め、身体障害者等の福祉の増進を図るための日常生活用具の給付を開始した。
- ・当初は 48 種目であったが、利用者ならびに関係団体からの利用ニーズに応えるべく、給付対象の種目を増やし、現時点では障害別に以下の種目（計 81 種目）を給付している。
- ・給付種目は、市ホームページ上で公開している。

障害分野	給付種目数
視覚障害	13 種目
聴覚障害	4 種目
音声・言語機能障害	5 種目
肢体不自由	22 種目
内部障害	7 種目
重度身体障害及び重複障害	5 種類
精神障害	1 種目
知的障害	6 種目
障害者総合支援法の対象となる難病	18 種類

- ・給付の対象種目ならびに基準額の設定については、全国の中核市ならびに近隣市町村への聞き取りをふまえ、以下の 3 点から検討を進めてきた。

■対象種目について

視点	説明
普遍性	当該種目について、特定の申請者のみが必要とするものではなく、一定のニーズがある場合
安全性の確保	当該種目がなければ重篤な事故や怪我、病気等を引き起こす恐れがある場合
効果性	当該種目を使用することで、本人の生活の安定や介護者の負担軽減、将来に見込まれる医療費の軽減等が見込まれる場合

- ・給付対象となる種目は、利用者や関係団体からの利用ニーズを踏まえての検討。

- ・多くの利用者は、病院からの提案や自ら情報収集し給付申請を行う。要件を満たしていれば、基本的には、利用者から申請があったものは、給付を行っている。利用者からの新たな情報提供も珍しくない。
- ・新たに本市に転入した利用希望者の場合、転入前に給付を受けていた種目が、本市では給付対象となっていない場合もある。利用実績を本人または前居住自治体へヒアリング等を行い、給付対象に加えることも検討している。
- ・重複給付がないよう、本市では（コンピュータ）システムを活用し確認をしている。
- ・一方で、過去一度も給付実績がない種目もみられた。ただし給付対象外とすることについては、利用者の不利益とならないよう慎重は判断が必要とされたことから、市単独での判断では難しい状況もあった。また、給付開始から現在に至るまで給付種目数は右肩上がりであり、財政的な視点からも給付のあり方の見直し体制づくりが課題であった。
- ・本市では、今年度より、「身体障害者等に対する日常生活用具検討会（以下、検討会）」を立ち上げ、給付種目の改廃や新商品の認定、日常生活用具の基準額の設定等について、有識者による検討員会を設置することとした。事務局は障害者福祉課が担当している。
- ・検討会では、専門家（医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）からなる委員会を概ね年1回開催し、以下の点について検討し、市へ提案を頂いている。
 - （１）日常生活用具の給付種目の改廃
 - （２）新商品の認定
 - （３）日常生活用具の基準額の設定
 - （４）給付対象者の要件
 - （５）その他必要な事項
- ・検討会から、代替サービスの有無を踏まえ、給付を廃止しても差し支えない種目（案）が提案された。給付対象種目の削除は、給付事業を開始してから、今回が初めてである。今後は、基準額の設定や給付対象者の要件についても検討を進めていきたいと考えている。

■給付基準額について

- ・給付対象種目を使用する目的（給付対象種目の機能）を達成できる最低限レベルのものの販売相当額としている。

②支援ニーズの把握、見直しについて

- ・現状は、利用者や関係団体からの散発的な要望に基づく対応が中心であるため、十分ではないと考えている。効果的なニーズの集約をどう進めていくかは、課題であると考えている。

③地域生活支援事業の実施課題および対応策

- ・財政的な観点から、効果的な日常生活用具給付のあり方を検討することは重要な課題であると考えている。前述の通り、今年度、市では新たな検討体制作りを進めたが、来年度以降は、検討会をより効果的に運営していく方法を検討していきたいと考えている。
- ・例えば、基準額の設定等のあり方を検討する際、その検討材料をどうまとめていくかが考えられる。現状では、情報収集については、中核市や近隣自治体への照会を通じてえられた情報を中心に活用している。国などから参考となる情報提供があれば有益であると考えられる。

 地域生活支援事業に関する基礎自治体間の情報共有に関する取組実践事例

自治体名	大阪府
人口	8,825,545 人

①地域生活支援事業の運営実態の把握・共有化（移動支援事業を中心に）

- ・移動支援事業の市町村の取扱い状況も踏まえ、可能な限り市町村間で相違が生じることを避けるため、平成 22、23 年度に市町村との協議の場を設け、平成 24 年 3 月に運用の考え方を共同で作成した。
- ・この考え方の取り扱い、あくまで標準的なものであり、移動支援事業の実施主体である市町村の判断により、地域の実情や支援の必要性等を踏まえ、移動支援の利用を判断することになっている。
- ・また、その運用状況や近年論点に挙がっている項目については府が毎年調査を行い、その結果を全市町村に周知することにより、制度の検討の材料としていただいているところ。

◆移動支援事業に関する論点

- ・移動支援事業に関して、以下のような論点が挙がっている。1 点目として、日中事業所が終了した後の居場所確保策の 1 つとして、移動支援事業が活用され、ニーズが増加している点である。一般的に日中事業所は夕方 16 時頃終了するので、その後、家族等が就労先から帰宅するまでの間（概ね 18 時 30 分頃まで）、本人の希望に応じて外出するという利用について、これまでもあったが、放課後等デイサービスの定着により増えている。
- ・2 点目は、移動支援事業として許容している利用目的（例：宿泊を伴う利用の可否）、利用対象者（例：電動車椅子で自走できる障害者の利用）にばらつきがある点である。
- ・3 点目には、移動支援事業のサービス形態についてである。「移動支援」は、外出支援であるが、外出先での見守り中心の時間をどう考えるか。また、自転車での伴走を支援と捉えてよいか等が議論になっている。具体的には、前者は野球観戦や映画鑑賞の際の現地での支援の取り扱い、後者は知的障害者を中心に、自分で自転車に乗り、移動することに伴走で付き添うサービス形態が許容されるかという点である。利用者が希望する移動先が近所である場合、移動手段として自転車が適当であるケースも少なくないが、安全確保上問題がないかも課題となっている。
- ・4 点目は、利用の起点終点について。自宅発着に限らない柔軟な対応としたいが、日中事業所の送迎目的の利用を懸念し認めていない市町村もあるのが現状。

②移動支援事業と他の障害福祉サービスとの関係

- ・移動支援事業の総支給量は、地域内の他の障害福祉サービスの供給体制の違いにより、相互に補完する・影響を与える関係にあるという側面を有していると考えられる。
- ・移動支援事業のニーズに影響を与えていると考えられる他の障害福祉サービスの例として以下が挙げられる。大阪府内は、他の都道府県と比較して、グループホームの数（支給量）が多く、グループホームの職員配置が比較的少ない土日に、利用者がグループホーム外の活動場所を求めて移動支援事業を利用するパターンがみられる。若い頃は土日や年末年始などの長期休暇に一時帰宅する利用者も多いが、グループホームでの生活に馴染む中で、帰宅する自宅家族等との関係の希薄化や、家族の高齢化で帰宅等が難しくなっている。もともと比較的軽度の利用者を想定したグループホーム制度の人員配置と報酬の見直しが必要と考えられる。
- ・視覚障害者を対象とした同行援護は、自立支援給付の対象とされているが、その他の障害者の移動支援は地域生活支援事業の範囲としていることは、障害の種類、程度、地域の生活環境等の要因から、ニーズの個別性が高くなるため、全国一律のルールでは運用しにくいことが背景にあると考えられる。しかしながら、移動支援のニーズは個別性が高いがゆえ、基礎自治体間でばらつきも大きくなるという実態にある。仮に、基礎自治体として移動支援事業の利用にあたり、利用者の公平性を保つため、一人あたり支給上限を設定することについては、障害の種類、程度によってニーズの個別性（他のサービス資源の代替分の上乗せを含む）が高いことから、設定が難しいという議論がある。（大阪府内では標準時間数を設定している市町村も多くある。）

③移動支援事業に関する市区町村における課題

- ・市区町村では、移動支援事業の利用希望者から寄せられる申請時の情報、利用ニーズ等をもとに、実施要綱等に照らして、申請許可の判定、サービス計画表等をもとにしたサービス形態、支給量の決定、さらに、請求実績の点検業務等、多大な事務量を負っている。その対応策として、大阪府国保連合会に、地域生活支援事業の請求審査を委託しているのは、居宅介護等と同様に基本的な支給決定上限やルールが利用者や事業者に周知されていて、毎月の細やかな請求実績の点検等の必要のない市町村に限られているようだ。さらに、前述の通り移動支援事業のニーズは個別性が高いため、支給決定には個々の判断を要し、利用にあたっては利用者や事業者からの個々の問い合わせや相談の対応などが、市町村の事務量の増加につながっていると考えられる。

④事業者における課題

- ・移動支援事業の単価設定のあり方は、常に人員不足を抱える事業所の経営判断として、障害福祉サービスの移動支援事業を提供するのか、介護保険給付も含めた他のヘルパー事業を提供するのかの選択に、大きな影響を与えていると考えられる。現在でも障

害福祉サービスの中の重度訪問介護は、単価が低く、夜勤等も発生することから、人材確保が難しいと聞いている。このように移動支援事業を担う事業所は、自治体による単価設定のあり方により事業内容、人材確保に関する課題を抱えると考えられる。

- ・移動支援事業の利用者は、障害特性が多様でかつ個別性が高く、また、マンツーマンで外出するというサービス特性から、担い手としての人材確保にあたっては、少なくとも移動支援従事者養成研修を修了すること、経験を積んだヘルパーが同行する等といった対応が不可欠であると考えている。

⑤今後の検討課題

- ・移動支援事業をより効果的に運営していくためには、一定程度全国で統一的な水準を共有化しつつ、ニーズの個別性が高いため、基礎自治体が運用ルールを調整できるような選択の余地を残す仕組づくりが必要であると考えられる。
- ・移動支援事業の対象として、通勤、通学に関わる支援の取り扱いについては、福祉行政、労働行政、文部行政間の役割分担について明確にすることも必要であると考ええる。例えば、社会全体として障害者の雇用促進、社会参加を進めて行く中で、その基礎的支援といえる移動支援を雇用施策と福祉施策でどのように分担し、整備していくのかという点や、教育保障の観点からの教育施策との整理などである。
- ・また、放課後等デイサービスの拡充に伴って、発達障害児等の移動支援事業、日中一時支援事業の利用ニーズが顕在化してきたと感じており、放課後等デイサービスを卒業した児童の日中事業所利用後の活動の場について、国の障害者施策の中での早急な検討が必要と考える。
- ・地域活動支援センターで、放課後等デイサービスを卒業した児童の活動の場を設置できると国の会議資料に出ていたが、課題としては、現行の地域活動支援センターが日中受け入れている利用者のニーズと、放課後等デイサービス終了後の児童、もしくは卒業者のニーズに同時に応えられるかという点が挙げられ、人員配置基準、ノウハウの観点からも課題があると考えられる。
- ・さらに、障害者の高齢化が進んでいる中、外出よりも、心身の負荷がより軽い、くつろげる時間の過ごし方に対するニーズが高まっているときく。特に、前述のグループホームの利用者も高齢化、重度化が進んでいるため、こうしたニーズ（土日祝や長期休暇の期間、平日の夕刻等、日中事業所の営業時間外の活動場所）への対応が求められていると考えられる。

厚生労働省
平成30年度障害者総合福祉推進事業
地域生活支援事業の実施状況(実態)及び
効果的な実施に向けた調査研究
報 告 書

平成 31 年 3 月

【調査結果に関する問合せ】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 医療政策チーム

住 所: 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

電話番号: 03-5281-5277